

第 3 期中期目標期間見込評価（平成 26 年度～平成 29 年度）

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書様式

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第3期中期目標期間
	中期目標期間	平成26～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	項目別評価は 14 項目中、S が 1 項目、A が 2 項目、B が 11 項目であった。また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき算出した結果、B とした。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各評価項目の定量的指標及び定性的指標を総合的に見て、全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1－2－3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込 評価	期間実 績評価		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
統合による効果を最大限に発 揮するための研究の推進			<u>AO</u>	<u>AO</u>		<u>AO</u>		1－1－1	指標設定困難
労働者の健康・安全に係る重点 的な研究の実施			BO	BO		BO		1－1－2	
労災疾病等に係る研究開発の推進			BO	BO		BO		1－1－3	
化学物質等の有害性調査の実施			BO	BO		BO		1－1－4	指標設定困難
労働災害調査事業			A	A		A		1－2	指標設定困難
労災病院事業			B	B		B		1－3	
産業保健総合支援センター事業			<u>BO</u>	<u>BO</u>		<u>BO</u>		1－4	
治療就労両立支援センター事業			SO	SO		SO		1－5	
専門センター事業			B	B		B		1－6	
未払賃金立替払事業			BO	BO		BO		1－7	
納骨堂運営事業			BO	BO		BO		1－8	
（参考：27年度までの評価項目）									
研究所の業務との一体的実施	BO	<u>BO</u>						1－1	指標設定困難
すべての業務に共通して取り組 むべき事項	B	B						1－2	指標設定困難
労災疾病等に係る研究開発の推進等	BO	BO						1－3	
勤労者医療の中核的役割の推進	BO	BO						1－4	
円滑な職場復帰や治療と就労の 両立支援の推進等	BO	BO						1－5	
地域の中核的医療機関としての 役割の推進	A	B						1－6	
産業保健活動の積極的な支援と 充実したサービスの提供推進	BO	<u>BO</u>						1－7	
優秀な人材の確保、育成	B	B						1－8	
未払賃金の立替払業務の着実な 実施	AO	BO						1－9	
納骨堂の運営業務	B	BO						1－10	

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期目標		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込 評価	期間実 績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項										
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		B		2－1		
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項										
財務内容の改善に関する事項	C	C	B	B		B		3－1	指標設定 困難	
Ⅳ．その他の事項										
その他業務運営に関する重要事項	C	B	B	B		B		4－1		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定、平成 27 年 4 月 24 日成立、平成 27 年 5 月 7 日公布） 独立行政法人にかかる改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年 4 月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」・難易度：「高」 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
									予算額（千円）	—	—	3,541,502	4,534,978	
									決算額（千円）	—	—	3,614,085	4,187,164	
									経常費用（千円）	—	—	3,670,093	3,997,527	
									経常利益（千円）	—	—	67,134	23,934	
									行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	3,828,159	4,159,064	
									従事人員数（人）	—	—	129	123	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 機構は、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究の機能を有機的に統合し、予防、治療及び職場復帰支援を総合的に実施するとともに、労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究を行うことをミッションとしていることを踏まえ、以下のとおり、事業を実施するものとする。 1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 (1) 統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項 <					

発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供等、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の5分野に取り組むこと。 この取組により、労働災害の減少及び社会復帰の促進（アウトカム）に結びつけること。	発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の5分野に取り組む。 社会変動や産業保健活動の動向に留意した上で、この取組により、得られた研究成果を速やかに行政機関に提供し、労働災害の潜在的なリスクの減少、事業場における安全衛生水準の向上や社会復帰の気運の醸成を図り、その結果、労働災害の減少につながるようにするとともに、労働災害により重篤な障害を負った労働者等の社会復帰の促進に結びつける。	【平成29年度】 ・ 工程表に定める目的及び計画に従い、過労死等関連疾患分野、石綿関連疾患分野、精神障害分野、せき損等分野及び産業中毒等分野の各研究を実施した。 ・ 産業中毒分野では、厚生労働省からの要請を受け、新たに有機粉じんによる肺疾患をテーマとした研究計画を立案し、同計画に基づき研究を実施した。 【各分野における研究の進捗状況及び成果】 ① 過労死等関連疾患（過重労働） 「脳・進血管病の早期発見のための新たな指針の検討」 職場ストレス・精神的ストレスを包括的に検討した上で、過労死事案とサバイバーとを比較検証する観点から項目内容を精査したアンケート調査を安衛研が作成し、労災病院でこれを利用して過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）	って実施して研究を行っている。平成28年度は、異なった両組織が一体となって行うチャレンジングな研究の計画立案、工程表の作成等を短期間で行ったことにより、評価を一段階あげてAとした。 また、平成29年度は、厚生労働省からの要請に応え「有機粉じんによる肺疾患事案の原因の究明等に係る研究」を新たに開始した。本研究は、従来の労災病院と安衛研の研究体制に、毒性試験に係る能力を高水準で有する日本バイオアッセイ研究センターを新たに加えた3者を有機的に連携させた体制となっており、体制構築に今まで以上の配慮をしながら、より高度な相乗効果の発揮を目指し取り組んだ、中期目標を上回る、より挑戦的なものであったが、3者の議論、検討によってそれぞれの機能を十分に発揮出来る研究	
--	---	--	--	--

	やそれと過労死等をもたらず疾患との関連の解明・効果的な予防対策等に資する研究を行う。		
② 石綿関連疾患（アスベスト）	② 石綿関連疾患（アスベスト） 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に資する研究を行う 。	② 石綿関連疾患（アスベスト） 「石綿疾患診断の妥当性の検証」 労災保険給付に係る決定等の迅速化に資するため、労災病院と安衛研が協力の上、石綿繊維の迅速な計測法の妥当性の検証を進めた。また、肺内石綿小体数1,000～4,999本／gの範囲の肺がん症例において、肺内石綿繊維を測定することにより、どのような職種で従事期間がどの程度であれば、判断基準（石綿繊維5μm超200万本以上又は1μm超500万本以上）に該当するかについての研究を進めた。 【平成28年度】 ・労災病院では、原発性肺がん症例で手術施行した症例のうち、アスベスト小体5000本未満の症例を対象に石綿繊維数の計測を実施した。 ・安衛研では、迅速な計測法について、労災病院から提供を受けた、従来の計測法で計測した高濃度～低濃度の試料等を利用し、迅速な計測法に適した試料濃度の設定を行い、労災病院が保有する事例を使用し、迅速計測法の妥当性を検証した。 【平成29年度】 ・労災病院が保有する試料等を利用し、安衛研において迅速な計測法で石綿繊維数を計測すると共に、迅速な測定法に適した試料濃度（試料濃度を判断する指標として、粒子面積パーセントと単位面積アスベスト本数を設定）の検討を行なった	計画を立案し、迅速な研究開始が実現している。 目標を達成するだけでなく、労働者の健康被害の発生が懸念される重大な事案について、機構として対応して研究を実施したことは、まさに統合による相乗効果を最大限に発揮できたことに他ならないため、29年度の評価を一段階あげて「A」とした。 従って、平成28年度、平成29年度ともに「A」であることから、中期見込み評価も「A」とした。 ・安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究として、過労死等関連疾患分野、石綿関連疾患分野、精神障害分野、せき損等分野及び産業中毒等分野のすべてを28年度に開始した。
③ 精神障害（メンタルヘルス）	③ 精神障害（メンタルヘルス）	③ 精神障害（メンタルヘルス）	

⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露） 産業中毒等化学物質ばく露の原因究明や対応策の検討を行う。 なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮すること。 また、附帯決議を踏	⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露） 産業中毒等化学物質ばく露の原因究明や対応策の検討を行う。 なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮する。 また、理事のうち 1		⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露） ア「ベリリウム取扱者の適切な健康管理の確立」 ベリリウムの現在及び過去の取扱作業者を対象に、安衛研ではベリリウムばく露の状況及び感作など生物学的モニタリング指標の検討を行い、労災病院では健康状態の確認を行い、双方の研究情報を統合し、その関連を検証することで、ベリリウムによる健康障害への効果的な対応策に関する研究を進めた。 また、米国エネルギー省が作成したベリリウムリンパ球幼若化試験に関して、測定値のばらつきや偽陰性出現が見られることから、労災病院で採取したサンプルで安衛研が研究を行うことで当該試験の改良を行う研究を進めた。 【平成28年度】 ・ベリリウム取扱事業場の協力を求め、労災病院は慢性ベリリウム症の早期発見のための胸部ＣＴ検査の有効性を確認し、安衛研では、従来のベリリウムリンパ球幼若化試験（ベリリウムに対する感作を診断するための検査手法）の改良・代替手法の検討を行った。 ・労災病院の医師と安衛研の研究員が協力し、研究協力機関及び現在・過去のベリリウム取扱作業員への研究内容の説明を行い、研究協力への同意を得た。 ・労災病院において、研究協力者90名に対し、血球分析等によるベリリウム感作の有無の検討や通常線量及び低線量胸部ＣＴ検査により肺病変を確認した。 ・安衛研では、培養リンパ球細胞及び血液サンプルを用い、従来法の見直し及び代替法の開発に着手した。 【平成29年度】 ・ベリリウムに対する感作を確実に診断するための検査手法の改良・代替手法を検討し、ベリリウム刺激による幼若化試験の条件を最適化し、有効性の高い検出方法を確立した。 ・また、研究協力者85名に対し、労災病院の協力により２年目の胸部ＣＴ検査による肺病変の経過観察及び血液中の免疫担当細胞の分析によるベリリウム肺の発生に関わる免疫環境を検討した。 イ「有機粉じん取扱者の適切な健康管理」 平成29年４月に厚生労働省が発表した有機粉じんによる肺疾患事案を受け、労災病院、安衛研、日本バイオアッセイ研究センターが協力し、それぞれが緊密に連携することで一体となり、本事案の発生原因の究明等に係る研究を進めた。また、事業者の協力を得た上で、当該物質にばく露する労働者に対する健康管理手法等の研究を進めた。 【平成29年度】 ・有機粉じんによる肺疾患に対する健康管理手法等を検討するため、労災病院、安衛研及び日本バイオアッセイ研究センターのそれぞれが担当する研究計画の事前評価等を行った。 【平成28～29年度】 「過労死等関連疾患（過重労働）」分野及び「産業中毒等（化学物質ばく露）」分野のアについては、厚生労働省労災疾病臨床研究補助金事業による研究費を獲得した。 統合効果を発揮する研究・試験等が機動的かつ能動的に実施できるよう組織体制の見直しを行い、総合的な企画調整等を行う部門として、新たに「研究試験企画調整部」を設置。各事業年度において	た。また、安衛研の研究員が臨床現場を訪問し、実態調査を行う等、積極的な交流を図った。 ・ 機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない配置を行った。 ＜課題と対応＞ －	
---	--	--	--	--	--

まえ、理事のうち１人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を機構本部に設置し、必要な体制を整えた上で、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこと。併せて、重点研究の５分野に係る施設等で構成する協議会等の設置・運営、外部機関との連絡調整、研究・試験結果の普及・広報等を行うこと。さらに、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分に活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。 重点研究の５分野については、過労死等関連疾患（過重労働）分	人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）本部に設置の上、統合効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行う。併せて、重点研究５分野に関する方針決定、進捗管理、各関係者との意見交換等を行う協議会を設置する等により、重点研究の５分野を推進するための体制・手法を構築する。また、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分に活発な意見交換や意思疎通による交流を図ることにより、一層高次元の研究成果につなげることを目指す。 重点研究の５分野においては、過労死等の要因等に係る研究と臨	重点研究５分野に関する方針決定、進捗管理、各関係者との意見交換等を行う協議会を設置する等、以下のとおり取り組んだ。 【平成28年度】 ・1月23日に重点研究協議会を開催し、重点研究５分野に関する方針決定、進捗管理、意見交換及び各分野の工程表の検討を行った。 ・重点研究を円滑に進めるため、テレビ会議を活用するなど、各分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換等を行った。 ・安衛研の研究者が臨床現場を３回にわたり訪問し、現場調査を行った。 【平成29年度】 ・過労死分野、産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換等を行った。 ・９月１日に安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、調査・研究発表会を開催し、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図った。 出席者：安衛研研究員及び労災病院医師等 85名 研究発表テーマ：重点研究、労災疾病等医学研究、プロジェクト研究 等 ※プログラムは「４．その他参考情報」を参照 【平成28年度】 ・重点研究の分野ごとに工程表を作成し、事前評価を実施した上で重点研究協議会で検討し、機構本部で意思決定をした後に、機構ホームページで公表した。 ・研究計画立案等に必要な準備期間が短いなど、スケジュールが非常に厳しい中、すべての分野			
---	--	---	--	--	--

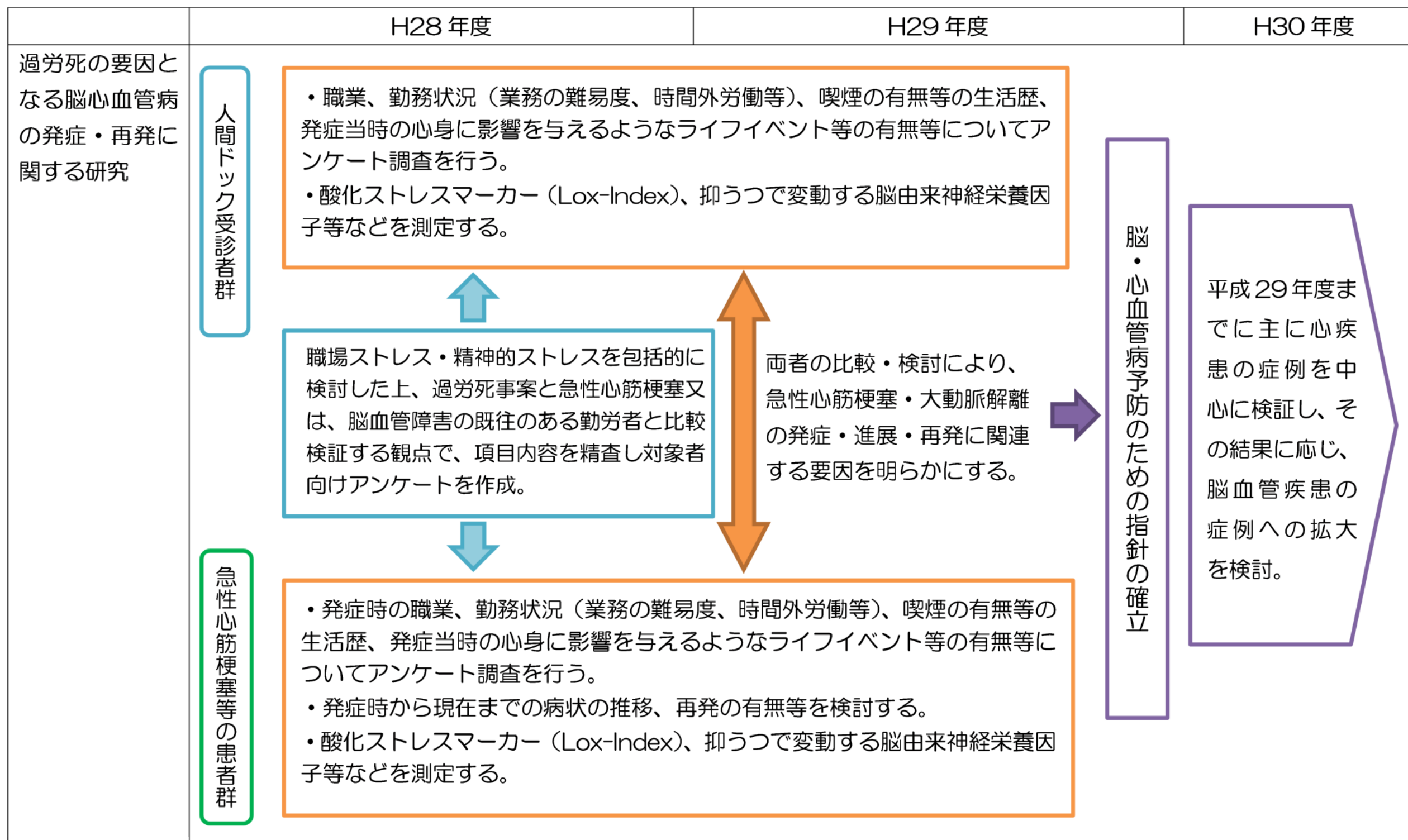
野では、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること、精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因に係る研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援を促進させること等に配慮し、研究内容並びに目指す成果に係る具体的な指標及び目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。	床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること等に配慮し、下記に示す研究内容並びに目指す成果に係る指標及び目標の下、研究を実施する。また、これらに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、下記（５）の事前評価が終了したものから順次公表する。 ① 過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等として考えられる長時間労働、過度な出張業務、精神的緊張を伴う業務などの「労働要因」、睡眠や休養の状況、飲酒・喫煙状況、食習慣などの「生活要因」、健康に関する自覚症状などの「健康状態」に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させる。 ② 石綿関連疾病（ア	において工程表を作成し、研究を開始した。 【平成29年度】 ・産業中毒分野等において新規研究として有機粉じんによる肺疾患をテーマとした研究を行うこととしたため、工程表を見直した。			
--	--	---	--	--	--

	スベスト）分野では、臨床事例の職歴や石綿へのばく露歴等を踏まえて石綿小体と石綿繊維の計測結果の対応関係を科学的に検証し、迅速な石綿繊維計測法の開発を目指し、労災認定における診断の迅速化・適正化を図る。 ③ 精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因として考えられるうつ病等の精神障害に罹患した労働者の就労状況、生活要因、受入側の企業の問題点等に係る調査・研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援に与する要因について検討する。 ④ せき損等（職業性外傷）分野では、せき損をはじめとする重篤な障害を伴う災害の予防に関する工学的研究と社会復帰に係る医用工学研究が結びつくことを生かし、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策を促進させる。 ⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露）分野では、健康障害等の発生が確定していない化学物質に関する毒性情報や健康障害の臨床情報の収集等を通じて、職場における化学物質の適正な管理や労働者の適切な健康管理手法の確立を						
--	--	--	--	--	--	--	--

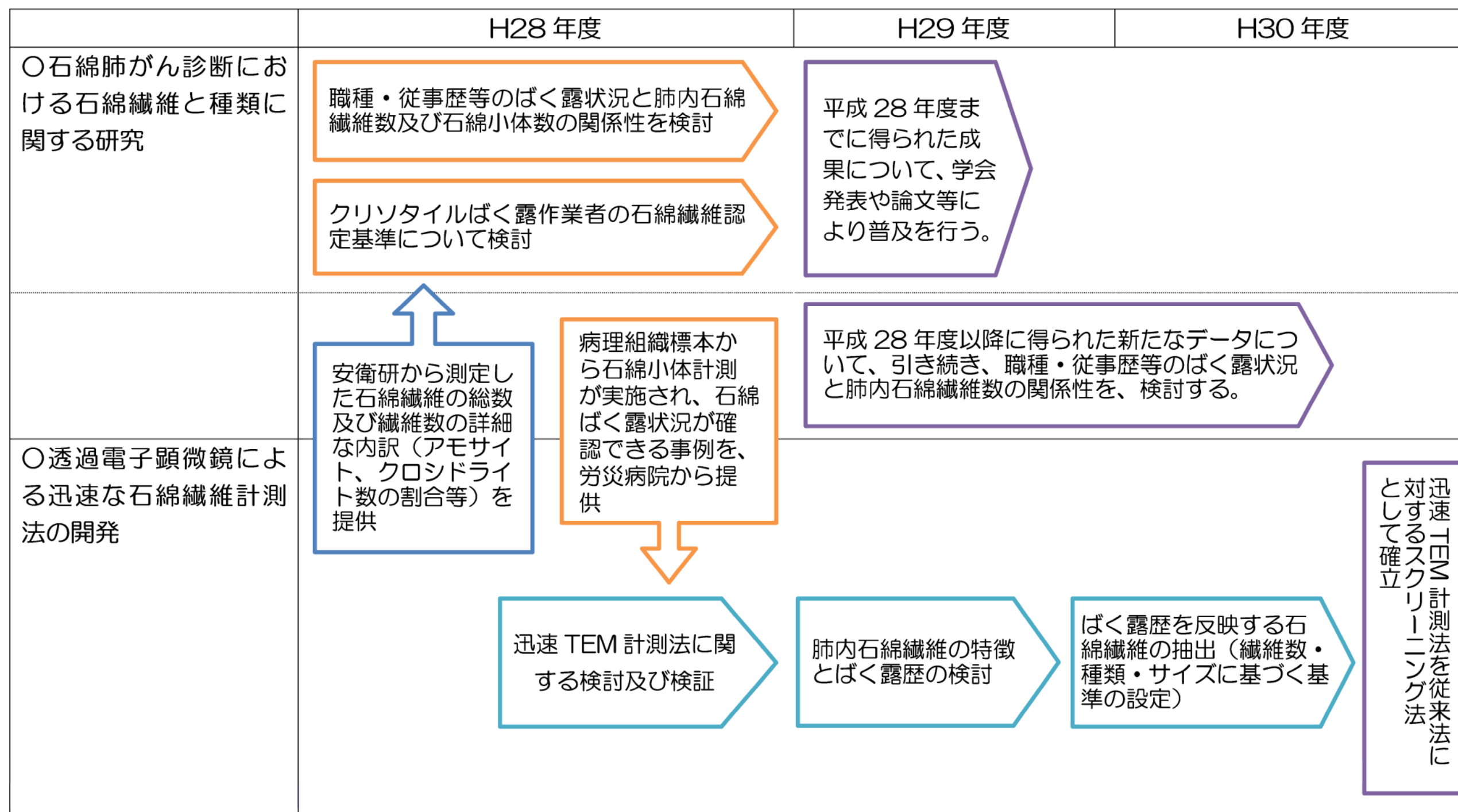
なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮すること。 4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。	目指す。当初は、ベリリウムを対象として、産業中毒等の原因究明や対応策についての検討、研究を行う。 なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮する。 4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。		【平成28～29年度】 機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない配置を行った。 4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野の研究成果については、以下のとおり論文・学会での発表等を行った。 【過労死等関連疾患（過重労働）】 1. 井上信孝 ストレス応答の視点からみた脳心血管病予防 -LOX-Indexの有用性- Animus 2017 92 p51-55 2. 福山和恵, 井上信孝. 総労働時間と抑うつとの関連に関する研究 ―特に男女差の違いを中心に― 日本職業・災害医学会会誌 65:147―152 2017. 3. Otsui K, Yamamoto J, Inoue N. Overwork accelerates thrombotic reaction: implications for the pathogenesis of Karoshi. J Thromb Thrombolysis. 2018;45(2):222-224 【石綿】 篠原也寸志（2017）アスベスト計測に使用される透過電子顕微鏡試料の状態評価法について. 第24回石綿・中皮腫研究会, 第24回石綿・中皮腫研究会プログラム・抄録集, 21-22 【精神障害分野】 Hiroki Ikeda, Kotaro Kayashima, Takeshi Sasaki, Sachiko Kashima, Fumihiko Koyama (2017) The Relationship between Sleep Disturbances and Depression in Daytime Workers: A Cross-sectional Structured Interview Survey. Industrial Health, Vol.55, No. 5, pp.455-459. 【せき損等分野】 1. Akiko Takahashi, Shigeo Umeaki (2017) Analysis of work-related accidents for spinal cord injury. Asia Pacific Symposium on Safety, 2017, Kitakyushu, Japan, USB. 2. 日野泰道 (2017) 保護帽の転倒時保護性能に関する基礎的研究 2017 年度日本建築学会大会, 材料施工, pp. 1255-1256. 3. 菅間敦 (2017) 脚立からの転落災害の状況分析と人体挙動に関する基礎的検討. 安全工学シンポジウム 2017, 講演予稿集, pp.416-417. 【産業中毒】 王 瑞生, 豊岡達士, 佐々木毅, 柏木裕呂樹, 甲田茂樹 (2017) ベリリウムリンパ球幼若化試験の見直しと改良. 第45回産業中毒・生物学的モニタリング研究会, 抄録集, p13.			
--	--	--	--	--	--	--

	(5) 講演会等の開催 【難易度：高】【重要度：高】 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	(5) 講演会等の開催 イ 重点研究の5分野で得られた研究成果等を普及・活用するために、分野ごとに関連する研究者や労働安全衛生関係者等を対象にしてシンポジウム等を開催し、専門的かつ実践的なアドバイスを求める。		(5) 講演会等の開催 イ シンポジウム等の開催 【平成28～29年度】 ・重点研究に係る事前評価においては外部有識者により研究計画の内容、妥当性のほか、成果を普及・活用する手法等についても併せて評価を受けた。 ・研究成果について、平成29年9月に関連する研究者等を対象とした調査研究発表会を行った。 ※プログラムについては「4. その他参考情報」を参照。			
--	--	--	--	---	--	--	--

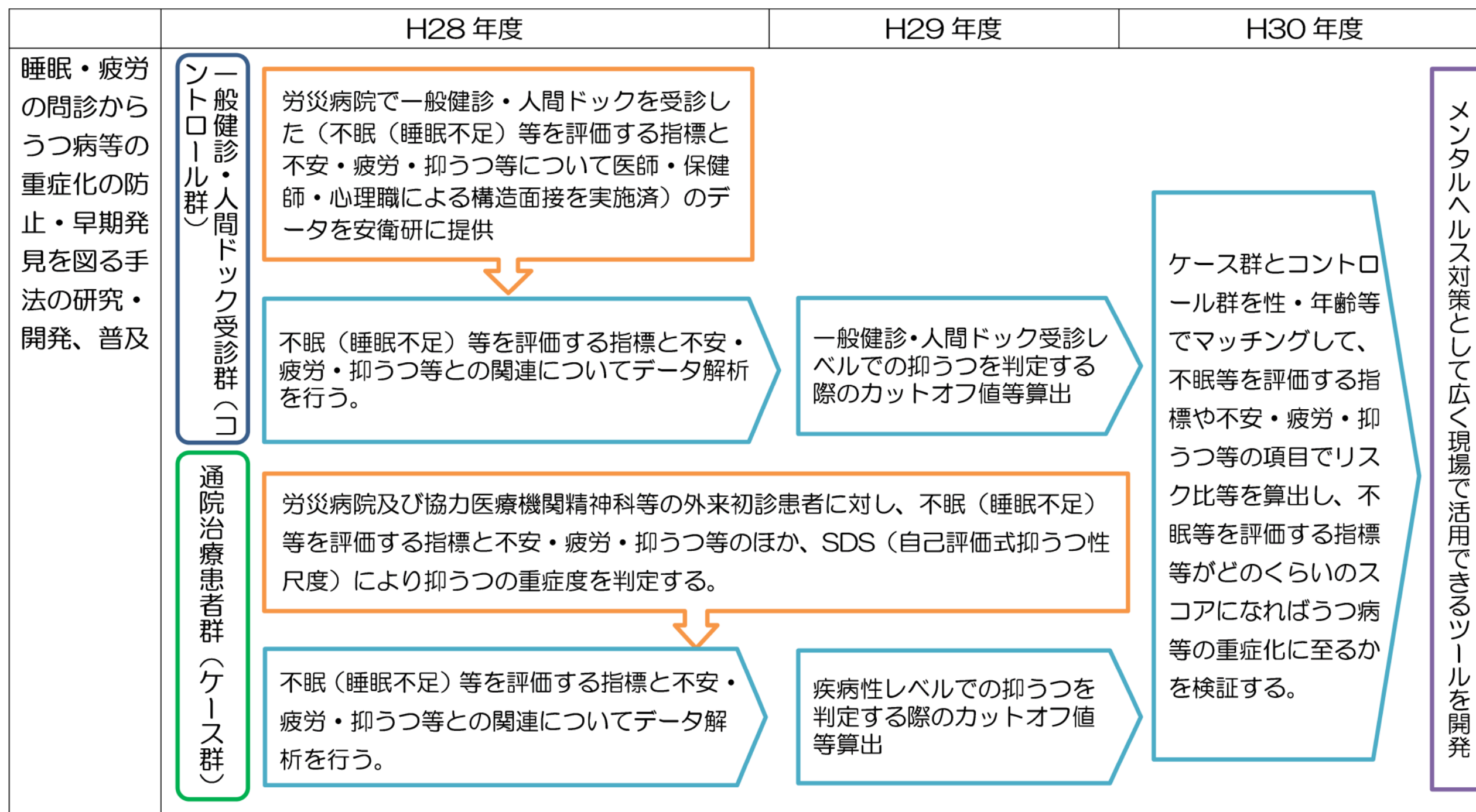
1 過労死等関連疾患（過重労働）分野工程表



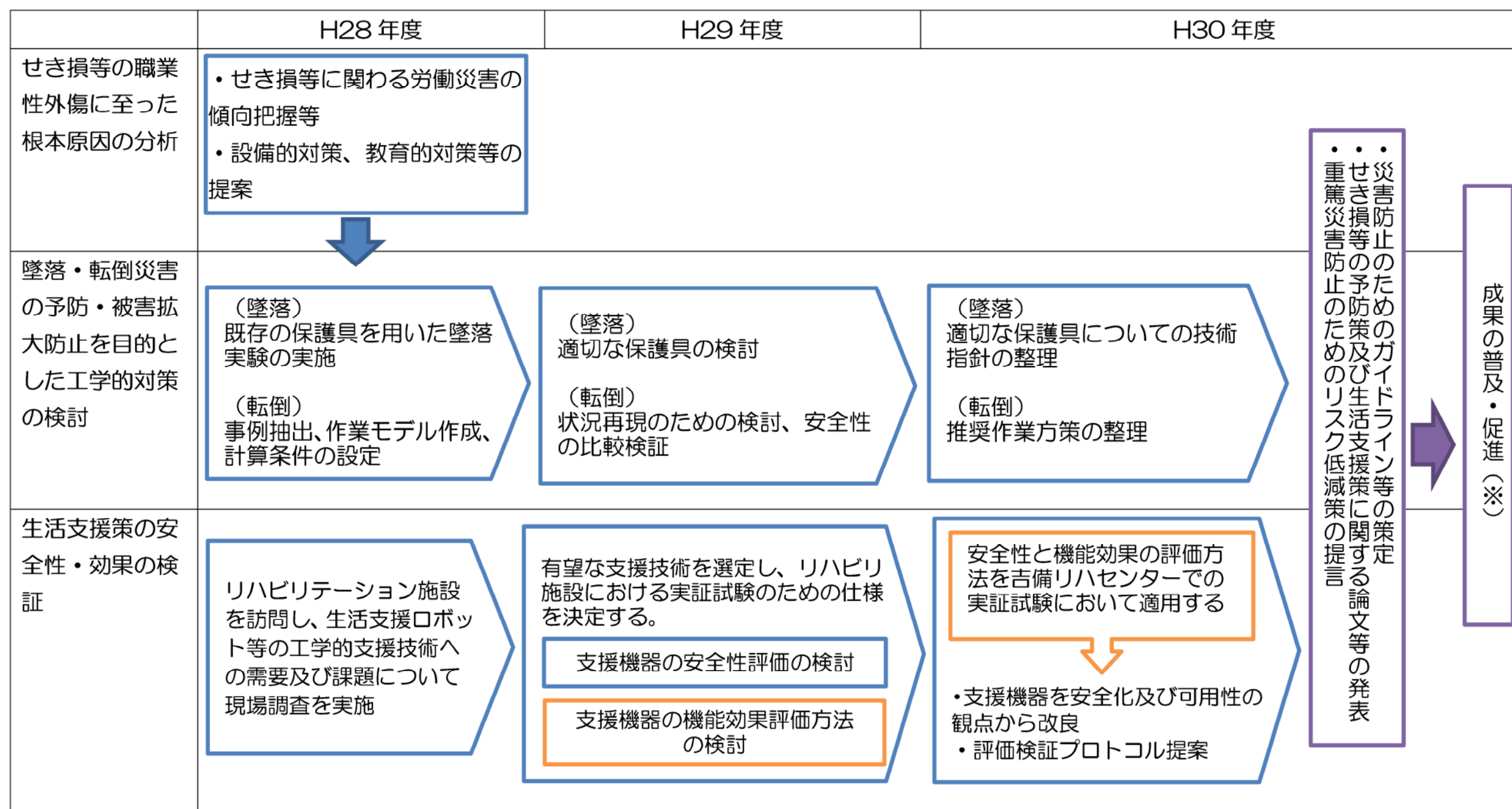
2 石綿関連疾患（アスベスト）分野工程表



3 精神障害（メンタルヘルス）分野工程表

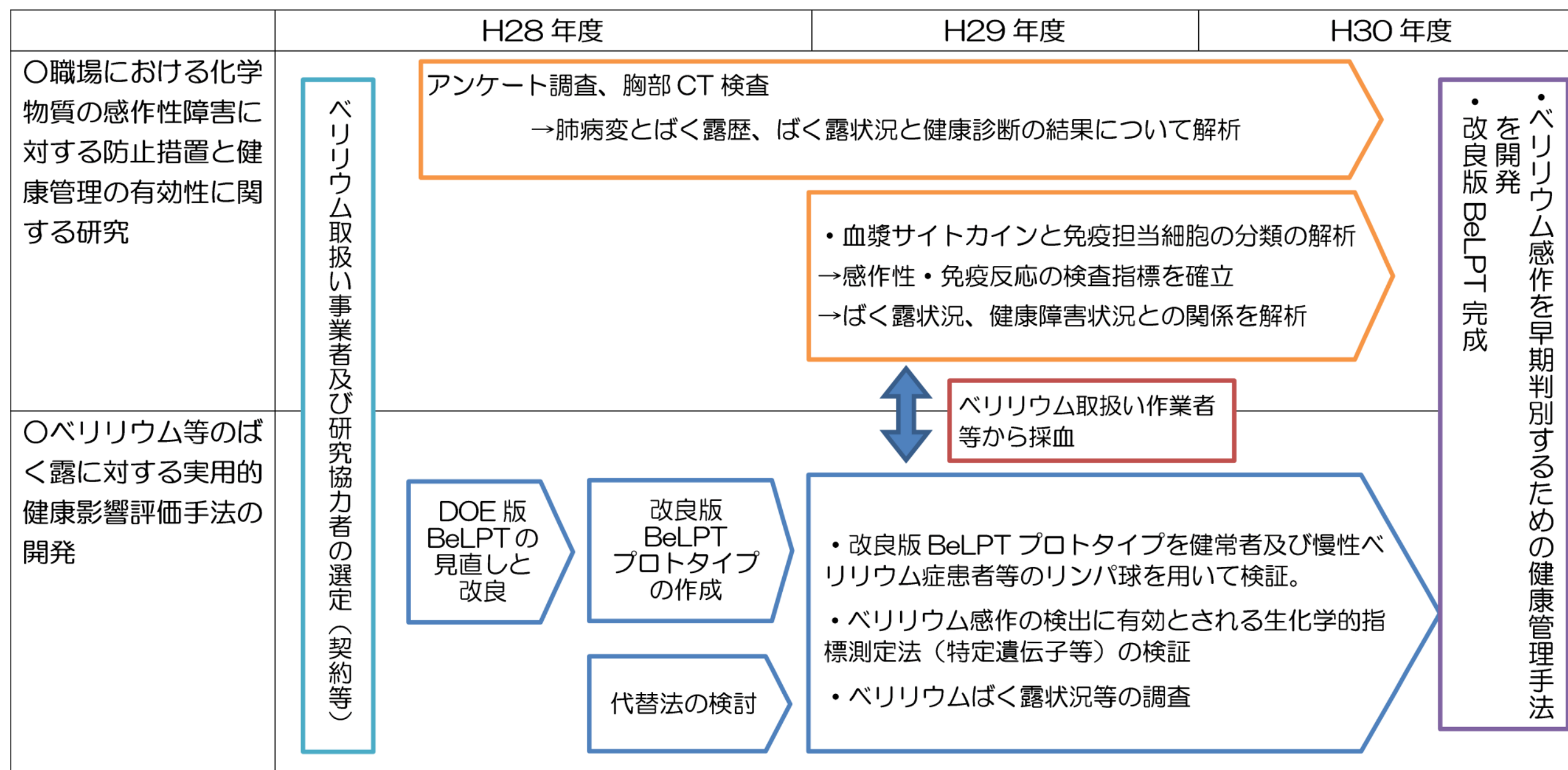


4 せき損等（職業性外傷）分野工程表



※成果のうち、特に労働災害防止に関する普及促進効果が見込まれるものを対象に、都道府県産業保健総合支援センター等との連携を図る。

5 産業中毒等（化学物質ばく露）分野工程表



5 産業中毒等（化学物質ばく露（高分子ポリマー））分野工程表

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
○高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究	高分子ポリマー取扱い事業者及び研究協力者の選定（契約等）	アンケート調査、胸部CT検査及び血液検査（血漿サイトカイン及び免疫担当細胞の検査） →肺病変とばく露歴、ばく露状況と健康診断の結果について解析		
○アクリル酸系水溶性ポリマーエアロゾルのばく露評価法の開発		- 炭素分析の妥当性を評価し、定量性を確認する。 - 発じん実験の系を構築し、リアルタイム測定による粒径分布測定を実施する。 - 発生させたエアロゾルについて炭素分析法の妥当性を評価する。	- 初年度に開発した手法の評価のため、現場測定を実施する。 - 発じん実験では、製品ごとの発じんの違い等について整理し、吸入性粉じんの割合を評価する。	- 高分子ポリマーを原因とする肺疾患を早期に発見するための健康管理手法を開発 - 現場における測定法の実用性評価とばく露評価法の提案 - 急性期から慢性期に至る肺病変の発生機序及び病態の把握及びその際の用量作用関係
○アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序の解明		全身ばく露吸入試験 病理検査・特殊染色・in situ hybridization（特定の遺伝子の発現を検査する方法）等 遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験 遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験 遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験		

平成29年度 調査・研究発表会 プログラム

※1課題につき15分(発表10分、質問5分)

No.	課 題 名	発表者
1	睡眠・疲労の問診からうつ病等の重症化の防止・早期発見を図る手法の研究・開発・普及	労働安全衛生総合研究所
2	生活習慣病「職場高血圧に関する調査研究」	労災病院
3	長時間作業時の血行動態反応	労働安全衛生総合研究所
4	過労死の要因となる脳心血管病の発症・再発に関する研究	労災病院
5	医師の過重労働と勤務環境改善	労働安全衛生総合研究所
6	職場における化学物質の感作性障害に対する防止措置と健康管理の有効性に関する研究	労災病院
7	ベリリウム等のばく露に対する実用的健康影響評価手法の開発 -リンパ球幼若化試験の見直しと改良-	労働安全衛生総合研究所
8	透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発	労働安全衛生総合研究所
9	吸入毒性試験・研究の進捗	日本バイオアッセイ研究センター
10	職業性ストレスとコルチゾール	労働安全衛生総合研究所
11	就労支援と性差「夜間労働が女性の健康に及ぼす影響」に関する研究	労災病院
12	夜勤と健康障害「雄性生殖機能を指標とした基礎的検討」	労働安全衛生総合研究所
13	病職歴調査について	労働者健康安全機構本部
14	病職歴 DB を用いた、労災疾病職業性胆管癌に関する研究成果	労災病院
15	せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究	労働安全衛生総合研究所
16	受診後早期の高血糖が脊髄構成細胞ならびに炎症細胞に及ぼす影響	労災病院
17	高齢者介護施設における介護者の腰痛予防対策	労働安全衛生総合研究所

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法（以下「法」という。）第 3 条（機構の目的）、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
基準の制改定等への貢献（計画値）	中期目標 期間中 （H28-30） に 30 件	—	—	—	10 件	15 件	12 件	予算額（千円）	—	—	3, 541, 502	4, 534, 978	
基準の制改定等への貢献（実績値）	—	10 件（平成 24 年度実績）	—	—	20 件	15 件		決算額（千円）	—	—	3, 614, 085	4, 187, 164	
達成度	—	—	—	—	200. 0%	100%		経常費用（千円）	—	—	3, 670, 093	3, 997, 527	
作業現場への導入実績（計画値）	中期目標 期間中 （H28-30） に 9 件	—	—	—	3 件	3 件	3 件	経常利益（千円）	—	—	67, 134	23, 934	
作業現場への導入実績（実績値）	—	3 件（平成 26 年度実績）	—	—	4 件	3 件		行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	3, 828, 159	4, 159, 064	
達成度	—	—	—	—	133. 3%	100%		従事人員数（人）	—	—	129	123	
講演・口頭発表数（計画値）	中期目標 期間中 （H28-30） に 1, 000 回	—	—	—	340 回	340 回	340 回						
講演・口頭発表等（実績値）	—	355 回（平成 26 年度実績）	—	—	368 回	348 回							
達成度	—	—	—	—	108. 2%	102. 3 %							
論文発表数（計画値）	中期目標 期間中 （H28-30） に 1, 000 報	—	—	—	340 報	340 報	340 報						
論文発表数（実績値）	—	359 報（平成 26 年度実績）	—	—	355 報	373 報							
達成度	—	—	—	—	104. 4%	109. 7%							

	ホームページ アクセス (計画値)	中期目標 期間中 (H28-30) に研究業 績・成果等 へのアク セス件数 675 万回	—	—	—	225 万回	225 万回	225 万回							
	ホームページ アクセス (実績値)	—	225 万回 (平成 26 年度実績)	—	—	237 万回	240 万回								
	達成度	—	—	—	—	105. 5%	106. 7%								
	講演会等 (計画値)	中期目標 期間中 (H28-30) に 6 回	—	—	—	2 回	2 回	2 回							
	講演会等 (実績値)	—	2 回 (平成 26 年度実 績)	—	—	2 回	2 回								
	達成度	—	—	—	—	100. 0%	100. 0%								
	安衛研の 一般公開 (計画値)	中期目標 期間中 (H28-30) に 6 回	—	—	—	2 回	2 回	2 回							
	安衛研の 一般公開 (実績値)	—	2 回 (平成 26 年度実 績)	—	—	2 回	2 回								
	達成度	—	—	—	—	100. 0%	100. 0%								
	研究員の派 遣・受入人数 (計画値)	毎年度 60 人以上	—	—	—	60 人	60 人	60 人							
	研究員の派 遣・受入人数 (実績値)	—	84 人 (H23-27 平均)	—	—	75 人	79 人								
	達成度	—	—	—	—	125. 0%	131. 7%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合
させるため、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （2）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア 現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握すること。 さらに、労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用する	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （2）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア 現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 （ア）労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、安衛研の研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。 （イ）労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活	＜主な定量的指標＞ ○行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を15件程度とすることを目標とする。 ○調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等について、積極的な普及・広報活動を行い、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に該当する場合を除き、3件以上が作業現場に導入されるよう努める。 ○国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （2）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア 現場のニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 中期目標期間中の各事業年度において、以下のとおり取組を実施した。 【平成28～29年度】 （ア）労働現場のニーズの把握 ・「化学工場で発生した膀胱がん」等を受け、厚生労働科学研究費で「オルトートルイジン等の芳香族アミンによる膀胱がん発症の原因究明に関する研究」が開始され、安衛研もこの研究に関与し、化学物質の経皮吸収の定量的評価や代謝・生物学的モニタリングの指標の開発に取り組んだ。 ・安衛研主催による「安全衛生技術講演会」や企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、平成28年度は延べ216名、平成29年度は延べ229名の研究員が個別事業場を訪問するなどあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握した。 ・災害調査事案（塩素系有機溶剤ばく露と胆管がん、ベリリウムばく露と健康障害、化学工場で発生した膀胱がん）を反映して、平成28年度は「校正印刷過程で使用される洗浄剤含有物質による生体影響と活性代謝物の解明」と「ベリリウム化合物粒子のばく露による毒性に関する研究」、平成29年は「芳香族アミン類の生体影響と活性化経路の解明」の研究を進めた。さらに、労働現場における調査を伴う研究として、引き続き、「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」を実施した。 ・研究課題が労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについて、内部評価委員会及び労働安全衛生研究評価部会（外部評価）において、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査した。 （イ）臨床データ等に基づく研究の実施 ・岡山労災病院が収集した臨床データを活用することで、労働現場の実態等を把握し、岡山労災病院と共同で石綿関連疾患の迅速診断を目的とした基盤的研究「透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発」を平成26年11月に開始し、引き続き実施している。		＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、いずれの年度も年度計画を達成しており、中期計画における所期の目標を達成している。 ・関係業界団体、安全衛生関係団体、厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 ・延べ216名（28年度）、延べ229名（29年度）の研究員が自ら情報収集等のために現場に赴き、積極的な情報収集に努めた。 ・内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施した。 ・多数の職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	など、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。 イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施 上記アにより把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、機構の社会的使命を果たすため、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。 なお、過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身	用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。 （ウ）行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。 イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施 上記アにより把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成22年10月)等を踏まえ、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、以下の調査研究を実施する。 過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄	の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進し、その総数を340回以上及び340報以上とする。 ○IT技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成29年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアクセス研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225万回以上得る。 ○機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。	（ウ）厚生労働省安全衛生部との連絡会議 ・厚生労働省安全衛生部との間で安衛研の研究について連絡会議を行い、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行った。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等への積極的参加 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 イ 社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施 【平成28～29年度】 ・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させ以下（ア）～（ウ）の各調査研究及び過労死研究調査研究センターにおける調査研究を実施している。 【過労死調査研究センターにおける調査研究】 ・過労死等防止対策推進法(平成26年6月27日公布、同年11月1日施行)の制定を踏まえ、平成26年11月1日に設置した過労死等調査研究センターにおいて、平成27年度から政府からの受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」に取り組んでおり、研究結果報告書は厚生労働省に提出した。また、報告書の内容については、厚生労働省ホームページに公表され、毎年10月に厚生労働省が取りまとめられる過労死等防止対策白書にも本調査研究のデータが活用された。	参加し、労働現場のニーズの把握に努めた。 以上のように、研究所主催の講演会、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。 ・プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を検討・設定するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づき必要な見直しを加え、的確な目標等を設定した上で研究を実施した。また、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 ・基盤的研究についても、プロジェ	
--	---	--	---	--	---	--

	への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進すること。	積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進する。	中期目標期間中における講演会等は6回以上、一般公開は6回以上実施すること。	・また、以下の取組を実施した。 ○ 過労死等事案の解析 ・平成 28 年度までに構築した平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの業務上事案（脳・心臓疾患事案 1,564 件、精神障害事案 2,000 件）及び業務外事案（脳・心臓疾患事案 1,961 件、精神障害事案 2,174）のデータベースを利用し、詳細分析を進めた。 ・医療業、運輸業、教育業、情報通信業及び宿泊業・飲食サービス業の 5 業種を対象に、主要な職種ごとのデータベースを作成し、解析を進めている。また、業務上事案と業務外事案の比較も併せて検討した。 ○ 疫学研究 ・コホート調査の試験的・予備的な調査である 1 万人を対象としたフィージビリティ調査を実施した。 ・職域コホートに参加する企業を確保するために、共同研究機関との協力により企業に対してコホート参加を要請し、2 万人規模のコホート集団を構築した。また、当該コホート集団に対して実施する調査方法等について従業員支援プログラム機関と連携しながらデータ収集を進めた。また、大手企業を対象に約 7000 人のデータ収集も進めた。 ・現場介入調査では、製造業事業場約 40 名を対象に、介入後の評価を実施した。 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、自動車運転従事者と看護師に対する現場介入調査を行うため、対象事業場の選定等のために（公社）全日本トラック協会及び（公社）日本看護協会に協力を求め、自動車運転従事者及び看護師に対して、3 週間連続観察調査を実施した。 ○ 実験研究 ・循環器負担に関する研究では、模擬長時間（12 時間）労働による心血管系に及ぼす影響に関する実験を実施した。 ・また、労働者の体力指標に関する研究では、心肺持久力を簡便かつ安全に測定する手法を開発するための実験を行い、そのデータの解析を行い、研究成果の一部を国際学会で報告した。 ・また、平成 30 年度以降も引き続き厚生労働省からの委託研究（第 2 期）を実施するしており、第 2 期では、新たに社会科学的観点からの研究を実施するため、JILPT と共同研究を実施する予定でいる。 ・総務省「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、平成 28 年度は地方公務員災害補償基金より提出のあった平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までの期間において公務上と判断された 190 件の事案（脳・心臓疾患事案 84 件、精神・自殺事案 106 件）について、データベースを構築・分析を行い、報告書を取りまとめた。 - また、平成 29 年度は公務外と判断された 386 件の事案（脳・心臓疾患事案 147 件、精神・自殺事案 289 件）について、データベースを構築・分析を行い、報告書を取りまとめた。	クト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。
	なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的		＜その他の指標＞ なし		・平成 28 年度は、12 件の行政要請研究を実施し、7 件について報告書を提出した。平成 29 年度は、10 件の行政要請研究を実施し、6 件について報告書を提出した

	なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にし、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。	把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。			・プロジェクト研究について、第三者（外部専門家）による終了評価及び事前評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。													
	下記（５）に示す研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。			・外部評価委員会を開催し、委員からの意見の取りまとめ終了後３か月以内に評価結果報告書を機構本部及び安衛研ホームページにおいて公表した。（平成 29 年度は 6 月末に公表予定）													
	（ア）プロジェクト研究	○労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。			・職員が、ISO、IEC、JIS 等国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、知見、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。													
	次に示す研究の方向に沿って、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究	○行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。			・平成 28 年度 20 件、平成 29 年度 15 件の研究成果が基準の制改定等に反映され、年度計画													
① プロジェクト研究	（ア）プロジェクト研究	○プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。	（ア）プロジェクト研究 中期目標期間中の各事業年度において、以下のとおり研究を実施した。															
	中期目標において示された下記研究項目に基づき、プロジェクト研究を実施する。また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、下記（５）に示す評価を受けて機動的に研究を実施する。	○プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。	【平成 28 年度】 ・平成 28 年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究 10 課題を実施した。	<table><tr><td>数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究</td><td rowspan="5">H28 年度 新規</td></tr><tr><td>山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究</td></tr><tr><td>テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証</td></tr><tr><td>諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討</td></tr><tr><td>防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究</td></tr><tr><td>化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究</td><td rowspan="4">継続</td></tr><tr><td>労働災害防止のための中小事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及</td></tr><tr><td>電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究</td></tr><tr><td>介護職場における総合的な労働安全衛生研究</td></tr><tr><td>労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究</td><td></td></tr></table>	数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究	H28 年度 新規	山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究	テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証	諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討	防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究	化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究	継続	労働災害防止のための中小事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及	電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究	介護職場における総合的な労働安全衛生研究	労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究		
数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究	H28 年度 新規																	
山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究																		
テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証																		
諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討																		
防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究																		
化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究	継続																	
労働災害防止のための中小事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及																		
電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究																		
介護職場における総合的な労働安全衛生研究																		
労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究																		
		○各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。	【平成 29 年度】 ・平成 29 年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究 9 課題を実施している。															
		また、必要に応じ、研究計画の見	<table><tr><td>大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究</td><td rowspan="2">H29 年度 新規</td></tr><tr><td>医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究</td></tr></table>	大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究	H29 年度 新規	医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究												
大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究	H29 年度 新規																	
医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究																		

	i 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究	i 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 労働者の働き方が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。 また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。	直しが適切に行われているか。 ○プロジェクト研究の立案、実施に当たって、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定めているか。 ○効率的な研究への取り組みがなされているか。 ○基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。 ○行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか。 ○プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による	数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究 山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討 防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究 化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の利用に関する研究 労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究	継続	の達成目標を上回った。 ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等として、平成28年度は4件、平成29年度は3件導入された。 ・講演・口頭発表等回数は平成28年度368回、平成29年度348回、また論文発表等は28年度355報、29年度373報となった。 ・特別研究報告を刊行し、平成28年度は4件、平成29年度は3件のプロジェクト研究について、その研究成果の広報を図った。 ・研究成果のより分かりやすい普及等のため、一般誌等に積極的に寄稿し、その件数は平成28年度は130件、平成29年度は165件であった。また、新聞、テレビ取材等にも適切に対応し、その件数は平成28年度は13
	ii 産業現場における危険・有害性に関する研究	ii 産業現場における危険・有害性に関する研究 労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。				
	iii 職場のリスク評価	iii 職場のリスク評価				

	とリスク管理に関する研究 ② 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究 ③ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究	価とリスク管理に関する研究 職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。 (イ) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。 また、重点研究5分野と必要に応じ連携を図りつつ実施する。 (ウ) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	評価を実施しているか。 ○共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。 ○研究業務を適切に推進するために、すべての研究課題について、内部評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ○プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ○外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。 ○行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。	(イ) 基盤的研究 中期目標期間中の各事業年度において、以下のとおり研究を実施した。 【平成28～29年度】 ・平成28年度は計41課題、平成29年度は38課題の基盤的研究をそれぞれ実施した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 (ウ) 行政要請研究 中期目標期間中の各事業年度において、以下のとおり研究を実施した。 【平成28～29年度】 ・行政からの要請を受けて、平成28年度は「ロープ高所作業の安全対策に関する研究」をはじめ12課題についての調査研究を実施し、7件について報告書を提出した。平成29年度は「くい打機の転倒防止に係る研究」をはじめ10課題についての調査研究を実施し、6件の報告書を提出した。	件、平成29年度は19件であった。 ・労働安全衛生総合研究所年報を平成28年度及び平成29年度に発行するとともに、ホームページで公開した。 ・安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図るとともに、月1回定期的に発行し、研究成果の広報を積極的に行った。 ・閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等の見直しを継続した。 ・安全衛生技術講演会を平成28年度及び平成29年度それぞれ2回ずつ開催した。 ・安全衛生技術講演会を平成28年に東京都(201名)及び同年10月に大阪市(210名)の2都市において開催した。 平成29年度も東京	
--	--	--	--	---	--	--

	プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。個々の研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。	プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選する。また、平成28年度に開始するプロジェクト研究については、個々の研究の研究課題・テーマに関し、下記に示す、目指すべき成果についての目標の下、実施する。また、これらに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、下記（５）の事前評価が終了したものから順次公表する。 ① 数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究 近年、材料の破壊に起因する労働災害調査では、当該機械・構造物に作用していた外力などを定量的に推定することによって、再発防止対策等を検討することが求められるようになってきている。このため、従来は観察者の主観に頼っていた材料破断面の評価等に数値解析を援用することによって破損事故解析を高度化し、科学的根拠に	○国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。 ○労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。 ○学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ○学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。 ○調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。国民に理解しやすく、活用しやすいものとなっているか。 ○年報、研究所二	○プロジェクト研究の計画的な実施に係る工程表の作成と公表 中期目標期間中の各事業年度において、以下のとおり実施した。 【平成28～29年度】 ・プロジェクト研究については、研究計画書にしたがって実施した。 ・新規に開始するプロジェクト研究の工程表についても、労働安全衛生研究評価部会で審議した。	都（191名）及び同年10月に大阪市（191名）の2都市において開催した。 参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心であった。参加者へのアンケート調査による、参加者数に対する「良かった」又は「とても良かった」とする割合は、平成28年度は75.4%、平成29年度は97.1%であった。 ・清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。 ・特許出願の可否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備した。 ・登録特許について、研究所ホームページ及び開放特許情報データベースに掲載し、保有	
--	---	--	--	---	--	--

また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 さらに、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、機構が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下に基づき実施すること。 i 厚生労働省との連	負担の評価とより負担の少ない装着法等を検討し、マニュアル化した文書を公表することにより、実際の労働衛生管理の現場で使用され、化学物質による健康障害のリスクの減少に資する。 また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる事案が発生した場合には、これに対応するためのプロジェクト研究課題を適宜立案し、又は実施中の研究課題を見直し、下記（５）の評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、以下に基づき実施する。 ① 厚生労働省との	ているか。 ○共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究員の研究交流が促進され、毎年度少なくとも60人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。 ○プロジェクト研究及び基盤的研究の総合的かつ効果的な実施 プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、中期目標期間の各年度において以下の取組を実施した。 ① 外部機関との連携・交流の促進 【平成28～29年度】				
---	--	---	--	--	--	--

携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。 ii 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化すること。 iii 労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点から他の機関との役割分担を行いつつ、中期	連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。 ② 労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の潜在的なリスクの減少、事業場における安全衛生水準の向上を図り、その結果労働災害の減少に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につながる萌芽的な研究等を強化する。外部資金の活用に当たっては、若手研究者の育成に配慮する。 ③ 中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生		・平成28年度は欧州及びアジアの労働安全衛生研究機関による国際的な連絡会議であるシェフィールドグループ会議に6月に参加するとともに、加入機関の一つとして認められた。今後はこの連絡会議を通じて、i) 参加各国の労働安全衛生に関する問題点、研究成果等の最新情報の入手、ii) 労働安全衛生研究における国際的な人脈の構築や人材交流、iii) 参加各国間での共同研究の実施や研究に必要なデータ（労働災害国際的な比較等）の他国からの入手、などが可能となる。 ・産業医科大学との研究交流会を実施し、労働安全衛生研究に係る最新の知見等について情報を共有した。 ・平成29年度は欧州及びアジアの労働安全衛生研究機関による国際的な連絡会議であるシェフィールドグループ会議を安衛研が開催し、12か国の代表者22名の参加があった。 ・平成29年度はAPSS 2017（Asia Pacific Symposium on Safety2017）及びアジア労働安全衛生研究所会議（AOSHRI Progress Update Meeting）にも積極的に参加し、研究発表を行った。 ② 競争的研究資金の活用 【平成28～29年度】 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や、組織的に若手研究員に対する申請支援を行い、厚生労働科学研究費補助金、日本学術振興会科学研究費補助金等を平成28年度は41件、平成29年度は38件の競争的研究資金を獲得した。 ・競争的研究資金等の外部研究資金の活用について、新たに採用した若手研究員に対して、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。 ③ 開発した機器等の普及 【平成28～29年度】 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表している（平成28年度は39件、平成29年度は38件）。 ・安衛研の職員が、JIS、ISO/IEC等、国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に出席した。			
---	--	--	---	--	--	--

的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。 さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。 （５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期目標において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価すること。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度	機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。 （５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定（※））を踏まえ、各研究種別に応じ、外部委員を含む研究を評価する場において、各研究テーマの事前評価を行い、中間・事後又は終了評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させ、公表する。 また、研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期計画において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価する。なお、		（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 ア 安衛研の研究について 【平成 28～29 年度】 ・安衛研の研究については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき規定されている安衛研の内部評価委員会及び労働安全衛生研究評価部会において評価を実施した。 ・平成 28 年度は新たに重点研究についても評価を行うことから、評価項目に「重点研究としての視点」を新たに盛り込んだ。 ・評価の際には、他の研究機関との研究重複の有無や、安衛研の行政的・社会的な貢献度も明らかにしている。			
---	---	--	---	--	--	--

を明確にした上で厳格に評価すること。	他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価する。 ※平成26年5月19日一部改正		(ア) 内部研究評価の実施 【平成 28～29 年度】 ・すべての研究課題を対象として内部評価委員会（平成 28 年度は6回、平成 29 年度は3回）を行った。 ・各研究課題を対象として、年度末に、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価・中間評価・終了評価では、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点、学術的貢献度、行政的・社会的貢献度等について、それぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等の研究管理に反映させた。 ・研究員を対象として、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価の仕組みの下で実施した。 ・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員等を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。 (イ) 外部研究評価の実施 i 外部評価の実施 【平成 28～29 年度】 ・労働安全衛生分野の専門家、労使関係者等から構成される労働安全衛生研究評価部会を開催し、重点研究5分野（安衛研研究員が研究代表者の分野に限る）の研究やプロジェクト研究について事前評価を行い、その結果に基づき研究を実施した。 ii 外部評価の結果の公表 【平成 28～29 年度】 ・労働安全衛生研究評価部会の評価結果及び業務への反映については、評価結果の報告を受けてから3か月以内に報告書として取りまとめ、その全文を機構本部及び安衛研のホームページに公表した（平成 28 年度分は公表済み、平成 29 年度は6月末までに公表予定）。			
4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果	4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防		4 成果の積極的な普及・活用			

の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。 （１）労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上（※）とすること。 【※：平成26年度実績14件】 【目標設定等の考え	法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。 （１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO/IEC規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じ参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。 中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上とする。		（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 【平成 28～29 年度】 ・「建設作業の安全性」、「機械類の安全性」、「静電気安全」等の分野をはじめとして安衛研の職員が、JIS、ISO/IEC 等国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、知見、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。 ・出席した国際機関委員会等に研究成果を提供する等の貢献をするとともに、研究成果が労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（オルトートルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）等の労働安全衛生法関係通達等（平成 28 年度 14 件、平成 29 年度 9 件）及び国際・国内規格等（平成 28 年度 6 件、平成 29 年度 6 件）に、それぞれ反映された。			
---	---	--	--	--	--	--

方】 法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中で最も少なかった実績が平成24年度の10件であったため、その3倍の30件以上としている。 （2）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 中期目標期間中における調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等の作業現場への導入実績については、上記（1）に該当する場合を除き、9件以上とするよう努めること。 【※：平成26年度実績3件】 【目標設定等の考え方】 平成26年度実績（3件）を踏まえ、その3倍の9件以上としている。 （3）学会発表等の促進 中期目標期間中における研究に関する学会発表、事業者団体における講演、論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛	（2）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等が作業現場に導入されるよう、積極的な普及・広報活動を行い、上記（1）に該当する場合を除き、9件以上とするよう努める。 （3）学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査		（2）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献 【平成28～29年度】 ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、平成28年度は4件、平成29年度は3件の労働安全衛生に資する手法等が作業現場に導入された。 （3）学会発表等の促進 【平成28年度】 ・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表は368回であった（達成率108.2%）。 ・原著論文等の論文発表は355報であった（達成率104.4%）。 ・3名の研究員が日本産業ストレス学会等の学会賞等を受賞した。 【平成29年度】 ・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表は348回であった。（達成率102.3%） ・原著論文等の論文発表は373報であった。（達成率109.7%） ・学会等における受賞件数は14件であった。			
---	--	--	--	--	--	--

生に係る調査報告書を含む。)等の総数を、1,000回以上及び1,000報以上(※)とすること。 【※:平成26年度実績 355回、359報】 【目標設定等の考え方】 平成26年度実績(355回、359報)を踏まえ、その3倍をした数値を端数処理し、1,000回以上及び1,000報以上としている。 (4)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則としてホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、	報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。具体的には、中期目標期間中においてその総数を1,000回以上及び1,000報以上とする。 (4)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。 イ 特別研究報告(SRR)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研		(4) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 【平成 28～29 年度】 ・安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年6回発行)、和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2回発行)、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文をホームページ上に公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・国際学術誌「Industrial Health」と和文学術誌「労働安全衛生研究」を、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 ・東日本大震災及び熊本地震の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、安衛研ホームページの震災関連情報コーナーを継続した。 ・安衛研ホームページへの新規のコンテンツ公開(動画、資料等)や研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう見直しを進めるため、ワーキンググループを設置した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の結果報告についても早期のタイミングでホームページに掲載した。 イ 年報、メールマガジン等の発行 【平成 28～29 年度】 ・労働安全衛生総合研究所年報を毎年発行するとともに、メールマガジン(安衛研ニュース)は、月1回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供			
--	--	--	---	--	--	--

労災病院、ホームページ及び一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を675万回以上とすること。 【※：平成26年度実績160万回（安衛研）、65万回（労福機構）】 【目標設定等の考え方】 平成26年度実績を（合計225万回）を踏まえ、その3倍の675万回以上としている。 （5）講演会等の開催 機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛	究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。 エ IT技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。 具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を675万回以上得る。 （5）講演会等の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を		を行った。 ・プロジェクト研究（平成27年度終了分は4件、平成28年度終了分は3件）について、特別研究報告書として取りまとめて刊行すると同時に、安衛研のホームページに掲載した。 ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 【平成28～29年】 ・調査研究の成果として事業場向け技術ガイドライン「プロセスプラントのプロセス災害防止のためのリスクアセスメント等の進め方」等2件を公表した。 ・一般誌等に平成28年度は130件、平成29年度は165件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及等を行った。 ・国内テレビ局等からの取材は平成28年度13件、平成29年度は19件に協力した。 エ ホームページの改善 【平成28～29年度】 ・安衛研ホームページへのコンテンツ公開（動画、資料等）や研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう見直しを進めるため、ワーキンググループを設置した。 ・安衛研ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」（「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等）へのアクセス件数は168万回となり、機構全体としては237万件で目標の225万回を上回った。また、平成29年度は安衛研ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」（「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等）へのアクセス件数は176万回となり、機構全体としては240万となった（達成率106.7%） （5）講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 【平成28～29年度】 ・安全衛生技術講演会を9月に東京都（平成28年は201名、平成29年は191名）及び10月に大阪市（平成28年は210名、平成29年は191名）の2都市において開催した。			
--	--	--	--	--	--	--

研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。 中期目標期間中における講演会等は6回以上、一般公開は6回以上実施すること。 【※：平成26年度実績講演会等2回、一般公開2回】 【目標設定等の考え方】 平成26年度実績を踏まえ、それぞれ、その3倍の6回以上としている。 （6）知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。	含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年2回以上設け、発表・講演を行う。 ウ 一般公開日を設け、安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。 （6）知的財産の活用促進 特許権の取得を進めるとともに、		同講演会の参加者へのアンケート調査による、参加者数に対する「とても良かった」又は「良かった」とする割合は、平成28年度は75.4%、平成29年度は97.1%であった。 ・一般社団法人日本粉体工業技術協会との共催で、平成28年度に「粉じん爆発・火災安全研修」を開催した。 ・中央労働災害防止協会主催の全国産業安全衛生大会において、平成28年度は2名の研究員が分科会で発表を行った。 ウ 安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開 【平成28～29年度】 ・平成28年及び平成29年4月に清瀬地区及び登戸地区で、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、平成28年度は清瀬地区422名、登戸地区142名、平成29年度は清瀬地区380名、登戸地区149名であった。 ・平成28年7月及び平成29年7月に開催された厚生労働省子ども見学デーに2日間参加し、研究成果の発表・実演、研究所の紹介を行った。見学者数は平成28年度は1,016名、平成29年度は1,094名であった。 （6）知的財産の活用促進 【平成28～29年度】 ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性、費用対効果等を勘案しつつ、出願を判断している。 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表した。 ・特許権の取得を進めるため、安衛研の研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価している。 ・知的財産の活用促進への理解を深めるため、平成28年度は安衛研の研究員に「知的財産権研修(初級)」を受講させた。			
---	---	--	--	--	--	--

また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。 10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （１）安衛研は、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。 10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （１）労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。		10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （１）労働安全衛生分野の研究の振興 【平成 28～29 年度】 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を以下のとおり図った。 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 【平成 28～29 年度】 ・国際会議への職員派遣、ISO や OECD の国際会議等の機会を利用し、国内外の研究所・諸機関が有する知見等の調査、情報収集を行い、国内関係機関等に提供した。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 【平成 28～29 年度】 ・労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された「労働安全衛生研究戦略」について、安衛研で実施した研究等の実績を踏まえ、フォローアップを実施した。 ウ 最先端研究情報の収集 【平成28年度】 ・客員研究員・フェロー研究員交流会や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集を行った。 ・カナダのローベルソウベ労働安全衛生研究所（IRSST）との研究協力協定に基づき、研究所間で、ガイドライン等の情報共有を行った。 ・労働安全衛生に関する日韓国際ワークショップ（IWISH2016）の開催に協力するとともに、7 月 5 日に開催された同ワークショップに 6 名の研究員が発表等を行い、研究情報を収集し			
--	---	--	--	--	--	--

エ 「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。

た。

- ・第6回アジア労働安全衛生研究所会議（AOSHRI 2016）へ参加し、AOSHRI参加国の共通課題について議論し、安衛研は建設安全分野でAOSHRI内のリーダーシップを取る事となった。
- ・英国及び米国の安全衛生政府機関の専門家と日本の専門家が集まる労働安全衛生に関する国際ワークショップを安衛研で2月15、16日に開催し、安全衛生の最新の知見、動向の把握、「労働安全衛生における許容されるRiskの考え方」を中心に各国の考え方や政策について討議し、今後の安全衛生の方向性を検討した。

【平成29年度】

- ・マレーシア国立労働安全衛生研究所（マレーシアNIOSH）との研究協力を進めるため、平成29年9月にマレーシアNIOSHにおいて、今後の研究協力について意見交換を行った。
- ・韓国国立災難安全研究院と韓国労働安全衛生研究院を平成29年9月に訪問し、建設中の災害、化学工場で発生する爆発・火災などの防止対策についての意見交換等を行った。
- ・韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）との間で、平成29年11月に北九州において、双方の機関で現在行っている研究について情報交換した。
- ・フランス国立安全研究所（INRS）を平成29年10月に訪問し、フランス及びEUにおける建設業における発注者及び設計者の安全衛生面での役割と責務等の調査を実施した。また、2002年に旧産業安全研究所とINRSの間で締結したMOUについて、改めて再締結する方向性で調整・合意した。
- ・英国安全衛生研究所（HSL）を平成30年1月に訪問し、英国の建設業における規則CDM（Construction（Design and Management）Regulation）について意見交換を行った。
- ・米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）を平成30年1月に訪問し、米国のPrevention through Design（PtD）「設計から安全を考える方策」について調査を行った。
- ・カナダ ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所（IRSST）との共同研究を行うことで合意し、当研究所との間で情報交換しつつ実験計画の策定、個別協定締結及び実験機材の製作等を行った。

エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布

（ア）国際学術誌 「Industrial Health」

【平成28～29年度】

- ・国際学術誌 「Industrial Health」 を刊行し、国内、国外の大学・研究機関等に配布した。
- ・J-STAGE（科学技術情報発信・流通統合システム／〔独〕科学技術振興機構）を通じ Industrial Health 誌の創刊号からの全掲載論文が閲覧可能であること、受理論文の刊行前早期公開（Advance Publications）、更には海外の著名データベースサービス（PubMed, CrossRef, EBSCO, INSPEC, ProQuest 等）との相互リンクが毎年増加していることから、平成28年度は世界各国から書誌事項に11万件を超えるアクセス、並びに13万件超の全文ダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。
- ・Industrial Health 誌のグローバルオンライン閲覧の増加及び読者への利便性向上を目指し、米国 National Library of Medicine が運営する PubMed において検索可能である全文オンラインジャーナルサイト“PubMed Central（PMC）”への加入申請を行った結果、平成26年12月より正式掲載されたことから、今後更に幅広い注目を受けることが期待され、引き続き取組を進めた。

（イ）和文学術誌「労働安全衛生研究」

【平成28～29年度】

- ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。

(2) 安衛研は、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び安衛研の研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等（以下「他機関研究員」という。）を受け入れるとともに、求めに応じ研究員による他機関等への協力・支援を行う。		・J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。 (2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度等の推進 【平成 28～29 年度】 ・連携大学院協定を締結している長岡技術科学大学、日本大学、東京都市大学、北里大学、東京電機大学及び立命館大学において、研究員が客員教授、客員准教授等として任命され、教育研究活動を支援した。 ・連携大学院協定に基づき、論文執筆等のための研究指導を行った。 イ 大学客員教授等の派遣 【平成 28～29 年度】 ・東京大学大学院、青山学院大学大学院等大学及び大学院に対して平成28年度は延べ34名、平成29年度は延べ54名の研究員が非常勤講師等として支援を行った(連携大学院制度に基づく派遣を除く。) ウ 若手研究者等の受入れ 【平成 28～29 年度】 ・連携大学院制度に基づく研修生は平成28年度野は5名、平成29年度は11名であり、内外の大学・研究機関から平成28年度は延べ41名、平成29年度は延べ14名の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 エ 労働安全衛生機関の支援 【平成 28～29 年度】 ・都道府県労働局が実施する技術研修、中央労働災害防止協会、産業保健総合支援センター等が行う研修会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。 ・労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修、労働衛生専門官研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 オ 在外研究員派遣制度による研究員の派遣 【平成 28～29 年度】 ・平成27年度から、研究職員が資質・能力の向上を図るため、海外の大学または研究機関において研究を行う制度（在外研究員派遣制度）を設け、平成28年度は2名、平成29年度は1名の研究員を客員研究員として派遣した。 (3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 【平成28年度】 ・マレーシア国立労働安全衛生研究所（マレーシアNIOSH）との研究協力を進めるため、共同			
(3) 平成 22 年 10 月に定められた「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、他の法人、大学	(3) 研究協力の促進 ア 「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、					

	等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。	客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。		
	また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	イ 上記により、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。 ウ 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。 エ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。		
【重要度：高】				
		研究の担当研究員を決定し、平成28年8月にマレーシアで開催された労働安全衛生国内会議（COSH2016）において、研究員が日本の建設業における安全衛生文化に関して講演を行った。 【平成29年度】 ・マレーシア国立労働安全衛生研究所（マレーシアNIOSH）との研究協力を進めるため、平成29年9月にマレーシアNIOSHにおいて、今後の研究協力について意見交換を行った。 ・韓国国立災難安全研究院と韓国労働安全衛生研究院を平成29年9月に訪問し、建設中の災害、化学工場で発生する爆発・火災などの防止対策についての意見交換等を行った。 ・韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）との間で、平成29年11月に北九州において、双方の機関で現在行っている研究について情報交換した。 ・フランス国立安全研究所（INRS）を平成29年10月に訪問し、フランス及びEUにおける建設業における発注者及び設計者の安全衛生面での役割と責務等の調査を実施した。また、2002年に旧産業安全研究所とINRSの間で締結したMOUについて、改めて再締結する方向性で調整・合意した。 ・英国安全衛生研究所（HSL）を平成30年1月に訪問し、英国の建設業における規則CDM（Construction（Design and Management）Regulation）について意見交換を行った。 ・米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）を平成30年1月に訪問し、米国のPrevention through Design（PtD）「設計から安全を考える方策」について調査を行った ・カナダ ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所（IRSST）との共同研究を行うことで合意し、当研究所との間で情報交換しつつ実験計画の策定、個別協定締結及び実験機材の製作等を行った。		
		イ 研究交流会等 【平成28～29年度】 ・客員研究員・フェロー研究員交流会や産業医科大学との研究会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集を行った。		
		ウ 共同研究 【平成28～29年度】 ・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ派遣するとともに、他機関から若手研究者等を受け入れており、この派遣又は受入れした人数は、平成28年度は75名、平成29年度は79名であった。		
		エ 世界保健機関（WHO）労働衛生協力センター 【平成28～29年度】 ・平成23年7月13日付けで世界保健機関（WHO）から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHOの活動計画（GMP2012-2017）の一環として推進している2つの研究課題（仕事による疲労を回復するためのツール開発、職場での暑熱リスクに対する予防戦略とツール開発）の年次報告書を引き続き作成した。		

労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－1－3	労災疾病等に係る研究開発の推進			
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号） 独立行政法人労働者健康福祉機構法案に対する附帯決議（平成 14 年 12 月 5 日参議院厚生労働委員会） 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定） アスベスト問題への当面の対応（平成 17 年 9 月 29 日再改訂アスベスト問題に関する関係閣僚による会合） アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予防法・指導法の開発件数（計画値）	中期目標期間中に、45 件の開発	－	－	9 件	5 件	18 件			予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	
予防法・指導法の開発件数（実績値）	－	－	－	9 件	5 件	18 件			決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	
達成度	－	－	－	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	
ホームページアクセス（計画値）〔再掲〕	中期目標期間中（H28-30）に研究業績・成果等へのアクセス件数 675 万回	－	－	－	225 万回	225 万回			経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	
ホームページアクセス（実績値）〔再掲〕	－	225 万回（平成 26 年度実績）	－	－	237 万回	240 万回			行政サービス実施コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	
達成度〔再掲〕	－	－	－	－	105.5%	106.8%			従事人員数（人）	－	－	129	123	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （3）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究の実施 労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第3期中期目標において取り上げた以下の3領域（※）については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、研究を行うこと。 【※：変更前の中期目標で示した「3分野」を変更後の中期目標においては、「3領域」という。】	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （3）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された3領域については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の5分野と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。	＜主な定量的指標＞ ○過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法については、中期目標期間中には45件、平成29年度には18件行う。 ○ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成29年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアクセス研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225万回以上得る。 ＜その他の指標＞ なし	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （3）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア 労災疾病等に係る研究開発の推進 第2期中期目標において取り上げた13分野の課題については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について時宜に応じた研究に取り組むため、研究分野を3領域に再編し、平成26年度からは3領域9テーマの研究を開始した。 各事業年度における取組み状況は以下のとおり 【平成26年度】 3領域9テーマごとに研究計画書を作成し、本部において、平成26年9月11日及び同月25日に外部有識者等22名で構成された「業績評価委員会医学研究評価部会」を開催して事前評価を行った。 また、同月29日に開催した外部有識者等8名で構成された「医学研究倫理審査委員会」において承認を受け、各研究を開始した。 なお、「業績評価委員会医学研究評価部会」の議事概要等については、機構ホームページに掲載している。 【平成27年度】 平成27年5月29日に研究代表者会議を開催し、研究代表者に対して研究を遂行する上で有用な情報を提供するとともに、第3期中期目標、中期計画及び平成27年度計画に基づく留意点等を説明し、本部特任研究ディレクター及び本部研究ディレクターを交えて、研究代表者が研究を行う上での問題点について検討を行った。 また、研究テーマごとに研究計画の達成度、妥当性及び変更等について、平成28年2月22日及び23日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員等による中間評価を行った。 なお、各研究テーマにおいて積極的に研究者会議を開催し、研究の進捗報告や解析方法等について検討を行うとともに、症例収集を進めた。 【平成28年度】 各研究テーマにおいて積極的に研究者会議を開催し、症例収集の進捗報告や解析方法等について検討を行うとともに、症例収集状況を協力施設に毎月報告する等、一体感を持った症例収集に努めた。 また、研究テーマごとに研究計画の達成度、妥当性、変更等について、平成29年2月3日及び17日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員等による評価を受けた。また、1年間の研究継続を希望するテーマについても事前評価を行い、基準点を上回り高い評点を得た1テーマが研究を継続することとなった。 【平成29年度】 外部委員の評価によって継続が決定した1テーマ以外の各研究テーマについては、各種学会及び講演会等において発表を行うとともに研究報告書を作成し、平成30年2月19日及び20日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会において最終評価を行った。 また、新テーマ「メタボローム解析を主体とした挑戦的研究」については、研究の学術的貢献度、実行性、倫理性等について、平成29年8月29日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員による評価を受けた。その後、平成29年9月19日に開催した医学研究倫理審査委員会において承認を受け、平成29年10月1日から研究を開始した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、いずれの年度も年度計画を達成しており、中期計画における所期の目標を達成している。 （1）労災疾病等に係る研究開発の推進等 ・各研究テーマにおいて積極的に研究者会議を開催し、症例収集の進捗報告や解析方法等について検討を行うとともに、症例収集状況を協力施設に毎月報告する等、一体感を持った症例収集に努めた。 ・研究テーマごとに研究計画の達成度、妥当性等について、業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員等による評価を受けた。また、1年間の研究継続を希望するテーマについ	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		
① 労災疾病等の原因	① 労災疾病等の原因			① 労災疾病等の原因と診断・治療					

と診断・治療	因と診断・治療 被災労働者の早期 の職場復帰を促進す るため、労災疾病等の 原因と 診断・治療に 関する研究・開発に取 り組む。	＜評価の視点＞ ○労災認定基準等 の見直しに係る検討会 や国が設置する委員会等 への参加、情報提供等の協 力が行われたか。 ○労災認定に係る意見書等 の作成が、適切かつ迅速に 行われているか。 ○労災疾病等に係る研究・開 発、普及事業等を通じて得 られた医学的知見については、 政策立案等との連携を深め るため、速やかに行政機関 に提供されているか。 ○アスベスト関連疾患に対 応するため、労災指定医療 機関等の医師を対象とする 当該疾患診断技術研修会を	○ 腰痛 《研究テーマ》 社会福祉施設の介護職職員における腰痛の実態調査、画像診断と予防対策 - i 介護職職員における腰痛の頻度、特徴に関する調査研究 - ii 介護職職員の腰椎レントゲン、MRIを用いた画像検査と健常者データとの比較・研究 - iii 介護職職員における腰痛の予防対策の確立 《研究目的》 社会福祉施設の介護職職員の腰椎MRI、腰椎及び全脊椎単純X線のほか基本的データ（身長、体重、職種、業務内容、理学所見等）を集積し、計測及び解析を行う。また、心の健康状態や職場でのストレス等を評価できる項目もアンケート調査し、腰痛の頻度や発症因子、メンタルの関与そして画像所見の特徴を調査し、総合的に腰痛予防対策を講じる。 《各事業年度における取組状況》 【平成26年度】 ・ 介護職の有病率、頻度、程度などの実態把握、画像データの収集等を開始した。 ・ 第2期労災疾病等医学研究からの引き続きの研究テーマについて、研究代表者が平成26年4月にスペインのパンプローナで開催された「国際頰椎学会ヨーロッパセクション」において発表し、Mario Boni Award（パネル形式による発表において、来場者の投票により、最も優秀であるとされた者に与えられた賞）を受賞した。 【平成27年度】 ・ 介護職員133人のデータを収集し、介護職の腰痛有病率、頻度、程度などの実態把握や画像検査を実施した。 ・ 研究において得られた知見について、アメリカミネアポリスで開催されたS R S 2015（第51回国際側弯症学会）等の国際学会において発表した。 【平成28年度】 ・ 介護職員153人に対して画像検査を実施し、介護職の腰痛有病率、頻度、程度などの実態把握を行った。同時に腰痛と精神的なストレスとの関与を評価するためアンケート調査を実施した。 ・ 研究において得られた知見について、千葉市で開催された第45回日本脊椎脊髄病学会学術集会等の国内学会において発表した。 ○ 運動器外傷機能再建 《研究テーマ》 運動器外傷診療の集約化による治療成績向上と早期社会復帰を目指した探索的研究 《研究目的》 運動器外傷に関する登録制度を確立するとともに、得られた疫学的データを分析し、運動器外傷診療の現状を把握し、今後の運動器外傷診療のベンチマークを作成すると同時に、今後の運動器外傷診療体制の改善に向けての提言を行う。 《各事業年度における取組状況》 【平成26年度】 ・ 幅広い症例データを収集するため、研究協力者として多数の大学病院医師等の参画を得た。また、「研究者会議」を開催し、効率的な症例データの収集方法等について議論を行った。 ・ 膨大な症例データの登録を簡略化するため、インターネット回線を用いたクラウド上で、研究者間の情報共有を可能とし秘匿化した情報を逐次登録できるアプリケーションソフトを開発した。（平成27年8月1日より運用開始予定） 【平成27年度】 ・ 労災病院グループの運動器外傷診療データベース化研究「RODEO study (Rosai Orthopaedic trauma Database for Exploratory Outcome)」を行うため、インターネット回線を用いたクラウド上で、研究者間の情報共有を可能とし秘匿化した情報を逐次登録できるアプリケーションソフトを開発し、217件の症例登録を行った。 【平成28年度】	ても評価を行い、基準点を上回る高い評点を得た1テーマについて継続することとなった。 ・新テーマ「メタボローム解析を主体とした挑戦的研究」については、研究の学術的貢献度、実行性、倫理性等について、平成29年8月29日に業績評価医学研究評価部会を開催し、外部委員による評価を受けた。その後、平成29年9月19日に医学研究倫理審査委員会において承認を受け、平成29年10月1日から研究を開始した。 ・労災疾病等医学研究成果等の最新情報について、労災疾病等医学研究普及サイト（以下「普及サイト」という。）に随時掲載するとともに、普及サイトに係るリーフレットを作成し、全国の労働局や都道	
--------	---	---	--	---	--

	② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。	開催したか。 ○中期目標期間の１年目においては、研究支援体制の整備（大学教授等の外部有識者である疫学・統計・公衆衛生の専門家を本部研究コーディネーターとして招聘等）に取り組んでいるか。また、病職歴データベースの整備・活用等に取り組んでいるか。 ○ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。	・ 「Rodeo Study」において、413件の症例登録を行った。 ・ 業績評価委員会医学研究評価部会において外部委員から後遺障害を残した勤労者の社会復帰のためのデータバンクの確立は必要であり、更に症例を登録することにより、日本骨折治療学会が作成した四肢開放骨折データバンクとの統合の実現性が高い等の評価を受けたことから、１年間研究を継続することとなった。今後は、さらに症例数を蓄積し、我が国における運動器外傷診療の把握、治療成績に影響する要因の解明を進め、よりよい運動器外傷診療体制への提言に努めることとした。 【平成29年度】 ・ 「Rodeo Study」において、累計1,079件の症例登録を行った（平成30年３月末現在）。 ・ rodeo sutady解析により受傷後１年の復職率は83%、復職においては肉体労働、精神的ＱＯＬ、受傷後６ヶ月の痛みが関連していることを明らかにした。 ② 労働者の健康支援 ○ 生活習慣病 《研究テーマ》 労働者の健康を支援する生活習慣病の研究・開発、普及 - i 日本人の勤労者ならびに一般住民における新たな心血管リスクの解明と予防に関する宮城県亘理町コホート研究（継続） - ii 中国都市部で働く日本人勤労者のストレスと健康障害に関する調査研究（継続） - iii 職場高血圧に関する調査研究 - iv 精神的ストレスの心血管病発症機転に関する調査研究 - v 動脈硬化危険因子の３次元解析に関する研究 《研究目的》 - i 宮城県亘理町コホートの追跡調査を引き続き継続することで、心血管リスク因子、心理・社会的ストレス、心血管疾患発症の関連をより明確にする。また、東日本大震災の勤労者ならびに一般住民の健康に対する長期的影響を明らかにする。 - ii 過重労働による健康障害予防のためのアジア基準を確立するため、上海同済大学と共同研究を行ってきたが、労災過労死第２期研究で達成不十分であった日本人勤労者のデータ収集に集中し、上海市で働く日本人勤労者の労働ストレスと健康障害の関係を検討する。 - iii 典型的な勤労者を対象に、休日（土または日曜日）に比し、週日（月および金曜日）の仕事中に血圧が上昇する程度と職場でのストレスとの関係を分析することで、職場高血圧の実態や血圧の週間リズムを明らかにし、月曜日に多発する勤労者の脳心血管疾患を予防するのに役立てる。 - iv 酸化ストレスや炎症性機転から、精神的ストレスの心血管病の発症機構に迫り、過労死や職場ストレスに起因する心血管病に対する予防法を開発する。 - v 動脈硬化危険因子の個々の症例における経年的な変化率に着目し、「時間-経年変化」という要素を加味して検討することにより、動脈硬化危険因子をいわば三次元的に解析し、心血管病リスクを新たな視点から検討する。 《各事業年度における取組状況》 【平成26年度】 ・ 第２期労災疾病等医学研究からの引き続きの研究テーマである、中国・上海の同済大学との日中共同研究で得た知見について、平成26年11月に東京産業保健総合支援センターにおいて「海外勤務者の過労死予防を考える研究会」を開催し、産業医、企業の保健師等へ普及した。 ・ 職場高血圧に関する調査研究について、各労災病院へ調査研究への参加を依頼し、協力労災病院を６病院から29病院に増加させることにより、労災病院のスケールメリットを活用した大規模研究へと発展させた。 【平成27年度】 ・ 日本人の勤労者ならびに一般住民における新たな心血管リスクの解明と予防に関する亘理町コホート研究について、日本人の一般住民において、低HDL血症は脳、心臓疾患、特に脳卒中の強力な予測因子であることが示された。 ・ 職場高血圧に関する調査研究について、労災病院のスケールメリットを活かして全国29の労災病	府県医師会に配布した。また、関係機関に対してホームページにリンクの掲載を依頼する等の取り組みを行った。 ・ 治療就労両立支援センターにおいて過労死等の予防法・指導法を開発するに当たり、平成29年度までに47テーマの調査研究を実施し、予防法・指導法の開発のための情報収集を目的とした指導を実践するとともに、事例の集積に着手した。予防法・指導法の開発について、平成29年度までに計32件の開発を行っており、目標値（45件）は達成見込み。 ・ 行政機関等への貢献において、国の要請に応じて、審議会、委員会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供、生活習慣病の健康診断等を含めた巡	
--	--	---	--	--	--

		院が参加し、症例数確保を進めた。これまでの予備的解析では、収縮期血圧と心拍数の積で計算される心仕事量は、休日明けの月曜日に高まっている傾向がうかがわれた。今後は、対照群として正常血圧者の症例数の確保を図り、高血圧患者との比較検討を行っていくこととした。 ・ 心血管疾患の基礎疾患である生活習慣病症例において、SDS（うつ性自己評価尺度）で評価した抑うつ状態は、JCQ（職業性ストレス調査票）で評価した仕事要求度と正の相関を、また仕事裁量権と負の相関を示した。 一方、冠動脈性心疾患及び脳卒中を予測する新たな酸化ストレスマーカであるLOX-IndexはSDSと有意な相関を認めなかった。したがって、LOX-IndexとSDSを層別化することにより、各症例のリスク評価に有効であると考えられた。 【平成28年度】 ・ 上海で働く日本人勤労者と同職種の中国人勤労者で職業ストレスと健康状態を比較したところ、男女とも、日本人の労働時間は中国人と比べて長く、仕事の要求度が高く睡眠時間は短いことが明らかとなった。また、日本人は男女とも中国人に比べ、LDLが有意に高く、睡眠時間の短縮とLDLの上昇が有意に関連した。さらに、日本人男性の管理職において、高LDL血症と耐糖能異常のリスクを2倍以上に高めていることが示された。 ・ 職場高血圧に関する調査研究について、労災病院のスケールメリットを活かして症例収集を進め、月曜日の午前に勤労者はダブル・プロダクト【W－P：収縮期血圧×脈拍数】が上昇することを明らかにし、日本高血圧学会の英文誌「Hypertension Research」に掲載されるとともに、研究代表者の所属する中京地区及び関東地区の報道機関に発表した。 ・ 心血管病の基礎疾患である生活習慣病を有する症例の検討において、精神的ストレス（SDSで評価）は職業性ストレス（job strain indexで評価）と有意に相関した。一方、精神的ストレスはLOX-Index（酸化LDLとその可溶性受容体、LOX-1との積）との相関は認められなかったことより、心血管病の予防に際しては個別に対応すべきであると考えられた。 生活習慣病を有する症例および検診受診症例を対象に、新しい酸化ストレスマーカーLOX-Indexと心血管イベントを予測する既知の指標、フラミンガムリスクスコア（総コレステロール値、HDLコレステロール、血圧、糖尿病の有無、喫煙の有無などより計算、1998年）とは有意の相関を示した。このことはLOX-Indexが心血管病のバイオマーカーであることを裏付けている。（上記の研究成果については、英文雑誌「IJG Metabolic & Endocrine 12(2016)3-7」に原著論文として報告。）	回診療の実施、 労災診療費レセ プト審査事務の 質の確保及び向 上のため、都道 府県労働局の職 員を対象に行わ れた研修に労災 病院の医師を講 師として派遣、 労災認定に係る 意見書作成への 迅速かつ適切な 対応、第2期中 期計画期間に得 られた医学的知 見についての行 政機関への情報 提供、アスベス ト関連疾患に係 る診断・治療、 相談等への積極 的な対応等の取 組を行った。
		○ 睡眠時無呼吸症候群 《研究テーマ》 睡眠時無呼吸症候群の診断と治療に関する研究 《研究目的》 睡眠時無呼吸症候群は、高血圧、糖尿病、脳血管障害、心疾患を罹患する頻度も高いが、本邦での罹患率はいまだ不明であり、また、治療には就寝時にマスクによる持続性陽圧呼吸療法（CPAP）が有効とされているが、顔面へのマスクの圧着や常に陽圧がかかるため不快感により本治療法からの脱落する患者がきわめて多いことから、睡眠時無呼吸症候群の有病率の把握、CPAP継続因子の確立を目標とする。 《各事業年度における取組状況》 【平成26年度】 ・ 幅広い症例データを収集するため、多数の中国・山陰地方企業を訪問し、調査研究への参加を要請したことにより協力体制を拡充するとともに、症例データ収集を開始した。 ・ 「研究者会議」を開催し、研究の進捗状況、被験者の選別、企業と共同でのマスク開発の可能性等、研究を遂行する上での問題点、ビジョン等について議論を行った。 【平成27年度】 ・ 質問票記入やパルスオキシメーターを使用する1次スクリーニングについては、目標症例数である1,000件を上回る1,238件の症例を収集した。 【平成28年度】 ・ 産業事故を回避するため、職業運転手、シフトワーカー等の職域における勤労者1,646名に対して睡眠時無呼吸症候群の有病率を調査したところ、3%ODIの低下による睡眠時無呼吸障害は男性20.1%、女性10.6%であり、20年前に比べ2倍程度増加していることが示された。	<課題と対応> —

- ・ 研究において得られた知見について、東京都で開催された第64回日本心臓病学会学術集会等の国内学会において発表した。

○ 作業関連疾患

《研究テーマ》

手根管症候群患者と作業内容（種類や期間など）との関連に関する研究

《研究目的》

手根管症候群の病態を系統立って調査し、またその発症原因についても詳細に分析することにより、1日の作業期間の設定、作業内容の改善や作業肢位の改善などの情報が得られることが期待され、労働者に発生する上肢の作業関連疾患（特に手根管症候群）を減少させる。

《各事業年度における取組状況》

【平成26年度】

- ・ 手外科専門医が在籍するとともに、多くの症例を有し、作業療法士が充実している病院に研究分担施設として参画してもらい、手根管症候群とコンピューター作業との関連を解析すべく症例収集を開始した。
- ・ 研究開始に際し、新たに独自の「手根管症候群調査票」を作成し、効率的な症例収集を可能とした。

【平成27年度】

- ・ 症例収集を開始するに当たって、手根管症候群に関する一般的な所見だけでなく、現症に加え職業歴についての記入を求める「手根管症候群調査票」を独自に作製した。
- ・ 116手96例の症例収集を実施し、術後のADL及び神経学的検査結果は優位な改善を示した。

【平成28年度】

- ・ 74手55例の症例を収集し、手根管症候群調査票の作成、Quick DASHの聴取、神経伝導速度の測定を実施した。
- ・ 研究において得られた知見について、アメリカオースティンで開催された「71st ANNUAL MEETING OF THE ASSH」等の国外学会において発表した。

○ 就労支援と性差

《研究テーマ》

就労支援と性差の研究・開発、普及

- i 内分泌環境からみた女性労働者の健康管理研究
- ii 夜間労働が女性の健康に及ぼす影響の研究
- iii 副腎皮質ホルモンを指標とした女性の健康管理
- iv 勤務条件・職種が女性の健康に及ぼす影響についての研究

《研究目的》

- i 夜間労働にともなう血中コルチゾール濃度と血中コルチゾン濃度の変化を女性看護師と男性看護師とで再検討し、夜間労働による影響には男女の性差が存在するかどうかを再評価する。また、昼間勤務及び準夜勤務時の変化と深夜勤務の変化を比較検討し、内分泌環境の変化から女性労働者の健康管理に資する情報を収集・管理する。
- ii 夜間労働にともなうさまざまな変化を多面的に把握しようとする試みはほとんど行なわれていないことから、内分泌学的、自律神経学的、精神学的な検討を組み合わせ、研究を行う。
- iii これまでの研究で労働強度の評価指標として血液中コルチゾール、コルチゾン濃度が有用であるとの観察結果を得た。血液の採取は、医師あるいは看護師が採血用注射器や採血管を用いて行なわなければならないが、唾液や髪の毛は必要な時期（時間帯）に自分で採取することが可能であり、本研究により唾液や髪の毛を用いた内分泌学的研究が有用と判明すれば、労働に関する知見をより広範囲に収集することが可能となり、労働に由来するストレスの解明が進むと考える。
- iv 女性労働者の疲労状態を酸化ストレスおよび抗酸化力の測定により客観的に評価し、女性労働者の疲労の現状を明らかにするとともに男性労働者の疲労の現状との比較検討を行う。さらに、勤務状況、ライフスタイル等の要因や自覚症状等を測定し、それらが疲労に与える影響についても検討し、女性労働者の健康維持・将来の健康障害防止の観点から、多方面にむけて提言を行う。

《各事業年度における取組状況》

③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化	③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅	【平成26年度】 ・ 内分泌環境からみた女性労働者の健康管理研究で血液と唾液を同時に採取し、唾液が検体として有用となるか検討を開始した。 ・ アンケート調査等で勤務状況、ライフスタイル等の要因や自覚症状等を測定し、それらが疲労に与える影響について検討を開始した。 【平成27年度】 ・ 第2期から継続している内分泌環境からみた女性労働者の健康管理研究について、唾液中コルチゾール濃度の変化を調査したところ、コルチゾール濃度には年齢による差が存在し、勤務による影響だけでなく年齢によって異なる可能性を観察した。 ・ 公的機関の女性勤務者50名に対してストレス・疲労を客観的に把握する指標とした加速度脈波及び血液検査（d-ROM、BAP）を用いて自記入式質問紙調査と比較した。疲労の自覚症状と加速度脈波との有意な相関は見出せなかったが、自覚的には疲労感が無いにもかかわらず加速度脈波が異常となるケースがあり、必ずしも自覚症状とストレス・疲労の状態が相関しない可能性が示された。 ・ 同様に、交代勤務を行っている看護師24名（男性12名、女性12名）について、年代・勤務時間をマッチさせて加速度脈波及び血液検査（d-ROM、BAP）を用いて自記入式質問紙調査をしたところ、三交代勤務で日勤帯にのみ男女間に差が見られた。 【平成28年度】 ・ ストレスに対抗する副腎皮質ホルモンの推移、特に日内リズムの変動を指標に、交代性勤務が女性看護師に及ぼす影響を男性看護師の変化と比較しながら検討した。女性看護師では準夜勤務及び深夜勤務において日内リズムが短縮すること、男性看護師ではこのような変化はみられないことが示された。 ・ 働く女性の健康被害のリスクを低減するために、ストレス・疲労を客観的に把握する指標として加速度脈波、血液検査を実施した。交替性勤務においては、昼間勤務、準夜勤務、深夜勤務のうち昼間勤務にのみ男女差がみられること、女性における交替性勤務の有無についての検討では、交替性勤務者において、加速度脈波とBAP（抗酸化力）が有意に高いこと、BAPの分布は広く、個体差が大きいことが示された。 ○ メタボローム 平成29年度から新たな研究テーマとして「メタボローム」を開始した。 《研究テーマ》 - i 労働者における体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）による過労死、過重労働、ストレスを予見する生化学的指標の確立 - ii 早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発：メタボローム解析を主軸とした挑戦的研究 《研究目的》 - i 勤労者の過労死予防につなげるため、体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）を行い、心血管疾患に至る予測因子、関係因子となり得る定量的マーカーの推測・同定を行う。 - ii メタボローム解析を行うことにより、早期慢性膵炎診断法を開発するとともに職場ストレス及び精神的ストレス（抑うつ度）との関連を検討し、早期慢性膵炎スクリーニングの新たな指標を開発する。 《取組状況》 【平成29年度】 ・ 平成29年8月29日に業績評価医学研究評価部会を開催し、外部委員による評価を受けた。その後、平成29年9月19日に医学研究倫理審査委員会において承認を受け、平成29年10月1日から研究を開始した。 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ○ 外傷性高次脳機能障害			
------------------------------	---	---	--	--	--

速・適正な労災保険給
付に資する研究・開発
に取り組む。

《研究テーマ》
従来の画像検査では検出できない高次脳機能障害の病態解明とその労災認定基準に関する研究

《研究目的》
「健常者」「外傷によって画像診断で障害部位の明確な患者群」「外傷はあるが画像診断では異常を認めない」の3群において、real time functional MRI または光トポグラフィーを用いて経時的な血流動態を測定し、高次脳機能障害との相関を解析研究する。高次脳機能障害が経時的な脳血流動態の異常として証明できればその診断価値は高く、その障害の程度を判定し、高次脳機能障害の労災認定にも役立てることが出来る。

《各事業年度における取組状況》

【平成26年度】

- ・ 「研究者会議」を2回開催し、研究テーマである「画像上異常を示さない高次脳機能障害患者群」の定義について研究者間の認識を統一し、研究デザイン手法及び分析手法等を議論した。
- ・ 通常の画像診断で異常を認めない高次脳機能障害をreal time functional MRI または光トポグラフィーといった機能画像診断(経時的脳血流量観察機器)で評価できるかどうかを研究するため、機器の整備後、作動状況をチェックし正確な運用を確認する等経時的な血流動態の測定及び高次脳機能障害との相関の検討を開始した。

【平成27年度】

- ・ 光トポグラフィー検査については、正常者群30症例、画像上異常を示さない高次脳機能障害群7症例、軽度だが明確な画像上異常を示す高次脳機能障害群2例の症例を収集した。

【平成28年度】

- ・ 光トポグラフィー検査については、正常者群32例、画像上異常を示さない高次脳機能障害群3例、軽度だが明確な画像上異常を示す高次脳機能障害群11例、その他13例の症例を収集した。
- ・ 研究において得られた知見について、仙台市で開催された第64回日本職業・災害医学会学術大会において発表した。

○ じん肺

《研究テーマ》
じん肺の研究・開発、普及

- i 本邦におけるじん肺における膠原病、腎症特にANCA関連腎疾患の合併頻度に関する調査研究
- ii じん肺ハンドブックの作成に関する研究・開発
- iii じん肺続発性気管支炎の診断、治療法に関する研究

《研究目的》

- i 本邦におけるANCA関連腎疾患の合併や他の膠原病疾患の合併頻度を中心とした実態調査を行うことを主目的とし、同時に全国の労災病院からじん肺に合併した膠原病のアンケートを行い、症例を回収する。今回の調査結果が、じん肺診療においてANCA関連疾患を合併症として取り扱うべきかどうかの判断材料に資すること、また、じん肺に合併する膠原病の種類を把握することも期待される。
- ii 平成23年度に発刊されたじん肺ハンドブックは、追加された石綿関連肺疾患に関する基準や新たに作成されたデジタル版のじん肺標準写真も掲載されておらず、また、日本人のデータを基にした呼吸機能障害の判定基準は追録版として別冊子になっているなど、一冊で足りるリファレンスになっていないため、これらを一冊で網羅したハンドブックを作成する。
- iii 労災病院群で続発性気管支炎をどのように診断し治療しているかを調査し、その病態を明らかにする。

《各事業年度における取組状況》

【平成26年度】

- ・ 研究者会議を開催し、ANCA関連腎疾患を合併したじん肺症例並びに膠原病合併患者のデータ収集を開始した。また、じん肺ハンドブックの改訂に向けて「編集会議」を開催した。
- ・ 「中国職業衛生能力強化プロジェクト」として、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの協力依頼を受け、平成25年度に引き続き、平成26年11月に日本において中国人医師向けのじん肺・アスベストの診断技術研修を実施した。さらに、中国へ本研究の研究者である労災病院の専門医師を派遣し、じん肺症例について診断指導を行い、中国人医師の診断技術の向上に貢献した。

【平成27年度】

- ・ じん肺患者のANCA関連腎疾患の合併頻度調査について、目標症例数400件を大きく上回る668件の症例を集積した。
- ・ 668名のじん肺患者において、MPO-ANCAは1.5%、PR3-ANCAは2.7%にみられ、血管炎の発症はみられなかった。今回のMPO-ANCA陽性の頻度と、高齢者の健常フランス人におけるP-ANCA (Clin Exp Rheumatol 15:603, 1997) 比率2.2%とポアソン分布による母比率検定を行ったところ、有意差はなかった。

【平成28年度】

- ・ じん肺患者のANCA（抗好中球細胞質抗体）関連腎疾患の合併頻度調査について、目標症例数400件を大きく上回る764件の症例を収集した。
- ・ 今までに使用されているじん肺診断の参考書として、1974年のハンドブック及び1983年に出版された産業保健ハンドブック第2版があるが、その後DR写真の導入、日本人を対象とした呼吸機能検査の標準値の導入、石綿肺癌の診断基準の追加がなされている。じん肺患者の健康診断書を作成する際の注意事項や記載要領を簡潔に示したハンドブックを2017年に発刊することとした。

○ アスベスト

《研究テーマ》

アスベスト関連疾患の研究・開発、普及

- 石綿肺の適正な診断に関する研究
- 石綿健康管理手帳データベースにおける肺癌、中皮腫等の発生頻度に関する研究
- 中皮腫の的確な診断方法に関する研究—鑑別診断方法と症例収集—

《研究目的》

- 慢性間質性肺炎との鑑別が難しい石綿肺の正確な診断を行う為、HRCTを含む胸部画像のみならず、職業歴や職業年数さらには肺内石綿小体数あるいは繊維数から鑑別点を見出し、日常診療における慢性間質性肺炎と石綿肺鑑別を容易にする事を目的とする。
- 石綿ばく露者に悪性腫瘍である肺癌、中皮腫が高頻度に発生することが知られているが、日本において今後どのような頻度でこれら悪性腫瘍が発生するかの予測はなされていない。これまでの研究で、石綿健康管理手帳を取得して定期検診を受診している過去の石綿ばく露労働者に肺癌発生頻度が高いとことを報告した。今回の研究では平成25年度までにデータベース化した4,057例（男性/女性 3,910例/147例）について、肺癌のみならず、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚例がどのような頻度で発生するかについて研究する。
- 胸膜中皮腫と良性石綿胸水等他疾患が疑われる症例において鑑別の為、画像所見や血清あるいは胸水マーカーを用いて、その診断の蓋然性を検討する。また、中皮腫の病理診断における各種免疫抗体の有用性を検討して、確定診断方法を確立する。

《各事業年度における取組状況》

【平成26年度】

- ・ 研究者会議を3回開催し、各研究テーマの進捗状況の確認及びデータ収集上の問題点等を議論した。そのうち、研究所において開催された研究者会議においては、肺内石綿繊維計測に関して議論を行い、当機構のノウハウを提供した。
- ・ タイ厚生省医療局傘下の王立胸部中央疾患研究所から、職業性呼吸器疾患の疾病及び予防等についての講義依頼を受け、平成26年5月に本部において研究代表者が講師となりタイ人医師等に対してアスベスト関連疾患への取組等の講義を行い、研究成果の普及に努めた。

【平成27年度】

- ・ 石綿肺診断のためには、HRCT上の Subpleural curvilinear linesが石綿肺に有意に認められることから、この所見の重要性について広く知らせる必要があると考えられた。
- ・ 胸水中のSLPIは、胸膜中皮腫において高値を呈したことから、本マーカーは、特に胸膜中皮腫と良性石綿胸水との鑑別に有用である可能性が考えられた。

【平成28年度】

- ・ 労災認定等を速やかに進めるため胸膜中皮腫のより確実な診断方法について、多面的な検討を行った。胸膜中皮腫の早期病変として胸水のみで腫瘍性胸膜肥厚を来さない症例が増加しており、こ

に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。	政機関に協力する。 ② 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。 ③ 医学的知見の提供 また、労災疾病等に係る研究・開発、普及 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業
--	---

- ・中央じん肺診査医（４名）、地方労災医員（64名）、労災保険診療審査委員（33名）、地方じん肺診査医（11名）等を受嘱。
- ・55の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。

【平成27年度】

- ・中央じん肺診査医（３名）、地方労災医員（57名）、労災保険診療審査委員（31名）、地方じん肺診査医（10名）等を受嘱。
- ・54の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。

【平成28年度】

- ・中央じん肺診査医（3名）、地方労災医員（62名）、労災保険診療審査委員（29名）、地方じん肺診査医（11名）等を委嘱。
- ・54種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。

【平成29年度】

- ・中央じん肺診査医（4名）、地方労災医員（58名）、労災保険診療審査委員（30名）、地方じん肺診査医（10名）等を委嘱。
- ・52種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。

○ 「労災医療担当者ブロック研修」（厚生労働省主催）への講師派遣

【平成26～29年度】

厚生労働省からの要請により、労災診療費レセプト審査事務の質の確保、向上を図ることを目的とした労働局のレセプト審査事務担当職員を集めた研修へ、労災病院から医師6名を講師として毎年派遣した。

② 労災認定に係る医学的意見書への取組

【平成26年度～29年度】

複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を密にするとともに、返書管理の徹底を行い、迅速かつ適切に対応している。

特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。

意見書処理日数（単位：日）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
15.1	17.7	18.4	17.9	17.5	15.7

※平成16年度実績 20.7日

③ 医学的知見の提供

【平成26年度】

第2期労災疾病等13分野研究で得た医学的知見を取り纏めた「研究報告書」及び「ダイジェスト版」を厚生労働省労災管理課、補償課、労働衛生課、独法評価委員会等へ提供した。

事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。

④ アスベスト関連疾患への対応
今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、労災認定、救

【平成27年度】

厚生労働省労働基準局から「生活習慣病」テーマの研究者に対して、平成27年12月に開催された「過労死等防止対策推進協議会」に向けた資料作成等における意見聴取要請があり、これまでの研究において得られた知見を提供した。

また、厚生労働省労働基準局から、労働安全衛生規則第94条の規定による安全又は衛生についての高度の専門的な知識を有する者についての推薦依頼があり、労災病院の専門医師を推薦し大臣審査委員候補者の委嘱を受けた。

【平成28年度】

環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（石綿肺等の鑑別診断の在り方に関する調査編）」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の鑑別に関する調査を実施した。

労災病院等からびまん性胸膜肥厚症例259症例を収集し、そのうち、著しい呼吸機能障害を伴う205症例のうち、呼吸機能に影響を与える程度の器質化胸水を有する51症例について、胸部CT所見として①胸水内部の不均一性（胸水の高吸収化）、②胸水貯留部位における”Crow’s feet” signの存在、③胸郭容量低下、④胸水量の固定化、⑤胸水内エアーの存在の5項目について検討した。

上述の5項目のうち①②は必須で、残りの3項目のうち1項目を満たしていれば器質化したと診断するとともに、③に関しては3ヶ月経過を診て不変であれば器質化と診断するとした一定の見解について年度末の報告書において提言した。

【平成29年度】

業績評価委員会医学研究評価部会で承認された研究報告書については、厚生労働省関係部署へ送付し、情報を提供した。

④ アスベスト関連疾患への対応

【平成26年度～29年度】

i アスベスト健診及び健康相談への取組

「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院及び産業保健総合支援センター等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。

アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件）				
区分	26年度	27年度	28年度	29年度
健診	8,115	8,224	7,941	7,574
相談	1,549	1,372	1,288	1,171

ii 石綿関連疾患診断技術研修への取組

厚生労働省委託事業「石綿関連疾患診断技術普及事業」を受託し、呼吸器系の疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を開催した（平成29年度は35か所にて開催）。平成18年度以降、全国延べ325か所で開催し、延べ10,419人の労災指定医療機関等の医師及び産業医等がこの研修を受講した。

石綿関連疾患診断技術研修受講者数（単位：人）				
区分	26年度	27年度	28年度	29年度
基礎研修	177	287	296	378
専門研修	574	600	653	490
合計	751	887	949	868

○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施

済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

【平成26年度～29年度】

環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、石綿ばく露が疑われる肺癌患者の事例について、岡山労災病院、民間測定機関２社の３機関の間で、試料作成等の一般化における課題等の検討及び測定精度の比較検討を行った。

○ 石綿小体計測検査への取組

【平成26年度～29年度】

平成18年から全国７か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び３か所のアスベスト疾患センター計10か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。

石綿小体計測件数（単位：件）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
小体計測検査	251	202	320	140

○ 「石綿確定診断等事業」の実施

【平成26年度～29年度】

厚生労働省委託事業「石綿確定診断等事業」を受託し、全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、石綿肺、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。

石綿確定診断実施件数（単位：件）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	132	128	172	168

○ 環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務」の実施

【平成26年度】

- 環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織しびまん性胸膜肥厚の鑑別に関する調査を実施した。労災病院等から収集したびまん性胸膜肥厚症例のうち146例を解析することにより、医学的判定上の課題を検証し、適切かつ効率的な医学的判定の在り方を環境省に報告した。

【平成27年度】

- 環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（石綿肺等の鑑別診断の在り方に関する調査編）」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、びまん性胸膜肥厚の鑑別に関する調査を実施した。労災病院等から新たなびまん性胸膜肥厚症例として39例を収集した。過去の185例を含めて解析、検討を行い、年度末に適切かつ効率的な医学的判定の在り方を環境省に報告した。
- 環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（日本人の石綿小体の分布に関する調査編）」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、肺内石綿小体濃度に関する調査を実施した。労災病院等から肺がんの後ろ向き症例として563例を収集し、解析、検討を行い、年度末に環境省に報告した。

【平成28年度】

- 環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（石綿肺等の鑑別診断の在り方に関する調査編）」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の鑑別に関する調査を実施した。労災病院等からびまん性胸膜肥厚症例259症例を収集した。そのうち、著しい呼吸機能障害を伴う205症例のうち、呼吸機能に影響を与える程度の器質化胸水を有する51症例について、胸部CT所見として①胸水内部の不均一性（胸水の高吸収化）、②胸水貯留部位における”Crow’s feet” signの存在、③胸郭容量低下、④胸水量の固定化、⑤胸水内エア－の存在の５項目について検討した。

		上述の5項目のうち①②は必須で、残りの3項目のうち1項目を満たしていれば器質化したと診断するとともに、③に関しては3ヶ月経過を診て不変であれば器質化と診断するとした一定の見解について年度末の報告書において提言した。 ・ 環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（日本人の石綿小体の分布に関する調査編）」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、肺内石綿小体濃度に関する調査を実施した。労災病院等から肺がん症例として757例を収集し、石綿ばく露歴の有無、性別、石綿小体の計測に用いた肺の部位、年齢、生年、喫煙指数と肺内石綿小体濃度との関連を検討した。肺内石綿小体濃度について、石綿ばく露歴あり群が有意に高いこと、男性が有意であること、計測に用いた肺の部位では有意差がないこと、年齢、喫煙指数による差は認められないが、ばく露歴なし群の出生年において負の相関関係が認められたことについて年度末に報告書にまとめた。												
		○ 中国職業衛生能力強化プロジェクト 日中政府間の二国間プロジェクトである「中国職業衛生能力強化プロジェクト」に関し、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの協力依頼を受け、各事業年度において以下のとおり取り組んだ。 【平成26年度】 平成26年9月には専門家を中国に派遣し、徐州にて開催された「じん肺症例検討会」にて読影指導を行うとともに、平成26年11月に日本で中国人医師向けのじん肺・アスベストの診断技術研修を行った。 【平成27年度】 平成27年8月には専門家を青島に派遣し、中国にてアスベスト関連疾患についての読影指導を行った。また、9月には5か年プロジェクトの最終評価として北京に専門家を派遣し、じん肺・アスベストの中国人医師への診断技術の継承に関する総括及び今後の技術協力のあり方等について議論を行った。さらに、プロジェクト終了に際し、平成28年2月に北京にて開催されたプロジェクト成果報告会において、専門家を派遣し運営指導調査を行った。												
		⑤ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力												
		【平成26年度～29年度】 うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し医療面に関する協力を行った。												
		・ 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。												
		精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）に係る紹介人数（単位：名） <table><tr><td>区分</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>24</td><td>17</td><td>37</td><td>14</td></tr></table>	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	件数	24	17	37	14		
区分	26年度	27年度	28年度	29年度										
件数	24	17	37	14										
		（４）データベースの構築等												
		ア 研究部門の充実												
		【平成 26 年度】 総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、大学教授等の外部												

う事務補助スタッフの確保等を図り、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。	ターの補佐及び病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディネーターを確保する。 また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。 イ 病職歴データベースの整備・活用等 病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究及び重点研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ収集を行う等の改善策について検討する。	有識者である疫学・統計・公衆衛生の専門家を本部研究コーディネーターとして招聘し、第3期研究計画書の作成においては、本部研究コーディネーターが研究代表者に対して研究デザインに関する助言、指導を実施した。 また、複数の研究テーマにおいて本部研究コーディネーターが研究協力者として参画し、研究に係るデータ収集、分析等にも助言を行うなど、研究開始から終了までの全般をサポートする体制を構築した。 さらに、研究計画書に基づき、希望する施設に対して専任の研究補助者を配置するとともに、全研究代表者所属施設には専任の研究担当事務職員を配置し、研究者の負担軽減を図った。 【平成27年度】 本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家6名が、研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画した。 また、平成27年5月29日に研究代表者会議を開催し、環境保健医学の本部研究コーディネーターを講師として、研究成果をまとめる際のポイントについて助言・指導を行った。 なお、平成28年2月22日及び23日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会に本部研究コーディネーターも参加し、研究代表者に対して疫学・統計・公衆衛生に係る専門的な助言を行った。 【平成28年度】 昨年度に引き続き、本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家6名が、研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画した。 「睡眠時無呼吸症候群」テーマにおいては、昨年度の業績評価委員会医学研究評価部会において委員から指摘された事項について、対象症例の選定や調査方法等の見直しを実施するに当たり、本部研究コーディネーターから指導・助言を受けその意見等を反映させた。 【平成29年度】 本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家6名が、研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画し、研究報告書の作成に当たり指導・助言を行うとともに平成30年2月19日及び20日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会に本部研究コーディネーターも参加し、研究代表者に対して疫学・統計・公衆衛生に係る専門的な助言を行った。 イ 病職歴データベースの整備・活用等 【平成26年度】 平成27年3月に研究所等の外部有識者を含めた「入院患者病職歴調査に係る検討会」を開催し、勤労者医療調査票の改訂、インフォームドコンセント方法の変更、組織としての協力体制の構築及び健診を通じた未病者のデータ収集等について検討を行った。 【学会発表】国内7件 【冊子】「労災病院における勤労者入院患者現状」 【平成27年度】 平成27年3月に開催した病職歴調査疫学研究検討会の結果及び平成28年度からの独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合を踏まえ、平成28年度からの運用開始に向けて病職歴調査実施に伴う同意取得方法や調査項目について見直しを行った。 また、平成27年10月16日に開催した「診療情報管理実務担当者打合せ」において上記の説明を行うとともに、研究者による病職歴データを活用した研究成果の講演、また精度向上を目的として「医学講座」及び「ICDコーディング勉強会」を実施した。 なお、病職歴調査の目的、構成、研究成果（学会発表内容等）等について当機構ホームページ内に専用のページを作成し、広報に努めた。 さらに、木材粉じんのばく露と、鼻腔がん及び副鼻腔がんとの間に強い関連性が疑われることから、平成27年9月に厚生労働省から木材粉じんによるがんに関する病職歴データ提供依頼があり、病職歴データベースから抽出した昭和59年以降の主病因が鼻腔がん又は副鼻腔がんと診断された全ての症例(症例数886			
--	---	---	--	--	--

			件)について、年齢、性別、職業や喫煙歴等のデータを提供した。 ・論文発表 7 件 ・行政への報告 1 件 【平成 28 年度】 病職歴調査実施に伴う同意取得方法や調査項目の見直しを行い、平成 28 年 4 月から運用開始するとともに、調査率の低調な病院に対して業務指導等を行った結果、調査率は 64.9%から 83.5%へ 18.6 ポイント上昇した。 平成 28 年度における病職歴データベースの活用実績を当機構ホームページの専用ページに掲載した。 ・論文・学会発表 5 件 【平成 29 年度】 病職歴調査データベースを有効に活用することを目的として、データの精度向上や疫学研究に係る統計解析について検討を行うため、外部有識者を委嘱して、入院患者病職歴調査統計処理専門委員会を 3 回開催した。 その結果、疫学専門家により病職歴データベースの有用性が評価され、専門家自らがデータを用いた分析を行った。 そのうち、入院患者の退院後の復職不安に寄与する背景因子を明らかにするための分析、検討については、平成 30 年 2 月の日本疫学会において中間発表を行った。		
		ウ 症例データ収集のための連携体制の構築	また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。	ウ 症例データ収集のための連携体制の構築 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からも共同研究者等として研究への参画を勧奨することにより、幅広く症例データの収集ができる連携体制の構築を図る。	
		(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	
		イ 労災疾病等医学研究について			
		【平成26年度】 3 領域 9 テーマごとに研究計画書を作成し、本部において、平成26年 9 月11日及び同月25日に外部有識者等22名で構成された「業績評価委員会医学研究評価部会」を開催して事前評価を行った。 また、同月29日に開催した外部有識者等 8 名で構成された「医学研究倫理審査委員会」において承認を受け、各研究を開始した。 なお、「業績評価委員会医学研究評価部会」の議事概要等については、機構ホームページに掲載している。			

4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。	4 成果の積極的な普及・活用 重点研究の5分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。	【平成27年度】 平成28年2月22日及び23日に外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を機構本部において開催し、各テーマの研究計画の達成度、妥当性等について中間評価を受けた。一部については、研究計画を変更の上、研究を進めることとした。 【平成28年度】 労災疾病等医学研究の3領域9テーマについては、平成29年2月3日及び17日に外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員等による評価を受けた。また、1年間の研究継続を希望するテーマについても評価を行い、基準点を上回り高い評点を得た1テーマについて継続することとなった。その結果を機構のホームページにおいて公表した。 【平成29年度】 労災疾病等医学研究の3領域については、平成30年2月19日及び20日に外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、結果を機構のホームページにおいて公表した。 4 成果の積極的な普及・活用 労災疾病等医学研究の成果について、中期目標期間中に以下のとおり国内外の各種学会での発表、論文投稿を行った。各事業年度における実績は以下のとおり。 【平成26年度】 平成26年度は、第2期労災疾病等医学研究成果について以下のとおり発表を行った。 ○ 学会発表：国内 146件、国外 17件 ○ 論文投稿：和文 50件、英文 17件 ○ 講演会等：237件 ○ 新聞・雑誌・インターネット等への掲載：71件 平成26年11月16日及び11月17日に開催された「第62回日本職業・災害医学会学術大会」において、第3期労災疾病等医学研究の3分野9テーマの各研究代表者が研究の目的及びビジョン等について発表を行った。今後としては、研究開発を推進し成果について国内外の関連学会で積極的に発表していくこととした。 また、第2期労災疾病等医学研究のせき髄損傷分野において、研究代表者が平成26年4月にスペインのパンプローナで開催された「国際頸椎学会ヨーロッパセクション」において発表し、Mario Boni Award（パネル形式による発表において、来場者の投票により、最も優秀であるとされた者に与えられた賞）を受賞するなど、国内外の関連学会において順次発表を行った。 なお、平成26年度においては、労災疾病等医学研究をこれまでの第2期13分野19テーマから新たに第3期3領域9テーマに再編したため、学会発表等の定量的な指標を設定していない。 【平成27年度】 平成27年度は、第3期労災疾病等医学研究成果について以下のとおり発表を行った。 ○ 学会発表：国内 111件、国外 17件 ○ 論文発表：和文 29件、英文 24件 ○ 講演会等： 109件 ○ メディア等への掲載： 8件 第3期労災疾病等医学研究については、前年度の平成26年度に開始したことからまだ研究途中ではあるが、平成27年11月22日及び23日に開催された第63回日本職業・災害医学会学術大会において、中間報告等11題の発表を行った。 また、「アスベスト」テーマにおいて、悪性胸膜中皮腫についての論文（「Prognostic significance of the lymphocyte-to-monocyte ratio in patients with malignant pleural mesothelioma.」）が「Lung Cancer」に掲載されるなど、研究成果の得られたものから順次発表を行った。 【平成28年度】
--	--	--

(4)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	(4) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 エ I T技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を675万回以上得る。	労災疾病等医学研究成果について、国内外の各種学会での発表、論文投稿を行った。 9テーマについて次のような研究成果の普及に努めた。 ○ 学会発表 国内 102 件、国外 15 件 ○ 論文発表 和文 32 件、英文 30 件 ○ 講演会等 92 件 ○ メディア等への掲載 11 件 【平成 29 年度】 労災疾病等医学研究成果について、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。 以下のとおり研究成果の普及に努めた。 ○ 学会発表 国内 90 件、国外 17 件 ○ 論文発表 和文 31 件、英文 20 件 ○ 講演会等 136 件 ○ メディア等への掲載 33 件 ・ 研究テーマ「生活習慣病」では、全国 29 の労災病院から症例収集を行い、月曜日の午前に勤労者はダブル・プロタクト〔W－P：収縮期血圧×脈拍数〕が上昇することを明らかにし、各種報道機関で大きく取り上げられた。また、医師、産業医、行政職員を対象とした血圧やストレスからみた過労死予防等に関する講演会等を計 22 回行った。 ・ 研究テーマ「じん肺」では、研究で得られた治療方法や労災補償上で重要となる診断法等について記載した冊子「じん肺合併症 続発性気管支炎・続発性気管支拡張症の診断・治療と症例」（平成 29 年 3 月）、最新の知見を基にじん肺健康診断等の解説書「よくわかるじん肺健康診断」（平成 29 年 5 月）を作成し、産業医研修会等でテキストとして使用した。（研修会 57 回、参加者 約 2,000 人） ・ 研究テーマ「アスベスト」では、早期に的確な中皮腫診断を行うため、初診時のＣＴ画像を収集して鑑別診断の方法を検討した。その成果等について、医師等に対する講演会等を計 39 回行った。 (4) インターネット等による研究成果情報の発信 エ ホームページの改善 【平成26年度】 第 2 期労災疾病等医学研究成果の最新情報について、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載したほか、第 3 期労災疾病等医学研究に係る専門サイトを平成27年 3 月に作成した。 【平成27年度】 労災疾病等医学研究成果等の最新情報について、労災疾病等医学研究普及サイトに随時掲載し、アクセス件数は平成27年度において603,104件となった。 【平成28年度】 関係機関のホームページのトップページに労災疾病等医学研究普及サイト（以下「普及サイト」という。）のバナー広告を掲載したり、普及サイトP Rリーフレットを作成し、医師会（日本医師会・都道府県医師会）および都道府県労働局に配布する等、アクセス回数増加に向けた取組を行った結果、普及サイトへのアクセスは当初想定の65万回を上回った。 上記取組を通じた普及サイトへのアクセス増により、本サイトを含む機構全体のホームページへのアクセス回数についても、当初計画225万回を上回る237万回を得ることが出来た。 【平成29年度】 関係機関のホームページのトップページに労災疾病等医学研究普及サイトのバナー広告の掲載や、昨年度に引き続きP Rリーフレットを作成し、医師会（日本医師会・都道府県医師会）、都道府県労働局に配布するとともに各種研修会参加者等にも配布した。 また、研究テーマの 1 つである「じん肺」の成果として発刊した 2 つの冊子をホームページ上で紹介した。			
------------------------------------	--	--	--	--	--

（５）講演会等の開催	（５）講演会等の開催 エ 労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。		上記取組を通じたアクセス増により、機構全体のホームページへのアクセス回数については、平成30年３月末時点で240万回を得た。																		
10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）アスベスト等について、諸外国からの要請に基づき、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。	10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）国際貢献 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。		（５）講演会等の開催 エ 研修会等の開催 【平成26年度～平成29年度】 労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災疾病等医学研究で明らかになったメンタルヘルス不調者等健康障害を抱えた勤労者の職場復帰などをテーマに研修を実施するなど研究成果が産業保健活動の現場へ還元できるよう努めた。 【研修会の推移】 <table><tr><td>年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29 年度</td></tr><tr><td>回数</td><td>28回</td><td>46回</td><td>49回</td><td>85 回</td></tr><tr><td>人数</td><td>1,754名</td><td>2,412名</td><td>2,727名</td><td>2,856 名</td></tr></table>	年度	26年度	27年度	28年度	29 年度	回数	28回	46回	49回	85 回	人数	1,754名	2,412名	2,727名	2,856 名			
年度	26年度	27年度	28年度	29 年度																	
回数	28回	46回	49回	85 回																	
人数	1,754名	2,412名	2,727名	2,856 名																	
【重要度：高】 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚			10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）国際貢献 諸外国からの要請に基づく、機構の有する診断技術等の情報提供に係る各事業年度における取り組み状況は以下のとおり 【平成28年度】 平成28年度においては協力依頼が無かったものの、今後、要請があれば当機構が有する診断技術等の普及、情報提供に努めることとした。 【平成29年度】 独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により、当機構が厚生労働省から受託している「石綿確定診断委員会」及び「石綿関連疾患診断技術普及事業」における中皮腫パネルを中国医師団（５名）が見学するとともに中皮腫パネルにおいては発表も行った。																		

による会合)において、 労災病院に設置された 「アスベスト疾患セン ター」において、アス ベスト関連疾患に係る 健康相談、診療・治療、 症例の収集及び他の医 療機関に対する支援を 行うこと等が求められ ているため。						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－4	化学物質等の有害性調査の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること 4－1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第 58 条 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 4 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
									指標	2 6 年度	2 7 年度
										2 8 年度	2 9 年度
										3 0 年度	
									予算額（千円）	－	－
									決算額（千円）	－	－
									経常費用（千円）	－	－
									経常利益（千円）	－	－
									行政サービス実施コスト（千円）	－	－
									従事人員数（人）	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	3 化学物質等の有害性調査の実施	3 化学物質等の有害性調査の実施	＜主な定量的指標＞ なし	3 化学物質等の有害性調査の実施	＜評定と根拠＞ 評定： B 以下のとおり、いずれの年度も年度計画を達成しており、中期計画における所期の目標を達成している。 ・国が指定した化学物質について、G L P 基準に従い、適切に試験を実施した。 ・遺伝子改変動物を用いた発現性試験の実施のほか、外部機関の機能を活用し、構造活性相関を実施した。 ・国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へア ク ロ レ イ ン（28 年度）及びア ク リ ル 酸 メ チ ル（29 年度）の長期吸入試験の結果を厚生労働省を通じて情報提供した。 ＜課題と対応＞	評定		評定	
	中期目標期間中に、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。	日本バイオアッセイ研究センターにおいては、次のような取組により、化学物質による健康障害防止対策の推進に積極的に貢献する。 ① 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	日本バイオアッセイ研究センターにおいては、働く人の健康障害防止対策の推進に積極的に貢献するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「安衛法」という。）第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等を各事業年度において次のとおり実施した。 ① 国が指定する化学物質に係る適切な試験の実施 【平成 28 年度～29 年度】 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定した下記の化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）を、動物実験委員会を設置し動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づき適正に実施した。また、発がん性予測試験法である形質転換試験を実施した。					

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。 化学物質の有害性調査の成果の普及については、後記4の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。 安衛法第58条に規定する化学物質の有害性調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施すること。 【重要度：高】 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が	② また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。 ③ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。 ④ 安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。	② 国内唯一の研究施設としての試験の質の維持及び迅速化・効率化に向けた試験法の検討 【平成28年度～29年度】 ・試験の質を維持するため、試験責任者等の研修を定期的実施した。 ・遺伝子改変動物を用いた発現性試験の実施のほか、外部機関の機能を活用し、構造活性相関（化学物質の構造を手がかりにして遺伝毒性などを定量的に算出する仕組み）を実施した。 ・試験施設等に対する安衛法 GLP に対する適合性について平成28年12月に安衛法 GLP 査察を受け、安衛法 GLP への適合状況は「可」の評価を得た。 ・発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験として、新たに「遺伝子改変動物を用いた発がん性試験」を実施するために、平成28年度は準備を進め、平成29年度より実施した。。 ③ 化学物質の有害性調査の成果の普及 【平成28年度～29年度】 化学物質の有害性調査の成果の普及を目的に、今まで日本バイオアッセイ研究センターが実施した長期吸入試験等の結果は厚生労働省のホームページに掲載している。 また、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へアクロレイン（28年度）及びアクリル酸メチル（29年度）の長期吸入試験の結果について厚生労働省を通じて情報提供した。 ④ 民間事業者等からの依頼に応じた有害性調査の実施 【平成28年度～29年度】 日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要するガス状物質による変異原性試験及び急性毒性試験等について、民間事業者等からの依頼に応じて適切に実施し、終了したものから報告書を提出した。	—		
--	---	---	----------	--	--

疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第96条の2 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第2項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報									① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
									予算額（千円）	—	—	75, 883	76, 179	
									決算額（千円）	—	—	54, 295	63, 414	
									経常費用（千円）	—	—	54, 234	75, 237	
									経常利益（千円）	—	—	3, 358	△10, 208	
									行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	5, 677	68, 502	
									従事人員数（人）	—	—	3	3	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	2 労働災害の原因調査の実施 労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。 このため、引き続き、安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極	2 労働災害の原因の調査の実施 ① 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等を踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。 ② 災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。 ③ 調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的にを行い、同種災害の再発	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 ○行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 ○本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。 ○一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容について、企業の秘密	2 労働災害の原因の調査の実施 ① 労働災害の原因調査等の実施 【平成28～29年度】 ・それぞれ実施した災害調査は、平成28年度は兵庫県神戸市内で発生した橋梁建設工事における橋桁落下災害等の14件、平成29年度は石川県で発生した風力発電機設置所におけるクレーン登場設備落下災害等6件であった。 ・労働災害調査分析センターが災害調査等について内外の中核調整機能を担い、災害調査等の進管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・災害調査等の迅速な実施のため、安衛研及び機構本部において、緊急時等の連絡体制を整備した。 ・災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケートを実施し、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用した」や「必要な再発防止対策が適切に記載されていた」とする割合は100%であった。 ・災害調査の結果により、 - i 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（3，3’-ジクロロ-4，4’-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）に係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目を追加）及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（オルトトルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）に反映 - ii 当研究所の災害調査結果により、ばく露開始から2年前後と極めて短期間で間質性肺炎等の重篤な肺疾患を発症する有機粉じんが、作業場内に高濃度で発散しており、労働者が危険な労働環境下にあることが判明した。これを受け、有機粉じんによる肺疾患の発症機序の解明と並行して、製造メーカー（薬品・化粧品等）や業界団体に対して法令で規制される内容に準じた発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が速やかに行われる契機となった。 （平成29年4月28日基安発0428第3号「吸入性粉じんによる肺疾患の防止について」） （平成29年4月28日記者発表） ② 原因調査結果等の報告 【平成28～29年度】 ・高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、平成28年度は12件、平成29年度は7件の災害調査について、依頼元である労働基準監督機関等に調査結果等を報告した。 ③ 鑑定・照会等への積極的な対応 【平成28年度及び平成29年度】 - i 鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき開始した鑑定等は平成28年度16件、平成29年度3件であった。また、労働基準監督署等からの依頼による石綿繊維の有無等労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は平成28年度12件、平成29年度3件であった。 - ii 調査内容の公表	＜評定と根拠＞ 評定： A 以下のとおり、年度計画を達成するとともに、災害調査の結果が法令改正に反映されるとともに、将来的な職業性疾病発生の防止に大きく寄与していることから、自己評定を「A」とした。 ・労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・災害調査の結果が、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（MOCAに係る特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍を予防・早期発見するための項目を追加）及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	評定		評定	

	極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。 また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。	防止対策の普及等に努める。 ④ 災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努める。	や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。	平成 28 年度は「岡山県倉敷市内の海底シールドトンネル建設工事中に発生した崩壊水没災害」、「福井県内の化学工場で発生した膀胱がんに関する災害 」など計 11 件、平成 29 年度は「窓拭き用ゴンドラの落下による作業者の墜落災害」、「セルロース製造工場における爆発災害」の 2 件について、特定の企業名等は削除する等、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ災害調査報告書を安衛研のホームページで公表した。また、一部の災害調査報告書の内容は厚生労働省の報道発表資料にも活用された。 ④ 労働災害の災害調査等の高度化 【平成28～29年度】 ・災害現場でサンプリングした試料を安全・安定に保管するための現場資料保管用防爆冷凍庫を導入した。 ・平成27年度に実施した、化学工場の労働者が膀胱がんを発症した事例の災害調査を踏まえ、有害化学物質の代謝物の測定を、より精密に実施することを目的とした研究機器（液体クロマトグラフ質量分析計）の導入により、職業がんのリスク評価手法の開発を進めた。 ・災害現場で分解できない事故機械内部の詳細状況を観察するための工業用ファイバーカメラを導入した。	（オルトートルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）に反映された。 ・災害調査結果により、ばく露開始から 2 年前後と極めて短期間で間質性肺炎等の重篤な肺疾患を発症する有機粉じんが、作業場内に高濃度で発散しており、労働者が危険な労働環境下にあることが判明した。これを受け、有機粉じんによる肺疾患の発症機序の解明と並行して、製造メーカー（薬品、化粧品 等）や業界団体に対して法令で規制される内容に準じた発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が速やかに行われる契機となった。 ・災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発	
--	---	---	------------------------------------	--	---	--

					防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用した」や「必要な再発防止対策が適切に記載されていた」とする割合は100%であった。 ・災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人選を行っている。 ・あらゆる事案に対応できるよう、建設分野や機械分野、化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施した。 ・平成28年度においては、「岡山県倉敷市内の海底シールドトンネル建設工事中に発生した崩壊水没災害」や「福井県内の化学工場で発生した膀胱がんに関する災害」など計11件の災害調査報告書を安衛研のホームページにおいて公表した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

					<課題と対応> －		
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号） 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成 25 年 12 月 16 日政策評価・独立行政法人評価委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
患者紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の要件	—	60.0%	65.0%	65.0%	72.0%			予算額（千円）	—	—	298,796,848	297,329,405	
患者紹介率 （実績値）	—	60.7%	68.4%	70.3%	73.5%	74.7%			決算額（千円）	—	—	294,419,751	289,372,351	
達成度	—	—	114.0%	108.2%	113.1%	103.8%			経常費用（千円）	—	—	279,848,635	292,802,741	
逆紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の要件	—	40.0%	40.0%	40.0%	60.0%			経常利益（千円）	—	—	7,422,141	△3,778,410	
逆紹介率 （実績値）	—	49.2%	58.0%	58.4%	60.6%	63.6%			行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	△110,247,756	7,777,686	
達成度	—	—	145.0%	146.0%	151.5%	106.0%			従事人員数（人）	—	—	15,177	15,182	
症例検討会・講習会 開催回数 （計画値）	中期目標期間 中、延べ 3,700 回以上実施	—	740 回	740 回	740 回	740 回								
症例検討会・講習会 開催回数 （実績値）	—	735 回	790 回	699 回	809 回	990 回								
達成度	—	—	106.8%	94.5%	109.3%	133.8%								
受託検査 件数 （計画値）	中期目標期間 中、延べ17万5 千件以上実施	—	35,000 件	35,000 件	35,000 件	35,000 件								
受託検査 件数 （実績値）	—	33,409 件	36,943 件	35,502 件	35,286 件	35,564 件								
達成度	—	—	105.6%	101.4%	100.8%	101.6%								

患者満足度調査 (計画値)	80%以上の満足度を確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%										
患者満足度調査 (実績値)	—	81.8%	72.3%	84.2%	83.3%	84.2%										
達成度	—	—	90.4%	105.2%	104.1%	105.3%										
治験症例数 (計画値)	中期目標期間中 10,900 件以上確保	—	2,180 件	2,180 件	2,180 件	3,950 件										
治験症例数 (実績値)	—	2,173 件	3,785 件	3,987 件	4,072 件	4,903 件										
達成度	—	—	173.6%	182.9%	186.8%	124.1%										
メディカルソーシャル ワーカーの業務 実績件数 (計画値)	中期目標期間中 延べ 725,000 件	—	145,000 件	145,000 件	145,000 件	145,000 件										
メディカルソーシャル ワーカーの業務 実績件数 (実績値)	—	—	150,169 件	149,707 件	167,384 件	202,588 件										
達成度	—	—	103.6%	103.2%	115.4%	139.7%										
地域連携 パス (計画値)	中期目標期間中 延べ 500 件以上実施	—	100 件	100 件	100 件	136 件										
地域連携 パス (実績値)	—	100 件	150 件	151 件	154 件	155 件										
達成度	—	—	150%	151%	154.0%	114.0%										

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組むこと。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 労災病院が行う労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。	5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組む。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。	＜主な定量的指標＞ ○患者紹介率を72%以上、逆紹介率を60%以上確保すること。 ○地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ3,700回以上実施する。 ○地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上実施する。 ○患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者か	5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 <					

	ら満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。 ○治験実施体制の強化や労災病院治験ネットワークによる広報等の活動により、治験症例数を 3,950 件以上確保すること。 ＜その他の指標＞ ○メディカルソーシャルワーカーの業務実績件数（相談件数）については、中期目標期間中に延べ 725,000 件以上、平成 29 年度においては、145,000 件以上実施すること。 ○地域連携パス件数については、中期目標期間中に延べ 500 件以上、平成 29 年度においては、136 件以上実施すること。
特に、せき損、アス	特に、せき損、アス

医療の高度・専門化

i 学会等への積極的な参加

大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。

ii 専門センター化の推進

臓器別・疾病別の診療科横断的な診療の場（専門センター）を設置することにより、診療科の枠を超えて各分野の専門医が協力して治療にあたった（脊椎・腰痛センター、運動器外傷センター、循環器センター、脳卒中（脳血管）センター、呼吸器センター、生活習慣病センター、消化器内視鏡センター、化学療法センター、認知症疾患医療センター、脳定位放射線治療センター、血液浄化センター、乳癌治療乳房再建センター等）。

・専門センター数

26年度	27年度	28年度	29年度
180	189	190	198

※平成 28 年度までは、平成 28 年 10 月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む

iii 多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・チーム医療の実践（一例）

がんセンターボード	19施設	褥瘡対策チーム	31施設
I C T（感染対策チーム）	31施設	緩和ケアチーム	26施設
N S T（栄養サポートチーム）	30施設	呼吸ケアチーム	10施設

※施設数は平成29年度末時点（北海道せき損センターを除く。）

iv 高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため治療・診断機器等の整備を進めた。

・自己資金投入による機器整備（更新）状況

機 器	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	整備状況
ダヴィンチ （内視鏡手術支援ロボット）	1施設新規	－	1施設新設	－	3施設整備済
アンギオグラフィー （血管撮影装置）	4施設更新	1施設増設 4施設更新	1施設増設 5施設更新	3施設更新	31施設整備済
ガンマナイフ	－	－	1施設更新	－	2施設整備済
リニアック	－	3施設更新	2施設更新	－	23施設整備済
C T （コンピュータ断層撮影装置）	2施設更新	－	6施設更新	2施設更新	31施設整備済
M R I （磁気共鳴画像診断装置）	－	1施設増設 2施設更新	1施設増設 2施設更新	2施設更新	31施設整備済
P E T （陽電子放射断層撮影装置）	－	－	－	－	2施設整備済
P A C S （医療用画像管理システム）	1施設新規 2施設更新	1施設更新	4施設更新	－	31施設整備済

※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

ィカルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応、等の取組を行った。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を行った。

（２）大規模労働災害等への対応においては、自治会、医師会等と協同し、合同研修や訓練等を実施するとともに、熊本地震では、速やかにＤＭＡＴを派遣するなどの対応を行った。また、

ベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の5分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。	ベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の5分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。 ア モデル医療の実践研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。 イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。	＜評価の視点＞ ○一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供が行われたか。 ○社会復帰を促進するため、社会復帰に関する相談等の対応が行われたか。 ○災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルは整備されているか。 ○地域における最適な医療提供体制の確立等のため、病床機能の見直しがなされているか。 ○地域の医療機関との連携強化が図られているか。 ○医療情報のICT化が推進されているか。 ○当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、	この経験を踏まえ、「労災病院災害対策要領」の改正等取組を行った。																				
（2）大規模労働災害等への対応 労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速や	（2）大規模労働災害等への対応 国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理		（3）「地域で目指すべき役割の明確化」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟を導入した。																				
		イ 社会復帰の促進 【平成26～29年度】 患者、家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進を図った。 <table><tr><td colspan="5">・メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）（単位：件）</td></tr><tr><td>区 分</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>151,172</td><td>150,532</td><td>167,384</td><td>202,588</td></tr><tr><td>（再掲）退院援助・社会復帰援助関係</td><td>105,714</td><td>107,987</td><td>122,677</td><td>148,133</td></tr></table> ※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。	・メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）（単位：件）					区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	相談件数	151,172	150,532	167,384	202,588	（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	105,714	107,987	122,677	148,133	（4）「地域の医療機関との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「地域連携パス」、「症例検討会・講習会開催回数」、「受託検査件
・メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）（単位：件）																							
区 分	26年度	27年度	28年度	29年度																			
相談件数	151,172	150,532	167,384	202,588																			
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	105,714	107,987	122,677	148,133																			

かに行えるようにすること。 (3) 労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し	マニュアルの見直しを行う。 (3) 病院ごとの目標管理の実施 機構が有する各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運	受審が行われたか。 ○クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。 ○医療安全チェックシートによる自主点検及び医療安全相互チェックが実施されたか。 ○医療安全に関する研修、医療安全推進週間等への参加が継続して実施されているか。 ○患者参加型の医療安全が推進されているか。 ○患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。 ○本部と各労災病院とで協議の上目標値を設定し、病院ごとの実績の評価、検証が行われたか。	病院1病院、DMAT（災害時派遣医療チーム）についても2病院が申請し、新たに指定され、災害拠点病院13病院、DMAT指定医療機関12病院となった。 【平成28年度】 自治体、医師会または近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を実施した。 また、災害拠点病院については1病院が申請し、新たに指定され、災害拠点病院14病院、DMAT指定医療機関13病院となっている。 平成28年4月の熊本地震においては、発災後、直ちに機構本部に理事長を本部長とした災害対策本部を立ち上げ、以下のとおり被災地へ派遣した。 ・DMAT：9病院から延べ11チーム（延べ50人） ・医療救護班：1チーム（5人） ・JMAT：看護師延べ3人 ・災害支援ナース：5病院から看護師延べ10人 また、労災病院グループから医療救護班を直ちに派遣する体制を整えるとともに、被災した熊本労災病院へ機構本部から職員を派遣し、産業保健総合支援センターと協働し医薬品等の救援物資を搬送。総合せき損センターにおいても、熊本市内で受傷した頸髄損傷患者をへり搬送で受け入れた。 八代市にある熊本労災病院においては、発災直後から救急患者を受け入れる（延べ133名）とともに、倒壊の恐れがある近隣病院から入院患者20人を受け入れた。 さらに、被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで産業保健総合支援センターに設置し、合計658件の相談に対応した。 熊本地震での経験を踏まえ、平成28年4月に開催した労災病院長会議において、各労災病院における災害対策マニュアルの見直し及び地域行政機関との災害協定の再確認等を指示するとともに、平成28年9月に労災病院の災害医療担当医師等を本部へ招聘し、熊本地震発災害時の対応等についてディスカッションを実施した。ディスカッションでの議論等を踏まえ、平成29年1月に機構本部が現場を把握した上でガバナンスを進化させ、労災病院グループ内での組織的な支援体制の強化を図るため「労災病院災害対策要領」を改正した。 【平成29年度】 熊本地震発災害時の経験を踏まえ改正した「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会または近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を52回実施した。 また、災害拠点病院（14病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持しつつ、福岡県や大分県に大きな被害をもたらした「平成29年7月九州北部豪雨」において、福岡県看護協会からの災害支援ナース派遣協力依頼に応じ、九州労災病院から看護師1名を福岡県朝倉市の避難所に派遣（7月17日～7月19日）、九州労災病院門司メディカルセンターから看護師1名を福岡県朝倉郡東峰村の避難所に派遣（7月21日～7月23日）した。 (3) 病院ごとの目標管理の実施 【平成26～29年度共通の取組】 早期職場・社会復帰等に係る指標について、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめ、前年度実績を上回ることを目標として実績評価検証を行った。	数」について目標値を確保した。また、救急搬送患者数についても、前年度実績を上回る件数となった。 (5) 「患者サービス向上、チーム医療の推進」においては、「医療の質の向上」、「患者サービスの向上」及び「経営基盤の強化」を主目的として電子カルテシステムを更新している。 なお、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）では、「2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。」こと	
---	--	---	--	---	--

た上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。	営環境に応じて設定することが可能な指標については、目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。
---	--

・ 1 月当たり退院援助・社会復帰援助関係相談件数（単位：件／月）				
病院名	26 年度実績	27 年度実績	28 年度実績	29 年度実績
道央	147.0	199.0	202.4	286.9
道せき	34.6	56.3	32.7	-
釧路	303.6	309.1	298.9	268.3
青森	116.2	119.9	155.7	228.8
東北	118.3	114.7	120.7	175.2
秋田	47.8	31.2	40.8	36.9
福島	147.8	128.3	110.3	161.2
鹿島	28.3	26.3	21.7	22.1
千葉	411.5	417.3	489.5	567.4
東京	541.8	520.4	666.6	867.5
関東	498.2	515.1	627.1	702.8
横浜	434.1	458.9	451.5	564.1
燕	157.6	165.9	286.3	399.7
新潟	130.7	113.3	57.6	50.8
富山	67.5	92.3	118.3	247.3
浜松	196.8	238.4	293.3	384.1
中部	799.4	790.4	864.1	1,232.4
旭	342.0	346.0	533.5	545.3
大阪	182.1	183.3	251.8	450.8
関西	734.9	812.3	998.3	1,160.4
神戸	422.1	441.4	470.8	539.8
和歌山	278.8	233.8	297.4	289.5
山陰	187.0	166.1	217.4	208.4
岡山	325.7	313.8	416.8	506.3
中国	276.3	303.9	297.5	334.9
山口	218.5	220.6	250.8	277.1
香川	628.8	674.8	663.8	505.2
愛媛	118.0	126.0	148.3	179.1
九州	168.8	160.3	174.3	174.5
門司	62.8	54.9	35.1	65.7
長崎	310.3	335.8	257.7	468.5
熊本	372.6	328.9	372.4	443.7

※平成 28 年度 9 月までは、平成 28 年 10 月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

が掲げられており、労災病院では、400 床以上の 12 病院全てにおいて電子カルテを導入している。
（６）「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認をおこないながら医療安全の充実に取り組んだ。 患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、中期目標期間中の調査において、概ね目標を達成できた。 なお、病院機

	9 地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。	9 地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り込む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する地域医療構想の内容に合わせて診療機能等の見直しを行う。	
	（２）地域の医療機関等との連携強化	（２）地域の医療機関等との連携強化	
	労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や	ア 地域の医療機関等との連携強化 地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院につ	
	9 地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 【平成26～29年度】 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部とで協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。		
	</		

講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績紹介率（平均）60.7%、逆紹介率（平均）49.2%】	いては、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。 また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。
【目標設定等の考え方】 地域医療支援病院	イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援す

また、地域医療支援病院について、承認を受けている25病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図った。

【平成28年度】

地域医療連携室において、連携医療機関からの意見・要望を基に紹介受付枠の拡大等、業務改善に取り組んだ結果、紹介率は年度計画の65%をクリアし、73.5%を確保した。逆紹介率についても、年度計画の40%を上回る60.6%を確保した。

また、地域医療支援病院について、承認を受けている25病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図った。

【平成29年度】

地域医療連携室において、連携医療機関からの意見・要望を基に紹介受付枠の拡大等、業務改善に取り組んだ結果、平成29年度における紹介率は年度計画の72%をクリアし、74.7%を確保した。逆紹介率についても、年度計画の60%を上回る61.7%を確保した。

また、地域医療支援病院について、承認を受けている26病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図っている。

・患者紹介率

26年度	27年度	28年度	29年度
68.4%	70.3%	73.5%	74.7%

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

・逆紹介率

26年度	27年度	28年度	29年度
58.0%	58.4%	60.6%	63.6%

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

・地域連携パス（単位：件）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
脳卒中	22	23	21	20
大腿骨頸部骨折	23	23	21	22
その他（がん、糖尿病等）	105	105	112	133
合 計	150	151	154	155

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

・救急搬送患者数（単位：人）

26年度	27年度	28年度	29年度
80,008	82,369	84,940	85,295

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

※参考

平成29年全国医療機関の1施設当たり救急搬送患者数：683人
（出典：平成30年3月14日総務省公表資料「平成29年の救急出動件数等（速報）」）

ワークを介した治験については、調査依頼件数が前年度に対し増加している。	
（8）「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議により目標値を設定、四半期ごとの実績を本部で取りまとめた上、本部主催の会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、目標達成に向け、必要に応じて行動目標の追加・修正を行った。	
＜課題と対応＞ －	

は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。

（３）医療情報のＩＣＴ化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進めること。

るために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ3,700回以上（※）実施する。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）735回×1.03×5年間】

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上（※）実施する。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）33,409件×1.05×5年間】

（３）医療情報のＩＣＴ化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進める。

地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師、産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催した。

・症例検討会・講習会開催回数（単位：回）

26年度	27年度	28年度	29年度
790	699	809	990

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

【平成26～29年度】

ＣＴ、ＭＲＩ、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページや診療案内等により積極的に広報を行い、検査を受託した。

・受託検査件数（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
36,943	35,502	35,286	35,564

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。

（３）医療情報のＩＣＴ化の推進

【平成26～29年度】

○ 電子カルテシステム等の導入状況

i 導入目的

電子カルテシステム等については、医療の質の向上と効率化の観点から、主に次の3点を目的として導入の促進を図った。

- ① 医療の質の向上（医療安全対策の強化、チーム医療の推進等）
- ② 患者サービスの向上（情報伝達の円滑化・迅速化による待ち時間の減少、理解しやすい診療の説明等）
- ③ 経営基盤の強化（フィルム等消耗品の使用量削減、カルテ保存や運搬等の効率化等）

ii 推進体制

電子カルテシステム等の導入推進体制として、本部にＣＩＯ（情報化統括責任者）、ＣＩＯ補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら導入を推進

なお、患者の診療情報等の個人情報については、強固なセキュリティを確保した上で、保管すること。

なお、患者の診療情報等の個人情報については、当該個人情報を保管するオーダリング（電子カルテ）システムをインターネット環境から分離する等、強固なセキュリティを確保した上で、保管する。

また、研究等のため

また、研究等のため

- している。
- iii 導入状況（平成30年5月現在）
- 〔電子カルテシステム等〕
- 電子カルテシステム等については、全ての労災病院（31病院）において導入が完了している。また、400床以上の労災病院（12病院）における電子カルテシステムの導入も完了している。
- ※「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）における普及率目標：2020年度（平成 32 年度）までに 400 床以上の一般病院において 90%以上
- ※直近の導入実績
- 【平成26年度】新規 6病院（計24病院）
- 【平成27年度】新規 3病院（計27病院）
- 【平成29年度】新規 3病院（計30病院）
- 【平成30年度】新規 1病院（計31病院）
- ・電子カルテシステム導入病院数の推移
- | 年 度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度
見込 |
|----------------|------|------|------|------|------------|
| 導入病院数
（累計） | 24 | 27 | 27 | 30 | 31 |
| 400床以上
（再掲） | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 |
- 〔労災レセプト電算処理システム〕
- 労災レセプト電算処理システムの導入割合は61.3%となっている（31病院中19病院）。
- ※直近の導入実績
- 【平成28年度】新規 1病院（計16病院）
- 【平成29年度】新規 3病院（計19病院）
- iv コンサルタントの導入
- 新規に電子カルテシステムを導入することとした病院については専門的な見地から有効なアドバイスを受けることを目的にコンサルタントを導入した。
- また、電子カルテシステムを更新することとした病院についても、コンサルタントを導入し、中小システムメーカーを含むより多くの業者が応札可能な仕様書を作成するなど、競争性を高める工夫に努めた。
- v 導入後の効果の検証
- 電子カルテシステム等の導入病院に係る導入後の効果については、医療の質の向上、患者サービスの向上、経営基盤の強化の観点から、導入翌年度にIT化推進の目的や目標を明確にする「病院情報システム導入目的・目標・評価シート」を用いて具体的に数値化した結果を本部へ提出させて検証している。
- 主な導入後の効果については次のとおり。
- ・バーコードを用いた3点チェック（スタッフ認証、患者認証、薬剤認証）により誤投薬の防止が図られ、また医師からの指示受けや転記ミスがなくなる等、医療安全対策が強化された。
 - ・電子的に一元管理された医療情報を医師、看護師、コメディカル等の多くのスタッフ間で共有することによりチーム医療の推進が図られた。
 - ・PACS（医療画像保管・伝送システム）との接続により、患者へのインフォームドコンセントとしてレントゲンや内視鏡の画像を参照できるため、よりわかり易い説明が可能となった。
- vi 診療情報等の取扱い
- 研究等のために診療情報及び臨床データ等を利用する際は、継続して個人が特定できない形

に診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。

（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実に図ること。

これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上（※）の満足度を確保すること。

【※：平成26年度実績72.3%】

に診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。

（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実

日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関

にデータを変換するとともに、データの暗号化を行っている。

（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実

良質で安全な医療を提供するため、各事業年度において以下の取組を行った。

ア 外部評価機関による病院機能評価

【平成26～29年度】

良質な医療提供を目的として、病院機能評価の更新時期を迎えた施設等において再受審・更新を行った。

・病院機能評価の認定施設数の推移

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
認定	29施設	29施設	28施設	28施設
(認定率)	90.6%	90.6%	87.5%	90.3%

※全国病院認定率（推計）：26.0%（平成30年4月6日現在）

※平成28年度までの認定率の算定には、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

イ 医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進

【平成26～29年度】

医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、全ての労災病院に設置されている「クリニカルパス検討委員会」での検討等を通じて、クリニカルパスの作成・見直しを進めた。

・クリニカルパス導入状況

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
パス件数	4,587件	4,851件	4,932件	4,812件
パス使用率	51.0%	47.3%	46.9%	49.5%
見直し件数	674件	931件	936件	1,152件

※平成28年度までの認定率の算定には、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む

ウ 医療安全の充実

【平成26～29年度】

医療安全に係る下記の取組を継続し、実施結果を機構ホームページで公表した。

（ア）医療安全チェックシート

平成17年度から全ての労災病院において、労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用

する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

これにより、全病院平均で80%以上（※）の患者満足度を確保する。

【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）実績81.8%】

いた自主点検を継続した。

（参考）医療安全チェックシート

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
項目数	249	249	249	249
達成率	98.3%	98.3%	98.9%	99.0%
対前回	+0.1	±0	+0.6	+0.1

（イ）労災病院間医療安全相互チェック等

平成14年度に北陸3労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全ての労災病院に規模を拡大し継続して実施した。

なお、他医療機関との連携については、感染対策に関する取組として、相互チェックや合同カンファレンスを実施した。

（ウ）職員研修

職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図る目的で、年2回以上の全職員を対象とした研修を継続して実施した。

（開催回数 884回 延参加者人数 131,579人）

（エ）医療安全推進週間

厚生労働省が主催する医療安全推進週間に、全ての労災病院が継続して参加し、患者・地域住民及び職員等を対象にした公開講座等を継続して実施した。

※医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的として、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、医療安全対策の推進を図っている。

（オ）公表と再発防止

医療の安全性及び透明性の向上のため労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む）について、機構内の各種会議、研修等で情報の共有化と再発防止の徹底を図ることを継続するとともに、機構ホームページにおいて公表した（平成29年度分は平成30年5月末公表済）。

エ 患者満足度の確保

【平成26～29年度】

全ての労災病院において、平成16年度から継続して患者満足度調査を実施している。

入院患者については、調査期間1ヶ月のうちに退院した患者、外来患者については、1週間のうち病院任意の2日間に通院した外来患者を対象として調査を行った。

得られた結果を集計・分析し、各施設において患者サービス委員会で改善計画を策定し、満足度の向上に取り組んだ。

患者満足度の推移

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入院	84.9%	91.8%	91.7%	91.7%
外来	66.1%	80.2%	79.4%	80.6%
合計	72.3%	84.2%	83.3%	84.2%

※平成26年度計画から入院、外来についても目標値が設定された。

＜患者満足度調査結果を踏まえた各病院取組例＞

- ・患者接遇の意識向上を図るため、外部講師を招聘して接遇研修を実施した。
- ・接遇面全般において、挨拶強化月間を設定し毎週定期的に正面玄関にて挨拶を行った。
- ・患者への接遇面において、職員アンケートを実施し、集計後ミーティングを開催し患者接遇の意識向上を図った。
- ・プライバシーや患者の気持ちへの配慮のため、個別ブースによる相談スペースを確保した。

（６）労災病院ごとの
目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

（６）病院ごとの目標
管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにPDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向

【平成29年度】

国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院の職員４名が参加してスタッフの充実を図り、平成29年度においては年間計画3,950件を上回る4,072件の治験を実施した。

労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、引き続き製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった24件の実施可能性調査を行い、うち5件で治験契約を締結した（平成29年度3月末時点において、その他6件調査継続中）。

また、今年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続き等の中央化などにより受託体制の強化を図った。

・ 労災病院における治験実績（単位：件）

年度	治験件数	製造販売後 臨床試験件数	合計件数
26年度	861	2,924	3,785
27年度	843	3,144	3,987
28年度	805	3,267	4,072
29年度	1,153	3,750	4,903

・ 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施

年度	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数	契約施設数
26年度	12件	0件	9件	14施設
27年度	20件	0件	7件	9施設
28年度	23件	0件	7件	17施設
29年度	24件	6件	5件	8施設

※29年度3月末時点における調査手続中の案件：6件（42施設）

（６）病院ごとの目標管理の実施

本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめた上、本部主催の医事課長会議にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、年度目標の達成に向け、必要に応じて行動目標の追加、修正を行った。

各事業年度における各施設の目標達成状況は以下のとおり。

【平成26年度】

・ 紹介率（目標達成施設23施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	40.0%	34.5%	中部	61.1%	54.8%
道せき	8.8%	11.2%	旭	50.6%	57.7%
釧路	66.0%	65.3%	大阪	82.3%	84.6%
青森	48.9%	51.6%	関西	76.5%	86.0%
東北	70.4%	73.9%	神戸	62.0%	62.4%
秋田	19.3%	19.7%	和歌山	58.9%	65.2%
福島	84.7%	86.4%	山陰	60.0%	65.4%
鹿島	26.6%	29.3%	岡山	61.8%	68.7%
千葉	85.5%	82.4%	中国	76.5%	79.9%
東京	70.0%	68.6%	山口	63.4%	65.8%

上に努める。

関東	77.0%	83.3%	香川	80.1%	82.8%
横浜	69.0%	67.4%	愛媛	34.5%	35.7%
燕	78.9%	83.0%	九州	75.0%	72.5%
新潟	59.4%	57.1%	門司	83.0%	84.3%
富山	36.9%	59.4%	長崎	71.6%	77.3%
浜松	70.7%	73.7%	熊本	73.2%	66.9%

・逆紹介率（目標達成22施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	35.0%	29.8%	中部	58.7%	57.2%
道せき	13.5%	13.7%	旭	29.0%	36.6%
釧路	66.0%	40.1%	大阪	99.7%	117.4%
青森	45.0%	47.3%	関西	68.1%	68.0%
東北	50.0%	45.9%	神戸	83.5%	87.6%
秋田	12.6%	14.9%	和歌山	60.2%	62.0%
福島	68.3%	77.7%	山陰	62.4%	69.0%
鹿島	31.0%	21.3%	岡山	74.9%	81.1%
千葉	59.0%	63.7%	中国	62.1%	60.2%
東京	50.0%	50.3%	山口	44.2%	49.1%
関東	45.0%	56.4%	香川	55.0%	60.8%
横浜	38.0%	37.3%	愛媛	35.0%	37.0%
燕	45.3%	57.6%	九州	94.0%	95.9%
新潟	47.2%	49.9%	門司	75.0%	54.9%
富山	17.7%	32.7%	長崎	59.6%	63.8%
浜松	39.8%	37.9%	熊本	51.0%	52.3%

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	21 日以内	17.6 日	中部	18 日以内	16.1 日
道せき	21 日以内	19.1 日	旭	18 日以内	15.8 日
釧路	21 日以内	15.9 日	大阪	18 日以内	13.3 日
青森	18 日以内	18.3 日	関西	18 日以内	12.6 日
東北	18 日以内	15.9 日	神戸	18 日以内	16.1 日
秋田	21 日以内	18.9 日	和歌山	18 日以内	14.9 日
福島	18 日以内	15.9 日	山陰	18 日以内	15.7 日
鹿島	18 日以内	14.3 日	岡山	18 日以内	15.9 日
千葉	18 日以内	12.5 日	中国	18 日以内	15.3 日
東京	18 日以内	16.5 日	山口	18 日以内	16.4 日
関東	18 日以内	13.7 日	香川	18 日以内	14.7 日
横浜	18 日以内	12.4 日	愛媛	18 日以内	17.0 日
燕	21 日以内	20.4 日	九州	18 日以内	15.8 日
新潟	18 日以内	16.9 日	門司	21 日以内	19.7 日
富山	21 日以内	18.4 日	長崎	18 日以内	17.2 日
浜松	18 日以内	16.7 日	熊本	18 日以内	16.5 日

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数

（一般病棟 7 対 1 入院基本料：18 日以内、一般病棟 10 対 1 入院基本料：21 日以内）

※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成 26 年度平均在院日数は 14.0 日と平成 25 年度と比べ 0.7 日短縮となっている。（H25 年度 14.7 日→H26 年度 14.0 日）

・救急搬送数（目標達成13施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	1,120人	998人	中部	3,800人	3,530人
道せき	109人	106人	旭	2,100人	1,989人
釧路	2,040人	1,847人	大阪	2,240人	2,716人
青森	786人	874人	関西	3,745人	5,219人
東北	2,796人	3,153人	神戸	1,260人	1,561人
秋田	400人	345人	和歌山	3,234人	3,147人
福島	1,971人	1,625人	山陰	2,854人	2,720人
鹿島	555人	406人	岡山	2,365人	2,652人
千葉	3,400人	3,080人	中国	3,540人	3,753人
東京	3,876人	3,957人	山口	1,825人	1,871人
関東	5,656人	6,090人	香川	3,942人	3,480人
横浜	6,204人	6,930人	愛媛	1,000人	968人
燕	1,796人	1,653人	九州	2,995人	2,910人
新潟	1,940人	1,605人	門司	900人	948人
富山	1,369人	1,291人	長崎	2,014人	1,547人
浜松	3,468人	3,528人	熊本	3,825人	3,509人

※全労災病院の救急搬送患者数は、80,008人対前年度比で3,276人増となっている。
(H25年度76,732人→H26年度80,008人)

【平成27年度】

・紹介率（目標達成施設15施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	38.0%	34.6%	中部	56.8%	56.7%
道せき	11.7%	11.4%	旭	62.0%	58.3%
釧路	68.9%	65.0%	大阪	83.4%	86.8%
青森	52.9%	55.5%	関西	84.5%	91.7%
東北	80.1%	73.1%	神戸	63.0%	62.5%
秋田	19.8%	21.9%	和歌山	68.0%	64.6%
福島	88.5%	91.5%	山陰	67.7%	68.5%
鹿島	32.0%	29.4%	岡山	68.0%	65.8%
千葉	82.0%	83.9%	中国	81.1%	80.2%
東京	70.5%	67.9%	山口	69.0%	71.2%
関東	82.6%	86.8%	香川	82.0%	84.7%
横浜	68.5%	69.7%	愛媛	36.0%	35.3%
燕	82.9%	83.6%	九州	75.5%	73.6%
新潟	59.5%	57.8%	門司	81.9%	86.0%
富山	67.0%	62.6%	長崎	78.1%	77.9%
浜松	75.2%	76.4%	熊本	70.0%	71.3%

※対前年度でアップした施設は27施設

・逆紹介率（目標達成16施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	32.5%	31.4%	中部	57.2%	63.9%
道せき	13.9%	14.6%	旭	38.1%	42.4%
釧路	41.5%	39.3%	大阪	112.3%	112.1%
青森	46.4%	48.6%	関西	68.4%	68.1%

東北	46.8%	45.1%	神戸	94.0%	87.5%
秋田	14.6%	14.1%	和歌山	63.4%	58.4%
福島	69.2%	64.3%	山陰	66.1%	84.2%
鹿島	20.3%	20.5%	岡山	82.0%	60.1%
千葉	62.3%	66.4%	中国	54.6%	65.9%
東京	52.2%	48.4%	山口	47.4%	51.5%
関東	52.8%	59.4%	香川	59.0%	64.7%
横浜	37.5%	40.4%	愛媛	36.0%	35.0%
燕	55.2%	59.8%	九州	93.0%	88.7%
新潟	49.7%	50.6%	門司	71.5%	43.6%
富山	31.9%	39.8%	長崎	63.1%	60.2%
浜松	38.7%	36.6%	熊本	52.3%	52.9%

※対前年度でアップした施設は 17 施設

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	21 日以内	14.7 日	中部	18 日以内	15.7 日
道せき	21 日以内	20.0 日	旭	18 日以内	16.0 日
釧路	21 日以内	16.1 日	大阪	18 日以内	12.4 日
青森	18 日以内	17.0 日	関西	18 日以内	11.9 日
東北	18 日以内	14.6 日	神戸	18 日以内	15.0 日
秋田	21 日以内	18.5 日	和歌山	18 日以内	15.0 日
福島	18 日以内	15.6 日	山陰	18 日以内	15.4 日
鹿島	18 日以内	14.7 日	岡山	18 日以内	16.3 日
千葉	18 日以内	12.0 日	中国	18 日以内	15.3 日
東京	18 日以内	16.9 日	山口	18 日以内	16.9 日
関東	18 日以内	13.6 日	香川	18 日以内	14.7 日
横浜	18 日以内	12.3 日	愛媛	18 日以内	17.1 日
燕	21 日以内	19.4 日	九州	18 日以内	15.2 日
新潟	18 日以内	16.7 日	門司	21 日以内	18.0 日
富山	21 日以内	19.5 日	長崎	18 日以内	17.0 日
浜松	18 日以内	15.1 日	熊本	18 日以内	15.3 日

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数

（一般病棟 7 対 1 入院基本料：18 日以内、一般病棟 10 対 1 入院基本料：21 日以内）

※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成 27 年度平均在院日数は 13.7 日と平成 26 年度と比べ 0.3 日短縮となっている。（H26 年度 14.0 日→H27 年度 13.7 日）

・救急搬送数

病院名	26 年度実績	27 年度実績	病院名	26 年度実績	27 年度実績
道央	998 人	806 人	中部	3,530 人	3,423 人
道せき	106 人	164 人	旭	1,989 人	1,491 人
釧路	1,847 人	1,951 人	大阪	2,716 人	3,383 人
青森	874 人	1,089 人	関西	5,219 人	6,077 人
東北	3,153 人	3,085 人	神戸	1,561 人	1,758 人
秋田	345 人	288 人	和歌山	3,147 人	2,873 人
福島	1,625 人	1,602 人	山陰	2,720 人	2,707 人
鹿島	406 人	400 人	岡山	2,652 人	2,733 人
千葉	3,080 人	3,489 人	中国	3,753 人	3,591 人

東京	3,957人	4,062人	山口	1,871人	1,711人
関東	6,090人	6,531人	香川	3,480人	3,659人
横浜	6,930人	6,706人	愛媛	968人	1,189人
燕	1,653人	1,838人	九州	2,910人	3,179人
新潟	1,605人	1,466人	門司	948人	949人
富山	1,291人	1,228人	長崎	1,547人	2,077人
浜松	3,528人	3,268人	熊本	3,509人	3,596人

※全国の労災病院の救急搬送患者数は、82,369人と対前年度比で2,361人増となっている。
(H26年度80,008人→H27年度82,369人)

【平成28年度】

・紹介率（目標達成施設24施設）

病院名	目標値	28年度実績	病院名	目標値	28年度実績
道央	36.0%	34.8%	中部	58.7%	65.3%
道せき	10.8%	13.2%	旭	60.0%	62.9%
釧路	65.0%	72.4%	大阪	86.8%	90.6%
青森	56.2%	60.6%	関西	90.5%	97.8%
東北	76.1%	75.1%	神戸	64.5%	69.8%
秋田	22.0%	25.5%	和歌山	65.0%	64.6%
福島	92.0%	91.2%	山陰	70.0%	72.8%
鹿島	30.5%	31.1%	岡山	66.5%	68.2%
千葉	84.2%	85.1%	中国	81.0%	77.5%
東京	68.5%	69.3%	山口	73.4%	72.8%
関東	88.0%	84.8%	香川	84.5%	85.7%
横浜	68.7%	71.6%	愛媛	35.0%	36.5%
燕	84.6%	87.2%	九州	74.5%	81.3%
新潟	58.5%	59.8%	門司	91.1%	91.2%
富山	65.0%	53.2%	長崎	78.8%	85.0%
浜松	77.9%	78.7%	熊本	70.0%	70.0%

※北海道せき損センターについては、平成28年10月から交付金施設へ変更のため、
4～9月実績を計上。

・逆紹介率（目標達成19施設）

病院名	目標値	28年度実績	病院名	目標値	28年度実績
道央	32.4%	33.2%	中部	64.6%	76.3%
道せき	14.8%	16.5%	旭	43.8%	52.7%
釧路	41.0%	39.2%	大阪	110.0%	100.9%
青森	51.0%	56.0%	関西	67.0%	74.8%
東北	44.3%	48.2%	神戸	87.0%	97.6%
秋田	14.5%	16.2%	和歌山	60.0%	55.6%
福島	64.8%	70.4%	山陰	86.0%	87.9%
鹿島	22.4%	21.5%	岡山	63.1%	57.1%
千葉	68.2%	60.4%	中国	63.0%	62.6%
東京	51.1%	48.6%	山口	52.1%	54.7%
関東	59.5%	55.2%	香川	63.2%	66.5%
横浜	42.4%	48.5%	愛媛	38.0%	30.2%
燕	58.6%	63.2%	九州	95.0%	100.6%
新潟	47.7%	71.8%	門司	43.6%	51.9%

富山	38.7%	35.1%	長崎	60.5%	66.2%
浜松	38.2%	35.9%	熊本	52.4%	50.4%

※北海道せき損センターについては、平成 29 年 10 月から交付金施設へ変更のため、4～9 月実績を計上。

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	28 年度実績	病院名	目標値	28 年度実績
道央	18 日以内	15.2 日	中部	18 日以内	15.1 日
道せき	21 日以内	20.0 日	旭	18 日以内	15.8 日
釧路	21 日以内	15.6 日	大阪	18 日以内	12.9 日
青森	18 日以内	17.3 日	関西	18 日以内	12.4 日
東北	18 日以内	14.0 日	神戸	18 日以内	13.9 日
秋田	21 日以内	18.8 日	和歌山	18 日以内	14.8 日
福島	18 日以内	16.2 日	山陰	18 日以内	14.4 日
鹿島	18 日以内	13.5 日	岡山	18 日以内	16.3 日
千葉	18 日以内	11.7 日	中国	18 日以内	15.3 日
東京	18 日以内	16.3 日	山口	18 日以内	15.5 日
関東	18 日以内	13.6 日	香川	18 日以内	14.5 日
横浜	18 日以内	12.3 日	愛媛	18 日以内	15.4 日
燕	21 日以内	20.8 日	九州	18 日以内	14.9 日
新潟	18 日以内	17.6 日	門司	21 日以内	17.2 日
富山	21 日以内	19.3 日	長崎	18 日以内	15.3 日
浜松	18 日以内	14.5 日	熊本	18 日以内	14.4 日

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数

（一般病棟 7 対 1 入院基本料：18 日以内、一般病棟 10 対 1 入院基本料：21 日以内）

※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成 28 年度平均在院日数は 14.5 日と平成 27 年度と比べ 0.3 日短縮となった。（H27 年度 14.8 日→H28 年度 14.5 日）

※北海道せき損センターについては、平成 29 年 10 月から交付金施設へ変更のため、4～9 月実績を計上。

・救急搬送数

病院名	27 年度実績	28 年度実績	病院名	27 年度実績	28 年度実績
道央	806 人	473 人	中部	3,423 人	3,728 人
道せき	164 人	93 人	旭	1,491 人	1,713 人
釧路	1,951 人	2,185 人	大阪	3,383 人	3,776 人
青森	1,089 人	1,013 人	関西	6,077 人	6,049 人
東北	3,085 人	3,241 人	神戸	1,758 人	1,889 人
秋田	288 人	391 人	和歌山	2,873 人	3,753 人
福島	1,602 人	1,657 人	山陰	2,707 人	2,418 人
鹿島	400 人	351 人	岡山	2,733 人	2,671 人
千葉	3,489 人	3,750 人	中国	3,591 人	3,572 人
東京	4,062 人	3,676 人	山口	1,711 人	1,687 人
関東	6,531 人	7,446 人	香川	3,659 人	3,476 人
横浜	6,706 人	6,562 人	愛媛	1,189 人	974 人
燕	1,838 人	1,861 人	九州	3,179 人	3,689 人
新潟	1,466 人	988 人	門司	949 人	1,027 人
富山	1,228 人	1,170 人	長崎	2,077 人	2,110 人
浜松	3,268 人	3,650 人	熊本	3,596 人	3,912 人

※北海道せき損センターについては、平成 29 年 10 月から交付金施設へ変更のため、

4～9月実績を計上。

【平成 29 年度】

・紹介率（目標達成施設19施設）

病院名	目標値	29 年度実績	病院名	目標値	29 年度実績
道央	37.3%	37.6%	旭	65.4%	64.5%
釧路	72.1%	73.0%	大阪	91.9%	90.3%
青森	61.6%	62.6%	関西	97.7%	99.2%
東北	75.4%	75.4%	神戸	71.7%	68.3%
秋田	25.5%	22.7%	和歌山	67.0%	69.3%
福島	91.8%	92.0%	山陰	69.8%	70.0%
鹿島	30.3%	28.0%	岡山	70.3%	70.3%
千葉	84.7%	87.1%	中国	78.6%	77.3%
東京	70.7%	65.7%	山口	73.0%	75.0%
関東	86.0%	85.9%	香川	86.0%	86.4%
横浜	73.0%	72.7%	愛媛	35.0%	34.5%
燕	87.2%	88.1%	九州	82.0%	82.8%
新潟	56.7%	57.1%	門司	89.5%	93.2%
富山	47.8%	51.1%	長崎	86.7%	86.0%
浜松	78.9%	82.2%	熊本	70.8%	70.4%
中部	65.2%	68.8%			

・逆紹介率（目標達成22施設）

病院名	目標値	29 年度実績	病院名	目標値	29 年度実績
道央	34.2%	36.1%	旭	51.5%	54.3%
釧路	41.0%	39.1%	大阪	104.7%	107.3%
青森	55.9%	58.1%	関西	72.8%	78.0%
東北	48.6%	48.6%	神戸	93.1%	102.9%
秋田	15.8%	24.9%	和歌山	59.0%	59.9%
福島	69.3%	78.4%	山陰	91.8%	75.2%
鹿島	20.8%	73.7%	岡山	62.6%	57.5%
千葉	60.0%	65.1%	中国	63.6%	59.5%
東京	50.4%	51.3%	山口	53.2%	60.4%
関東	59.5%	59.0%	香川	66.0%	71.8%
横浜	47.5%	51.8%	愛媛	33.0%	26.8%
燕	62.6%	67.3%	九州	105.0%	106.1%
新潟	55.9%	53.2%	門司	48.9%	60.2%
富山	34.8%	34.5%	長崎	64.9%	71.0%
浜松	35.9%	44.1%	熊本	52.0%	52.9%
中部	76.3%	73.9%			

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	29 年度実績	病院名	目標値	29 年度実績
道央	18 日以内	14.9 日	旭	18 日以内	15.9 日
釧路	21 日以内	15.1 日	大阪	18 日以内	11.5 日
青森	18 日以内	17.9 日	関西	18 日以内	12.0 日
東北	18 日以内	13.7 日	神戸	18 日以内	14.5 日
秋田	21 日以内	19.1 日	和歌山	18 日以内	14.6 日

(7) 労災病院の再編

ア 燕労災病院（新潟県燕市）の再編
新潟県の県央基幹病

(7) 労災病院の再編
労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであり、適切に対応する。

ア 燕労災病院（新潟県燕市）の再編
燕労災病院と厚生

福島	18 日以内	16.6 日	山陰	18 日以内	13.9 日
鹿島	18 日以内	15.0 日	岡山	18 日以内	15.7 日
千葉	18 日以内	11.5 日	中国	18 日以内	15.2 日
東京	18 日以内	15.2 日	山口	18 日以内	15.3 日
関東	18 日以内	12.8 日	香川	18 日以内	14.8 日
横浜	18 日以内	12.3 日	愛媛	18 日以内	16.1 日
燕	21 日以内	19.1 日	九州	18 日以内	15.0 日
新潟	21 日以内	19.2 日	門司	21 日以内	17.4 日
富山	21 日以内	19.1 日	長崎	18 日以内	15.9 日
浜松	18 日以内	15.3 日	熊本	18 日以内	14.5 日
中部	18 日以内	15.5 日			

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数

（一般病棟 7 対 1 入院基本料：18 日以内、一般病棟 10 対 1 入院基本料：21 日以内）

※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成 29 年度 9 月末平均在院日数は 14.3 日と平成 28 年度と比べ 0.2 日短縮となった。（H28 年度 14.5 日→H29 年度 14.3 日）

・救急搬送数

病院名	28 年度実績	29 年度実績	病院名	28 年度実績	29 年度実績
道央	473 人	498 人	旭	1,713 人	1,687 人
釧路	2,185 人	2,222 人	大阪	3,776 人	3,780 人
青森	1,013 人	1,025 人	関西	6,049 人	6,805 人
東北	3,241 人	3,079 人	神戸	1,889 人	2,070 人
秋田	381 人	292 人	和歌山	3,753 人	3,812 人
福島	1,657 人	1,478 人	山陰	2,418 人	2,591 人
鹿島	351 人	310 人	岡山	2,671 人	2,647 人
千葉	3,750 人	3,949 人	中国	3,572 人	3,669 人
東京	3,676 人	3,419 人	山口	1,687 人	1,764 人
関東	7,446 人	7,252 人	香川	3,476 人	3,532 人
横浜	6,562 人	6,513 人	愛媛	974 人	909 人
燕	1,861 人	1,752 人	九州	3,689 人	3,559 人
新潟	987 人	615 人	門司	1,027 人	1,000 人
富山	1,170 人	1,338 人	長崎	2,110 人	2,319 人
浜松	3,650 人	3,626 人	熊本	3,912 人	3,917 人
中部	3,728 人	3,856 人			

(7) 労災病院の再編

ア 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

【平成 26～29 年度】

新潟県が進める「県央基幹病院基本構想」において、地域に必要な中核的な医療機能を整備するために、燕労災病院（300 床）と新潟県厚生連三条総合病院（199 床）を再編対象病院として 500 床

院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提とした「県央基幹病院基本構想」が策定され、新潟県からその後「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」が示されたことを踏まえて、燕労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。	連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定され、さらに平成26年8月新潟県が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」において、県央基幹病院の開院に向けた円滑な統合再編を行うための基盤を確保するために、燕労災病院の早期移譲に向けて詳細な調整を進めると示されたことを踏まえて、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。		規模の基幹病院を整備すること、再編対象病院の両病院の医療機能を引き継ぎつつさらに発展させていくこと、県央医療圏における救命救急医療を中心とした医療提供体制を整備すること等の構想を取りまとめたことを受けて、構想に沿った形での県央基幹病院の実現に向けて、新潟県と具体化に向けた検討・調整を進めた。 平成26年8月、新潟県から①基幹病院の整備主体及び運営主体、②設置場所、③燕労災病院の早期移譲、④今後の進め方等についてのアウトラインが公表され、平成28年7月には、県央基幹病院整備基本計画策定委員会において、県央基幹病院整備基本計画が取りまとめられ、基幹病院について、病床数は450床、建設地は三条市とし、平成35年度早期の開院を目標とすることとされた。 これらを踏まえて、新潟県と協議、調整を進めた結果、平成28年12月26日に新潟県と「燕労災病院の移譲に係る基本合意書」を締結し、移譲時期は平成30年4月を目途とすることとした。 また、平成29年2月定例県議会において、移譲後の病院の指定管理者は「一般財団法人新潟県地域医療推進機構」（指定期間平成30年4月1日から平成35年3月31日まで）、病院の名称は「新潟県立燕労災病院」と決定され、燕労災病院は平成30年4月1日をもって新潟県へ移譲することとなった。 なお、新潟県立燕労災病院での勤務を希望する職員は、一般財団法人新潟県地域医療推進機構に採用されることとなっている。			
イ 鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会は、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運	イ 鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 鹿島労災病院と神栖済生会病院の再編については、茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会において、鹿島		イ 鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 【平成29年度】 鹿島労災病院の再編については、平成29年8月8日に社会福祉法人恩賜財団済生会、茨城県、神栖市と「神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る基本合意書」を締結し、統合時期は平成30年度下半期を目途とすることとした。 また、平成30年2月に開催された「第5回神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会」において、統合時期を平成31年4月1日とすること、鹿島労災病院は平成31年3月31日をもって廃止すること等が確認された。 なお、神栖済生会病院での勤務を希望する職員は、原則として採用されることとなっている。			

	営するという再編の基本的考え方を検討結果報告書に取りまとめ、茨城県知事に提出した。同報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえて、鹿島労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。	労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方が取りまとめられ、茨城県知事に提出された。同委員会の検討結果報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえ、鹿島労災病院の移譲について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。					
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	産業保健総合支援センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号） 労働安全衛生法第 19 条の 3（国の援助） 第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年 2 月 25 日厚生労働省） 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書（厚生労働省労働基準局、平成 25 年 6 月 28 日） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 2 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康福祉機構が実施主体となって、国の補助事業として実施すること等が求められている。 難易度：「高」 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせ機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。 メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
専門的研修（計画値）	各年度に 7,340 回以上実施	－	7,340 回	7,340 回	7,340 回	7,340 回		予算額（千円）	－	－	5,415,648	5,336,141			
実績値	－	4,594 回	8,245 回	9,383 回	8,768 回	9,024 回		決算額（千円）	－	－	5,201,417	5,158,953			
達成度	－	－	112.3%	127.8%	119.5%	122.9%		経常費用（千円）	－	－	5,203,432	5,140,065			
事業主セミナー等（計画値）	各年度に 380 回以上実施	－	380 回	380 回	380 回	380 回		経常利益（千円）	－	－	△9,624	9,295			
実績値	－	（新規事業）	505 回	768 回	842 回	1,225 回		行政サービス実施コスト（千円）	－	－	3,796,314	5,131,687			
達成度	－	－	132.9%	202.1%	221.6%	322.4%		従事人員数（人）	－	－	123	123			
小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援（計画値）	各年度に 25,600 件以上実施	－	25,600 件	25,600 件	25,600 件	25,600 件									
実績値	－	（新規事業）	19,127 件	26,749 件	29,646 件	34,750 件									
達成度	－	－	74.7%	104.5%	115.8%	135.7%									

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能の充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。 産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。	6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められる産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供する。 産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。	＜主な定量的指標＞ ○管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度において、7,340 回以上の専門的研修を実施する。 <						

の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組支援について、中期目標期間中の各年度において、25,600件以上実施する。

○産業保健総合支援センターでは、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有

個別訪問支援等については、平成26年度の実績が低調であったことを踏まえ、平成27年度は新たに作業環境測定や作業管理に精通した労働衛生工学専門員を委嘱するとともに、小規模事業場に対して広報・周知に努め、引き続き健康相談があった場合等あらゆる機会を捉え、積極的に事業場を直接訪問する訪問指導に取り組んだ。

また、産業保健総合支援センターのうち平成26年度の実績が低調な施設や、平成27年度の進捗が芳しくない施設に対しては、本部が直接指導に出向く等事業の適正かつ円滑な実施に努めた。

加えて、時宜に応じた対応として、平成27年12月から施行されたストレスチェック制度について、導入支援に係るサポートダイヤルの設置、事業場における実施促進のための助成金の支給、制度に関する研修の開催等の取組実施や、社会的問題となったオルトートルイジンははじめとする芳香族アミンを取り扱う作業に従事したことのある労働者等からの健康上の相談（職業性膀胱がんに係る健康の相談等）に対応するための専用の電話相談窓口（職業性膀胱がんに係る健康相談ダイヤル（フリーダイヤル））を平成28年1月に開設する等、迅速な対応に努めた。

【平成28年度】

事業場におけるストレスチェック制度の確実な実施を促すため、平成28年度においては、従前からの取組に加え、ストレスチェックサポートダイヤルを拡充するとともに、ストレスチェック制度に関する研修、セミナーの開催を重点事項として掲げ、事業に取り組んだ。

また、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えるべく、平成28年度にはストレスチェック制度に関する研修の更なる内容充実や若年労働者向けのメンタルヘルス教育の実施、ストレスチェック実施促進のための助成金について単独事業場においてを申請を可とする要件緩和を実施する等、メンタルヘルス関係の取組の強化や、平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として事業者、産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーの実施や、事業場への個別訪問、両立支援に関する相談への対応など時宜に応じて迅速に対応した。

加えて、平成28年に発生した熊本・鳥取地震の被災者のために心の相談ダイヤル、健康相談ダイヤルを設置するとともに、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉等作業員の健康相談を開始するなど、自然災害、原子力災害についても確実に対応している。

【平成29年度】

働き方改革実行計画において、治療と就労の両立支援の取組強化が求められる中、平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として、事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーや、事業場への個別訪問、相談対応等を実施した。

また、ストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルの設置、研修、セミナーの実施に加えて、事業場訪問等によりストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等の支援に継続して取り組んだ。

上記に加え、平成29年度には治療と職業生活の両立支援に係る研修・教育の実施や、両立支援コーディネーターに求められる役割・能力を明確にし、養成に必要なカリキュラム、養成研修の実施方法について検討するために、両立支援コーディネーターの養成に関する委員会開催等に重点的に取り組むとともに、メンタルヘルス関係の取組強化、産業保健関係助成金の拡充及びストレスチェック制度促進のための助成金の要件緩和、自然災害・原子力災害への緊急的対応に係る取組についても継続して実施した。

反映した。

3. 地域の小規模事業場における産業保健活動の促進を図るべく小規模事業場への積極的な訪問活動や産業保健総合支援センターにおける専門的相談に精力的に取り組んだ結果、件数実績等、年度ごとに増加傾向ではあるが、一部の指標について未達成。

4. 産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修及び相談に係る上記取り組みに係る、産業保健関係者や事業主等に対するアウトカム調査の実施結果については、各年度において目標である指標を達成するなど高い評価が得られている。

【本事業の達成が困難な状況下にあったと考えうる理由等】

①産業保健に関する本事業の実施については、産業保健に対する意識が総じて低い小規模事業場を対象とし

（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化することにより、我が国の産業保健活動の質を向上すること。 また、過去に実施した研修のアンケート結果等を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。	（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査等の結果並びにストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化する。 また、過去に実施した研修のアンケート結果により受講者のニーズを的確に捉え、研修のテーマや内容に関する検討・検証を行うこと等により、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させる。 加えて、地域窓口の機能を活かし、地域の小規模事業場に対する利用勧奨を	する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各年度において、47,000 件以上実施する。 ○地域窓口では、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、中期目標期間中の各年度において、29,568 件以上実施する。 ○産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治	（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 【平成26～29年度】 研修については、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェック制度（平成27年度）や治療と就労の両立支援（平成28年度）に関する研修を開催する等、その年々で時宜を捉えたテーマを積極的に取り入れるとともに、「運営協議会において事業運営計画を策定」（計画）→「計画に基づく事業の実施」（実施）→「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員会議等において検討・分析」（評価）→「受講者のニーズに即した研修テーマや開催日時の設定、地方開催等受講者の要望を反映」（改善）の仕組みを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて研修についても質の向上を図った。 ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 （ア）産業医等の産業保健関係者への研修 【平成 26～29 年度】 各産業保健総合支援センターが定期的に開催する相談員会議等において、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、産業保健相談員等による研修のテーマや内容に関する評価を行うとともに、研修の開催形式にニーズを的確に反映して利用者の利便性に配慮するなど、研修内容の質の向上に努めた。 （イ）事業場に対する治療と就労の両立支援の普及 事業者ニーズに対応し、治療就労両立支援センターが進めている治療と就労の両立支援モデル事業に関連して、治療と就労の両立支援の普及を目的とした研修等を実施した。また平成28年度からは、平成28年２月に厚生労働省に策定された「事業場における治療と職業生活のガイドライン」に冠する研修等を実施した。各事業年度における研修等テーマについては、以下のとおり。 【平成26年度】 ・治療と職業生活の両立支援について（神奈川） ・がんが教えてくれたこと「がんと共に生き、がんと共に働いて」（神奈川） ・就労と糖尿病治療の両立を目指して～両立支援の実際～（愛知） ・治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために、肝疾患の事例等から「治療と仕事の両立」の活動を学ぶ～佐賀県肝がん死亡率ワースト１汚名返上プロジェクトより～（佐賀） 【平成27年度】 ・がん罹患者の就労支援（京都） ・治療と就労の両立（北海道・和歌山・熊本） ・人事管理の視点による治療と仕事の両立支援（広島） ・がんと治療の両立支援（佐賀） ・がん治療と仕事（富山） ・がんの治療と就労の両立支援（群馬） 【平成28年度】 ・事業所における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（北海道・宮城・群馬・東京・新潟・長野・三重・滋賀・兵庫・和歌山・島根・香川・佐賀） ・治療と職業生活の両立支援への企業としての取り組み方・進め方（群馬） ・がんなどの継続した治療が必要な労働者への両立支援（長崎） ・メンタルヘルスと両立支援（茨城） ・産業医の立場から、事業場における治療と職業生活両立支援に関する講演（鳥取） ・糖尿病治療の最新の話題と治療就労両立支援（糖尿病）の実際（愛知） 【平成29年度】	ていること、②事業を実施する医師・保健師等の多くの協力を得るには、本人に加えて医師会等の理解・協力が不可欠であること、さらには、このような状況の下で、③以下のように職場におけるストレスチェック制度の普及や治療と職業生活の両立支援など以下の社会的要請に伴う新規施策にも対応しているものであり、事業実施そのものが困難度が高いと考えている。 ア 平成 27 年 12 月のストレスチェック制度の施行に伴い、本制度に関する専門的相談や事業主セミナー、研修の実施に加え、新たに高ストレス労働者に対する医師による面接指導を地域窓口において新規に実施。 イ 一億総活躍社会に向けた柱である「治療と職業生活の両立支援」の促進のため、産業保健総合支援センターにおいて、「事業場における治療と職業
--	--	---	---	---

通じて潜在するニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるストレスチェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度において、7,340回以上の専門的研修を実施する。

療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中の各年度において、2,132,000件以上のホームページへのアクセス件数を得る。

○研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を85%以上確保する。

- ・事業場における治療と職業生活の両立支援について（群馬・熊本・滋賀・栃木・愛知）
- ・「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を踏まえた健康管理（東京）
- ・がんなど長期療養者の仕事と治療の両立（静岡）
- ・産業医のための「がんに罹患した従業員の治療と職業生活の両立支援」（宮城）
- ・知っておきたい！病気の治療と仕事の両立支援（埼玉）
- ・人材確保に効果的な治療と仕事の両立支援（青森）

（ウ）ストレスチェック制度を含む専門的研修の強化

平成27年12月に施行されたストレスチェック制度に関して、制度の認知度を向上し、ストレスチェックが円滑に実施できるように①産業医等の実施者向け、②担当者向け、③事業者向け、の3種類の研修を各年度以下のとおり開催した。

【平成27年度】

専門的研修を延べ1,537回（受講者数85,367人　うち県庁所在地以外507回、土日夜間開催509回）開催。

【平成28年度】

平成28年度より高ストレス者の面接指導の実施方法に関する専門的研修をテーマとして加え、延べ965回（受講者数38,820人　うち県庁所在地以外310回、土日夜間開催305回）開催した。

【平成29年度】

平成29年度より新たに実施したストレスチェック実施後の職場環境改善に係る研修26回を含む専門的研修を延べ489回（受講者数16,921人　うち県庁所在地以外127回、土日夜間開催131回）開催した。

（エ）第12次労働災害防止計画（平成26年度～平成29年度）における重点項目をテーマにした研修の実施

【平成26～29年度】

各事業年度において、労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げ、以下のとおり実施した。

・第12次労働災害防止計画における重点項目をテーマにした研修の実施回数

	26年度	27年度	28年度	29年度
メンタルヘルス	1,509回	2,461回	2,083回	1,798回
過重労働	166回	236回	261回	331回
化学物質による健康障害	299回	414回	511回	417回
腰痛対策	230回	244回	204回	239回

（オ）中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策

【平成26～29年度】

中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させることを目的とした管理監督者等が対象のメンタルヘルス対策に係る教育を、平成27年度からはストレスチェック制度の導入に関する教育をテーマとして加え実施している。

また、平成28年度からは若年労働者に対する教育を開始するなど中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の強化を図った。

・メンタルヘルス対策の強化に向けた教育実施回数

	26年度	27年度	28年度	29年度
管理監督者向け教育	4076件	4701件	3,782件	3,522件
若年労働者向け教育	—	—	585件	892件

（カ）事業場における治療と就労の両立支援意識啓発教育

生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を中心とした事業主セミナー、研修や専門的相談を新たに実施。

ウ　精神障害による自殺の労災認定件数が年間200件を超えて推移する中、就労して間もない若年労働者の自殺防止対策のため、若年労働者向けメンタルヘルス教育を新規に実施。

エ　東京電力福島第一原発における廃炉作業員の健康確保のため、「廃炉等作業員に係る健康相談」を実施。

＜課題と対応＞
—

○利用者に対し、産業保健総合支援センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施し、有効回答のうち 80%以上について具体的に改善が見られていること。

＜その他の指標＞
なし

＜評価の視点＞
○産業保健三事業を一元化し、新たに機構が実施主体となったが、円滑な事業実施が図られているか。

○新たに設置した地域窓口で事業に従事する者の能力向上が図られているか。

○産業保健関係者に対する支援を適正かつ効率的に行っているか。

○小規模事業場に対し、事業場を訪問する直接的な支援を積極

【平成29年度】

平成29年度より、事業場における治療と就労の両立支援に関する新たに両立支援意識啓発を目的として管理監督者に対する両立支援に関する教育を実施している。
・両立支援意識啓発教育件数 156件

（キ）共催方式による研修の実施

【平成26～29年度】

効果的・効率的な研修の実施を目的に、都道府県労働局及び医師会等の関係機関や各種業界団体等との共催による研修に積極的に取り組んだ。

（ク）実践的研修、テーマに応じたシリーズ研修の実施

【平成26～29年度】

○実践的研修の実施

単に知識の付与にとどまらず、討議・実地等を通じて現場で実践できるスキルを体得させることを目的に、討議形式（症例検討、事例検討等）、実習形式（機器操作、ロールプレイング等）、実地形式（職場巡視等）の双方向・参加型の実践的研修を実施した。

・実践的研修実施回数

	26年度	27年度	28年度	29年度
討議形式	331回	214回	246回	251回
実習形式	535回	453回	445回	515回
実地形式	73回	120回	87回	84回

○テーマに応じたシリーズ研修の実施

衛生管理者・労務担当者等を対象に体系的な技法を付与することを目的として、シリーズ研修を各事業年度において以下のとおり実施した。

【平成26年度】

- ・全国46都道府県でシリーズ研修を実施
- ・具体的なテーマ（例）

「労働衛生関係法令研修」【埼玉】（計4回）

- （その1）労働安全衛生マネジメントシステムの導入及びリスクアセスメントについて
- （その2）石綿による健康障害問題について
- （その3）いわゆる「過労死」問題について
- （その4）健康診断事後措置、メンタルヘルス対策について

【平成27年度】

- ・全国42都道府県でシリーズ研修を実施
- ・具体的なテーマ（例）

「カウンセリング技術研修」【埼玉】（計10回）

- （その1）カウンセリングの基本的な考え方
- （その2）心の医学Ⅰ
- （その3）心の医学Ⅱ
- （その4）ストレスについてⅠ
- （その5）ストレスについてⅡ
- （その6）カウンセリングの具体的な技法Ⅰ
- （その7）カウンセリングの具体的な技法Ⅱ
- （その8）カウンセリングの具体的な技法Ⅲ
- （その9）演習
- （その10）演習、質疑応答

「作業環境測定実務講座」【山形】（計9回）

		的に行っているか。 ○産業保健各分野の専門家を確保するとともに、研修内容等の質の向上を図る仕組の充実が図られているか。 ○産業保健に関する情報の提供を行い、広く普及させているか。 ○利用者にとって事業は有益であったか。また、事後的な効果を把握することができたか。	(その1) 現場で簡単に有機溶剤等化学物質の濃度を測定する方法 (その2) 騒音の基礎知識と健康影響及び職場騒音の測定方法 (その3) 労働安全衛生保護具の着用と保守管理対策 (その4) T Rサンプラー、レーザー粉じん計の使用方法 (その5) 電離放射線&照度・輝度 (その6) 温熱環境の評価方法 (その7) 受動喫煙防止対策(タバコの煙の測り方) (その8) 局所排気の基礎知識と点検方法(講義) (その9) 局所排気の基礎知識と点検方法(スモークテスター、微風速計の使用方法実習) 「アドラー心理学に基づいたより良い人間関係構築のためのワークショップ(グループワーク)」【千葉】(計6回) (その1) 色々なものの見方を知る、聞き上手になる (その2) 言い方の工夫、感情のコントロールについて (その3) 自分のスタイルを知る、セルフ・トークを意識する (その4) 目的を意識する、自分の人生を引き受ける (その5) 自分の良さを再発見する、当たり前の価値を再確認する (その6) 物事を前向きに考える、勇気づけの実践をする 【平成28年度】 ・全国41都道府県でシリーズ研修を実施 ・具体的なテーマ(例) 「メンタルヘルス・カウンセリング」【鹿児島】(計6回) (その1) ストレスと「自我」のありよう～「ハーディネス」とは (その2) ストレスと「自己」のありよう～「アイデンティティ」とは (その3) ストレスと「感情」のありよう～「感情管理・労働」とは (その4) ストレスと「人間関係」のありよう～「発達障害」とは (その5) ストレスと「適用」のありよう～いわゆる「心身症」とは (その6) ストレスと「ハラスメント／トラウマ」～「心的外傷(PTSD)」とは 【平成29年度】 ・全国41都道府県でシリーズ研修を実施 ・具体的なテーマ(例) 「産業保健セミナー」【埼玉】(計10回) (その1) 経皮吸収による曝露を防ぐ (その2) パワーハラスメントとメンタルヘルス対策 (その3) 事業場における過労死等予防対策 (その4) ストレスチェックとストレスチェック面談について (その5) ずっと健康で働き続けるために(眼科編) (その6) 基礎から学ぶ労働安全衛生法セミナー (その7) 被災事例からみた熱中症のリスクアセスメントの考え方と進め方 (その8) ストレスチェックの後どうするか (その9) 思い当たる原因もなく体調や気力が不調な時の健康管理 (その10) 働き盛り世代の生活習慣病と健康経営・ヘルスリテラシー 「メンタルヘルス&カウンセリング実践研修」【徳島】(計4回) (その1) 新たな時代のメンタルヘルス対策への取り組み方 (その2) 援助に繋げる相談対応時のポイント (その3) ストレスチェック実施後の集団分析結果の見方と活用法 (その4) 事例検討：不調が続く若年層事例への対応について		
		(ケ) 土日・夜間の開催等 【平成26～29年度】 利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等により研修の案内、申			

イ 自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施

産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場におけるストレスチェック制度の導入を含む自主的産業保健活動促進を目的とした、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナー及び事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を中期目標期間中の各年度におい

込受付を行うとともに、利用者の要望に応じて、産業保健総合支援センターが所在する都道府県県庁所在地以外の地域での実施や、休日・夜間での実施をしている（休日・夜間研修の開催延べ回数：26年度・857回、27年度・1,195回、28年度・941回、29年度・890回）

【その他のテーマによる研修の実施】

【平成26～29年度】

中期目標期間中に生じた労働者を取りまく状況の変化や、新たな健康問題等についての知識の普及を図るべく時宜に応じたテーマ設定による研修を下記のとおり実施している。

- ・アスベストによる健康障害の防止等を図ることを目的に、労災病院、アスベスト疾患センター等関係機関と連携した、研修を実施（対象者：全ての産業保健スタッフ）。
 - ・平成 25 年度以前から、“地域産業保健センター（現・地域窓口）への支援”として実施してきた、地域産業保健センターで活動している産業医及びコーディネーターの能力向上を目的とした研修について、継続して実施している。
- ・産業医及びコーディネーターの能力向上を目的とした研修の開催状況

	26年度	27年度	28年度	29年度
コーディネーター能力向上研修	14回	10回	8回	5回
登録産業医研修	86回	278回	275回	213回

以上（ア）～（コ）の取組の結果、各事業年度における専門的研修の開催件数は下表のとおりとなり、中期目標期間中全ての年度において目標回数（7,340回）を上回ることが出来ている。

- ・産業保健関係者に対する研修回数及び受講者数

	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（回）	8,245	9,383	8,768	9,024
人数（人）	195,234	240,304	218,666	204,979

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施

職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナー、事業場の事例等について討議検討する事例検討会等の開催について次のとおり取り組んだ。

（ア）労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック制度、熱中症等の社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げ全国各都道府県で実施している。各事業年度における開催状況及びテーマ設定については以下のとおり

【平成 26 年度】

- ・心の健康づくりとストレスチェック（東京）
- ・タクシードライバーの健康に起因する交通事故について（新潟）
- ・喫煙及び受動喫煙に係る健康障害防止について（愛知）
- ・化学物質の適正管理とリスクアセスメント（兵庫）

【平成 27 年度】

- ・職場における心の健康づくり対策について（東京）
- ・職場における受動喫煙防止について（静岡）
- ・知っておきたい有機溶剤の基礎知識（島根）
- ・「腰痛・転倒災害」私は大丈夫だと思いませんか？（徳島）
- ・過重労働の健康影響及びその防止対策（福岡）
- ・「過労死は防げるか」（茨城）
- ・ストレスチェックの具体的な実施方法等について（三重）
- ・熱中症の職場環境チェックの改善方法（富山）

【平成 28 年度】

- ・ストレスチェックの実施と結果に基づく職場改善について（東京）

	て、380回以上実施する。
（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と

- ・ＫＹ活動と転倒・腰痛予防対策（三重）
- ・化学物質に関するリスクアセスメントの手法について（和歌山）
- ・改正労働安全衛生法とガイドラインの概要等について（兵庫）
- ・健康寿命とメタボリックシンドローム（大阪）
- ・生活習慣病改善のための栄養指導（新潟）
- ・事業場における治療と職業生活の両立支援セミナー（福岡）
- ・夏の健康管理について－熱中症対策（静岡）

【平成 29 年度】

平成 29 年度からは、特に治療と就労の両立支援を重点的にとりあげ実施した。

- ・両立支援を企業現場の事例を通して考える（奈良）
- ・日本で最も暑い地域で働く人々の熱中症対策（埼玉）
- ・良い睡眠がつくる体と心の健康～安全な運転業務のために～（新潟）
- ・航空の安全から学ぶ～作業安全とヒューマンエラー～（和歌山）
- ・長時間労働・過重労働の心身への影響と職場での対応（山形）
- ・病院職員の職種間での筋骨格系症状の比較（滋賀）
- ・事故を起こさないための集中力の高め方（香川）
- ・化学物質に関する基礎知識とＳＤＳのＪＩＳに基づく記載項目について（静岡）
- ・管理職に求められる部下のメンタルヘルス対策について（東京）
- ・過重労働による心身への影響～脳心疾患・メンタルヘルス不調の予防にむけて（大阪）

（イ）中期目標期間において、対象者の利便性を考慮のうえ、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮し、休日、夜間にもセミナーを開催した。

- ・休日・夜間のセミナー開催状況

	26年度	27年度	28年度	29年度
回数	52	68	75	101
都道府県	21	26	21	23

（ウ）効率的な実施を図るため、事業者団体、商工団体等との共催により開催した。

- ・事業者団体、商工団体等との共催による開催状況

	26年度	27年度	28年度	29年度
回数	390	587	543	753
都道府県	45	46	43	47

以上（ア）～（ウ）の取組の結果、各事業年度における事業主セミナーの実施回数は下表のとおりとなり、中期目標期間中全ての事業年度において目標回数（380 回）を上回ることが出来ている。

- ・事業主セミナー等の実施回数

	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（回）	505	768	842	1, 225

（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の普及促進のための個別訪問支援の充実

【平成 26～29 年度】

積極的な小規模事業場への訪問指導が求められているなか、平成 26 年度より新規事業として、

や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実

地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。

また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者

就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実

地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組支援について、中期目標期間中の各年度において、25,600件以上実施する。

また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細か

医師等による小規模事業場への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問を開始したところであるが、新規事業であることに加え、作業環境測定や作業管理に精通した医師の不足及び、医師の訪問指導に対する意識の低さと地域の小規模事業場の本事業に対する理解の遅れ等が要因となったこと、さらに本事業の重要度に鑑みた意欲的な目標設定も相まって、平成26年度は、目標を達成することができなかった。この状況を受け、平成27年度以降の各事業年度においては利用事業場を拡大するため新規訪問先を開拓し、件数増を図った。

その結果、平成27年度以降、すべての年度において目標数値を上回る訪問指導件数を確保することができた。

・訪問指導及び個別訪問支援の実施件数（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
19,127	26,749	29,646	34,750

平成27年度以降における新規訪問先の開拓に向けた取組は以下（ア）～（オ）のとおり

（ア）産業保健総合支援センターにおける専門的研修や労働災害防止団体等の関係団体が実施する研修・事業主セミナー等あらゆる機会に周知・広報し、事業の利用勧奨を図った。

（イ）労働局、労働基準監督署の協力の下、ストレスチェック制度の説明会や安全大会等において、支援希望のアンケートを配布すること等により、事業の周知・利用勧奨を行い、利用者の拡大を図った。

（ウ）メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、事業場においてストレスチェック制度が円滑に実施できるよう支援を行った。平成28年度から若年労働者の自殺予防のために、若年者に対してセルフケアを促進するための教育を実施した。平成29年度からは、事業場におけるストレスチェック制度の導入等に対する支援に加えて、新たに面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等の支援を行っている。

・ストレスチェック導入等支援件数

27年度	28年度	29年度
3,444件	3,160件	1,930件

・メンタルヘルス対策促進員による事業場訪問件数：29年度・8,066件

（エ）新たに作業環境測定や作業管理等に精通した労働衛生工学専門員（27年度：114人、28年度：130人、29年度：137人）を委嘱し、事業場への訪問体制の強化を図り、事業場への個別訪問支援を実施した。

（オ）平成28年度からは、治療と就労の両立支援を普及促進するため、新たに両立支援促進員を委嘱し、両立支援促進員が事業場を訪問し、事業場内体制整備等の支援を実施している。
治療と就労の両立支援を普及促進のための事業場訪問件数 29年度：850件

の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。
さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設する治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。

イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施

事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応（※１）を産業保健総合支援センターで一層進めるとともに、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者

なサービスを提供する。
さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。

イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施

産業保健総合支援センターでは、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各年度において、47,000件以上実施する。

イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施
【平成26～29年度】

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年6月公布）により益々ニーズが高まることが見込まれるメンタルヘルスをはじめとする産業保健に関する相談について、各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、（ア）（イ）の取組を行った。

（ア）事業者、産業保健関係者、小規模事業場の労働者等からの相談について（産業保健総合支援センター）

産業保健総合支援センターにおける相談対応実績は下表のとおりとなっている。

・産業保健関係者からの相談件数（産業保健総合支援センター）

	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数(件)	17,147	36,907	40,881	42,640

また、相談件数増を図るべく、各事業年度において以下のとおり継続的に取り組んだ。

○ 産業保健に造詣の深い精神科医及びカウンセラー等の相談員の確保
【平成26～29年度】

ますます増加する事業場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応や、事業場の法改正への的確な対応等を支援するため、産業保健相談員を委嘱し、事業場からの専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。

	26年度	27年度	28年度	29年度
産業保健相談員	606	1,058	1,081	1,155

の健康管理に関する相談（※２）を地域窓口で、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、地域における体制を充実・強化すること。

また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用すること。

【※１：年間目標値
47,000件（47か所
×1,000件）】

【※２：年間目標値
29,568件（352か所
×84件）】

【目標設定等の考え方】

※１ 平成24年度実績（46,703件）を踏まえ、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

※２ 新規事業につき、都市部や山間地も含めて1か所当たりの平均相談件数を月7件と見積もり、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。

○ ストレスチェック制度への対応

【平成27～29年度】

平成27年12月から施行されたストレスチェック制度導入支援策として、平成27年度において専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を東京（5月）、大阪（7月）、福岡（10月）、宮城（12月）、広島・香川（1月）の6箇所（平成28年度からは8箇所に拡大）に設置し、様々な相談に対応した。

	27年度	28年度	29年度
相談件数	12,092	17,425	4,757

○ 職業性膀胱がんに係る対応

【平成27～28年度】

オルトートルイジンをはじめとする芳香族アミンを取り扱う作業に従事したことのあ
る労働者等からの健康上の相談に応じるため、「職業性膀胱がんに係る健康相談ダイヤル」
を平成28年1月に開設し職業性膀胱がんに係る健康不安、化学物質のばく露防止の相談に
対応した。

	27年度	28年度
相談件数	17	12

○ 熊本・鳥取地震に係る対応

【平成28年度】

熊本・鳥取地震で被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からの人間関係の悩みなどでの強いストレスや不安についての相談及びエコノミークラス症候群などの健康管理やノロウィルス感染対策などの健康不安に関する相談に応じるため、フリーダイヤル「熊本・鳥取地震被災者のための心の相談ダイヤル」及び「熊本・鳥取地震被災者のための健康相談ダイヤル」を設置した。
・相談件数658件（心の相談499件、健康相談159件）

○ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉等作業員に係る健康相談

【平成28～29年度】

産業医科大学、福島労災病院等の協力をえて、週1回、東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための「廃炉等作業員に係る健康相談」、「出張相談」を実施した。

	28年度	29年度
相談件数	42件	176件

a 効率的・効果的な相談の利用勧奨

【平成26～29年度】

電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応し、さらに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、積極的な利用勧奨を行った。

平成29年度からは、全国共通の電話番号で最寄りの産業保健総合支援センターに着信することができる全国统一ダイヤルを開設し相談しやすい環境作りを実現した。

b 効率的・効果的な相談対応

【平成27～29年度】

相談の事前予約制を引き続き実施し、面談による相談に対しては、予め相談内容を記載した用紙を担当相談員に渡すなど、相談業務の効率化を図った。

c 積極的な実地相談の実施

地域窓口では、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、中期目標期間中の各年度において、29,568件以上実施し、地域における体制を充実・強化する。

また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用する。

【平成26～29年度】

作業環境管理、作業管理等について、電話相談等を通じて事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要と判断した場合は、積極的に事業場を訪問して相談に直接対応し、必要な助言等を行った。

	26年度	27年度	28年度	29年度
実地相談件数	221件	242件	327件	315件

d 研修終了時における相談コーナーの設置

【平成26～29年度】

研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。

e 相談内容の活用

【平成27～29年度】

相談の内容によって専門的研修のテーマにする等有効に活用した。

(イ) 小規模事業場からの相談について（地域窓口）

【平成 26～29 年度】

登録産業医等が、小規模事業場における産業保健活動を支援するため、次の取組により、小規模事業場の事業者及び労働者からの相談に幅広く対応した。

こうした取組により、下表のとおり相談に対応し、年度計画を大幅に上回ることができた。

小規模事業場等の事業者及び労働者からの相談件数（地域窓口）（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
45,703	56,283	64,615	73,549

このうち、実際の職場環境を踏まえた指導等を行うため、下表のとおり、直接事業場を訪問して対応した。

相談のうち直接事業場を訪問した件数（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
8,920	11,570	12,988	14,219

a 効率的・効果的な相談対応

【平成 27～29 年度】

事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努めた。

b ワンストップサービス機能の発揮

【平成 27～29 年度】

小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産業保健総合支援センターと地域窓口が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。

なお、ワンストップサービス機能を発揮して対応した件数は、下表のとおりであった。

26年度	27年度	28年度	29年度
724件	1,539件	1,504件	1,844件

－各年度の具体的事例－

【平成 26 年度】

- ・事業場から地域窓口に、事業場における局所排気装置の改良、防毒マスクの管理等作業環境の改善に関する相談があったが、地域窓口では対応が困難なため、産業保健総合支援センターの相談員が、直接事業場に出向いて助言・指導した。
- ・事業場から地域窓口に、事業場におけるメンタルヘルス対策についての支援要請があったため、地域窓口と産業保健総合支援センターが調整し、メンタルヘルス対策促進員が直接事業場を訪問して支援を行った。
- ・事業場から産業保健総合支援センターに、長時間労働者に対する面接指導や健康診断結果についての医師の意見聴取の依頼があったため、産業保健総合支援センターと地域窓口が調整して、地域窓口の登録産業医が対応した。

【平成 27 年度】

- ・事業場から地域窓口に、健康診断の事後措置の依頼とともに特定化学物質使用事業場の作業環境・作業環境管理に関する相談があったが、地域窓口では対応が困難なため、産業保健総合支援センターの相談員 2 名（産業医及び第一種作業環境測定士）が、直接事業場に出向いて助言・指導した。
- ・事業場から地域窓口に、事業場におけるメンタルヘルス対策についての支援要請があったため、地域窓口と産業保健総合支援センターが調整し、メンタルヘルス対策促進員が直接事業場を訪問して支援を行った。
- ・事業場から産業保健総合支援センターに、長時間労働者に対する面接指導や健康診断結果についての医師の意見聴取の依頼があったため、産業保健総合支援センターと地域窓口が調整して、地域窓口の登録産業医が対応した。

【平成 28 年度】

- ・地域産業保健センターへ事業所よりハラスメント対応についての相談があり、コーディネーターから産業保健総合支援センターでの対応要請があった。産業保健総合支援センターに来所いただき、相談員（心理士、社労士の資格を有する）と面談することとした。
- ・暑熱職場の作業環境管理についての支援申込みが産業保健総合支援センターにあり、管轄の地域産業保健センターコーディネーターへ連絡し、労働衛生工学専門員が対応した。

【平成 29 年度】

- ・産業医より地域産業保健センターに過重労働の面接指導に関する電話相談があり、コーディネーターからの回答依頼を受け、産業保健総合支援センターにて回答した。
- ・地域産業保健センターで登録産業医が事業場訪問の際に、メンタル対策支援の希望があったため、コーディネーターから産業保健総合支援センターに対応要請を受け、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員を事業場に派遣した。

c 積極的な周知・勧奨

【平成 26～29 年度】

労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めている。

d 長時間労働者、ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導

(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援

(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援

【平成 27 年度】

本部で講師等養成研修会を実施し、当該受講者が、各センターで登録産業医に対する研修を実施した。準備が整った地域窓口から高ストレス者の面接指導を実施することとした。

【平成 28 年度】

平成 28 年度登録産業医に対する研修を実施（地域窓口の登録産業医が 3,079 人受講）し、地域窓口において、長時間労働者の面接指導 7,707 件（12,687 人）、高ストレス者の面接指導を 659 件（706 人）実施した。

【平成 29 年度】

平成 29 年度も引き続き登録産業医に対する研修を実施（地域窓口の登録産業医が 525 人受講）し、地域窓口において、長時間労働者の面接指導 7,357 件（11,780 人）、高ストレス者の面接指導を 644 件（683 人）実施している。

ウ ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成

【平成 27～29 年度】

平成 27 年度から従業員 50 人未満の事業場が、医師・保健師等によるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の産業医による面接指導などを実施した場合に、事業主に費用を助成している。平成 28 年度から実施要件を複数事業場で団体を構成することとしていたが単独での実施でも申請を可能とし、また、平成 29 年度からはストレスチェック実施前の事前登録をなくすことで利用し易い環境を整えている。

さらに、平成 29 年度からは新たに事業場の体制を整備するため、3 種類の助成金（小規模事業場産業医活動助成金、職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金）を追加することにより、事業場における職場の健康づくり等の体制整備を支援している。

・小規模事業場産業医活動助成金

50 人未満の事業場が産業医と契約し職場巡視等を実施した場合に助成金を支給している。

・心の健康づくり計画助成金

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に助成金を支給している。

・職場環境改善計画助成金

ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、専門家（メンタルヘルス対策促進員を含む）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に助成金を支給している。

	27年度	28年度	29年度
助成事業場数	172	2,110	1,959

※29 年度は、4 つの助成事業の合計

(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援

【平成 26～29 年度】

地域の産業保健に関する各種情報等を収集・整備し、相談や問い合わせ等に活用するとともに、次の取組により、地域の産業保健関係者、登録産業医等に対して、積極的に最新の産業保健情報の

インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、機構の各種研究結果等の提供に当たっては、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。

ア 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中の各年度において、2,132,000件以上のホームページへのアクセス件数を得る。

提供に努めている。
こうした取組により、下表のとおりアクセス数を得ることができた。

・ホームページアクセス件数の推移（単位：件）				
	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス数(件)	1,997,022	2,206,563	2,237,556	1,628,337

- ア ホームページを活用した最新情報の発信
- 本部及び産業保健総合支援センターのホームページで、以下のとおり利用者の利便性の向上を図った。
- また、地域の産業保健活動の活性化を図る目的で産業保健総合支援センターが行った調査研究の成果について、本部が開催する「産業保健調査研究発表会」（プレス発表済み）での発表をはじめ、学会発表や「産業精神保健」、「精神神経学雑誌」等の学会誌への投稿等、幅広く公表している。また、産業保健総合支援センターにおける専門的研修のテーマとして活用するとともに、ホームページにも概要を掲載している。
- ホームページを活用した最新情報の発信
- ホームページを活用した最新情報の発信については、トピックスを頻繁に更新するなど、情報提供するとともに地域窓口の事業や活動を積極的にPRし、利用者の拡大に努めた。各年度における取組状況は以下のとおり。

・ホームページ更新回数			
26年度	27年度	28年度	29年度
10,631回	9,236回	10,697回	13,352回

- 【平成26年度】
- ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのPRに努めた。
- 【平成27年度】
- ・ストレスチェック制度に関する専門的研修やセミナーの開催日程を案内するとともに、ホームページからの申込みを受け付けた。
 - ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのPRに努めた。
- 【平成28年度】
- ・治療と職業生活の両立支援の事業の内容、ストレスチェック制度等の専門的研修やセミナーの開催日程、相談対応日時を案内するとともに、ホームページからの申込みを受け付けた。
 - ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのPRに努めた。
- 【平成29年度】
- ・治療と職業生活の両立支援等の専門的研修やセミナーの開催日程、両立支援相談窓口開設の相談対応日時を案内するとともに、ホームページからの申込みを受け付けている。
 - ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのPRに努めている。
 - ・両立支援に係る情報を集約したサイト「両立支援ポータルサイト」（事業者、労働者本人及び家族向け、医療従事者、産業保健スタッフ向け）を作成し、両立支援に関係する全ての人が簡単に情報を入手できる情報発信の場を整備した。

- 産業保健調査研究会の成果の情報提供

地域の産業保健活動の活性化を図る目的で産業保健総合支援センターが行った調査研究の成果について、本部が開催する「産業保健調査研究発表会」（プレス発表済み）での発表をはじめ、学会発表や「産業精神保健」、「精神神経学雑誌」等の学会誌への投稿等、幅広く公表している。また、産業保健総合支援センターにおける専門的研修のテーマとして活用するとともに、ホームページにも概要を掲載した。

ー各年度における情報提供の具体例ー

【平成26年度】

- ・「有害物質等取扱マニュアルの作成」を「第73回全国産業安全衛生大会」で発表（宮城）
- ・「メンタルヘルス不調者の治療と仕事の両立支援」を「第22回日本産業ストレス学会」で発表（東京）
- ・「事業場における障害者就労状況に関する調査研究」を「第56回日本産業衛生学会北陸甲信越地方会」で発表（新潟）

【平成27年度】

- ・「量的研究～基本の考え方、数式を使わない統計の生かし方～」を「第20回日本産業カウンセリング学会」で発表（福島）
- ・「慢性疾患を有する除染作業員の健康管理」を「第73回日本産業衛生学会東北地方会」で発表（福島）
- ・「滋賀県下のがん患者の就労支援に関する実態調査」を「第88回日本産業衛生学会」で発表（滋賀）

【平成28年度】

- ・「海外勤務者のための健康管理対策モデルの開発」を「第64回日本職業・災害医学会学術大会」で発表（東京）
- ・「がん患者就労支援のための「事業所主治医間情報提供シート」の改善と活用に関する調査研究」を「第26回日本産業衛生学会全国協議会」で発表（滋賀）
- ・「電動ファン付呼吸用保護具着用による負荷の軽減の調査」を「生体医工学シンポジウム2016」で発表（岡山）
- ・「佐賀県内事業場における化学物質リスクアセスメントの現況と課題
佐賀産業保健総合支援センターの教育支援のあり方を再考するために」を「平成28年日本産業衛生学会九州地方会」で発表（佐賀）
- ・「ソーシャルマーケティング手法を用いた産業保健に関わる保健師および担当者のためのウイルス性肝炎対策Q&A集作成を目指した調査研究事業」を国立国際医療研究センター肝炎情報センター主催の全国70の肝疾患診療連携拠点病院の医師向け研修会で本資料の開発と活用について紹介を行った。（佐賀）

【平成29年度】

- ・「ストレスチェックの実施状況および集団分析方法に関する調査」を「日本産業衛生学会北海道地方会発行「北方産業衛生」第56号（2017年8月）に掲載（北海道）
- ・「岐阜県の事業場におけるがん対策に関する実状の把握と推進に向けた取り組み」について7月開催の国際がん看護学会で発表（岐阜）

イ 産業保健情報誌「産業保健 21」の発行

毎年4月に開催した有識者による「産業保健情報誌編集委員会」において、編集方針を決定し、特集記事を組んでいる。また、毎号、事業場における産業保健活動に役立つ実践的な内容で提供している。

【平成26年度】

- ・第77号「最近よく聞く『健康経営』とは？」
- ・第78号「従業員の健康意識を向上させるヒント」
- ・第79号「治療を受けながらいきいき働くために」

【平成27年度】

- ・第81号「職場における受動喫煙防止対策のポイント」
- ・第82号「職場環境改善とポジティブ・メンタルヘルス」
- ・第83号「今後の産業保健をめぐるスムーズな連携 ～中小企業の産業保健活動への支援の在り方～」
- ・第84号「高齢者雇用時代における産業保健」

【平成28年度】

- ・第85号「リスクアセスメントの義務化スタート！今後の化学物質を考える」
- ・第86号「産業保健スタッフが知っておくべき過重労働対策」
- ・第87号「感染症予防 産業保健スタッフが取り組むべき対策」
- ・第88号「精神障害者の就労と産業保健のかかわり」

【平成29年度】

- ・第89号「産業医制度のこれから」
- ・第90号「ダイバーシティ経営と産業保健のかかわり」
- ・第91号「ハラスメント対策と産業保健」
- ・第92号「中小企業における産業保健活動の取り組み方」

ウ メールマガジンの配信

【平成26～29年度】

産業保健総合支援センターにおいて、専門的研修や相談対応を通じて幅広く読者を募り、治療と就労の両立支援、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策関連情報、地域の産業保健に関する最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンを、定期的に配信した。

・メールマガジン配信件数 （単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度
555,604	725,597	774,718	808,321

エ 動画による情報の発信

【平成26～29年度】

産業保健総合支援センターが実施した専門的研修の動画、機構で制作した両立支援啓発動画や関係機関作成の保護具使用方法等の動画など産業保健関係の動画を、ホームページに đăng載して広く閲覧できるようにした。

オ ホームページを利用した「治療就労両立支援モデル事業」等に係る情報提供

【平成28～29年度】

「治療就労両立支援モデル事業」のバナーを産業保健総合支援センターのホームページに掲載する等により情報を提供した。

○ その他の情報提供及び広報

- ① 産業保健総合支援センターにおける専門的研修等の活動を積極的にプレス発表し、地元テレビ、地元新聞、関係機関の会報及び機関誌等に掲載するとともに、取材等にも積極的に応じた。
- ② また、地域で開催される産業安全衛生大会等の各種イベントにブースを出展（他団体等との協働の場合を含む。）し、積極的なPR活動に努めた。

【平成26年度】

－①の具体例－

- ・山形新聞 ：メンタルヘルスの現状について （山形）
- ・日経産業新聞 ：うつ病から部下を守る 予防や対応、カウンセラーに聞く （東京）

- ・山梨日日新聞 : がんと就労に関する研修会～がん患者の就労を考える～ (山梨)
- ・日本海新聞 : ストレスチェック制度導入を控え県内企業は・・・ (鳥取)
- ・高知新聞 : 幡多地区林業労働災害防止セミナー (高知)
- ・八重山毎日新聞 : 「大切な人材を失わないで」メンタルヘルス初級セミナー (沖縄)

－②の具体例－

- ・「生活習慣病予防対策推進中央地区健康フォーラム」に健康相談コーナーを出展 (茨城)
- ・「奈良県産業安全衛生大会」に健康相談窓口を出展 (奈良)
- ・中国労災病院治療就労両立支援センターと協力して、緑十字展に健康相談コーナーを出展 (広島)
- ・「熊本県建設業労働災害防止大会」において、健康相談会、転倒予防測定を実施 (熊本)

【平成 27 年度】

－①の具体例－

- ・新潟日報 : 従業員のストレス検査義務化 ー心の不調 深刻化防ぐー (新潟)
- ・商工連ニュースにいがた : 職場のメンタルヘルス便り ー労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とはー (新潟)
- ・NHK大阪放送局 : 熱中症予防対策セミナーが紹介され、講師を務めた産業保健相談員がインタビュー取材を受け放映された。(大阪)
- ・NHK松山放送局 : ストレスチェック制度について、所長がインタビュー取材を受け放映された。(愛媛)
- ・愛媛新聞 : ストレスチェック制度について (愛媛)

－②の具体例－

- ・「群馬産業安全衛生大会」に健康相談コーナーを出展 (群馬)
- ・次世代育成支援イベント「おぎゃっと 21」に健康相談窓口を開設 (徳島)
- ・「平成 27 年度徳島地方安全週間説明会」において、事業内容、利用勧奨などセンターを PR (徳島)

【平成 28 年度】

－①の具体例－

- ・福島民報、福島民友 : 廃炉等作業員の健康相談窓口開設について (福島)
- ・熊本日日新聞 : 平成 28 年熊本地震 フリーダイヤル相談窓口開設、震災後のメンタルケアについて (熊本)
- ・日刊県民福井新聞 : がん治療離職防止 済生会病院に相談窓口 (福井)
- ・NHK 金沢放送局 : ストレスチェック制度研修会が紹介され、石川産業保健総合支援センター副所長がインタビュー取材を受け放映された。(石川)
- ・NHK 水戸放送局 : 治療と職業生活の両立支援ガイドラインの概要をテーマとした産業医研修会が紹介され放映された。(茨城)

－②の具体例－

- ・10 月に開催された全国産業安全衛生大会で宮城産業保健総合支援センターのブースを設け資料を配布する等による PR を行なった。(宮城)
- ・カウンセラー協会主催の全国大会 (5/28) において、資料配布等による PR を行なった。(埼玉)
- ・経営者協会、労働保険事務組合連合会の主催する講習会に参加し、説明時間をもらい周知を行なった。(佐賀)

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価（※１）を80％以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査（※２）を実施し、有効回答のうち

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることに、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80％以上

- 【平成29年度】
- －①の具体例－
- ・ 神奈川新聞 : 治療と仕事の両立を支援するため、表面に「仕事をやめる必要はありません!」、裏面に相談先を記載した名刺大のカードを作成し患者である労働者の支援を開始（神奈川）
 - ・ 山陰中央新報 : がん患者の治療と仕事の両立を支援する相談窓口の開設について（島根）
 - ・ 岐阜新聞 : 治療・就労両立支援の出張相談窓口の開設について（岐阜市民病院）（岐阜）
 - ・ 大分合同新聞 : 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部が熱中症などによる労災を防ぐセミナーを初めて開催し、大分産業保健総合支援センター相談員が熱中症の予防対策について説明した。（大分）
 - ・ NHK甲府放送局 : 「事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック」の作成について（山梨）
 - ・ NHK山口放送局 : 山口労災病院に両立支援相談窓口開設について（山口）
- －②の具体例－
- ・ 10月に栃木県労働基準協会連合会主催で開催された栃木県労働安全衛生大会にて、産業保健関連資料配布や相談窓口設置による広報（栃木）
 - ・ 11月に中央労働災害防止協会主催で開催された全国労働安全衛生大会の緑十字展にて、ブースを出展して事業の広報周知（兵庫）
 - ・ 9月に各労働基準協会で開催している労働衛生準備説明会6か所にて、相談窓口を設け広報（長崎）

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア 研修利用者から有益であった旨の評価

産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う、専門的研修及び相談に係る上記（１）及び（２）に掲げる取組に対する利用者の評価は、研修終了時又は相談対応の際に実施したアンケート調査によって、研修利用者から有益であった旨の評価は下表のとおりであった。

・ 研修利用者の有益であった旨の評価

	26年度	27年度	28年度	29年度
評価	93.3%	92.3%	93.0%	93.9%
達成率	116.6%	115.4%	116.3%	110.5%

・ 相談利用者の有益であった旨の評価

	26年度	27年度	28年度	29年度
評価	93.8%	93.7%	94.3%	94.7%
達成率	117.3%	117.1%	117.9%	111.4%

－主な評価理由－

【平成26年度】

○専門的研修

70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。 【※1：平成26年度実績 93.3%（研修受講者）、93.8%（相談利用者）】 【※2：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成26年度実績91.3%】 【目標設定等の考え方】 平成24年度実績（研修94.0%及び相談98.8%）を踏まえつつ、新たに地域窓口における相談についてもアンケート対象として追加することを勘案して、約9割と見積もり（80%）、また、何らかの改善につながった割合については、有益だったと回答した相談者	確保する。		・実践的なアプローチの方法を学べた。 ・具体的な事例が示され理解しやすかった。 ・ロールプレイング等の演習・実技が多くてわかりやすかった。 ○相談 ・迅速かつ明確な回答で良く理解できた。 ・専門的な立場からのアドバイスをいただきわかりやすかった。 ・懇切丁寧な対応に好感を持てた。 【平成27年度】 ○専門的研修 ・テキスト上に載っている一般的な話だけではなく、事例を交えながら説明していただき理解しやすくなり参考になった。 ・有機溶剤に関する研修は、日々の業務にとっても役立ち参考になった。 ・具体的な対応がわかったので、今後に活かしたい。 ・ストレスチェック制度は複雑との印象があったが、全体の流れと各段階での担当者の役割について、理解が深まった。 ・休職者の職場復帰について、法律も交えながらの基本の考え方が理解できた。 ○相談 ・適切なアドバイスをいただき、問題が解決した。 ・生活習慣病対策について、保健師からの食事・運動等についての指導がありがたかった。 ・問題のある労働者への適正な対処方法の指導方法が理解できた。 ・ストレスチェック制度の運用について、現場に即したアドバイスをいただき有意義だった。 ・ストレスチェック制度について知識を得られた。 ・メンタルヘルスについて会社での対処方法を知ることが出来た。 ・職場復帰に向けての体制作りの参考になった。 ・事業場内の安全衛生体制を確立するうえで具体的なアドバイスをいただいた。 【平成28年度】 ○専門的研修 ・テキスト上に載っている一般的な話だけではなく、事例を交えながら説明していただき理解しやすくなり参考になった。 ・グループワークで他の会社の意見も聞けて良かった。 ・具体的な対応が分かったので、今後、職場に活かせる内容だった。 ・ストレスチェック制度の概要、集団分析でのアプローチ方法が理解できた。 ・面接指導の実施方法が、ガイドラインやマニュアルも見つつ詳しく理解できた。 ・事例に基づき具体的な対応事例をケーススタディでき分かりやすくて良かった。 ・従業員の健康と会社の生産性向上について理解できた。取り組んで行きたい。 ○相談 ・適切なアドバイスをいただき、問題が解決した。 ・社員の健康状態の把握と就業上の措置の内容が明確であった。 ・主治医とのコミュニケーションの取り方について参考になった。 ・従業員の健康状態について専門的な意見の聴取ができた。 ・従業員各自の健康状態と事業所の対処・注意点について教えていただき、とても助かった。今後の健康な職場作りの一環として活用していきたい。 ・所見がある従業員への対応の仕方、今後の健康指導の参考になった。 ・ストレスチェック制度の導入方法等について、分かりやすく教えていただいた。 ・質問に対する回答だけでなく、関係する様々な資料や情報を提供してもらい大変参考になった。 【平成29年度】 ○専門的研修 ・グループワークで色々な方々の意見、対応方法を知ることができた。先生から具体的に声かけ方法を伺うことができ、勉強になった。			
---	--------------	--	---	--	--	--

割合の約 9 割と見積もり（70%）、第 3 期中期目標期間の目標として設定したものである。

イ 利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査（※）を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。

- ・ロールプレイを通じて、情報交換ができた上、受け止めていただくことで心が癒された。
- ・現場の事例を聞くことができて、大変参考になった。
- ・職場に良い人材を増やすためにも、治療と職業生活の両立支援体制を早めに作って行きたい。
- ・社員の健康づくりに対する動機付けのヒントを得た。
- ・社内教育に使用できる良い資料をいただいた。

○相談

- ・産業医を依頼できる余裕のない中小企業にとって、地産保は大変ありがたい。
- ・登録産業医の説明が具体的で理解しやすく、会社での指導に役立っている。
- ・健康相談は、社員の健康状態を把握でき、健康管理に大変参考になっている。
- ・従業員の健康状態について専門的な意見の聴取ができた。
- ・質問に対する回答だけでなく、関係する様々な資料や情報を提供してもらい大変参考になった。
- ・メンタルヘルス対策の実施及び対応についての理解が深まった。
- ・事業場規模で 50 人未満につき、今後、ストレスチェック制度の導入の際に有益となった。
- ・ストレスへの対応の仕方を考えることができた。早期発見・対処に努めたい。

イ 事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査

利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を平成 26 年度から新たに実施した。

実施に当たっては、外部の有識者を招聘した検討会を 3 回開催し、調査項目、集計方法等効果を把握するだけでなく、今後の事業展開の指標となるものにするための検討を行った。

この結果を翌年度の事業に反映させることにより、下表のとおり具体的改善事項が見られたとの結果が得られた。

・事業場にとって具体的改善事項がみられた割合

26年度	27年度	28年度	29年度
91.3%	87.6%	84.5%	84.3%

以下のように、産業保健活動総合支援事業が、事業場の産業保健スタッフや小規模事業者等にとって、産業保健活動を行う上で何らかの効果を与えていること、産業保健総合支援センターに求められているもの等が調査結果からも明確に表れており、産業保健総合支援センター及び地域窓口による的確な支援、助言等が、問題や課題を抱えた利用者等から高い評価を得られているものとする。

本調査結果を踏まえ、利用者のニーズに応えるためにも、今後の事業に確実に取り入れていくとともに、アウトカム調査を継続して実施していく。

【平成 26 年度】

- ・回収率：51.9%（4,610 件／8,879 件）
- ・事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合：91.3%
- ・主な改善事項
 - 「職場全体の健康に対する意識が向上」
 - 「職場のメンタルヘルス対策が充実」
 - 「健康診断受診率が向上」
 - 「衛生委員会が活性化した」
 - 「作業環境や作業内容が改善された」

また、サービスを利用した人からは、「メンタルヘルスに関する助言・指導能力が向上」、「労働者への健康教育での指導力が向上」、「健康診断結果の措置に関する説明力が向上」等において高い評価を得ることができた。

【平成 27 年度】

- ・回収率：42.6%（5,116 件／12,009 件）

【重要度：高】 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすも	【※：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。】		・事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合：87.6% ・主な改善事項 「職場全体の健康に対する意識が向上」 「職場のメンタルヘルス対策が充実」 「健康診断受診率が向上」 「衛生委員会が活性化」 「作業環境や作業内容が改善」 また、サービスを利用した人からは、「労働者に対する健康教育での指導力が向上」、「職場における改善を要する問題の発見能力が向上」等において高い評価を得ることができた。 【平成28年度】 ・回収率：38.29%（5,825件／15,214件） ・事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合：84.5% ・主な改善事項 「健康診断受診率が向上」 「衛生委員会が活性化」 「作業環境や作業内容が改善」 「長時間労働者の割合が減少（帰りやすくなった）」 また、サービスを利用した人からは、「健康に対する意識が向上」、「メンタルヘルス対策が充実」等において高い評価を得ることができた。 【平成29年度】 ・回収率：41.59%（6,758件／16,251件） ・事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合：84.3% ・主な改善事項 「職場全体の健康に対する意識が向上」 「職場のメンタルヘルス対策が充実」 「健康診断受診率が向上」 「衛生委員会が活性化した」 「作業環境や作業内容が改善された」 また、サービスを利用した人からは、「労働者に対する健康教育での指導力が向上」、「職場における改善を要する問題の発見能力が向上」等において高い評価を得ることができた。			
--	---	--	--	--	--	--

のである。

【難易度：高】

過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。

メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加

	するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	治療就労両立支援センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号） がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成 24 年 8 月 8 日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成 26 年 8 月 15 日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	
雇患者の 有用度 （計画値）	支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。	—	—	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（千円）	—	—	978,529	1,050,993		
雇患者の 有用度 （実績値）	—	—	—	94.7%	97.8%	97.6%			決算額（千円）	—	—	999,035	996,139		
達成度	—	—	—	118.4%	122.3%	122.0%			経常費用（千円）	—	—	995,852	1,002,579		
支援事例 件数 （計画値）	支援チームにより、年間 500 件以上の両立支援の事例収集を行う。	—	—	—	—	500 件			経常利益（千円）	—	—	16,387	10,841		
支援事例 件数 （実績値）	—	—	—	—	—	680 件			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	74,984	933,623		
達成度	—	—	—	—	—	136.0%			従事人員数（人）	—	—	50	49		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
							評定		評定	
	7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組むこと。 (1) 就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診	7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組む。 (1) 就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する場合がある等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいて、仕事を有する患者に対しては診断時か	＜主な定量的指標＞ ○支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。 ○両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間 500 件以上の両立支援の事例収集を行う。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○治療就労両立支援センター（部）における両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施したか。 ○治療就労両立支援センター（部）において、がんや脳卒中等の罹患者に対して、両立支援コ	7 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等 						

断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。 また、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用すること。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関	ら、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行う。 そのため、治療就労両立支援センターにおいて、治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。 また、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用する。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。	ーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行ったか。	当機構において治療と就労の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と、そこから得られた各種知見の普及・展開という一環した医療の提供や支援により、他の機関では成し得ない高度な専門性を必要とする取組を以下のとおり実施した。	の社会的有用性を示した。 平成28年2月に厚生労働省は「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を発表し、平成29年3月には政府の「働き方改革実行計画」で治療と仕事の両立支援が明記された。これらに当機構の取組が反映、大きな影響を与えたが、その後、当機構で両立支援コーディネーターの役割や養成方法等について検討し、厚生労働省へ提言した。その内容は国の方針（国が定める今後の養成カリキュラム）として反映され、平成30年度診療報酬改定では、コーディネーターの存在を前提として、療養・就労両立支援指導料やこれに係る相談体制充実加算が新設される等、目標策定時に想定した以上の政策実現に大きく寄与した。 以上のとおり、国の推進する両立支援事業を全国的に普及させる役割を担い、まさしく独立行政法人の事業としてふさわしく、当初に定めた目標を大きく上回るとともに、目標	
--	--	--	---	--	--

等及び事業場に普及すること。	① 研修会等の開催 治療就労両立支援センターにおける復職（両立支援）コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施する。		① 研修会等の開催 勤労者の復職や、治療と就労の両立を支援するに当たって、治療就労両立支援チームの一員として、治療計画と両立支援計画を患者、主治医、事業場と情報共有し、障壁を整理して仲介・調整する役割を担う両立支援コーディネーターを育成することを目的に、平成26年度よりMSW等を対象とした研修会を開催するとともに、受講者を対象としたアンケートを実施し、その結果を踏まえ、研修カリキュラムの見直し等に取り組んだ。 平成29年度からは、「働き方改革実行計画」での政府方針の実行を担う形で、受講対象者を拡大し、一般にもオープンにして多数の受講者を輩出した。さらに、平成29年度には、それまでの人材育成実績を活かし、「両立支援コーディネーターの養成に関する委員会」を設置し、両立支援コーディネーターの役割や養成方法等について検討の上、厚生労働省へ提言した。その内容は国の方針として反映され、「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について」（平成30年3月30日付け基安発0330第1号）として、今後の養成カリキュラム等が厚生労働省から全国の行政機関等へと示される等、目標策定時に想定した以上の政策実現に大きく寄与した。 【平成26年度】 企業や実務経験者の立場からみた両立支援に係るカリキュラムを含めた講義内容を検討した上で、平成26年9月にMSW等を対象とした研修会を開催し37名の受講者を得た。 なお、研修受講者を対象としたアンケート調査を行った結果、80.6%から「今回の研修が今後実施する両立支援業務の役に立った」という評価を得た。 【平成27年度】 平成27年4月にMSW等を対象とした復職コーディネーター研修会を開催し44名の受講者を得た。 本研修については、平成26年度に開催した研修のアンケート結果を踏まえ、研修カリキュラムの見直し等を実施し、「雇用現場における労働関係法令」や「職場における両立支援」といった講義の他、疾病4分野ごとに分かれたグループワーク形式の演習を実施する等、研修内容を業務に最大限活用できるよう努めた。 また、脳卒中（リハ）分野においては、復職コーディネーターが求められる能力や役割等をまとめた『復職コーディネーターハンドブック』を新たに作成した。 こうした結果、研修受講者を対象としたアンケート調査で92.9%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。 【平成28年度】 前年度に引き続き、MSW等を対象とした復職（両立支援）コーディネーター研修を年2回開催（5月、7月）し47名の受講者を得た。平成28年度からは基礎研修に加え、新たに応用研修を年1回開催し36名の受講者を得た。 基礎研修については、平成27年度に開催した研修のアンケート結果を踏まえ、研修カリキュラムの見直し等を実施し、新たに「がん経験者による当事者談話」の講義を追加する等、研修内容を業務に最大限活用できるよう努めた。応用研修については、疾病4分野の支援事例についてケーススタディー形式によるグループワークを実施し、各分野に専門特化した支援技術を習得することを目的として開催した。 その結果、研修受講者を対象としたアンケート調査において97.6%から「今回の研修内	策定時に想定した以上の政策実現に大きく寄与したと判断できることから、評定を「S」とした。 ＜課題と対応＞ －		
-----------------------	--	--	--	---	--	--

② 支援事例の収集

治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究、重点研究の成果、病職歴データベースを活用する等により、がん、脳卒中、精神疾患等の罹患者に対して、復職（両立支援）コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。

容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。

【平成 29 年度】

治療と仕事の両立に向けて、労働者（患者）、主治医、会社・産業医等のコミュニケーションの中心として機能する「両立支援コーディネーター」の養成を図るため、前年度に引き続き、基礎研修及び応用研修を開催した。

特に平成29年度は、両立支援コーディネーター制度の普及を図るため、受講対象者を労災病院職員に限定することなく、一般の医療機関や企業等の担当者にも拡大し、一般公募形式で実施した。

基礎研修は合計4回（5月、7月、9月、11月）開催し、525名の受講者を得た（うち8割は当機構職員以外の方）。多職種の参加が見込まれたことから、「両立支援コーディネートの実際」として事例検討のグループワークを新設する等、研修内容の充実を図り、業務に最大限活用できるよう努めた結果、受講者アンケートでは87.7%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。

応用研修は基礎研修を修了し医療機関で業務に従事する方を対象として開催し、50名の受講を得た（うち4割は当機構職員以外の方）。各分野の支援事例についてケーススタディーによるグループディスカッション型研修とした結果、受講者アンケートでは97.8%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。

研修実施とは別に「働き方改革実行計画」に記載された両立支援コーディネーターの養成に関し、当機構がこれまで行ってきた取組と実績を踏まえ、これらを検討するための委員会を設置した。4回にわたる検討を経て、両立支援コーディネーターに求められる役割・能力、育成カリキュラムなどについてとりまとめ、11月にこれを厚生労働省へ提言した。

② 支援事例の収集

【平成 26 年度】

第2中期目標期間中に作成したガイドライン等や労災疾病等医学研究で得られた知見を活用し、「治療就労両立支援モデル事業実施計画書」を策定し、がん分野、脳卒中（リハ）分野に続き、糖尿病分野、メンタルヘルス分野についても両立支援事例の収集方法についての手引きを新たに作成した。

また、これらの手引きに基づき、平成26年度からは、治療就労両立支援センター（部）において、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を開始した。

なお、事例収集開始に当たり、平成26年11月に神戸市にて開催された「第62回日本職業・災害医学会学術大会」（来場者総数1,036名）において上記4分野の治療と就労の両立支援のモデル事業の紹介を行うとともに、がん分野については、平成27年2月に東京・中央区にて開催した「勤労者医療フォーラム」（来場者総数274名）においても紹介を行った。

【平成 27 年度】

平成26年度に引き続き、治療就労両立支援センター（部）において、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集に取り組んだ。

③ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及

支援事例の分析・評価を行って医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。

また、四半期ごとに本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、各施設の両立支援コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の実践や疑問点等の解消を図ることができるよう、全施設へフィードバックを行った。

なお、本取組状況については、平成 27 年 11 月に東京・昭和专业で開催された「第 63 回日本職業・災害医学会学術大会」（来場者総数 558 名）において、4 分野について報告を行うとともに、がん分野については、平成 28 年 2 月に川崎市で開催した「第 7 回勤労者医療フォーラム-がんの治療と就労両立支援-」（来場者総数 199 名）において、また、糖尿病分野については、同月に名古屋市で開催した「第 3 回勤労者医療フォーラム-就労と糖尿病治療の両立-」（来場者総数 327 名）において、一般市民や産業医等に向け情報発信を行った。

【平成 28 年度】

平成 27 年度に引き続き、治療就労両立支援センター（部）において、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集に取り組んだ。

四半期ごとに本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、各施設の両立支援コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の実践や疑問点等の解消を図ることができるよう、全施設へフィードバックを行った。また、平成 28 年 6 月に開催した「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」においては、両立支援の事例収集の更なる強化を図るため、4 分野ごとにマニュアル骨子案の概要やモデル事業の進捗状況について発表を行い、センター間での情報共有を図った。

【平成 29 年度】

平成 29 年度は支援事例件数を新たな評価指標として設定したが、治療就労両立支援センター（部）において、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより取り組んだ結果、680 件の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行った。

平成 28 年度に引き続き、本部において四半期ごとに各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、両立支援の実践や疑問点等の解消を図ることができるよう、全施設へフィードバックを行うとともに、「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」を開催し、センター間での情報共有を図った。

更に新たな取組として、がん、糖尿病分野の中核的施設主催による実務担当者会議を開催し、事業の更なる推進を図った。

③ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及

がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの疾病 4 分野の医療機関向けマニュアルを作成及び普及することを目的に、各事業年度において以下のとおり取組を実施した。

【平成 26 年度】

マニュアル作成に向け、各分野共通の取組として、両立支援の事例収集を開始するとともに、企業の産業医等の外部有識者を含めた会議を設置した。その他、分野ごとにおいても各々以下のとおり取り組んだ。

《各分野共通の取組》

・「治療就労両立支援モデル事業実施計画書」及び手引きに基づき、両立支援の事例収集を開始するとともに、医療機関向けのマニュアルの内容が勤労者の就労先である企業

の実態と齟齬を来たさないためにどのような措置を講ずるべきか検討を行い、医療機関向けのマニュアルに関して企業側からの視点等の意見を聴取すること等を目的とした会議を設置することとした。この方針に基づき、企業の両立支援に知見をもつ有識者の選定を行い、平成 27 年 2 月に企業の産業医等の外部有識者を含めた委員から構成される治療と就労の両立支援推進会議を設置した。

《各分野の取組》

【がん分野】

- ・治療就労両立支援センター（部）において、両立支援を円滑、効果的に実施するため、患者の病状、経済状況、就労状況等を記載する冊子『経過観察表』の作成。

【糖尿病分野】

- ・治療就労両立支援センター（部）において、両立支援を円滑、効果的に実施するため、勤労者・医療機関・事業場間の情報共有を行う冊子『就労と糖尿病治療就労両立支援手帳』の作成。

【脳卒中（リハ）分野】

- ・治療就労両立支援センター（部）において、両立支援の事例を集積し、関係者間の情報共有を図るため、患者の個人情報・診療情報・職業情報、機能評価、事例紹介等のデータベース（「治療就労両立支援評価票データ管理システム」）の構築に着手（平成 27 年度内に試行運用開始予定）。

【メンタルヘルス分野】

- ・一般購読用として、医療と職域間の連携事例を紹介した出版物『主治医と職域間の連携好事例 30』の作成。

【平成 27 年度】

企業の産業医等の外部有識者を含めた委員から構成される「第 2 回治療と就労の両立支援推進会議」を開催し、4 分野の各委員が取組状況等について報告を行った他、医療機関向けのマニュアル作成に向け、初めてマニュアルの骨子案を提示し、外部有識者から意見聴取を行うとともに、マニュアルの内容が勤労者の就労先である企業の実態と齟齬を来たさめよう、医療機関側のみならず企業側の視点も踏まえて、勤労者の治療と就労の両立を図るための支援のあり方について検討を行った。

【平成 28 年度】

がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの 4 分野の医療機関向けマニュアルについては、各中核的施設において、両立支援の事例を集約した上、マニュアルの原案作成を行い、企業の産業医等外部有識者を含めた会議を経て、平成 29 年 3 月に完成した。

完成後、普及目的にプレス発表を行い、当機構ホームページから無料でダウンロードできること等を周知した。

【平成 29 年度】

支援事例を集積した上で、両立支援コーディネーターを中心とした両立支援のノウハウを他の医療機関でも活用できるようにした「医療機関向けマニュアル（平成 29 年 3 月完成）」について、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストや産業保健総合支援センターと連携した講習会で活用した他、関係機関宛てに配付し、広く普及を図った。

マニュアルは当機構ホームページからの無料ダウンロードを可能としており、あらゆる機会での旨を周知した結果、6,428 件のダウンロード件数を得た。

(2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離	④ アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。 (2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離	④ アンケートの実施 【平成 26 年度】 「治療就労両立支援モデル事業実施計画書」及び手引きに基づき、両立支援の事例収集を開始するとともに、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの各分野の治療と就労の両立支援のモデル事業中核的施設の医師（治療就労両立支援センター両立支援部長）と機構本部間でアンケート調査の具体的な項目や配付実施時期等について打合せやメール等により数次にわたる検討を行い、支援した患者に対する各分野共通のアンケート様式を作成した（平成 27 年 4 月からアンケート配付開始）。 【平成 27 年度】 平成 27 年 4 月から、治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、平成 28 年 3 月までのアンケート提出者の 94.7%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見の分析等を実施し、今後、医療機関向けマニュアルの作成に反映させることとする。 【平成 28 年度】 平成 27 年度に引き続き、治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、平成 28 年度中のアンケート提出者のうち、97.8%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見については、医療機関向けマニュアルに反映させることができるよう、4 分野の各中核的施設にフィードバックを行っている。 【平成 29 年度】 平成 28 年度に引き続き、治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、平成 29 年度中のアンケート提出者のうち、97.6%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見については、医療機関向けマニュアルに反映させることができるよう、4 分野の各中核的施設にフィードバックを行っている。 (2) 就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援【勤労者医療・産業保健部】 【平成 28 年度】 産業保健総合支援センターと連携し、仕事と治療の両立を支援するため、7 箇所の治療就労両立支援センター（東北、東京、関東、中部、大阪、関西、中国）及び 5 箇所の労災病院（千葉、富山、旭、岡山、山陰）に「両立支援相談窓口」を平成 28 年 8 月以降順次設置し、産業保健総合支援センターで委嘱した「両立支援促進員」を配置した。当該窓口において、事業者、産業保健スタッフをはじめ、がん等の患者（労働者）からの相談に対応した（相談件数 353 件）。また、企業に対する正しい知識・理解の普及のため、啓発セミナーに講師として出席するとともに（6 件）、事業場を訪問しての個別の支援 1 件を実施した。 加えて、労災病院以外の医療機関（がん拠点病院等）にも両立支援（出張）相談窓口を平成		
--	--	---	--	--

職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。

このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携する。

また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

	に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号） がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成 24 年 8 月 8 日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成 26 年 8 月 15 日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
職場・自宅復帰率（医リハ） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（千円）	—	—	6,774,368	8,928,227	
職場・自宅復帰率（医リハ） （実績値）	—	90.7% (H21-25 平均)	95.4%	92.9%	89.3%	89.2%			決算額（千円）	—	—	6,525,304	8,805,108	
達成度	—	—	119.3%	116.1%	111.6%	111.5%			経常費用（千円）	—	—	6,527,099	8,480,017	
職場・自宅復帰率（せき損） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			経常利益（千円）	—	—	△341,372	△120,266	
職場・自宅復帰率（せき損） （実績値）	—	80.4% (H21-25 平均)	80.2%	80.4%	80.9%	86.4%			行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	△1,222,275	1,532,927	
達成度	—	—	100.3%	100.5%	101.1%	108.0%			従事人員数（人）	—	—	370	460	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績 医療リハビリテーションセンター(平均) 90.7%、総合せき損センター(平均) 80.4%】	8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上(※)確保することとし、次のような取組を行う。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績 医療リハビリテーションセンター(平均) 90.7%、総合せき損センター(平均) 80.4%】	＜主な定量的指標＞ ○医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ○総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身	8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 <					

体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。

○外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。

を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。

- ・頸損患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ
- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。
- ・なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。

・職業リハビリテーションセンターとの連携状況

	26年度	27年度	28年度	29年度
運営協議会	1回	1回	1回	1回
職業評価会議	12回	12回	12回	12回
〇Ａ講習	9件	10件	8件	7件

- ・退院後のＱＯＬ向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。
- ・せき損患者に対する自立支援機器等について、医用工学研究・開発などの工学的技術支援を実施するとともに、医師、リハビリテーション技師、看護師などと密接に連携して、自院でもその開発・商品化に取り組み、患者のＱＯＬ向上に努めた。

【平成26年度】

- ・平成25年度に（独）国立病院機構南岡山医療センターと共同開発した「横押し型携帯酸素用キャリー」についても試験運用を実施している。また、従前からの自立援助機器等について、福祉機器等展示会へ4回出展（「バリアフリー2014大阪」、「介護サービス博覧会岡山」、「国際福祉機器展2014東京」、「職業・災害学会学術大会」）し、蓄積されたノウハウや開発機器等の普及にも積極的に努めた。

【平成27年度】

- ・前年度から引き続き、「横押し型携帯酸素用キャリー」の試験運用を実施するとともに、福祉機器等展示会へ4回出展（「バリアフリー2015大阪」、「介護サービス博覧会岡山」、「国際福祉機器展2015東京」、「職業・災害学会学術大会」）し、蓄積されたノウハウや開発機器等の普及にも積極的に努めた。

【平成28～29年度】

- ・三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図の改造案を3DCG化した家屋図やその中で日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高める手助けを行うとともに自宅の改造前に問題点に気づくための支援を行った。（平成29年度 支援実績3件）
- ・頸損患者がコンピュータを操作できるよう「あご操作マウス」を商品化するとともに宣伝活

研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。

＜課題と対応＞
－

(2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報を発信する。

動に取り組んだ。

- ・従前からの自立支援機器等について、「国際福祉機器展2017東京」（ブース来訪者数約200人）などへ出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合は、目標を達成している。

・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

26年度	27年度	28年度	29年度
95.4%	92.9%	89.3%	89.2%

(2) 総合せき損センターの運営

以下のとおり患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。

【平成26～29年度】

- ・対象患者が、外傷による脊椎・脊髄損傷患者であり、肺炎、排尿障害、感染症、褥瘡などの様々な病気を併発することが多いため、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、MSW、栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。
- ・頸損患者及び高齢な患者が増える中、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。
- ・総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた。

また、平成28年10月から分院となった北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

・ヘリコプターによる緊急受入数

	26年度	27年度	28年度	29年度
緊急受入数	50	32	44	77

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

・脊髄損傷の新規入院患者数

	26年度	27年度	28年度	29年度
脊髄損傷の新規入院患者数		80	130	160

※平成27年度から集計を開始。

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

- ・脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」（医師対象）と脊髄損傷患者への看護方法を発信するための「せき損看護セミナー」（看護師対象）を開催した。
- ・医学研究室において、慶応大学を中心としたヒト肝細胞増殖因子（HGF）を用いた新規脊髄損傷治療の治験に参加した。

			・医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査含）などの相談・支援活動を行った。 ・従前からの自立支援機器等について、「国際福祉機器展」などに出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器等の普及・商品化に努めた。 【平成26年度】 ・研究成果をもとに開発した『携帯電話の操作補助装置』が、平成 26 年度商品化された。 【平成27年度】 ・頸損患者向けスマートフォン操作補助装置『スイッチスマホコール』の 1 次試作を完成させ、平成 28 年度市販化へ向け製品評価に着手した。 【平成28年度】 ・頸損患者向けスマートフォン操作補助装置『スイッチスマホコール』の 1 次試作及び製品評価が終了し、商品化に着手した。 ・日常動作を片手で行う際、反対側の腕や肘をしっかり支え、利用者の動作を助ける『肘置きクランプ（オーバーベッドテーブル用）』の開発を行った。 【平成29年度】 ・頸損患者向けスマートフォン操作補助装置「スイッチスマホコール」を商品化し、宣伝活動とそのバージョンアップ版の開発を行った。 以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合は、目標を達成している。 ・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table><tr><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr><tr><td>80. 2%</td><td>80. 4%</td><td>80. 9%</td><td>86. 4%</td></tr></table> ※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。	26年度	27年度	28年度	29年度	80. 2%	80. 4%	80. 9%	86. 4%		
26年度	27年度	28年度	29年度										
80. 2%	80. 4%	80. 9%	86. 4%										

4. その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－７	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号） 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年 4 月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 6 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 6 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成 21 年 4 月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、平成 27 年 4 月の参厚労委の附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 〇 4 3 8

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		指標	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均25日以内を維持	—	25.0 日	25.0 日	25.0 日	25.0 日			予算額（千円）	—	—	11,926,607	9,954,517	
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	—	19.4 日	16.2 日	15.8 日	16.6 日	19.5 日			決算額（千円）	—	—	8,459,828	8,754,394	
達成度	—	—	135.2%	136.8%	133.6%	122.0%			経常費用（千円）	—	—	5,974,082	7,497,197	
									経常利益（千円）	—	—	2,797	5,854	
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	5,876,305	7,503,621	
									従事人員数（人）	—	—	7	5	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）													
	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内（※）を維持し、	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持する。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）19.4日】	＜主な定量的指標＞ ○中期目標期間中に不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均25日以内を維持すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営を図り、定量的目標の平均日数が維持されているか。 ○審査業務の標準化を徹底し、計画的な支払が実施されているか。 ○適正かつ迅速な支払を促進するため、弁護士等を対象とした研修会また裁判所等への協力要請を行っているか。	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 <table><tr><td colspan="5">・支払期間の推移</td></tr><tr><td>区 分</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr><tr><td>支払日数</td><td>16.2日</td><td>15.8日</td><td>16.6日</td><td>19.5日</td></tr></table> 【平成26～29年度】 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、以下の（ア）～（カ）の取組を通じて最大限迅速な支払いに努めた。 この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は、「平均25日以内」の目標を上回る迅速な支払いとなった。 （ア）職員研修及び疑義事例検討会を定期的に開催し、担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。 （イ）原則週1回の立替払を堅持した。 （ウ）未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有しているものの、実際には当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分理解しているとは言えないため、以下の活動を積極的に行った。 平成22年度から開始した都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会を継続して開催した。 研修会において、これまで各地で研修会を開催し、蓄積してきた説明ノウハウや、平成27年度に取りまとめた「未払賃金立替払事業に関する不正請求の防止及び審査の迅速化に関する検討会」の検討結果報告書の内容を取り入れるほか、「未払賃金立替払業務運営推進委員会」における弁護士からの意見を参考に、都道府県労働局の研修会への参加や研修会実施先のニーズを把握しその内容を研修会に盛り込むことにより、破産管財人の証明書作成上の留意事項等の説明から実務的事例の紹介を行うなど、さらに充実した研修会を実施している。また、出席弁護士の経験年数等を把握し、その分析結果を次年度へ反映させている。 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」と未払賃金立替払制度に関する定期協議において、本制度の適用の判断が困難な事例について、厚生労働省と相談し、解決した事例を紹介して本制度への一層の理解を促した。 また、各地方裁判所に赴き、当制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。	・支払期間の推移					区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	支払日数	16.2日	15.8日	16.6日	19.5日	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、いずれの年度も計画を達成しており中期計画における所期の目標を達成している。 （1）未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払に努めた。 ①適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は「平均25日以内」の目標を上回る迅速な支払となった。 ・職員研修及び疑義事例検討会を定期的に開催し、担当職員の審査事務処理の標準化	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
・支払期間の推移																						
区 分	26年度	27年度	28年度	29年度																		
支払日数	16.2日	15.8日	16.6日	19.5日																		

○大型請求事案について、現地に出向き事前調整を行うなど、迅速処理を図っているか。

○立替払後の求償権の行使について、事業主等に通知や裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。

○再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促を行い、さらに履行督促はされているか。

○立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにしているか。

・未払賃金立替払制度に関する研修会の開催実績

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	12回	10回	13回	13回
出席者数	856人	554人	680人	759人

・裁判所への訪問実績

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問回数	8回	9回	14回	11回
参加者数	65人	58人	145人	114人

(エ) 大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案については、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が出向き、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るため打合せや事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。

・現地訪問実績

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問実績	6件	14件	14件	14件

(例) 神奈川県のア社：請求者 665 名について平均 10.9 日で支払
大阪府のＣ社：請求者 253 名について平均 9.3 日で支払
神奈川県のＣ社：請求者 141 名について平均 9.8 日で支払

(オ) 客観的資料が乏しく破産管財人による証明が困難な事案については、労働基準監督署と連携し、労働基準監督署の確認事案とするとともに、労働基準監督署等の関係機関からの未払賃金立替払状況照会についても的確に対応するなど、関係機関との連携強化に努め、厚生労働省とも認識を共有した。

・関係機関照会回答実績

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
回答実績	37件	19件	20件	25件

(カ) 平成23年に報道された不正受給を契機として、破産管財人が未払賃金立替払に係る証明を行う際の留意すべき点や判断が困難な事案について、平成25年度より外部有識者（弁護士）を参集し「未払賃金立替払事業に係る不正請求の防止及び審査の迅速化等に関する検討会」を行ってきたが、平成27年11月開催の同検討会において、これまでの検討結果を報告書としてまとめた。

(検討内容例)

- ・客観的な資料が乏しい場合の未払賃金額等に関する事実確認などについて
- ・解雇予告手当の支払のない解雇における退職日の取扱いについて
- ・退職日が不明瞭な場合の判断方法について

同報告書については、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との定期協議において報

に努めた。

・原則週 1 回の立替払を堅持した。

・弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会を開催した。

・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施した。

・地方裁判所に赴き、同制度の運営状況及び最近の問題点についての説明と、未払賃金立替払制度の円滑な運営に協力依頼を行った。

・大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案については、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が出向き、未払賃金立替払請求手続に関する打合せや事前調整を行い、適正な処理を図った。

・破産管財人が証明に苦慮している請求事案については、当機構主導で

代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

【※：平成 21 年度から平成 25 年度までの実績（平均）19.4 日】

【目標設定等の考え方】
前中期目標期間の実績をもとに、第 2 期中期目標期間の目標値である 30 日以内から 5 日の短縮となる 25 日以内を第 3 期中期目標期間の目標として設定したものである。

イ 立替払金の求償
立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。

告し、その内容に賛同を得るなど評価を得たため、日本弁護士連合会に提供し会員サイトに掲載するとともに、各都道府県弁護士会へ配布してその内容の周知を図った。
また平成 28 年度からは、不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、「未払賃金立替払業務運営推進委員会」を開催し破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点や、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行い、業務に活用することとしている。

イ 立替払金の求償
【平成 26～29 年度】

適切な債権の保全管理や確実な回収を図るため、機構の業務処理手引（国の債権管理法に準拠）において、定期的に実施する必要がある全ての事業主等に対する立替払金の求償について、立替払後の求償通知、裁判所への確実な債権届出、事業主に対する債務承認書・弁済計画書提出督促及び弁済督促等の取組を実施した。

（ア）事業主等への求償

立替払の対象となった事業所の事業主に対し、立替払を実施した翌月に求償通知を行った。通知後、宛所不明で返戻された案件については、変更後の住所確認を行ったうえで再通知を行う等可能な限り事業主等への確実な求償に努めた。

・立替払実施後の求償状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
対象事業所数	2,573	2,187	2,029	1,979
求償通知数	3,008	2,344	2,071	1,807

・宛て所不明による求償通知の返戻件数

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
宛て所不明による返戻件数	169	139	108	160
新住所への再通知件数	95	82	65	88

（イ）清算型における確実な債権保全

裁判所への債権届出については、当該賃金債権についての届出状況を破産管財人に確認し、未届であれば債権届出書、届出済であれば名義変更届出書として届出を行い、裁判所の破産手続に参加するとともに、官報検索システムを活用して裁判所における破産手続の進捗状況を収集することにより、配当の機会を逸することのないよう図っている。

・破産債権届出及び配当状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
債権届出事業所数	907	485	375	248
延べ配当回数	1,044	900	827	780
弁済事業所数	1,027	843	764	730

（ウ）再建型事案における弁済の履行督促

① 求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている事業所については、文書等による提出督促を行っている。

所轄労働局・労働基準監督署と連携し、各種情報の共有化を図った。
・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、「未払賃金立替払事業に係る不正請求の防止及び審査の迅速化等に関する検討会」及び「不未払賃金立替払業務運営推進委員会」を開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行ううえで苦慮している疑問点や、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行い、今後の業務に活かした。
② 代位取得した賃金債権について、求償を実施し、平成 29 年度末の累積回収率（制度発足以来のすべての立

- ② 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所に対しては、弁済督促を確実に実施している。

・債務承認書・弁済計画書の提出督促状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ提出督促回数	85	63	15	146
延べ提出回数	8	10	4	25
提出事業所数	7	9	4	12
【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数	18	18	8	25

・弁済督促状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ弁済督促回数	155	168	42	373
弁済件数	36	30	13	50
【参考】弁済計画未履行事業所数	31	24	19	44

(エ) 事実上の倒産の適時適切な求償

- ① 立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所に対し求償通知を行った。

事実上の倒産事案においては、求償通知が宛所不明で返戻されるケースがあり、これについては、当該事業所を管轄する労働基準監督署に事業主の住所確認を依頼し、変更後の住所が明らかになった事業所については、再通知を行い可能な限り事業主への求償通知に努めた。

・求償通知状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ求償通知回数	2,091	1,853	1,695	1557
債務承認書等提出事業所数	308	235	158	132
弁済事業所数	11	15	2	12
【参考】立替払対象事業所数	1,021	914	804	805

- ② 債務承認書・弁済計画書の提出がなされていないすべての事業所に対し、1か月督促、6か月督促、1年督促、2・3年督促、時効前督促等事業場の状況に応じて定期的に提出督促を行った。

・債務承認書・弁済計画書の提出督促状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ提出督促回数	3,587	2,843	2,302	2,742
債務承認書等提出事業所数	233	167	124	158
弁済事業所数	25	10	1	14
【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数	3,279	1,999	1,704	1,922

- ③ 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない全ての事業所に対し、弁済督促を行った。

弁済督促状況

替払額に対する回収額の割合)は、25.7%となった。

・立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所に対して求償通知を行い、求償通知後に宛所不明で返戻となった事業所へも変更後の住所確認のうえ再通知を行った。

・清算型事案においては、裁判所の破産手続に際し、破産管財人に貸金債権の届出状況を確認のうえ、的確な届出を行い、破産手続へ参加し回収に努めた。

・再建型事案等においては、債務承認書・弁済計画書未提出の事業所への提出督促を定期的に行うとともに、弁済計画の履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所に

年度ごとの立替
払額やその回収金
額の情報を業務実
績報告書等におい
て明らかにするこ
と。

「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することによ

年度ごとの立替
払額やその回収金
額の情報を業務実
績報告書等におい
て明らかにする。

④ 当該事業所の売掛金等債権について、各所轄の労働基準監督署への照会及び第三債務者への債務調査を実施し、その結果、債権の確認ができた事業所に対して差押命令申立てを行った。

(注) 前年度に差押命令の申立てをしたものを含む。

制度が発足した昭和51年度以来のすべての立替払額に対する回収額の割合

未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
企業数	2,573件	2,187件	2,029件	1,979件
支給者数	30,546人	24,055人	21,941人	22,458人
立替払額	11,811百万円	9,533百万円	8,361百万円	8,664百万円
回収額	3,941百万円	3,075百万円	3,081百万円	2,087百万円

③ 賃金未払立替
替事業の立替
払額や回収金額
は業務実績報告
書及び当機構の
ホームページに
おいて、情報を
公開した。

り、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成21年4月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	納骨堂運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 7 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第 12 次労働災害防止計画」（平成 25 年 2 月 25 日厚生労働大臣策定）の重点施策（3）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る	—	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%			予算額（千円）	—	—	249,014	65,791		
遺族等の満足度調査（実績値）	—	91.8%	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%			決算額（千円）	—	—	186,392	68,445		
達成度	—	—	105.0%	105.6%	106.1%	104.7%			経常費用（千円）	—	—	79,919	68,554		
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足の割合）を50%以上得る	—	—	—	50.0%	50.0%			経常利益（千円）	—	—	△328	△654		
遺族等の満足度調査（実績値）	—	—	—	—	55.7%	51.6%			行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	101,281	106,774		
達成度	—	—	—	—	111.4%	103.2%			従事人員数（人）	—	—	1	1		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	2 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上（※）得ること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）91.8%】 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績をもとに、第3期中期目標期間の目標として設定したものである。 【重要度：高】 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等してお	2 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、納骨等に関する遺族からの相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花類の植栽等により環境美化を行う。	＜主な定量的指標＞ ○相談窓口の対応及び環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る。 ＜その他の指標＞ ○遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足の割合）を50%以上得る。 ＜評価の視点＞ ○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。 ○満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されているか。 ○相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結	2 納骨堂の運営業務 （1）産業殉職者合祀慰霊式の開催 【平成26年度】 平成26年10月6日、産業殉職者のご遺族及び関係団体代表等821人の参列を予定し、屋外での産業殉職者合祀慰霊式開催の準備を進めたが、荒天により参列者の安全等を考慮の上、昭和47年の開堂以来初めて中止とした。 ただし、産業殉職者遺族の所懐等を考慮し、約2か月後の平成26年11月26日に、産業殉職者遺族等の代表による産業殉職者合祀慰霊式を屋内施設にて、改めて開催した。 【平成27年度】 平成27年10月8日、産業殉職者の御遺族及び関係団体代表等736人の参列により産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 【平成28年度】 平成28年10月12日、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等733人の参列により産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 【平成29年度】 平成29年10月11日に、皇太子同妃両殿下御臨席の下、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等873人の参列により産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 【平成26～29年度】 産業殉職者合祀慰霊式では満足度調査結果等を踏まえ、下記の取組について実施した。 ・式場に収容できない参列者の発生に備え、第2会場（遺族休憩所）を準備した。（平成29年度） ・参列者が昼食を取る場所を確保するため、遺族休憩所前に喫食用テントを設置した。（平成28年度～） ・式場入場時の負担を軽減するため、式場の座席を全席指定とした。（平成27年度～） ・仮設トイレを設置した。（平成25年度～） ・式場の参列者向けにＴＶモニターを設置した。（平成23年度～） ・管理事務所と霊堂間の坂道に対するキャリーカートを実行した。（平成22年度～） ・高尾駅と霊堂間の送迎バスを実行した。（平成21年度～） （2）天皇皇后両陛下の行幸啓 【平成27年度】 平成27年4月16日、天皇皇后両陛下が、日本の経済発展を支える中で産業災害により亡くなられた方々を慰霊されるため、行幸啓された。 両陛下は、理事長の先導にて霊堂の最上階（11階）にある拝殿に向かわれ、白菊の花をご供花になり拝礼された。その際、霊堂10階展望室にて理事長から両陛下へ高尾みころも霊堂の概要及び労働災害の現状について御説明申し上げた。 また、平成27年10月8日、天皇皇后両陛下の行幸啓を記念するとともに、安心して健康に働くことができる社会を築き、労働災害の根絶に向けての誓いを新たにするため、慰霊式に先立ち、記念樹（ハナモモ）の植樹式を行った。 （3）参拝者への対応 【平成26～29年度】 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、いずれの年度においても計画を達成しており、中期計画における所期の目標を達成している。 （1）産業殉職者合祀慰霊式参列者、日々の参拝者に対して実施する満足度調査で、次の取組等が奏功し、目標値を超えた満足度（慰霊の場にふさわしいとの評価の割合）を得た。 ・参列者からの要望等について検討を行い、会場の環境整備を推進 ・納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による霊堂の環境整備を推進 （2）産業殉職者遺族、労働局及	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		

	り、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年2月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（3）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。 さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）91.8%】	果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が90%以上得られたか。 ○産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努めたか。	（4）検討会の実施 【平成26～29年度】 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく日々の参拝者からの要望等について検討会を年4回開催し、接遇、環境整備等の改善に努めた。 （5）満足度調査の実施 【平成26～29年度】 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査において、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。 <table><tr><th colspan="5">・慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</th></tr><tr><th>区 分</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th></tr><tr><td>「非常に満足」、「満足」</td><td>94.5%</td><td>95.0%</td><td>95.5%</td><td>94.2%</td></tr><tr><td>「非常に満足」【再掲】</td><td>—</td><td>—</td><td>55.7%</td><td>51.6%</td></tr></table> （6）事業の周知 【平成26年度】 平成26年1月から平成27年1月までに遺族（補償）給付が決定した産業殉職者遺族（3,632部）、47労働局及び326労働基準監督署（12,130部）、労働災害防止協会4団体（8,500部）に対して、パンフレットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、HPへの掲載を行い事業周知に努めた。 【平成27年度】 平成27年1月から平成28年1月までに遺族（補償）給付が決定した産業殉職者遺族（3,667部）、47労働局及び326労働基準監督署（7,930部）、労働災害防止協会5団体（8,500部）に対して、パンフレットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、天皇皇后両陛下行幸啓、産業殉職者合祀慰霊式及び行幸啓記念植樹式の様子についてホームページへの掲載を行い事業周知に努めた。 【平成28年度】 平成28年に遺族（補償）給付が決定した産業殉職者遺族（3,313部）、47労働局及び326労働基準監督署（7,930部）、労働災害防止協会5団体（8,750部）に対して、パンフレットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、産業殉職者合祀慰霊式の様子についてホームページへの掲載（平成28年10月27日）を行い事業周知に努めた。 【平成29年度】 産業殉職者合祀慰霊式の様子をホームページで紹介（平成29年10月19日）するとともに、納骨堂を紹介するパンフレットについて、遺族（補償）給付が決定した産業殉職者遺族（1,011部）及び47労働局及び326労働基準監督署（7,930部）に送付し、また、労働災害防止協会5団体の全国大会で配布（8,900部）して、事業周知に努めた。 また、慰霊式終了後には、慰霊式への出欠を問わず、お手紙にて故人の御霊を厳かなうちに奉安した旨を報告するとともに、資料を附して慰霊式の様子を紹介している。	・慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合					区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	「非常に満足」、「満足」	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%	「非常に満足」【再掲】	—	—	55.7%	51.6%	び労働基準監督署、労働災害防止協会に対して、パンフレットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、HPへの掲載を行い事業周知に努めた。 <課題と対応> —	
・慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合																									
区 分	26年度	27年度	28年度	29年度																					
「非常に満足」、「満足」	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%																					
「非常に満足」【再掲】	—	—	55.7%	51.6%																					

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438, 0459

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
	管理部門の削減 (計画値)	統合後の管理部門について中期目標期間中に1割程度の人員を削減	－	－	2人	4人		
	管理部門の削減 (実績値)	－	－	－	2人	4人		
	達成度	－	－	－	100.0%	100.0%		
	一般管理費(百万円) (計画値)	中期目標期間終了時まで、平成26年度の予算と比べて12%節減	4,998	4,859 (3%)	4,687 (6%)	4,541 (9%)		
	上記削減率(%)	－	－	2.8%	6.2%	9.1%		
	達成度	－	－	93.3%	103.3%	101.1%		
	事業費(専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。) (百万円)(計画値)	中期目標期間終了時まで、平成26年度の予算と比べて4%節減	1,608	1,592 (1%)	1,542 (2%)	1,488 (3%)		
	上記削減率(%)	－	－	1.0%	4.1%	7.4%		
	達成度	－	－	100.0%	205.0%	246.7%		

※26、27年度については旧安衛研の一般管理費を含む。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 業務の合理化 法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で1割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行うこと。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務の合理化 法人全体として統合効果を発揮し、中期目標期間中に管理部門で1割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行う。	＜主な定量的指標＞ ○法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で1割程度の人員を削減する。 ○運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（退職手当を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて12％に相当する節減額を、また、事業費（専	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務の合理化 ○ 業務の効率的な運営 法人全体として業務運営を効率的に行うため、特に平成28年度以降からは、統合効果を最大限に発揮するため、中期目標期間中の各事業年度において下記のとおり運営体制の合理化を行った。 【平成26年度】 産業保健推進センター（現産業保健総合支援センター）については、平成22年度末から平成24年度末にかけて、段階的に47箇所を15か所に集約化してきたところ、平成26年4月からの産業保健三事業の一元化に合わせて、15の産業保健推進センターで行ってきた会計業務を8か所の産業保健総合支援センター（ブロックセンター）に集約し業務の効率化を図った。 【平成27年度】 平成26年4月からの産業保健三事業の一元化に合わせて、全国の産業保健総合支援センターの会計業務を8か所の産業保健総合支援センター（ブロックセンター）に集約して行っているところであるが、登録産業医など専門スタッフへの委嘱事務等の簡素化や、謝金等の源泉徴収事務手続きの統一化により効率化を図り、平成27年度から産業保健総合支援センター（ブロックセンター）の管理課長を2名削減した。 【平成28年度】 平成28年度から旧（独）労働者健康福機構と旧（独）安衛研との統合を受けて、法人全体の統合効果として、28年度においては、管理部門で2人削減を行い、業務の効率化を図った。 【平成29年度】 法人全体の統合効果として、29年度においては、管理部門で4人削減を行い、業務の効率化を図った。 また、本部研修をより効果的かつ効率的に進めるために各事業年度において以下のとおり既存研修の見直しを図った。 【平成26年度】 平成26年度は、専任教員と臨地実習指導者の研修を一本化することで、それぞれの役割を再認識し連携・協働を促進することを目的として「専任教員・臨地実習指導担当者研修」を新設した。また、医療職主任と事務職係長5年目の研修を一本化することで、それぞれの役割を再認識し、業務に必要なリーダーシップ能力、コミュニケーション能力の向上を図るとともにマネジメント能力について学ぶことを目的として「医療職主任・事務職係長5年目研修」を新設した。 「専任教員・臨地実習指導担当者研修」は8月に開催し受講者は55名であった。「医療職主任・事務職係		＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、中期計画における所期の目標を達成している。 （1）業務の合理化においては、①法人全体の統合効果として、平成28年度においては、管理部門で2人、平成29年度においては、4人削減を行った。②人事・給与制度の見直しについて、役員給与は、業績及び法人の業績を総合的に勘案し、勤勉手当の引き上げは行わず、現 状 の 年 間 155/100 とした。 （2）機動的かつ効率的な業務運営においては、毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギ	評定		評定	
						＜評定に至った理由＞		＜評定に至った理由＞	
		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞		＜その他事項＞		＜その他事項＞		

		門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて4％に相当する節減額を見込んだものとする。 ＜その他の指標＞ ○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。 ＜評価の視点＞ ○一般管理費（退職手当を除く）及び事業	長5年目研修」は7月に開催し受講者は57名であった。 【平成27年度】 本部集合研修を効果的かつ効率的に更に推進するために、看護職・医療職研修についてグループディスカッション及び事例発表等を主とするカリキュラム内容への見直しを図るとともに、研修期間の短縮等を実施した（新人看護職教育担当者研修 4日→3日、認定看護師研修 3日→2日、管理者研修Ⅲ 4日→3日、医療職研修 年2回→年1回）。また、管理職を対象として、業務活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）のプログラムを新設することで、情報漏えい防止の観点から情報セキュリティの重要性について習得させることで、機構の社会的信頼の維持、向上を図った。その結果、職員研修の有益度は平成27年度平均で計画値80%のところ88%と高い達成度となった。 【平成28年度】 研修を効果的かつ効率的に推進するとともに、カリキュラム等の研修内容を均一化するために、各ブロック単位で行っていた中堅看護師研修を本部集合研修に変更して6月と7月に3回実施することで、本部集合研修を更に推進した。 【平成29年度】 施設基準の認知症ケア加算の算定要件を満たす看護師数を効率的に確保するために、認知症対応力向上研修を本部主催研修として4月に開催、32病院から計90名が受講した。 さらに、高額医療機器及び医薬品の購入について、より効率的に行うため、各事業年度において以下のとおり取り組んだ。 【平成26年度】 「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」報告書（平成24年2月15日）においては、当機構と国立病院機構を直ちに統合することは困難とされたものの、連携を強化して、法人統合を行う場合と同様の効果が得られるよう目指していくことが適当であるとされたことを踏まえ、高額医療機器及び医薬品について、国立病院機構と共同入札を実施することにより、当該契約業務を本部へ集約、事務手続の軽減を図った。 【平成27～29年度】 高額医療機器共同購入については、当機構、国立病院機構及び地域医療機能推進機構（以下、「JCHO」という。）の3法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。また、医薬品については、全ての労災病院を対象に国立病院機構との共同購入を継続実施し、支出削減と当該契約業務の本部への集約による事務手続の軽減を図った。 ○ 役職員の人事・給与制度 【平成26年度】 ・役員報酬については、平成26年度の人事院勧告において、国は、指定職の勤勉手当を77.5/100から0.15%引き上げ92.5/100としたが、当機構においては役員の業績及び法人の業績を総合的に勘案し、勤勉手当の引き上げは行わず、現状の77.5/100とした。 ・職員給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平成22年7月1日から平均2.5%の俸給月額の引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施した結果、平成26年度の平均俸給額は平成25年度よりさらに0.5%減となり、今後もこの効果が反映されるところである。 ・職員期末勤勉手当については、国は、平成26年の人事院勧告において年間賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた4.10月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事	一の推進に配慮した予算を理事長の下で決定し、機動的な運営を行った。 （3）一般管理費、事業費の効率化においては、 ①一般管理費（退職手当を除く。）について、平成26年度に比べ457百万円節減（対26年度比△9.1%）した。 ②事業費について、平成26年度に比べ120百万円節減（対26年度比△7.4%）した。 ③専門医療センター事業の運営について、医師未充足等による収入の減により、各年度において運営費交付金割合の水準を維持するには至らなかった。 ④給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の	
また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。	また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進める。				

		費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（平成26年度に比して一般管理費については毎年度3％程度削減、事業費については毎年度1％程度削減）に推移しているか。 ○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合については、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、中期目標の水準を維持するために必要な取組が行われているか。 ○運営費交付	業実績等を勘案し、4.05月の支給としている。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25％の対象者を10％、12％の対象者を4％とそれぞれ削減措置を実施した。 【平成27年度】 ・役員報酬について、国は12月に支給される指定職の勤勉手当の支給割合を85/100月分から90/100月分へ引き上げ、年間175/100月分としたが、当機構においては勤勉手当の引き上げを行わず、年間155/100月分とした。 ・職員給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平成22年7月1日から平均2.5％の俸給月額の引下げとなる給与改定（最大5％の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施した結果、平成27年度の平均俸給額は平成26年度よりさらに0.4％減となり、今後もこの効果が反映されるところである。 ・職員期末勤勉手当については、国は、平成27年の人事院勧告において年間賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた4.20月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.10月の支給としている。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25％の対象者を10％、12％の対象者を4％とそれぞれ削減措置を実施した。 【平成28年度】 ・役員報酬について、国は12月に支給される指定職の勤勉手当の支給割合を90/100月分から97.5/100月分へ引き上げ、年間185/100月分としたが、当機構においては勤勉手当の引上げを行わず、年間155/100月分とした。 ・労働安全衛生総合研究所の研究・技能労務職員の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 ・日本バイオアッセイ研究センター職員の期末・勤勉手当については、従前（旧法人）の実態を踏まえた上で、職員の勤務成績を考慮し支給している。 ・上記以外の職員の期末・勤勉手当については、国は、平成28年の人事院勧告において賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた4.30月としたが、当機構においては社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.14月の支給としている。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25％の対象者を10％、12％の対象者を4％とそれぞれ削減措置を実施した。 【平成29年度】 ・役員報酬については、平成29年度の勤勉手当を年間155/100月分（平成24年度から据置）とした。 ・労働安全衛生総合研究所の研究・技能労務職員、日本バイオアッセイ研究センター職員の平成29年度期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 ・上記以外の職員の平成29年度の期末・勤勉手当については、国は、4.4月であるが、当機構においては、人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.16月の支給とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25％の対象者を10％、12％の対象者を4％とそれぞれ削減措置を講じた。 ○研究所との統合 【平成26年度】 法人統合に当たっては厚生労働省、研究所等関係団体と13回の統合検討WGを始めとした頻回の検討を重ね、特に統合メリットを発揮させるために、研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化に向けて研究・試験全体の企画、実施及び普及について調整を行う機能を有す	上、ホームページに公表している。⑤調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。⑥一般競争入札等により行う契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。⑦「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取組を進めた。⑧共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及びＪＣＨＯの３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。	
ただし、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた	業務の合理化に当たっては、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課			<課題と対応>	

	重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行うこと。	題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行う。	金を充当して行う事業(医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。)に係る予算・収支計画及び資金計画が作成・執行され、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	るための部門を新設・増強する一方で、役員数の削減（理事長△１名、理事△１名、監事△２名）を決定するとともに、両法人で重複する管理部門の削減も行うことで、統合による相乗効果を最大限発揮させるように具体的な検討を行った。	—
	また、機構内に専用回線を敷設する等により、電子（WEB）会議、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図ること。	また、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図る。	○運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）	両法人の統合に関しては、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」が２月２４日閣議決定され、今後平成２８年４月の統合に向けて引き続き調整を進める（なお、上記閣議決定については国会審議を経て平成２７年４月２４日成立し、５月７日公布された。）。	
	２ 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。	２ 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。	○運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。	【平成２７年度】 法人統合に当たっては厚生労働省、研究所等関係団体と組織・人員、予算・設備、研究等多岐にわたる課題の検討を行い、特に統合メリットを発揮させるために、研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化に向けて研究・試験全体の企画、実施及び普及について調整を行う研究試験企画調整部を本部に設置することとした。	
	３ 業務運営の効率化に伴う経費節減等	３ 一般管理費、事業費等の効率化	○国家公務員と比べて給与水準の高い法	【平成２８年度】 ・平成２８年度から、安衛研においても労災病院とテレビ会議を実施できるように整備し、安衛研、労災病院、本部で１９回のテレビ会議を開催した。 ・安衛研において、平成２８年度から電子決裁システムを導入し、業務の効率化を図っている。	
【平成２９年度】 ・全施設で電子（Web）会議を実施できるよう会議システムを整備しており、平成２９年度においては機構全体で３１回のテレビ会議を開催した。 ・機構本部に電子決裁システムを導入することについて、各システムベンダーが提供することができる機能等や他団体の導入状況等の調査を行い、業務の効率化及びコスト削減効果の把握等に取り組んだ。					
２ 機動的かつ効率的な業務運営					
【平成２８年度～２９年度】 毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進に配慮した予算を理事長の下で決定し、機動的な運営を行った。また、法人全体として統合効果を発揮するため、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員削減に向け、業務の効率化等を図った。 運営費交付金債務については、自立的なマネジメントの実施のため、平成２８年度から独立行政法人会計基準第８１の２に規定する業務達成基準（管理部門のみ期間進行基準）を適用し、内部統制の更なる充実・強化を図った。					
３ 一般管理費、事業費等の効率化					

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成26年度予算に比して、一般管理費（退職手当を除く。）については12%程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については4%程度の額を、それぞれ削減すること。	(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（退職手当を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて12%に相当する節減額を、また、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて4%に相当する節減額を見込んだものとする。	人について（特に給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合）、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ア 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得が得られるものとなっているか。 イ 法人の給与水準自体が社会的な理解が得られる水準となっているか。 ウ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況がチェックされているか。（政・独委評価の視点）	(1) 業務運営の効率化による経費節減 ア 一般管理費、事業費の削減 【平成26年度】 ① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成25年度に比べ444百万円の増（平成25年度比2.7%増）となったが、平成26年3月31日で給与特例減額措置が終了したことによる205百万円の増、産業保健三事業一元化に伴い、全都道府県へ産業保健総合支援センターを設置したことによる242百万円の増の特殊要因を除くと、約3百万円（平成25年度比0.02%減）節減した。 なお、消費税増税（5%→8%）に伴い、154百万円の支出増が発生したところである。主な取組は以下のとおりである。 （ア）人件費の抑制 事務部門の職員数の減等により、平成25年度に比べ121百万円節減した。 （イ）雑役務費の節減 仕様の見直し等により平成25年度に比べ18百万円節減した。 （ウ）消耗器材費の節減 仕様の見直しや価格競争の契約努力等により平成25年度に比べ10百万円節減した。 （エ）印刷製本費の節減 印刷物の見直し及びコピー単価の価格交渉の契約努力等により平成25年度に比べ8百万円節減した。 ② 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、平成25年度に比べ593百万円節減（対25年度比21.9%節減）した。主な取組は以下のとおりである。 （ア）事業見直しによる節減 産業保健三事業一元化により平成25年度に比べ415百万円節減、労災リハビリテーション宮城作業所及び福岡作業所廃止により平成25年度に比べ118百万円節減した。 （イ）雑役務費の節減 仕様の見直し等による保守料の減等により平成25年度に比べ32百万円節減した。 （ウ）業務委託費の節減 価格交渉の契約努力等により平成25年度に比べ14百万円節減した。 （エ）消耗器材費の節減 購入数量の見直し等により平成25年度に比べ4百万円節減した。 （オ）印刷製本費の節減 印刷物の見直し及びコピー単価の価格交渉の契約努力等により平成25年度に比べ8百万円節減した。 （カ）光熱水費の節減 ボイラー稼働時間の見直し及び節水等により平成25年度に比べ4百万円節減した。 【平成27年度】 ① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成28年4月1日からの新法人労働者健康安全機構発足に伴う法人統合準備に係る経費（財務会計システム等改修及び法人名称変更に伴う諸経費（ドメイン変更、ホームページ改修、掲示変更等））（以下、「特殊要因」という。）178百万円を除いて、平成26年度に比べて523百万円節減（対26年度比△3.1%）した。主な取組は以下のとおりである。 ・人件費の抑制					
---	--	---	--	--	--	--	--	--

エ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切であるか。

○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、以下のような必要な見直しが行われているか。

ア レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動がされているか。（政・独委評価の視点）

イ 法定外福利費の支出は適切であるか。

○契約方式等、契約に係

事務部門の職員数の減等により平成26年度に比べ46百万円節減した。

・燃料費、光熱水費の節減

ボイラー等稼働時間の短縮等により平成26年度に比べ58百万円節減した。

・印刷製本費の節減

印刷物の見直し及び価格交渉の契約努力等により平成26年度に比べ10百万円節減した。

・雑役務費、業務委託費の節減

業務や仕様の見直し、更なる競争性のある契約の推進等により平成26年度に比べ337百万円節減した。

② 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、特殊要因23百万円を除いて、平成26年度に比べて42百万円節減（対26年度比△2.0%）した。主な取組は以下のとおりである。

・事業見直しによる節減

労災リハビリテーション長野作業所廃止により平成26年度に比べ6百万円節減した。

・燃料費・光熱水費の節減

ボイラー等稼働時間の短縮等により平成26年度に比べ13百万円節減した。

・印刷製本費

印刷物の見直し及び価格交渉の契約努力等により平成26年度に比べ3百万円節減した。

・業務委託費

業務や仕様の見直し、更なる競争性のある契約の推進等により平成26年度に比べ16百万円節減した。

【平成28年度】

① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成26年度予算に比べて311百万円節減（対26年度比△6.2%）した。また、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費確保に努めた。主な取組は以下のとおりである。

・人件費の抑制

管理部門で2人削減による業務の効率化。

・「調達等合理化計画」の推進

一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による雑役務費の節減。（対27年度 △10.1%）

・本部事務所賃借料の節減

平成28年9月1日より本部事務所を移転し、事務所賃借料の節減に努めた。

（対27年度 △41.7%）・省資源・省エネルギーの推進

日常的な節電・節水の推進による光熱水費の節減。（対27年度 △7.0%）

② 事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については、平成26年度予算に比べて66百万円節減（対26年度比△4.1%）した。主な取組は以下のとおりである。

・事業の廃止等

労災リハビリテーション作業所の完全廃止による減。

・「調達等合理化計画」の推進

一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、雑役務費の節減。（対27年度 △1.1%）

・省資源・省エネルギーの推進

日常的な節電・節水の推進による光熱水費の節減。（対27年度 △6.5%）

【平成29年度】

また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を確保するため、前記１の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 さらに、医療リハ	また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を確保するため、前記１の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。 さらに、医療リハ	る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） ○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について整備・執行等の適切性等必要な評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） ○公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 ○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成 26 年度予算に比べて 457 百万円節減（対 26 年度比△9.1％）した。 平成 29 年度の一般管理費節減の主な取り組みは以下のとおりであり、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費節減に努めた。 ・人件費の抑制 - 管理部門で 4 人削減による業務の効率化。 ・「調達等合理化計画」の推進 - 一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費の節減。（対28年度△1.4％） ・本部事務所賃借料の節減 - 平成28年 9 月 1 日より本部事務所を移転したことによる減。（対28年度△62.6％） ② 事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については、平成26年度予算に比べて120百万円節減（対26年度比△7.4％）した。29年度は以下のとおり取り組んでいる。 ・「調達等合理化計画」の推進 - 一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費及び雑役務費の節減。（対 28 年度△8.3％） ・消耗器材費の節減 - 価格交渉の積極的な実施等による減。（対 28 年度△10.8％） イ 専門医療センター事業の運営			
---	---	--	--	--	--	--

ビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。	ビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。	○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。	【平成 26 年度】 収入については、診療報酬改定がある中で、自己収入の確保に努めたが、医療リハビリテーションセンターにおいて、医師退職及びMRI故障に伴う患者数制限により入外患者数が減少し、収入が減少した。 一方、支出については、消費税増税及び電気料単価の高騰に伴う光熱水費の増加等、様々な外的要因がある中で、支出削減に努めたが収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成 20 年度運営費交付金割合 0.6%から 0.9%となり、0.3 ポイントの超過となった。 なお、消費税増税（5 %→8 %）に伴い、50 百万円の支出増が発生した。 平成 27 年度は医療リハビリテーションセンターにおける医師の確保が最優先の課題であり、謝金対応の医師を確保し、患者数の確保に努めており、引き続き院長、本部を始め、吉備中央町長と大学医局等への積極的な働きかけを行う等、医師確保の取組を継続することとした。 また、医療水準の維持や老朽化した機器の計画的更新を考慮しつつ、収入の確保はもとより医療材料の価格交渉や業務委託費の更なる見直し等で支出削減を図り、運営費交付金割合の維持に努めることとした。 運営費交付金を充当して行う事業に係る予算と実績の差異については、消費税増税等厳しい環境の中であっても、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費削減に努めたことなどによるものであり、その発生理由は合理的なものであった。 また、運営費交付金債務については、将来、目的積立金を計上できるよう看護専門学校事業及び治療就労両立支援センター事業は独立行政法人会計基準第 81 の〈注 60〉の 2（2）に規定する期間進行基準を採用し、その他の運営費交付金の交付をもって行う事業は独立行政法人会計基準第 81 の〈注 60〉の 2（3）に規定する費用進行基準を採用し、それぞれ適正に執行した。今後、管理会計の活用等により自立的なマネジメントの実現のため、平成 28 年度までに原則として業務達成基準を適用すべく、平成 26 年度から適用可能な業務の整理や適用する場合の問題点等の検討を始めた。 【平成27年度】 収入については、医師確保のための大学医局等への要請や医師等による積極的な他医療機関の訪問による患者確保等により診療収入等の確保に努めたが、医療リハビリテーションセンターにおいて常勤医師の退職（1 名）及び欠員（2 名）等により入外患者数が減少し、収入が減少した。 一方、支出については、後発医薬品の採用拡大、仕様の見直しによる業務委託費及び保守料の節減、価格照会及びベンチマーク資料に基づく価格交渉による医療材料費の節減及び院内ラウンドによる職員の節減意識の向上に伴う燃料費・光熱水費の節減等の支出削減に努めたが収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成20年度運営費交付金割合0.6%から2.2%となり、1.6ポイントの超過となった。 なお、医療リハビリテーションセンターにおける最優先課題である医師確保については、吉備中央町長と大学医局等への積極的な働きかけに取り組んだ結果、平成28年度からは常勤医師 1 名の確保に結びついた。更なる医師確保に向けた取り組みを継続することとした。 また、医療水準の維持や老朽化した機器等の計画的更新を考慮しつつ、収入確保はもとより、医療材料ベンチマークシステムを用いた価格交渉や業務委託費等の更なる見直し等で支出削減を図り、運営費交付金割合の維持に努めた。 運営費交付金を充当して行う事業に係る予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費削減に努めたことなどによるものであり、その発生理由は合理的なものであった。 また、運営費交付金債務については、将来、目的積立金を計上できるよう看護専門学校事業及び治療就労両立支援センター事業は独立行政法人会計基準第 81 の〈注 60〉の 2（2）に規定する期間進行基準を採用し、その他の運営費交付金の交付をもって行う事業は独立行政法人会計基準第 81 の〈注 60〉の 2（3）に規定する費用進行基準を採用し、それぞれ適正に執行している。平成 28 年度からは、自立的なマネジメントの実現のため、独立行政法人会計基準第 81 の 2に規定する業務達成基準を適用することとした。			
--	---	---	--	--	--	--

(2) 適正な給与水準の検証・公表
機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必

(2)適正な給与水準の検証・公表

給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があ

【平成28年度】

収入については、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、積極的な他医療機関の訪問による患者確保等により診療収入等の確保に努めたが、医療リハビリテーションセンターにおいて、医師未充足等により、入外患者数が減少し、収入が減少した。

一方、支出については、後発医薬品の採用拡大、仕様の見直しによる保守料の節減、価格照会及び医療材料分析システムを活用した価格交渉による医療材料費の節減及び院内ラウンドによる職員の節減意識の向上に伴う燃料費の節減等の支出削減に努めたが収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成20年度運営費交付金割合0.6%から5.4%となり、4.8ポイントの超過となった。

なお、医療リハビリテーションセンターにおける最優先課題である医師確保については、大学医局等へ積極的に働きかけ、引き続き医師の確保に努め、医療水準の維持・向上を図ることとした。

また、29年度においては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるために、個別指導・支援（行動計画の作成、フォローアップ）を実施し、医療水準の維持や老朽化した機器の計画的更新を考慮しつつ、収入の確保はもとより、後発医薬品の更なる採用拡大、医療材料分析システムを活用した価格交渉や業務委託費の見直し等により支出削減を図り、運営費交付金割合の維持に努めた。

【平成29年度】

収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、積極的な他医療機関の訪問による患者確保等に努めたが、医療リハビリテーションセンターにおいて、医師未充足等により、入外患者数が減少し、収入が減少した。。

一方、支出においては、後発医薬品の採用拡大、仕様の見直しによる保守料の節減、仕様の見直しによる保守料の節減、価格照会及び医療材料分析システムを活用した価格交渉による医療材料費の節減等により支出削減に努めたが、収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成20年度運営費交付金割合0.6%から3.0%となり、2.4ポイントの超過となった。

なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援（行動計画の作成、フォローアップ）を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、30年度も引き続き実施することとしている。

また、医療リハビリテーションセンターにおける最優先課題である医師確保については、大学医局等へ積極的に働きかけ、引き続き医師の確保に努め、医療水準の維持・向上を図ることとしている。

（２）適正な給与水準の検証・公表

【平成26年度】

- ・職員給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平成22年7月1日から平均2.5%の俸給月額の下げとなる給与改定（最大5%の引き下げによる給与カーブのフラット化）を実施した結果、平成26年度の平均俸給額は平成25年度よりさらに0.5%減となった。
- ・職員期末勤勉手当については、国は、平成26年の人事院勧告において年間賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた4.10月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.05月の支給としている。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を実施した。
- ・当機構の平成25年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康福祉機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成26年6月30日よりホームページに公表した。

要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。	ることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準のあり方について今後も以下のような観点を踏まえ厳しく検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。 ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	また、給与水準について、以下のとおりチェックを行った。 ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。 ・病院医師（対国家公務員指数103.2） 平成26年度の給与水準は対国家公務員指数が100を上回った。 なお、平成25年度対国家公務員指数（110.6）と比較して7.4減となった主な要因としては以下 i ～ iii のとおり。 - i 平成22年7月に平均2.5%の俸給月額の引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化。）を実施した効果が平成26年度も生じていること - ii 東日本大震災に対する復旧・復興財源に活用するとした給与減額措置については、労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じさせない範囲に対象者を限定していたことから、平成26年3月の減額措置の終了に伴う給与の増額が国と比較して小さいこと - iii 平成26年度人事院勧告による平均0.3%の俸給引き上げを国は実施しているのに対し、当機構は実施していないこと 医師の給与水準について、労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため医師の確保が大きな課題となっている。昨今、社会問題化している医師不足は、当機構においても例外ではないところであり、その医師の確保面から、少なくとも現在の医師の給与水準は必要であると考える。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準について検討しながら対応していきたいと考える。 ・病院看護師（対国家公務員指数106.0） 平成26年度の給与水準は対国家公務員指数が100を上回った。 なお、前述の医師と同様の要因により、平成25年度対国家公務員指数（115.4）と比較して9.4減となった。 労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況や平成22年度に実施した給与改定の効果等を考慮しつつ、適切な給与水準の確保に努める必要があると考える。 ・事務・技術職員（対国家公務員指数99.4） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、前述の病院医師、病院看護師と同様の要因により対平成25年度比較では6.7減となっており、平成26年度においては100を下回った。 ② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤務手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。 ○初任給調整手当 医師確保のため、国同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が412,200円であるのに対し、359,900円とするなど国の基準以下の手当額を設定しており、適切であると考えている。（一部同額の部分があるが、それ以外はすべて国の基準以下） ○特別調整手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額の6/100 国は定額制であるのに対し、定率制を設定。実際の支給額は、国とほぼ同じであり、また、国（俸給の調整額）と異なり退職手当に反映していないことを考慮すると適切であると考えている。 ○特殊勤務手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。 （支給対象職員） ・感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員 その従事した日1日につき290円 ・神経科病棟に勤務した職員 その従事した日1日につき160円 ・解剖介助業務に従事した職員 その従事した日1日につき2,200円 等			
--	---	--	--	--	--

国は月額又は日額であるのに対し、日額又は時間額を設定。実際の支給額は、国とほぼ同じであり、また、国（俸給の調整額）と異なり退職手当には反映していない。
病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約6割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

○早出勤手当

国には無い手当であるが、業務の必要性から6時までに出勤した職員に勤務1回当たり1,000円、7時までに出勤した職員に勤務1回当たり800円を支給する手当。

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約5割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

○待機勤務手当

国は実際に呼び出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼び出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、その職員に支給する手当。

医 師：勤務1回5,800円

看護職又は医療職：勤務1回2,900円

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約8割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から以下のような見直し、点検等を行った。

- ① 職員宿舎については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、平成23年7月に国家公務員に準じた宿舎料に引き上げを実施。また、「独立行政法人の職員の宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）及び、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）を踏まえて、宿舎の建設、維持管理等に係る費用に概ね見合うよう段階的に引き上げることとし、平成27年3月に宿舎料の引上げを行った。
- ② 職員宿舎以外の福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用として適切に支出されていることを確認した。

【平成27年度】

- ・職員給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平成22年7月1日から平均2.5%の俸給月額の引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施した結果、平成27年度の平均俸給額は平成26年度よりさらに0.4%減となり、この効果が反映されたところである。
- ・職員期末勤勉手当については、国は、平成27年の人事院勧告において年間賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた4.20月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.10月の支給としている。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を実施した。
- ・当機構の平成26年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康福祉機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成27年6月30日よりホームページに公表した。

また、給与水準について、以下のとおりチェックを行った。

- ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。

- ・病院医師（対国家公務員指数100.9）

平成27年度の給与水準は対国家公務員指数が100を上回った。

なお、平成26年度対国家公務員指数（103.2）と比較して2.3減となった。

医師の給与水準について、労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため医師の確保が大きな課題となっている。昨今、社会問題化している医師不足は、当機構においても例外ではないところであり、その医師の確保面から、少なくとも現在の医師の給与水準は必要であると考え。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準について検討しながら対応していきたいと考える。

- ・ 病院看護師（対国家公務員指数106.0）
平成27年度の給与水準は対国家公務員指数が100を上回った。
なお、平成26年度対国家公務員指数（106.0）と比較して同水準となっている。
労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況や平成22年度に実施した給与改定の効果等を考慮しつつ、適切な給与水準の確保に努める必要があると考える。
 - ・ 事務・技術職員（対国家公務員指数98.9）
事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成26年度比較では0.5減となっており、平成27年度においては100を下回った。
- ② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。
- 初任給調整手当
医師確保のため、国同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が413,300円であるのに対し、359,900円とするなど国の基準以下の手当額を設定しており、適切であると考えている。
 - 特別調整手当
職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額6/100
国は定額制であるのに対し、定率制を設定。実際の支給額は、国とほぼ同じであり、また、国（俸給の調整額）と異なり退職手当に反映していないことを考慮すると適切であると考えている。
 - 特殊勤務手当
職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。
（支給対象職員）
 - ・ 感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員
その従事した日1日につき290円
 - ・ 神経科病棟に勤務した職員
その従事した日1日につき160円
 - ・ 解剖介助業務に従事した職員
その従事した日1日につき2,200円 等病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約6割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。
 - 早出勤手当
国には無い手当であるが、業務の必要性から6時までに出勤した職員に勤務1回当たり1,000円、7時までに出勤した職員に勤務1回当たり800円を支給する手当。
病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約5割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。
 - 待機勤務手当
国は実際に呼び出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼び出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、その職員に支給する手当。
医 師：勤務1回5,800円
看護職又は医療職：勤務1回2,900円
病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約8割が待

機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用として適切に支出されていることを確認した。

【平成 28 年度】

- ・当機構の平成 27 年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成 28 年 6 月 30 日にホームページに公表した。

また、給与水準について、以下のとおりチェックを行った。

① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。

- ・病院医師（対国家公務員指数 100.5）

平成 28 年度の給与水準は対国家公務員指数が 100 を上回った。

なお、平成 27 年度対国家公務員指数（100.9）と比較して 0.4 減となった。

医師の給与水準について、労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため医師の確保が大きな課題となっている。昨今、社会問題化している医師不足は、当機構においても例外ではないところであり医師の確保面からみて、少なくとも現在の医師の給与水準は最低限必要であると考え。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準について検討する。

- ・病院看護師（対国家公務員指数 106.2）

平成 28 年度の給与水準は対国家公務員指数が 100 を上回った。

なお、平成 27 年度対国家公務員指数（106.0）と比較して 0.2 増となった。

労災病院の運営に当たっては、急性期医療に対応する優秀な人材の確保に苦慮している。看護師の給与水準については、看護師の確保状況や平成 22 年度に実施した給与改定の効果等を考慮しつつ、適切な給与水準の確保に努める必要があると考える。

- ・事務・技術職員（対国家公務員指数 98.2）

事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成 27 年度比較では 0.7 減となっており、平成 27 年度においても引き続き 100 を下回った。

② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。

○初任給調整手当

医師確保のため、国同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が 413,800 円であるのに対し、359,900 円とするなど国の基準以下の手当額を設定しており、適切であると考えている。

○特別調整手当

職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額 6/100

国は定額制であるのに対し、定率制を設定。実際の支給額は、国とほぼ同じであり、適切であると考えている。

なお、国（俸給の調整額）と異なり退職手当には反映していない。

○特殊勤務手当

職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。

（支給対象職員）

- ・感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員

その従事した日１日につき 290 円

- ・神経科病棟に勤務した職員

その従事した日１日につき 160 円

- ・解剖介助業務に従事した職員

その従事した日１日につき 2,200 円 等

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約 6 割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

○早出勤手当

国にはない手当であるが、業務の必要性から 6 時までに出勤した職員に勤務 1 回当たり 1,000 円、7 時までに出勤した職員に勤務 1 回当たり 800 円を支給する手当。

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約 5 割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

○待機勤務手当

国は実際に呼び出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼び出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、その職員に支給する手当。

医 師：勤務 1 回 5,800 円

看護職又は医療職：勤務 1 回 2,900 円

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2015)）によると一般病院の約 8 割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用として適切に支出されていることを確認した。

【平成 29 年度】

- ・当機構の平成 28 年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成 29 年 6 月 30 日にホームページに公表した。

また、給与水準について、以下のとおりチェックを行った。

- ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。

- ・病院医師（対国家公務員指数 98.3）

病院医師の対国家公務員指数は、対平成 28 年度比較では 2.2 減となり、100 を下回った。

今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準について検討していきたい。

- ・病院看護師（対国家公務員指数 105.4）

現在の給与水準は対国家公務員指数が 100 を上回っている。

なお、平成 28 年度対国家公務員指数（106.2）と比較して 0.8 減となった。
労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、
そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準について
は、看護師の確保状況を考慮しつつ、適切な給与水準の確保に努めたい。

・事務・技術職員（対国家公務員指数 97.3）

事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成 28 年度比較では 0.9 減となり、平成 29 年度にお
いても引き続き 100 を下回っている。

② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤務
手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。

○初任給調整手当

医師確保のため、国と同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後
の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が 414,300 円であるのに対し、359,900 円と
するなど国の基準以下の手当額を設定している。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切
な給与水準の範囲内で手当額について検討したい。

○特別調整手当

職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割
合俸給月額 6/100

国は定額制であるのに対し、定率制であるが、実際の支給額は国とほぼ同じ水準であり、適切で
あると考えている。

なお、国（俸給の調整額）と異なり退職手当には反映していない。

○特殊勤務手当

（支給対象職員）

・感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員

その従事した日 1 日につき 320 円

・神経科病棟に勤務した職員

その従事した日 1 日につき 160 円

・解剖介助業務に従事した職員

その従事した日 1 日につき 2,200 円 等

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約 6 割が
特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

○早出勤務手当

業務の必要性から 6 時までに出勤した職員に勤務 1 回当たり 1,000 円、7 時までに出勤した職員
に勤務 1 回当たり 800 円を支給する手当。

病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約 5 割が
早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。

○待機勤務手当

国は実際に呼出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に
対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼出し対応のため自宅等に拘束するとと
もに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、それ
に対して支給する手当。

医 師：勤務 1 回 5,800 円

看護職又は医療職：勤務 1 回 2,900 円

	病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約8割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。			さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用が適切に支出されていることを確認した。																																																			
	(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。			(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。			(3) 契約の適正化 【平成 26 年度】 随意契約については、平成 22 年 4 月に策定した「随意契約等見直し計画」の目標を達成するために、契約監視委員会で議論された事項について、改善を図るよう各施設に対して指導を行うなど随意契約の点検・見直しの取り組みを進めた。 その結果、平成 26 年度については、「随意契約等見直し計画」の目標に対して、件数割合で目標に達していないものの、件数、金額、金額割合においては目標を達成した。 なお、件数割合については、産業保健三事業の一元化に伴い、全都道府県へ産業保健総合支援センターを設置したこと等により事務所借料の契約が増えたため、平成 25 年度より若干増加する結果となったが、「随意契約等見直し計画」のベースとなる平成 20 年度と比較すると、6.6 ポイント減少している。 また、「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政監察局長事務連絡）において講ずることとされている措置はすべて実施済みである。																																																
							競争性のない随意契約																																																
							<table><tr><th></th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年</th><th>23年度 ()内は震災の影響による随意契約を除いた場合</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>見直し計画 (22.4策定)</th></tr><tr><td>件数割合</td><td>20.8%</td><td>19.4%</td><td>15.0%</td><td>16.2% (14.6%)</td><td>13.5%</td><td>13.8%</td><td>14.2%</td><td>11.7%</td></tr><tr><td>件数 (件)</td><td>656</td><td>578</td><td>388</td><td>410 (363)</td><td>346</td><td>295</td><td>312</td><td>368</td></tr><tr><td>金額割合</td><td>18.7%</td><td>12.2%</td><td>8.2%</td><td>10.6% (8.7%)</td><td>4.4%</td><td>6.0%</td><td>6.3%</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>金額 (億円)</td><td>207</td><td>133</td><td>71</td><td>87 (70)</td><td>50</td><td>43</td><td>45</td><td>100</td></tr></table>				20年度	21年度	22年	23年度 ()内は震災の影響による随意契約を除いた場合	24年度	25年度	26年度	見直し計画 (22.4策定)	件数割合	20.8%	19.4%	15.0%	16.2% (14.6%)	13.5%	13.8%	14.2%	11.7%	件数 (件)	656	578	388	410 (363)	346	295	312	368	金額割合	18.7%	12.2%	8.2%	10.6% (8.7%)	4.4%	6.0%	6.3%	9.0%	金額 (億円)	207	133	71	87 (70)	50	43	45	100	
	20年度	21年度	22年	23年度 ()内は震災の影響による随意契約を除いた場合	24年度	25年度	26年度	見直し計画 (22.4策定)																																															
件数割合	20.8%	19.4%	15.0%	16.2% (14.6%)	13.5%	13.8%	14.2%	11.7%																																															
件数 (件)	656	578	388	410 (363)	346	295	312	368																																															
金額割合	18.7%	12.2%	8.2%	10.6% (8.7%)	4.4%	6.0%	6.3%	9.0%																																															
金額 (億円)	207	133	71	87 (70)	50	43	45	100																																															
							【平成 27～29 年度】 契約については、平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化計画の取り組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。																																																
	ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した			ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定			ア 「調達等合理化計画」に基づく取組 【平成26年度】 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組のフォローアップとして、「契約監視委員会」を年4回開催し、点検・見直しを行い、その結果については、随時ホームページに公表した。 また、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、毎年度開催している「本部主催全国会計課長等会議」、「会計業務打合せ会」においても周知徹底した。																																																

「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

【平成27年度】

（１）調達の現状と要因の分析

平成27年度の契約状況は、表１のようになっており、契約件数は2,285件、契約金額は834.5億円である。また、競争性のある契約は1,986件（86.9%）、798.7億円（95.7%）、競争性のない随意契約は299件（13.1%）、35.8億円（4.3%）となっている。

競争性のある契約について、前年度と比較して件数が増加した要因は国立病院機構との医薬品共同調達において、対象品目の拡大や入札エリア細分化等を実施したこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

競争性のない随意契約については、医療機器等の保守において公募を実施する等により、前年度と比較して件数△13件（△4.1%）、金額△9.2億円（△20.4%）と改善傾向にある。

表１ 平成27年度の労働者健康福祉機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.9%) 1,554	(80.7%) 576.8	(71.6%) 1,637	(77.8%) 649.3	(5.3%) 83	(12.6%) 72.5
企画競争・公募	(14.8%) 325	(13.0%) 93.1	(15.3%) 349	(17.8%) 149.4	(7.4%) 24	(60.5%) 56.3
競争性のある契約(小計)	(85.7%) 1,879	(93.7%) 669.8	(86.9%) 1,986	(95.7%) 798.7	(5.7%) 107	(19.2%) 128.9
競争性のない随意契約	(14.2%) 312	(6.3%) 45.0	(13.1%) 299	(4.3%) 35.8	(△4.2%) △13	(△20.6%) △9.2
合 計	(100%) 2,191	(100%) 714.8	(100%) 2,285	(100%) 834.5	(4.3%) 94	(16.7%) 119.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

平成27年度の一者応札・応募の状況は、表２のようになっており、契約件数は648件（34.3%）、契約金額は300.3億円（39.3%）である。

前年度と比較して、件数が増加した要因は病院給食や洗濯業務等、業務委託の複数年契約の更新時期に当たったこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

表２ 平成27年度の労働者健康福祉機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	1,126 (64.2%)	1,239 (65.6%)	113 (10.0%)
	金額	482.1 (74.8%)	463.6 (60.7%)	△18.5 (△3.8%)
1者以下	件数	628 (35.8%)	648 (34.3%)	20 (3.2%)
	金額	162.3 (25.2%)	300.3 (39.3%)	138.0 (85.0%)
合 計	件数	1,754 (100%)	1,887 (100%)	133 (7.6%)
	金額	644.4 (100%)	763.9 (100%)	119.5 (18.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。
(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野

平成27年度の調達等糞合理化計画においては、一者応札・応募の改善に重点的に取り組むこととし、①入札説明会に参加したものの札入れに至らなかった者等にヒアリングを行い不参加の原因を究明し、出来るだけその結果を次回以降の調達へ反映させる。②入札に参加してもらえようように声がけの実施、③仕様策定委員会等による機器仕様の見直し、④入札公告期間や履行期間の十分な確保の取組を中心に実施することで前年度件数割合（35.8%）以下を目指し改善に取り組んだ。

結果としては、病院給食や洗濯業務等、複数者の応札が難しい委託業務の複数年契約の更新時期に当たったことにより、件数は前年度より増加したが、件数割合としては、34.3%となり、僅か（△1.5%）ではあるが前年度より改善した。取組については引続き実施し、契約の競争性、透明性の確保に努めることとした。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（除く少額随契）については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を5件以上行うことを目標とし、釧路労災病院、東北労災病院、新潟労災病院、門司メディカルセンター、総合せき損センターの5施設において実施した。

(4) 推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件（除く少額随契）については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計課長等会議」（平成27年9月4日）、「会計業務打合せ会」（10月13日～14日）においても周知徹底した。

【平成28年度】

(1) 調達の現状と要因の分析

平成28年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,571件、契約金額は846.3億円である。また、競争性のある契約は2,292件（89.1%）、817.1億円（96.5%）、競争性のない随意契約は279件（10.9%）、29.2億円（3.5%）となっている。前年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに減少となっている（件数で△24件（△7.9%）、金額で△6.7億円（△18.7%））が、主要要因は、医療機器の賃借契約において一般競争を実施したこと等によるものである。

表1 平成28年度の労働者健康安全機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(72.7%) 1,735	(78.0%) 657.8	(77.6%) 1,997	(87.7%) 742.5	(15.1%) 262	(12.9%) 84.7

企画競争・公募	(14.6%) 349	(17.7%) 149.4	(11.5%) 295	(8.8%) 74.6	(△15.5%) △54	(△50.1%) △74.8
競争性のある契約（小計）	(87.3%) 2,084	(95.7%) 807.2	(89.1%) 2,292	(96.5%) 817.1	(10.0%) 208	(1.2%) 9.9
競争性のない随意契約	(12.7%) 303	(4.3%) 35.9	(10.9%) 279	(3.5%) 29.2	(△7.9%) △24	(△18.7%) △6.7
合 計	(100%) 2,387	(100%) 843.1	(100%) 2,571	(100%) 846.3	(7.7%) 184	(0.4%) 3.2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(注3) 平成27年度の件数及び金額は、統合前の「労働者健康福祉機構」と「労働安全衛生総合研究所」を合計している。

平成28年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者以下の契約件数は656件

(29.7%)、契約金額は214.1億円(27.4%)である。

前年度と比較して、件数・金額ともに減少となっている(件数で△20件(△3.0%)、金額で△88.7億円(△29.3%))が、件数が減少した主な要因は、医療機器の購入や修繕が少なかったこと等、金額が減少した主な要因は、平成27年度において医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約を多く締結したこと等によるものである。

表2 平成28年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	1,309 (65.9%)	1,552 (70.3%)	243 (18.6%)
	金額	469.5 (60.8%)	567.4 (72.6%)	97.9 (20.9%)
1者以下	件数	676 (34.1%)	656 (29.7%)	△20 (△3.0%)
	金額	302.8 (39.2%)	214.1 (27.4%)	△88.7 (△29.3%)
合 計	件数	1,985 (100%)	2,208 (100%)	223 (11.2%)
	金額	772.3 (100%)	781.5 (100%)	9.2 (1.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(注4) 平成27年度の件数及び金額は、統合前の「労働者健康福祉機構」と「労働安全衛生総合研究所」を合計している。

(2) 重点的に取り組む分野

一者応札・応募の改善と事務用品の共同調達の実施に積極的に取り組んだ。

一者応札・応募の改善については、調達案件の入札説明書を受け取ったものの応札(応募)しなかった者に対し、アンケートを実施の上、調達等合理化検討会において改善方策を策定し、各施設に周知・徹底した。(平成29年1月23日各施設へ通知済み)

[主な改善策]

①公告期間の延長(20営業日以上)

②資格要件や仕様の見直し

③合理的な統合・分割

また、共同調達の実施については、平成28年度は労働安全衛生総合研究所が労働者健康福祉機構と統合し新法人となった初年度であることから統合後のスケールメリットを活かして、共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討を行い、効果が見込めるコピー用紙について、共同購入を実施した。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を年間5件以上行うことを目標とし、北海道中央労災病院せき損センター、北海道産業保健総合支援センター、愛媛労災病院、和歌山労災病院、関西労災病院の5施設において実施した。

(4) 推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計・用度課長等会議」（平成28年9月2日）、「会計業務打合会（平成28年10月17日～18日）」においても周知・徹底した。

【平成29年度】

(1) 調達の現状と要因の分析

平成29年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,476件、契約金額は864.4億円である。また、競争性のある契約は2,206件（89.1%）、835.1億円（96.6%）、競争性のない随意契約は270件（10.9%）、29.3億円（3.4%）である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約の件数では△9件（△3.2%）と減少している一方、金額では0.1億円（0.3%）増加している。件数が減少した主な要因は、再リース終了等に伴う賃借契約の減少等によるもので、僅かではあるが金額が増加した主な要因は、放射線機器等の高額な医療機器の修理が多かったこと等によるものである。

表1 平成29年度の労働者健康安全機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成28年度		平成29年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(77.6%) 1,997	(87.7%) 742.5	(73.8%) 1,827	(84.0%) 726.1	(△8.5%) △170	(△ 2.2%) △16.4
企画競争・公募	(11.5%) 295	(8.8%) 74.6	(15.3%) 379	(12.6%) 109.0	(28.5%) 84	(46.1%) 34.4
競争性のある契約（小計）	(89.1%) 2,292	(96.5%) 817.1	(89.1%) 2,206	(96.6%) 835.1	(△3.8%) △ 86	(2.2%) 18.0
競争性のない随意契約	(10.9%) 279	(3.5%) 29.2	(10.9%) 270	(3.4%) 29.3	(△3.2%) △ 9	(0.3%) 0.1
合 計	(100%) 2,571	(100%) 846.3	(100%) 2,476	(100%) 864.4	(△3.7%) △ 95	(2.0%) 18.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、1 者以下の契約件数は 705 件（33.4%）、契約金額は 188.2 億円（23.7%）である。

前年度と比較して、件数では 49 件（7.5%）増加している一方、金額では△25.9 億円（△12.1%）と減少している。件数が増加した主な要因は、医療機器等の保守契約の締結が多かったこと等によるもので、金額が減少した主な要因は、比較的、金額の大きな給食業務や医事業務等の業務委託契約において、一者応札・応募の改善が見られたこと等によるものである。

表 2 平成 29 年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
2 者以上	件数	1,552（70.3%）	1,403（66.6%）	△149（△9.6%）
	金額	567.4（72.6%）	604.7（76.3%）	37.3（6.6%）
1 者以下	件数	656（29.7%）	705（33.4%）	49（7.5%）
	金額	214.1（27.4%）	188.2（23.7%）	△25.9（△12.1%）
合 計	件数	2,208（100%）	2,108（100%）	△100（△4.5%）
	金額	781.5（100%）	792.9（100%）	11.4（1.5%）

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2） 本表は、表 1 の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。
（注 3） 比較増△減の（ ）書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

（2）重点的に取り組む分野

平成29年度調達等合理化計画においては、一者応札・応募の改善努力を継続するために、昨年度実施した調達案件の入札説明書を受け取ったものの応札（応募）しなかった者に対するアンケート調査を踏まえ、調達等合理化検討会において策定した改善策【①公告期間の延長（20営業日以上）②資格要件（過度な要件となっていないか等）の見直し③仕様書（業務内容が具体的に記載されているか等）の見直し④合理的な統合・分割等⑤入札から履行までの十分な期間の確保】への取組状況についてフォローアップの調査を実施し、調達等合理化検討会において改善事例や今後の取り組むべき課題等について取りまとめ、各施設に周知した。

また、労災病院等で共通的に調達されているレンタル医療機器等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

（3）調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を年間5件以上行うことを目標とし、新潟労災病院、富山労災病院、愛媛労災病院、熊本労災病院、北海道せき損センター、北海道中央労災病院両立支援センター、労働安全衛生総合研究所の7施設において実施した。

（4）推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	件（少額随契を除く）については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計・用度・管理課長会議」（平成29年9月1日）「会計業務打合せ」（平成29年10月16日～17日）においても周知・徹底した。 イ 競争性、公平性の確保 【平成26年度】 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図るため、平成26年度においても「契約監視委員会」における指摘事項等を開催の都度、各施設に通知し、また本部主催の「全国会計課長会議」等においても周知徹底することにより、公告期間や、履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担になっていないかの見直し、仕様書の改善を図るとともに、事前確認公募を実施するなど、競争性の確保に努めた。この結果、件数、件数割合とも平成25年度より若干増加しているものの、「随意契約見直し計画」のペースとなる平成20年度と比較すると大幅に減少している。 また、「独立行政法人会計基準に定める特定関連会社、関連会社及び関連公益法人」及び「本法人の役員を経験した者が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める本法人との取引高が3分の1以上である法人」との契約について、公表する旨入札心得書に記載し、入札参加希望者に周知を行った。 なお、平成26年度において同記載に該当する契約はなかった。 その他、企画競争や総合評価方式により業者選考を行う場合においても、1件の予定価格が3千万円を超える工事、1千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員による構成された「入札・契約手続運営委員会」において競争参加資格等の適切性等について調査審議（平成26年度10回開催）し、競争性、透明性の確保に努めた。 【平成27～29年度】 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図るため、「契約監視委員会」（年4回開催）において一者応札・応募の改善状況について点検を受け、点検結果や指摘事項等を開催の都度、各施設に通知し、また本部主催の「全国会計課長会議」等においても周知徹底することにより、公告期間や、履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担になっていないかの見直し、仕様書の改善を図ることに努めた。 また、企画競争や総合評価方式の採用に当たっては、入札参加資格者に対して評価基準書を配布し評価基準を明確にするとともに、同方式により業者選考を行う場合においては、1件の予定価格が3千万円を超える工事、1千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会」において競争参加資格等の適切性等について調査審議（平成27年度9回開催、平成28年度11回開催、平成29年度12回開催）することにより、競争性、透明性の確保に努めた。 さらに、プロポーザル方式により設計事務所や建設コンサルタントを選定するに当たっては、より一層透明性を高める視点から、外部有識者を選定委員に加えることとした。			
--	--	--	--	--	--

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。		ウ 契約監視委員会の審議等 【平成 26～29 年度】 入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を年 4 回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について点検（個々の契約について、随意契約理由の妥当性、最低価格落札方式以外の方式を採用する場合であっても予定価格積算の適正性や公告期間の妥当性等）を受け、それを踏まえた見直しを行った。 具体的には、「契約監視委員会」の開催毎に、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について、随意契約の場合には、契約方式の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かの確認、一般競争による場合であっても、真に競争性が確保されているか、見直し計画の具体的取組事項に沿った取組がなされているか等の点検を受け、それを踏まえた見直しを行った。 また、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。 点検結果については、本部主催の「全国会計・用度・管理課長会議」等において契約監視委員会等の指摘事項を説明する等、情報の共有に努めるとともに、内部監査や本部契約課による施設への業務指導においても必要な指導を行った。											
エ 独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること。（附帯決議関係） また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進めること。	エ 独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。 また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進める。		エ 共同購入等の促進 【平成 26～29 年度】 高額医療機器共同購入については、平成 26 年度から国立病院機構と連携して取組を開始した。その後、平成 27 年度からは新たに J C H O も加えて 3 法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。また、医薬品についても、全ての労災病院を対象に国立病院機構との共同購入を継続実施し、支出削減と当該契約業務を本部へ集約化することによる事務手続の軽減を図った。 （参考） ・ 高額医療機器共同購入 【平成 26 年度】 7 月に共同入札を実施（7 機種 11 台） 【平成 27 年度】 6 月に共同入札を実施（7 機種 16 台） 【平成 28 年度】 7 月に共同入札を実施（5 機種 10 台） 【平成 29 年度】 7 月及び 10 月に共同入札を実施（7 機種 15 台） ・ 医薬品の共同購入について、平成 28 年 7 月に共同入札を実施（9, 040 品目）。 ・ 医薬品の共同購入について、平成 29 年 7 月に共同入札を実施（9, 080 品目）。 <table><tr><td></td><td>H27</td><td>H28</td><td>削減率</td></tr><tr><td>コピー用紙購入金額</td><td>607, 803 円</td><td>350, 773 円</td><td>△42. 3%</td></tr></table> ・ 統合後の労働安全衛生総合研究所のコピー用紙購入額の削減（△42. 3%）		H27	H28	削減率	コピー用紙購入金額	607, 803 円	350, 773 円	△42. 3%			
	H27	H28	削減率											
コピー用紙購入金額	607, 803 円	350, 773 円	△42. 3%											

4. その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３－１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート ０４３８

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)前中期目標 期間最終年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第4 財務内容の改善に関する事項 1 外部資金の活用等 外部資金については、重点研究の5分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 外部資金の活用等 外部資金については、重点研究の5分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。(政・独委評価の視点) ○労災病院については、経営基盤の確立に向けて本部の施設運営支援、経営指導等が効果的に行われたか。 ○当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 外部資金の活用等 【平成28年度】 ア 競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を獲得した。 【平成29年度】 ア 競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努めている。 【平成28年度】 イ 貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページの内容を分かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。 ・また、大学等の研究機関や民間企業との間で共同研究により施設の共同利用を進めた。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の確保を図った。 【平成29年度】 イ 施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設・設備リストを掲載し、周知を図っている。 ・引き続き、大学等の研究機関や民間企業との間で共同研究により施設の共同利用を進めている。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の確保を図っている。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 【平成28～29年度】 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。		＜評定と根拠＞ 評定：B 以下のとおり、中期計画における所期の目標を達成していることから、自己評価を「B」とした。 （1）繰越欠損金については、厚生年金制度の見直しを始めとした経営改善に向けた各取組を実施した結果、28年度において解消した。 （2）①個人未収金については、平成26年度に比して、医業未収金比率が、毎年度低減されている。 （3）保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき随時検討するとともに、処分予定の土地については売却に係る作業を進めた。 また、不要財産の処分に当たり、未処分となっている資産について、評価額の見直し、不動産仲介業者を	評定		評定	
						＜評定に至った理由＞		＜評定に至った理由＞		
						＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞		
						＜その他事項＞		＜その他事項＞		

	予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。	た中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） ○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） ○貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されてい	【平成 28～29 年度】 また、運営費交付金債務については、平成 28 年度より、自立的なマネジメントの実現のため、独立行政法人会計基準第 81 の 2 に規定する業務達成基準（管理部門のみ期間進行基準）を適用した。		活用した買受勧奨等を実施するなどの取組を行った。 一部の対象資産について、売却収入又は現物により国庫納付を行った。 燕労災病院については、平成 30 年 3 月 30 日付けで新潟県と売買契約等手続きを締結した。
	3 労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。	3 労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、厚生年金基金の国への代行返上、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	3 労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等の公的医療機関と連携を行うほか、厚生年金基金の国への代行返上、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。 （政・独委評価の視点） ○貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されてい	【平成 26～29 年度】 ア 国立病院機構との研修制度への相互参加については、以下のとおり相互に参加しており、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法人間での連携が強化された。	＜課題と対応＞ －

	26年度	27年度	28年度	29年度
当機構の研修	7	7	9	4
国病の参加者数	79	99	103	31
国病機構の研修	8	10	11	11
当機構の参加者数	30	41	51	27

【平成 26～29 年度】

イ 国立病院機構と高額医療機器について共同入札を実施した。

なお、平成 27 年度からは、地域医療機能推進機構も参加して共同入札を実施した。

	26年度	27年度	28年度	29年度
機種	C T 等 7 機種11台	C T 等 7 機種16台	C T 等 5 機種10台	C T 等 7 機種15台
削減効果	△ 3 6 5 百万円	△ 7 8 8 百万円	△ 4 1 6 百万円	△ 3 7 3 百万円

【平成 26～29 年度】

ウ 日赤、済生会等が加入する民間の G P O（Group Purchasing Organization：共同購買組織）に参加して医療消耗品等の共同購入を実施し、支出の削減に努めた。

			<table><tr><td></td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr><tr><td>参加病院数</td><td>日赤、済生会等148病院</td><td>166病院</td><td>185病院</td><td>214病院</td></tr><tr><td>削減効果</td><td>△218百万円</td><td>△229百万円</td><td>△274百万円</td><td>△256百万円</td></tr></table>						26年度	27年度	28年度	29年度	参加病院数	日赤、済生会等148病院	166病院	185病院	214病院	削減効果	△218百万円	△229百万円	△274百万円	△256百万円				
				26年度	27年度	28年度	29年度																			
参加病院数	日赤、済生会等148病院	166病院	185病院	214病院																						
削減効果	△218百万円	△229百万円	△274百万円	△256百万円																						
	(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等	(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等	(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等																							
	個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。	個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成26事業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。	【平成26年度】 個別病院単位の財務関係書類の公表については、平成26事業年度分から厚生労働大臣の財務諸表等の承認後、公表するよう準備を整えた。 【平成27～29年度】 本部及び個別病院ごとの財務状態の把握、管理を行い、ガバナンス機能の向上につなげるため、個別病院単位で財務関係書類を作成している。 なお、独立行政法人会計基準に基づく財務諸表に係る厚生労働大臣承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。																							
	(3) 繰越欠損金解消計画の策定	(3) 繰越欠損金の解消計画の策定	(3) 繰越欠損金の解消計画の策定																							
	繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ること。	繰越欠損金については、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ることにより、平成28年度を目途に解消する。	【平成26年度】 ア 平成26年度については、厚生年金基金制度に関し、繰越欠損金の解消に向け、平成26年7月に各施設と労働組合に4月に施行された改正厚生年金保険法の内容等について情報提供及び説明を行い、国に代行部分を返上し新たな制度に移行する必要性について理解を求めた。また、平成26年10月には労使で協議し、平成29年4月に代行部分を国へ返上し新制度へ移行すること、及びこれから新制度の内容について協議していくことを合意した。その後、平成27年2月の厚生年金基金の代議員会における議決を経て、代行部分の国への返上に係る計画の申請を関東信越厚生局に提出した。 イ 平成26年度については、診療報酬改定、消費税法改正による消費税増税及び電気料単価の高騰に伴う光熱水費の増加等、様々な外的要因がある中で、平成25年度の経営状況の悪化を改善し、労災病院が勤労者医療の中核的な役割を的確に果たしていくために、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて従前の取組に加え、本部主導の下、次のような様々な取組を実施した。 (ア) 医師不足の解消に向け、専門の外部業者への依頼や労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度の活用等、医師確保に努めた。 (イ) 収入確保・支出削減対策については、経営監を経団連から招聘し、新たな視点から経営改善に関する助言を受ける体制の整備、経営改善推進会議を毎月1回から2回へ開催回数を増やす等、「経営改善推進会議」を充実・強化し、本部主導による労災病院への指導・支援の取																							
		るか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 (政・独委評価の視点) ○保有資産「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について(平成26年9月2日総務省行政管理局)」に基づき、保有資産の利用実態調査により必要性及び処分可否																								

		等について検討を行っているのか。 ○重要な財産譲渡の計画が順調に行われているか。	組を行った。 また、毎年実施している病院長との施設別病院協議においても、より一層地域の医療事情を踏まえ、目指すべき役割や機能について協議することを通じて、機器整備等の投資的経費についても計画的な整備を図るとともに、より効率的な医療の提供に努めるよう指示した。 (ウ) 本部主導による労災病院への経営指導・支援 労災病院への指導及び支援に当たっては、本部の「経営改善推進会議」にて検討を重ね、次の取組を実施した。 ・理事長から各病院長を始めとする全職員へ「収入確保・支出削減」を徹底する通知を発出 ・関係部室合同による個別病院への経営指導及びフォローアップ ・病床機能分化への対応策の検討・実施 ・各施設へのDPCベンチマーク資料の送付 ・診療材料費に係るベンチマーク資料を作成し、それに基づいた契約単価の見直し ・経営コンサルティングの導入 ・支出削減取組事例を作成し、各病院に適した取組を実施 ・国立病院機構との高額医療機器に係る共同入札（削減効果365百万円） ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札（削減効果202百万円） ・民間のGPO（Group Purchasing Organization：共同購買組織）（日赤、済生会等148病院が参加）に参加しての医療消耗品等の共同購入（削減効果218百万円） (エ) 経営が悪化している病院への経営指導・支援 ① 特に経営が悪化している6病院を「経営改善指定病院」に指定し、経営改善に係る行動計画を策定させて、随時、行動計画の進捗をフォローアップするとともに、本部職員による病院長を始めとした関係職員からのヒアリングを通じて、収入増加及び支出削減対策について個別具体的な指導を行い、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。 ② 医師の退職が著しく、急激に経営が悪化した病院に対しては、民間の経営コンサルタントを活用して病院の地域におけるポジショニング等を明確にし、ヒアリングやグループワーク等を通じて病院の現状や将来構想を周知するとともに経営改善の必要性を訴えて、職員の意識改革につなげた。（平成27年度から具体的な収入増加対策や支出削減対策を講じていく。） (オ) 後発医薬品については、更なる支出削減を図るため、平成25年4月に厚生労働省が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成30年3月末までに数量シェアで60%を達成することが目標）の目標を平成26年度において前倒しして達成した。 【後発医薬品採用率】 平成25年度 47.2% → 平成26年度 61.7% ウ 収益面においては、紹介患者数や救急搬送数の増加により新入院患者数は平成25年度から増となったものの、診療報酬改定に伴う施設基準の厳格化による平均在院日数の短縮や多数の病院における医師の退職等により患者数は減となった。 一方で、医療の質と安全の確保の観点から、看護師、医療職等を充足し、上位施設基準の取得、診療報酬改定への迅速な対応及び高度な手術の件数増等により診療単価については増となった。 これにより、経常収益については、平成25年度と比較して33億円の増となった。 また、費用面については、本部主導による経営指導・支援により、支出の削減に取り組んだが、職員の充足、給与特例減額措置の終了等に伴う役職員給与の増、抗がん剤等の高額薬品の使用量増や高度な手術の件数増に伴う薬品費・診療材料費等の材料費の増、医師不足への対応に伴う診療応援医師の増等による医師等謝金の増、電気料単価の高騰による光熱水費の増等のほか、消費税増税の影響（34億円）により、平成25年度と比較して73億円の増となった。 年度当初からの収益の伸び悩みを鑑み、経営改善に係る各種の取組を実施したが、費用の増を		
--	--	--	--	--	--

賄う収益の確保には至らず、経常損益では、平成 25 年度と比較して 40 億円悪化の△66 億円となり、2 年連続となる経常損益におけるマイナス計上となった。

また、当期損益については平成 25 年度と比較して 41 億円悪化の△81 億円となった。

このため、繰越欠損金は平成 26 年度に計画した解消計画を達成することはできず、平成 25 年度の 420 億円から 81 億円増の 501 億円と、繰越欠損金の解消に向けては後退することとなり、確実な経営基盤の強化が急務となっている。

【収益と費用の分析】

（ア）診療収入の確保

各労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、医療連携強化、上位施設基準の取得、高度・専門的医療の推進等を図り診療収入の確保に努めた。

① 医療連携強化・上位施設基準等

・一般病棟入院基本料（7 対 1）の取得	1 病院	計	25 病院（	2 億円）
・地域包括ケア病棟入院基本料の取得	4 病院	計	4 病院（	1 億円）
・急性期看護補助体制加算の取得	15 病院	計	30 病院（	4 億円）
・特定集中治療室管理料 1 等の取得	5 病院	計	16 病院（	3 億円）
・ハイケアユニット入院医療管理料の取得	4 病院	計	7 病院（	4 億円）
・病棟薬剤業務実施加算の取得	3 病院	計	15 病院（	1 億円）
・総合入院体制加算の取得	3 病院	計	10 病院（	3 億円）
・D P C 医療機関群Ⅱ群の取得	2 病院	計	2 病院（	2 億円）
・医師事務作業補助体制加算の増	10 病院	計	32 病院（	1 億円）

※施設数は年度末における取得病院数を計上

② 高度・専門的医療の推進

・高度な検査・画像診断料の増	（	11 億円）
・手術及び短期滞在手術等基本料等の増	（	27 億円）
・高額な抗がん剤増等による薬品収入の増	（	12 億円）
・リハビリテーション、透析等の増	（	6 億円）

③ 患者数減による影響額

（△46 億円）

診療報酬改定に伴う施設基準厳格化に対応するための平均在院日数の短縮、多数の病院における医師の退職等による患者数の減。

（イ）給与費

職員期末勤勉手当について、国は、年間賞与支給月数を 4.10 月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.05 月の支給とした。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても 25%の対象者を 10%、12%の対象者を 4%とそれぞれ削減措置を実施するなど人件費の抑制に努めたが、医療の質の向上と安全の確保のための看護師、医療職等の充足、給与特例減額措置終了等により、6 億円の増。

（ウ）材料費

後発医薬品の採用拡大、ベンチマーク資料を用いた契約交渉による薬品・診療材料単価の削減に努めたが、抗がん剤等の高額薬品の使用量増や高度な手術の件数増及び消費税増税に伴い 30 億円の増。

（エ）経費

契約更新時における仕様見直しの徹底や契約努力及び効率化による経費削減に努めたが、医師の過重労働を軽減しつつ、医師事務作業補助体制加算等の上位施設基準の取得や医師不

足への対応に伴う診療応援医師の増等による医師等謝金の増、医療機器の整備等に伴う保守料の等による雑役務費の増、医療の高度化に伴う検査機器等の賃借による賃借料の増、電気料単価の高騰による光熱水費の増及び消費税増税等により経費が増加した。

・医師等謝金の増	7億円
・光熱水費の増	4億円
・雑役務費の増	10億円
・修繕費の増	3億円
・賃借料の増	5億円
・租税公課の増	2億円
(オ)減価償却費の増	2億円

【平成 27 年度】

ア 平成 27 年度においては、平成 26 年度からの消費税増税等による経営状況悪化への影響が継続することを踏まえつつも、平成 28 年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、病院ごとの解消額の合計を 1,311 百万円として計画した。

なお、機構として果たすべきミッションを考慮しつつ、徹底した経営改善による財務内容の改善を図るため、本部に設けた「経営改善推進会議」において更なる収入確保、支出削減対策を検討し、各種取組を実施するとともに、厚生年金基金制度については、平成 27 年 5 月以降、厚生年金基金の新制度移行について、労使間で数次にわたり協議を重ねた結果、新制度の移行等について労使合意し、将来分返上の認可申請を関東信越厚生局に提出（平成 28 年 4 月 1 日認可）することにより、平成 29 年 4 月の厚生年金基金の新制度への移行に向けた手続を着実に進めたことから、繰越欠損金は解消見込みとなった。

イ 労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくために、平成 27 年度は個別の労災病院ごとに、目指すべき役割や機能等について評価等を行った上で病床機能区分の見直しを行うとともに平成 28 年度を目途とした繰越欠損金解消に向け、経営状況の悪化を改善し、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて、本部主導の下、次のような様々な取組を実施した。

【本部において取り組んだ事例】

(ア) 医師確保対策

医師不足の解消に向け、労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度の活用や専門の外部業者への依頼等、医師確保に努めた。

(イ) 経営改善推進会議

外部の視点を積極的に導入する観点から、経営監を経団連から招聘した上で、「経営改善推進会議」を毎月 2 回開催し、リアルタイムで各病院の状況について意見交換を行うとともに次の取組を実施した。

- ・理事長から各病院長を始めとする全職員へ「収入確保・支出削減」を徹底する通知を発出
- ・経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、本部職員による病院長等のヒアリングの実施、収入増加及び支出削減対策についての個別具体的支援）
- ・関係部室合同による個別病院への経営指導及びフォローアップ

- ・病床機能分化への対応策の検討・実施
- ・診療報酬改定への早期対応のためのシミュレーションの実施
- ・医療材料ベンチマークシステムの導入（平成 27 年 11 月）に基づく契約単価の見直し
- ・支出削減取組事例を作成し、各病院に適した取組を実施
- ・共同購入・共同入札の実施
- ・経営コンサルタント導入の検討・実施

（ウ）期末勤勉手当の抑制

職員期末勤勉手当について、国は、年間賞与支給月数を 4.20 月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.10 月の支給とした。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても 25%の対象者を 10%、12%の対象者を 4%とそれぞれ削減措置を実施した。

（エ）共同購入・共同入札

- ・国立病院機構・ＪＣＨＯとの高額医療機器に係る共同入札（削減効果 788 百万円）
- ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札（削減効果 173 百万円）
- ・民間のＧＰＯ（Group Purchasing Organization：共同購買組織）（日赤、済生会等 166 病院が参加）に参加しての医療消耗品等の共同購入（削減効果 229 百万円）

【本部と病院が共同で取り組んだ事例】

（ア）病院協議

病院長との施設別病院協議において、都道府県が策定した地域医療計画を踏まえ、各病院が目指すべき役割や機能について協議することを通じて、機器整備等の投資的経費について計画的な整備を図るとともに、より効率的な医療の提供に努めた。

（イ）コンサルタントの導入

医師の退職が著しく、急激に経営が悪化した病院に対しては、民間の経営コンサルタントを活用して病院の地域におけるポジショニング等を明確にし、ヒアリングやグループワーク等を通じて病院の現状や将来構想を周知するとともに経営改善の必要性を訴えて、職員の意識改革につなげた。

（ウ）医療材料ベンチマークシステムの導入及び外部講師を活用した効果的価格交渉の実施

年々増大する医療諸費の削減に向けて、会計課長会議等において外部講師を招聘し効果的な価格交渉の進め方について研鑽するとともに、新たに 11 月から導入した医療材料ベンチマークシステム（全国の医療機関の最新購入価格を比較できるシステム）を活用することにより契約単価の見直し等を進めた。

（エ）後発医薬品の採用拡大

更なる支出削減を図るため、平成 27 年 6 月 30 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、更なる目標値（平成 27 年度に数量シェアで 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする）が示されたことから、本部において各病院の後発医薬品目採用リストを作成し、各病院が情報共有することにより、2 月から 3 月に実施した病院協議において病院ごとに目標値を設定し、採用促進に努めることとした。

【後発医薬品採用率】

平成 26 年度 61.7% → 平成 27 年度見込 71.7% → 平成 28 年度目標 77.4%

（オ）経営悪化病院への対応

特に経営が悪化している 6 病院を「経営改善指定病院」に指定し、経営改善に係る行動計

画を策定させて、随時、行動計画の進捗をフォローアップするとともに、本部職員による病院長を始めとした関係職員からのヒアリングを通じて、収入増加及び支出削減対策について個別具体的な指導を行うとともに、民間の経営コンサルタントを導入し、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。

(カ) 年度計画未達の病院等への対応

本部において翌年度以降の病院運営に係る基本方針を作成し、経営基盤を確実に強化し効率的な運営を行うための診療科構成や病棟体制の見直し、地域包括ケア病棟の導入等の診療体制の抜本的な見直しを指示した上で施設別に本部と病院協議を実施し、病院の運営計画を決定した。

また、特に経営が悪化している病院については「経営改善指定病院」に指定し、経営改善に係る行動計画を基に本部と病院が一体となって経営改善に努めた。

(ク) その他

「経営改善推進会議」で決定した関係部室合同による個別病院幹部からのヒアリング及びそれを踏まえた経営指導に基づき、計画達成に向けた行動計画の作成・取組等の各種対応策を実施した。

ウ 平成 27 年度経営状況

収益面においては、紹介患者数や救急搬送数の増加により新入院患者数や外来患者数は平成 26 年度から増となったものの、入院基本料（7 対 1）施設基準の厳格化による平均在院日数の短縮や多数の病院における医師の退職等により入院患者数は減となった。

一方で、医療の質と安全の確保の観点から、看護師、医療職を充足し、上位施設基準の取得、抗がん剤等の高額薬品の使用量増及び高度な手術の件数増等により診療単価については増となった。

これにより、経常収益については、平成 26 年度と比較して 73 億円の増となった。

また、費用面については、本部主導による経営指導・支援により、支出の削減に取り組んだが、職員の充足に伴う給与費の増、抗がん剤等の高額薬品の使用量増や高度な手術の件数増に伴う薬品費・診療材料費等の材料費の増、医師の過重労働を軽減しつつ、医師事務作業補助体制加算等の上位施設基準の取得や医師不足への対応に伴う診療応援医師の増等による医師等謝金の増等により、経常費用は平成 26 年度と比較して 80 億円の増となった。

その結果、経常損益は平成 26 年度と比較して 7 億円悪化し△73 億円となったが、外的要因である国債の金利低下の影響等による退職給付費用の増 25 億円を除けば、平成 26 年度と比較して 18 億円の改善となった。

なお、当期損益については平成 26 年度と比較して 2 億円改善したものの△78 億円となり、平成 27 年度に計画した解消計画を達成することはできず、繰越欠損金は平成 26 年度の 501 億円から 78 億円増の 579 億円となった。

労災病院の損益

区分	26年度	27年度
経常損益	△66億円	△73億円
当期損益	△81億円	△78億円
繰越欠損金	△501億円	△579億円

【収益と費用の分析】

(ア) 経常収益 73 億円の増

① 診療単価増の影響 86 億円

・急性期看護補助体制加算等の取得	22 病院	計 31 病院 (2 億円)
・特定集中治療室管理料 1 等の取得	4 病院	計 16 病院 (3 億円)
・ハイケアユニット入院医療管理料の取得	1 病院	計 8 病院 (1 億円)
・総合入院体制加算	1 病院	計 10 病院 (1 億円)
・高度な検査・画像診断料・高度な手術の増		(16 億円)
・高額な抗がん剤増等による薬品収入の増		(49 億円)
・その他特定入院料等の増		(14 億円)

※施設数は年度末における取得病院数を計上

② 患者数減の影響 △15 億円

入院基本料 (7 対 1) 施設基準厳格化に対応するための平均在院日数の短縮、多数の病院における医師の退職等による患者数の減。

(イ) 経常費用 80 億円の増

・給与費の増	12 億円
・薬品費の増	45 億円
・その他材料費の増	11 億円
・謝金の増	9 億円
・退職給付費用の増	25 億円
・燃料費、光熱水費の減	△9 億円
・雑役務費の減	△4 億円
・減価償却費の減	△8 億円

【平成 28 年度】

ア 平成 28 年度においては、診療報酬改定及び平成 26 年度からの消費税増税等による経営状況悪化への影響が継続することを踏まえつつも、厚生年金基金の代行返上等による平成 28 年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、病院ごとの解消額の合計を 57,432 百万円として計画した。

イ 経営改善に向けた取組等

労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくために、個別の労災病院ごとに、目指すべき役割や機能等について評価等を行った上で病床機能区分の見直しを行うとともに、経営状況の悪化を改善し、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて、本部主導の下、次のような様々な取組を実施した。

併せて、27 年度計画未達の病院については、本部主導の下に病院との協議を行ったうえで運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めるとともに、経営悪化病院については「経営改善指定病院」に指定し本部と病院が一体となって経営改善に努めた。

【本部において取り組んだ事例】

(ア) 厚生年金基金の見直し

厚生年金基金については、繰越欠損金の解消に向け、平成 28 年 4 月に関東信越厚生局から将来分返上の認可を受けるとともに、新制度 (確定給付企業年金と確定拠出年金の併用) に

係る詳細設計を進めることについて労使合意した。また、平成 28 年 9 月の厚生年金基金代議員会において基金解散に係る規約改正を議決し、平成 29 年 1 月に確定給付企業年金と確定拠出年金の各規約について労働組合の同意を得た上で厚生局に設立申請するなど、着実に手続を進め、平成 29 年 4 月に新制度設立の承認を受けた。

(イ) 医師確保対策

医師不足の解消に向け、労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度を活用するなど医師確保に努めた。

(ウ) 経営改善推進会議

外部の視点を積極的に導入する観点から、平成 26 年度から経営監を経団連より招聘し、毎月 2 回開催している「経営改善推進会議」において、リアルタイムで各病院の状況について把握した上で、経営改善に向けた次の取組を実施した。

- ・経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、本部職員による業務指導、病院幹部職員等へのヒアリングの実施、収入増加及び支出削減対策についての個別具体的支援）
- ・年度当初から入院収入が当初計画を大幅に下回っている病院（13 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、病院の現状を踏まえ早期改善策を指導。
- ・上半期の経営状況を分析し、特に収支差が悪化傾向にあった病院（14 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、計画収支差確保に向けた改善策を指導。
- ・診療報酬改定・病床機能分化への対応策の検討・実施
- ・支出削減取組好事例を情報提供し、各病院に適した取組を実施。
- ・共同購入・共同入札の実施

(エ) 期末勤勉手当の抑制

- ・労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員及び日本バイオアッセイ研究センター以外の職員の期末・勤勉手当については、国は、平成 28 年の人事院勧告において賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた 4.30 月としたが、当機構においては社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.14 月の支給としている。更に、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合について 25%の対象者を 10%、12%の対象者を 4%とそれぞれ削減措置を実施した。

(オ) 共同購入・共同入札

- ・国立病院機構及びＪＣＨＯとの高額医療機器に係る共同購入（削減効果△416 百万円）
- ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札（削減効果△331 百万円）
- ・日赤・済生会等 185 病院が加入する民間のＧＰＯ（Group Purchasing Organization：共同購買組織）への参加による医療消耗品等の共同購入（削減効果△274 百万円）

【本部と病院が共同で取り組んだ事例】

(ア) 医療材料ベンチマークシステム導入後のフォローアップの実施

医療材料費の削減に向けて、全国労災病院会計・用度課長会議及び医療材料分析システム研修会において外部講師を招聘し、システムを活用した価格低減につながる効果的な購買マネジメント研修を実施し、更なる契約単価の見直し等を推進した。

(イ) 後発医薬品の採用拡大

更なる支出削減を図るため、平成 27 年 6 月 30 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2015」における新たな目標値（平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする。）に基づき、病院協議において病院ごとの目標値を設定し、4 月に開催

した全国労災病院長会議及び事務局長会議において、その達成を指示した。また、本部において各病院の後発医薬品目採用リストを作成し各病院へ情報提供するとともに、定期的に各病院の進捗状況を把握し、目標達成が危惧される病院に対して個別にフォローアップを行うことで、目標を達成した。（平成 27 年度実績 72.2%→平成 28 年度目標 77.4%→平成 28 年度実績 79.8%）

（ウ）経営悪化病院への対応

特に経営が悪化している 6 病院を「経営改善指定病院」に指定し、各病院は経営改善に係る行動計画を策定の上これに基づき積極的に経営改善を進めるとともに、本部においては、随時、行動計画の進捗についてフォローアップを行った。また、各病院に対して本部職員による業務指導等を行うとともに、病院幹部職員等からのヒアリングを通じて、収入増加及び支出削減対策について個別具体的な指導を行うなど、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。

（エ）病院協議

施設別病院協議において、「地域医療計画を踏まえた病院が目指すべき役割や機能」、「機器等の計画的な整備」、「診療科構成や病棟体制の見直し」など病院の運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。

ウ 平成 28 年度経営状況

収入面においては、医療の質と安全の確保の観点から、医療職を充足し、上位施設基準の取得、高度な手術の件数増により診療単価については増となったものの、入院基本料（7 対 1）施設基準の厳格化による平均在院日数の短縮や多数の病院における医師の退職等により新入院患者数及び入外患者数が減となったことから、経常収益については、平成 27 年度と比較して 42 億円の減となった。

また、費用面については、医師事務作業補助体制加算等の上位施設基準の取得や医師不足への対応に伴う診療応援医師の増等による医師等謝金の増等はあったものの、薬品費の減等により経常費用は平成 27 年度と比較して 190 億円の減となり、その結果、平成 28 年度の経常損益は、74 億円となった。

なお、当期損益については、厚生年金基金の見直し等に伴う臨時利益が大きく影響し、27 年度に対し 1,194 億円の改善となり繰越欠損金は解消した。

労災病院の損益

区分	27年度	28年度
当期損益	△78億円	1,115億円
繰越欠損金又は利益剰余金	△579億円	536億円

【平成 29 年度】

ア 繰越欠損金については、厚生年金基金の代行返上等により平成 28 年度で解消した。なお、引き続き本部と各病院と連携し、経営改善に向けて以下の取り組みを実施している。

イ 経営改善に向けた取り組み等

労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくために、個別の労災病院ごとに、目指すべき役割や機能等について評価等を行った上で、病床機能分化への対応策の検討・実施を行うとともに、経営状況の悪

化を改善し、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて、本部主導のもと、次のような様々な取組を行った。

【本部において取り組んだ事例】

(ア) 医師確保対策

医師不足の解消に向け、労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度を活用するなど医師確保に努めている。

(イ) 経営改善推進会議

外部の視点を積極的に導入する観点から、平成 26 年度から経営監を経団連より招聘し、毎月 2 回開催している「経営改善推進会議」において、リアルタイムで各病院の状況について把握した上で、経営改善に向けた次の取組を実施した。

- ・経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、本部職員による業務指導、病院幹部職員等へのヒアリングの実施、収入増加及び支出削減対策についての個別具体的支援）
- ・年度当初から入院収入が当初計画を大幅に下回っている病院（11 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、病院の現状を踏まえ早期改善策を指導。
- ・上半期の経営状況を分析し、特に年間計画収支差の確保が危ぶまれた病院（15 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、計画収支差確保に向けた改善策を指導。
- ・病床機能分化への対応策の検討・実施・共同購入・共同入札の実施

(ウ) 期末勤勉手当の抑制

- ・労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員及び日本バイオアッセイ研究センター以外の職員の期末・勤勉手当については、国は、平成 29 年の人事院勧告において賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた 4.40 月としたが、当機構においては社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.16 月の支給としている。更に、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合について 25%の対象者を 10%、12%の対象者を 4%とそれぞれ削減措置を実施した。

(エ) 共同購入・共同入札

- ・国立病院機構及びＪＣＨＯとの高額医療機器に係る共同購入（削減効果△373 百万円。）
- ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札（削減効果△159 百万円）
- ・日赤・済生会等 214 病院が加入する民間のＧＰＯ（Group Purchasing Organization：共同購買組織）への参加による医療消耗品等の共同購入（削減効果 265 百万円）

【本部と病院が共同で取り組んだ事例】

(ア) 医療材料ベンチマークシステム導入後のフォローアップの実施

医療材料費の削減に向けて、全国労災病院会計・用度・管理課長会議及び医療材料分析システム研修会において外部講師を招聘し、システムを活用した価格低減につながる効果的な購買マネジメント研修を実施し、更なる契約単価の見直し等を推進した。

(イ) 後発医薬品の採用拡大

更なる支出削減を図るため、平成 27 年 6 月 30 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2015」における新たな目標値（平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする。）に基づき、病院協議において病院ごとの目標値を設定し、採用拡大に取り組んだ結果、目標を達成した。（平成 28 年度実績 79.8%→平成 29 年度目標 81.45%→平成

29 年度実績【9 月累計】81.1%) なお、平成 29 年 6 月の閣議決定を受け、平成 32 年 9 月までに各労災病院が 80%を達成しなければならないことについて、9 月に開催した全国労災病院会計・用度・管理課長会議において、改めて指示した。

(ウ) 経営悪化病院への対応

特に経営が悪化している 6 病院を「経営改善指定病院」に指定し、各病院は経営改善に係る行動計画を策定の上これに基づき積極的に経営改善を進めるとともに、本部においては、随時、行動計画の進捗についてフォローアップを行った。また、当該 6 病院に対して本部職員による業務指導等を行うとともに、病院幹部職員等からのヒアリングを通じて、個別に収入増加及び支出削減対策について、具体的な指導を行うなど、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。

(エ) 病院協議

施設別病院協議において、平成 30 年度診療報酬改定への迅速な対応を含め、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。

ウ 平成 29 年度経営状況

収益面においては、多数の病院における医師の退職等により新入院患者数及び入外患者数が減となったものの、上位施設基準の取得、高額手術や抗がん剤治療件数の増等により診療単価については増となったことにより、経常収益については、平成 28 年度と比較して 18 億円の増となった。

また、費用面においては、医療の質確保に係る医療職等の増員、退職給付費用の増等による役員給与の増及び高額手術や抗がん剤治療件数の増等による医療材料費の増等により経常費用は平成 28 年度と比較して 130 億円の増となり、その結果、平成 29 年度の経常損益は、△38 億円となった。

以上により、経常損益については、平成 28 年度に対して△112 億円の悪化となるものの、特殊要因である代行返上、数理差異の影響を除いた場合は 21 億円の改善となった。なお、当期損益については、平成 28 年度に厚生年金制度の見直し等に伴う臨時利益があったことから、結果として△1,179 億円の悪化となった。

労災病院の損益

区 分	28年度	29年度
経常損益	74億円（△68億円）	△38億円（△47億円）
当期損益	1,115億円（△81億円）	△64億円（△74億円）
繰越欠損金又は利益剰余金	536億円（△660億円）	472億円（△734億円）

※（ ）は代行返上を除いた額

【収益と費用の分析】

(ア) 経常収益 18 億円の増

① 診療単価増の影響 45 億円

- ・ 高額手術の増による手術料収入の増 (22 億円)
- ・ 高額な抗がん剤増等による薬品収入の増 (6 億円)
- ・ リハビリテーション技師増員等によるリハビリテーション料収入の増 (5 億円)

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、平成26年度に比して、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

- ・その他特定入院料等の増 (12 億円)
- ② 患者数減の影響 29 億円
多数の病院における医師の退職等による患者数の減。
- (イ) 経常費用 130 億円の増
 - ・給与費の増 (1 億円)
 - ・高額医薬品、手術材料等の医療材料費の増 (10 億円)
 - ・雑役務費の増 (7 億円)
 - ・業務委託費の増 (5 億円)
 - ・退職給付費用の増 (107 億円)

(4) 医業未収金の適切な回収

(参 考)

年度別個人未収金内訳表 (単位：百万円)

区 分	保険者 (支払 基金 等)	個 人 未 収 金					合 計	医療事業 収 入
		一般債 権	貸倒 懸念 債 権	破産更 生債権 等	小 計	対医療 事業収 入割合 (%)		
①26 年度	42,185	1,320	672	654	2,646	0.93	44,831	284,775
②27 年度	46,670	1,223	637	517	2,377	0.82	49,047	291,377
③28 年度	44,446	1,145	625	453	2,224	0.77	46,670	288,875
④29 年度	44,219	1,233	610	396	2,239	0.77	46,458	292,335
⑤差(④-①)	2,261	△175	△47	△201	△422	△0.16	1,839	4,100

【平成 26 年度】

医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられ、平成 26 年度末の医業未収金約 448 億円のうち約 422 億円については、保険者に係るもので、請求後 1～2 か月後には支払われるものである。

個人未収金の回収に当たっては、すべての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づいた発生防止対策及び回収業務をより一層推進し自主回収に努めた結果、平成 26 年度は医療事業収入が約 32 億円増加したが、個人未収金の残高は約 26 億円となり、平成 25 年度と比べ約 2.4 億円減少（医療事業収入に占める個人未収金の割合：対平成 25 年度比△0.1 ポイント）した。

【平成 27 年度】

医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられ、平成 27 年度末の医業未収金約 490 億円のうち約 467 億円については、保険者に係るもので、請求後 1～2 か月後には支払われるものである。

個人未収金については、すべての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、平成 27 年度は医療事業収入が約 66 億円増加したが、個人未収金の残高は約 24 億円となり、平成 26 年度と比べ約 2.7 億円減少（医療事業収入に占める個人

4 本部事務所の移転

本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図

4 本部事務所の移転

本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行う。

未収金の割合：対平成 26 年度比△0.1 ポイント）した。

【平成 28 年度】

医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられるが、平成 28 年度末の医業未収金約 467 億円のうち約 444 億円については、保険者に係るもので、請求後 1～2 か月後には支払われるものである。

保険者以外の個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.77%となり、平成 26 年度の 0.93%に対して△0.16 ポイントの改善となった。

【平成 29 年度】

医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられるが、平成 29 年度末の医業未収金約 465 億円のうち約 442 億円については、保険者に係るもので、請求後 1～2 か月後には支払われるものである。

保険者以外の個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.77%となり、平成 26 年度の 0.93%に対して△0.16 ポイントの改善となった。

（5）再建型における弁済の履行督促【医療企画・資金援護部】

- ① 求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている事業所については、文書等による提出督促を行っている。
- ② 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所に対しては、弁済督促を確実に実施している。

債務承認書・弁済計画書の提出督促状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ提出督促回数	85	63	15	146
延べ提出回数	8	10	4	25
提出事業所数	7	9	4	12
【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数	18	18	8	25

弁済督促状況

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
延べ弁済督促回数	155	168	42	373
弁済件数	36	30	13	50
【参考】弁済計画未履行事業所数	31	24	19	44

4 本部事務所の移転

【平成 26～29 年度】

平成 27 年 1 月に工事を開始（3 か年計画の初年度）し、平成 28 年 9 月に本部事務所を移転した。

り、経費の削減を行うこと。 5 保有資産の見直し （１）保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。	5 保有資産の見直し ア 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。		5 保有資産の見直し ア 機構が保有する資産については、以下のとおり取り組んだ。 【平成 26 年度】 ① 保有資産の有効な活用方法について検討し、具体的な利用計画及び処分計画を理事会で決定した。 また、決定した内容を踏まえ、利用する土地については工事等を、処分する土地については売却に係る作業を進めた。 ② 保有資産の利用状況の把握と自主的な見直しの体制を強化するため、新たに見直した保有資産利用実態調査書を用いて平成 26 年 5 月に調査を実施するとともに、また、平成 26 年 6 月には新たに「保有資産検討会議」を設置した。 ③ 資産処分収入については、平成 26 年 6 月に「「遊休資産」とする判断基準及び処分方針」を新たに改正し、医療の提供を確実に実施するため、原則、労災病院の増改築費用等に充てることを明確にした 【平成 27 年度】 ① 保有資産の有効な活用方法について、具体的な利用計画及び処分計画に基づき、利用する土地は工事等を、処分する土地は、順次測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、売却に係る作業を進めた。 ② 保有資産利用実態調査により各労災病院の土地・建物等について把握した上で、処分可能な資産を選定し、売却に向け不動産鑑定評価の準備を実施した。 ③ 平成 27 年 9 月に廃止した旧労災リハビリテーション長野作業所については、土地の測量等を実施し、平成 28 年 1 月 25 日付けで国庫納付（現物納付）を完了した。 ④ 不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入（九州労災病院移転後跡地の一部、千葉労災病院本体敷地の一部、北海道中央労災病院せき損センター本体敷地の一部の売却収入）については労災病院の増改築費用等へ充当した。 【平成 28 年度】 ① 保有資産の有効な活用方法について、具体的な利用計画及び処分計画に基づき、利用する土地は工事等を、処分する土地は、順次測量・登記、不動産鑑定評価及び入札手続を実施し、売却に係る作業を進めた。 ② 保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において処分可能な資産として選定した秋田労災病院の御坂宿舎について、一般競争入札による売却に向け不動産鑑定評価の実施及び厚労大臣への認可申請を行い、平成 29 年 3 月 31 日付けで認可された。 ③ 不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入（町立大淀病院労災委託病棟、北海道中央労災病院せき損センター土地の一部（旧看護学校跡地）、釧路労災病院入江町宿舎駐車場土地の一部、青森労災病院職員宿舎（姥畑及び堀ノ外）及び大阪労災病院榎元町宿舎前空白地の売却収入）については労災病院の増改築費用等へ充当した。 【平成 29 年度】 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、随時検討するとともに、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記、不動産鑑定評価を実施し、売却に向け			
--	--	--	---	--	--	--

(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。	イ 特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の4(6)の取組等により、特許収入の拡大を図る。 6 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙1のとおり 7 収支計画 別紙2のとおり 8 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,077百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上）		た準備作業を進めた。 なお、保有資産検討会議において、神戸労災病院宿舍（藤江宿舍）及び九州労災病院門司メディカルセンター宿舍（片上宿舍）を処分可能な資産として新たに選定し、順次、測量・登記、不動産鑑定評価を実施した。 イ 特許権について 【平成28～29年度】 ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案しつつ、判断している。 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表している。 第4 短期借入金の限度額 【平成26～29年度】 今次中期計画期間における労働安全衛生融資貸付債権に係る返済資金としての短期借入は704百万円（限度額内）			
--	--	--	---	--	--	--

	2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 機構法附則第7条の規定に基づく資産については、売却により国庫納付を行うとともに、それ以外の資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により原則として現物により国庫納付することを中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。 機構法附則第7条の規定に基づく資産 旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、水上荘 それ以外の資産 労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所				
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 【平成26年度】 ○ 機構法附則第7条に基づく資産 ・未処分となっている旧岩手労災病院職員宿舎について、再鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行った。 ・保有資産の速やかな処分を図るため、新たな不動産媒介業者と仲介契約を締結し、当該業者が旧岩手労災病院職員宿舎、及び水上荘の買受勧奨を実施した。 ・また、機構自らも花巻市及び水上市へ出向き、現地の地方自治体と接触する等により情報収集に努めた。 ○ 上記以外の資産 - 平成26年2月に廃止した旧労災リハビリテーション宮城作業所及び旧労災リハビリテーション福岡作業所については、平成27年度中に国庫納付（現物納付）できるよう、「特々会計財産の引継ぎマニュアル」（財務省理財局）に基づき、以下の取組を行った。 ① 財産の現状把握 ② 越境物の確認 ③ 土壌汚染の確認及び調査 ④ 地下埋設物の調査 ⑤ 電柱等の状況調査 ⑥ 微量PCBの調査 【平成27年度】 ○ 機構法附則第7条に基づく資産 ・未処分となっている旧岩手労災病院職員宿舎等について再鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行った。 ・保有資産の速やかな処分を図るため、新たな不動産媒介業者と仲介契約を締結し、当該業者が旧岩手労災病院職員宿舎、水上荘の買受勧奨を実施するとともに、機構自らも現地の地方自治体に買受勧奨の文書を発出する等により情報収集に努めた。 ○ 上記以外の資産 ・平成27年9月に廃止した旧労災リハビリテーション長野作業所については、土地の測量等を実施し、平成28年1月25日付けで国庫納付（現物納付）を完了した。 【平成28年度】 ○ 機構法附則第7条に基づく資産				

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

中期目標期間の最終年度までに売却が完了するよう努める。千葉労災病院本体敷地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、燕労災病院（第1 I 9（7）に基づく移譲を行う場合）

- ・旧岩手労災病院付添者宿泊施設（清流荘）については、隣接する県有地の環境整備について調整を行ったうえで、平成28年10月に売却し、売却収入については国庫納付を行った。
- ・旧岩手労災病院職員宿舎（松倉宿舎）及び水上荘については、再鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行い、一般競争入札を実施したが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行うとともに、地方自治体への買受勧奨を行い、さらに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した。

○ 上記以外の資産

- ・労災リハビリテーション宮城作業所及び福岡作業所については、厚生労働省との現地確認を踏まえ、現物による国庫納付に向けて固定資産の現有調査を実施するとともに、宿舎一部解体工事等に係る入札準備を行った。

【平成29年度】

○ 機構法附則第7条に基づく資産

- ・旧岩手労災病院職員宿舎（松倉宿舎）及び水上荘については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。

取組の結果、水上荘については、平成29年12月8日に売却が完了し、平成30年1月5日付けで売却収入の国庫納付を行った。

○ 上記以外の資産

- ・労災リハビリテーション宮城作業所については、平成28年10月に実施した厚生労働省との現地確認を踏まえ、職員宿舎の一部解体工事及び除草作業を実施し、平成29年11月15日付け国庫納付（現物納付）を完了した。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

【平成26年度】

- ・未処分となっている九州労災病院移転後跡地について、再鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行った。
- ・保有資産の速やかな処分を図るため、新たな不動産媒介業者と仲介契約を締結し、当該業者が、九州労災病院移転後跡地及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎の買受勧奨を実施した。
- ・以上のような取り組みを行った結果、九州労災病院移転後跡地については、平成27年3月に一般競争入札を公告したところ、平成27年4月28日には4物件中3物件について不動産売買契約の締結に繋がった。

【平成27年度】

- ・未処分となっている九州労災病院移転後跡地について再鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、千葉労災病院本体敷地の一部について、不動産鑑定評価を実施した。

第7 剰余金の使途
本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務にお

- ・保有資産の速やかな処分を図るため、新たな不動産媒介業者と仲介契約を締結し、当該業者が九州労災病院移転後跡地及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舍の買受勧奨を実施した。
- ・以上のような取り組みを行った結果、九州労災病院移転後跡地については、平成27年3月及び12月に一般競争入札を公告したところ、不動産売買契約の締結に繋がった。
また、市道認定部分についても、公共随契にて北九州市へ譲渡した。これにより、九州労災病院移転後跡地については、処分対象資産の処分が全て完了した。
さらに、千葉労災病院本体敷地の一部については、市原市の市道拡幅計画に基づき、公共随契にて市原市に譲渡した。

【平成28年度】

- ・九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舍については、購入希望者との売却交渉は先方の都合により不調に終わった。このため、新たに不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した。
- ・燕労災病院については、新潟県との間で移譲に係る条件等について交渉を重ね、平成28年12月26日付けで基本合意書を締結したところであり、引き続き円滑な移譲に向けた調整等に取り組んでいくこととした。
(千葉労災病院本体敷地の一部については、市原市の市道拡幅計画に基づき、平成27年10月9日付けで公共随契にて市原市に譲渡)
(九州労災病院移転後跡地の一部については、平成27年度末まで一般競争入札等により全て売却済)

【平成29年度】

- ・九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舍（大久保宿舍）、秋田労災病院（駐車場用地）については、鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。
- ・秋田労災病院職員宿舍（御坂宿舍）については不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。
- ・九州労災病院門司メディカルセンター駐車場敷地の一部については、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を公告している。
- ・燕労災病院については、平成30年4月の円滑な移譲に向け、随時新潟県との間で財産譲渡に関する調整等を行うとともに、土地及び建物の再鑑定評価を実施した。取組の結果、平成30年3月30日付けで新潟県と売買契約等を締結した。

第7 剰余金の使途

【平成26年度から平成27年度】

剰余金は生じていない。

【平成28年度】

平成28年度における利益剰余金は、厚生年金基金の代行返上等により536億円を計上した。これは、資金回収を伴っていないため、将来の資金決済の生じない費用に充てるための積立金とする

いては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。 第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙 4 のとおりとする。

こととした。 【平成 29 年度】 平成 29 年度は、472 億円の利益剰余金を計上しているが、その全額が厚生年金基金の代行返上等によるもので、この剰余金は、資金回収を伴っていないため、将来の資金決済の生じない費用に充てるための積立金とすることとしている。 第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 ○ 職員数の適正化 【平成 26 年度】 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の適正化に向けて、以下の検討を行った。 ① 平成 26 年度から、15 か所の産業保健推進センター（現産業保健総合支援センター）で実施していた会計業務を 8 か所のセンターへ集約した。 ② 平成 27 年度末に廃止する労災リハビリテーション長野作業所について、平成 27 年度当初から長野作業所事務長については本部職員が兼務することとした。 【平成 27 年度】 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の適正化に向けて、以下の取組を行った。 ① 産業保健総合支援センターにおいては、会計事務を担当する 8 センターのうち、2 センターの管理課長を平成 27 年度から 2 名削減した。 ② 平成 27 年度末に廃止予定であった労災リハビリテーション長野作業所においては、平成 27 年度当初から本部職員が事務長を兼務し、9 月 30 日付けで業務を終了した。 【平成 28 年度】 法人全体の統合効果として管理部門で 2 人削減を行うとともに、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の適正化に向けて、以下の取組を行った。 ・産業保健総合支援センターにおいては、会計事務を担当する 8 センターのうち、2 センターの管理課長及び 1 センターの業務課長を平成 28 年度から合計 3 名削減した。 【平成 29 年度】 法人全体の統合効果による業務の簡素化、効率化に努め管理部門で 4 人の削減を行った。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 〔整備を完了した施設〕 ・平成 26 年度 熊本労災病院（平成 26 年 5 月）、山陰労災病院（放射線棟等）（平成 26 年 6 月）、岡山労災病院（平成 26 年 12 月） ・平成 27 年度

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。

ア 施設名

機構本部、釧路労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、安衛研

イ 予定額

14,376百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）

ウ 上記の計画については、業務実施

千葉労災病院（平成 27 年 5 月）

・平成 29 年度

富山労災病院（平成 30 年 1 月）

〔引き続き整備を進める施設〕

旭労災病院（平成 32 年 5 月完了予定）、山陰労災（平成 36 年 3 月完了予定）

〔施設整備の検討を行った施設〕

北海道中央労災病院、福島労災病院、大阪労災病院

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

【平成 26 年度から平成 29 年度】

労災病院以外の施設については、施設整備費補助金により施設整備を行った。

ア 施設名

【平成 26 年度】

- ・総合せき損センター（平成 27 年 3 月完了）
- ・機構本部（平成 26 年度着工）、大阪労災看護専門学校（平成 26 年度着工）
- ・上記以外の施設については、消火栓設備、空調設備等の改修工事を実施

【平成 27 年度】

- ・機構本部、大阪労災看護専門学校
- ・岡山労災看護専門学校（平成 27 年度着工）
- ・吉備高原医療リハビリテーションセンター（オーダーリングシステム・MRI）
- ・上記以外の施設については、消火栓設備、空調設備等の改修工事を実施

【平成 28 年度】

- ・機構本部（平成 28 年 6 月完了）、大阪労災看護専門学校（平成 29 年 3 月完了）
- ・岡山労災看護専門学校
- ・釧路労災看護専門学校（平成 28 年度着工）
- ・上記以外の施設については、消火栓設備改修工事等を実施

【平成 29 年度】

- ・岡山労災看護専門学校（平成 30 年 3 月完了）
- ・釧路労災看護専門学校（平成 28 年度着工、30 年度完了予定）
- ・上記以外の施設については、受変電設備更新工事等を実施

イ 実績額

労災病院以外に係る施設整備費補助金（単位：百万円）

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
865	2,139	4,018	2,878

	状況、予見しがたい 事情等を勘案し、施 設整備を追加又は 予定額を変更する ことがあり得る。				
	3 中期目標期間を 超える債務負担 中期目標期間を超 える債務負担につ いては、当該債務負担行 為の必要性及び資金 計画への影響を勘案 し、合理的と判断され るものについて行う。	3 中期目標期間を超える債務負担 【平成 26 年度から平成 29 年度】 中期目標期間を超える債務負担の実績はない。			

4. その他参考情報					
〔目的積立金等の状況〕					
(単位：百万円、%)					
	平成 26 年度末 (初年度)	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	0	0	18	9	—
目的積立金	0	0	0	0	—
積立金	0	0	53,637	47,293	—
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	0	0	0	0	—
運営費交付金債務	474	668	1,273	1,060	—
当期の運営費交付金交付額(a)	7,111	7,186	9,896	9,726	—
うち年度末残高 (b)	497	404	274	329	—
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	7.0	5.6	2.8	3.4	—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)前中期目標 期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目 標に応じた必要な情報
	研修の有益度 (計画値)	有益度調査において 全研修平均で 80%以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%		
	研修の有益度 (実績値)	—	86.9%	88.3%	88.0%	88.8%	89.0%		
	達成度	—	—	110.4%	110.0%	111.0%	104.7%		
	労災看護専門学校生の 国家試験合格率 (計画値)	全国平均以上の 看護師国家試験合格率	—	90.0%	89.4%	88.5%	91.0%		
	労災看護専門学校生の 国家試験合格率 (実績値)	—	98.6%	99.4%	98.9%	98.0%	99.7%		
	達成度	—	—	110.4%	110.6%	110.7%	109.6%		
	正常債権の回収額 (百万円)(計画値)	正常債権の弁済計画に 基づいた年度回収目標額	—	104	62	29	—	—	
	正常債権の回収額 (百万円)(実績値)	—	242	179	99	102	—	—	
	達成度	—	—	172.1%	159.7%	351.7%	—	—	
	破産更生債権を除い た債権の回収額 (百万円)(計画値)	弁済計画に基づいた 年度回収目標額	—	—	—	—	25		
	破産更生債権を除い た債権の回収額 (百万円)(実績値)	—	—	—	—	—	47		
	達成度	—	—	—	—	—	188.0%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。 (2) 優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 質の高い業務運営を行うため、優秀な人材の確保に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 (2) 優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研	＜主な定量的指標＞ ○研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 ○労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とする。 ○労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ＜その他の指標＞	第9 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 能動的な人事管理 【平成 28～29 年度】 研究員の業績評価として、以下の取組を行った。 ・部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰。 <					

	また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。	研究員として登用する。 また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用する。	＞ なし ＜評価の視点＞ ○人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進しているか。 ○「独立行政法人整理合理化計画等」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、労災リハビリテーション作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止に計画的に取り組んでいるか。	・任期を付さない研究職員を採用する場合は、研究経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。	
	機構においては、女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、	イ 女性や障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。	○内部統制機能の充実強化を図るため、コンプライアンス委員会を中心として、適切にリスクの評価と対応に取り組んでいるか。 ○政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。	イ 若手研究員等の自立と資質向上の促進 【平成28～29年度】 ・新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援している。	
	研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の	ウ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員		ウ 研究環境の整備 【平成28～29年度】 ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児・介護と仕事の両立ができるような環境整備に努めている。 ・専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児・介護と仕事の両立ができるような環境整備に努めている。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子の方に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、環境の整備に努めている。	いては、平成26年度の障害者雇用状況に係る虚偽報告を端緒にして、第三者委員会からの提言を踏まえ、決裁ルールの見直し、監事室及び内部監査室の体制強化、公益通報制度の強化（外部通報の追加）、コンプライアンス推進委員会委員に外部専門家の加入などを行い環境を整備するとともに、障害者雇用については、理事長直轄専門職員の配置、外部専門家を加えた障害者雇用改革プロジェクトチームの組織を行い、障害者の募集・採用・配置・定着・職場指導、職業能力開発について検討を行った。 その後も、監事室及び内部監査室の体制強化に伴い、本部各部室に対して法令に基づく届出や報告書の取り扱い等をはじめとした業務の適正な実施についての監査の強化、公益通報制度の強化（書面報告制度の

能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。	の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労働災害防止団体、業界団体、さらには、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施する。							
（３）医療従事者の確保 ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その専門性を高めること。	（３）医療従事者の確保 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その資質の向上に努める。 ア 優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習	（３）優秀な人材の確保等の充実・強化 【平成 26～29 年度】 各事業年度において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努めている。	ア 優秀な医師の育成等 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」の実施により、研修医に対する適切な指導体制の確保に努めるとともに、勤労者医療に関する講義を行い、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる医師の育成に取り組んだ。 また、機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上を目的とした「初期臨床研修医研修」を中期目標期間中全ての年度において開催している。各事業年度における取組内容は以下のとおり。	導入）、コンプライアンスの徹底のため各種会議での周知徹底や研修会の開催などに継続して取り組むことで、更なる内部統制の充実・強化に取り組んできた。 また、障害者雇用改革プロジェクトチームの検討を踏まえ作成した「障害者雇用サポートマニュアル」「障害者雇用研修ガイドブック」について、各施設に周知徹底を図り、障害者雇用の促進や定着支援を図ることで、現在では 2.92%と法定雇用率（2.3%）を上回る雇用を行っている。 その他、公正で適切な業務運営に向けた取組、決算検査報告書指摘事項への対応、適切な情報セキュリティ対策の推進については、適切に対応している。 ＜課題と対応＞				
		・ 臨床研修指導医講習会受講者数推移 <table><tr><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29 年度</td></tr></table>	26年度	27年度	28年度	29 年度		
26年度	27年度	28年度	29 年度					

会等を通じて、勤
労者医療を実践
できる医師の育
成に積極的に取
り組むことによ
り、優秀な医師を
育成、確保する。

65名	65名	63名	66名
・初期臨床研修医研修受講者数推移			
26年度	27年度	28年度	29年度
72名	76名	88名	90名

受講者理解度（アンケート結果）

	26年度	27年度	28年度	29年度
臨床研修指導医講習会	98.4%	→ 96.9%	→ 95.0%	→ 95.9%
初期臨床研修医研修	92.2%	→ 87.0%	→ 93.5%	→ 96.4%

【平成26年度】

全国労災病院臨床研修指導医講習会を7月と1月の2回開催し、医療機関の医師を含む受講者は7月31名、1月34名の計65名が受講した。機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上を目的とした初期臨床研修医研修は11月に開催し、国立病院機構の研修医5名を含む72名の医師が参加した。

開催にあたっては、受講生の理解度をより高めるべく、受講者アンケートを参考にして講習会世話人等がプログラムの見直しを図った結果、臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医研修ともに高い理解度を達成することができた。

【平成27年度】

全国労災病院臨床研修指導医講習会を6月と平成28年1月に開催し、65名が受講した。開催にあたっては、受講生の理解度をより高めるべく、労災病院から講習会世話人として参加している医師28人（副院長2人、部長医師21人、副部長医師3人、医師2人）が「グループワークの内容を充実させてほしい」という受講者アンケートを参考に世話人会において検討し、グループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を追加するなどプログラム内容を見直した結果、引き続き高い理解度を達成することができている。また、初期臨床研修医研修を11月に開催し、国立病院機構の研修医を含む76名の医師の受講があった。

【平成28年度】

全国労災病院臨床研修指導医講習会を平成28年度は6月と平成29年1月に開催し、63名が受講した。開催に当っては、受講生の理解度をより高めるべく、講習会の世話人である労災病院医師25人（副院長4人、部長医師19人、医師2人）が「研修医をどのように指導していくか」、「研修医のモチベーションを上げるには」という受講者アンケートにより要望があったため、事前の世話人会において検討し、新たに「研修医のモチベーション向上について」の講義を追加した。また、前回に引き続きグループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れた結果、引き続き高い理解度を達成することができた。また、初期臨床研修医研修を11月に開催し、88名の医師が受講した。

【平成29年度】

全国労災病院臨床研修指導医講習会の実施により、研修医に対する適切な指導体制の確保に努めるとともに、勤労者医療に関する講義を行い、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる優秀な医師の育成に取り組んだ。

講習会は、平成29年度は6月と1月に開催し、66名が受講した。開催に当っては、受講生の理解度をより高めるとともにより魅力ある講義内容とするべく、講習会の世話人である労災病院医師25人（副院長2人、部長医師17人、副部長医師2人、医師4人）が事前の世話人会において「研修医を

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

医師等の人材確保、定着及びモ

どのように指導していくか」、という観点から検討し、チーム医療の観点から、近年多職種との連携強化が重要視されていることから、臨床研修委員会等で初期臨床研修医の評価を担当している看護職10名（看護副部長4名、看護師長6名）を初めて受講生として受け入れた。また、医療安全対策については、外部講師を新たに招聘しプログラム内容を刷新した。また、前回に引き続きグループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れた結果、引き続き高い理解度を達成することができた。

機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上を目的とした「初期臨床研修医研修」については、11月に開催し、国立病院機構からの7名を含む90名の医師が受講した。

イ 臨床研修医の確保

【平成26～29年度共通】

将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、医学生・研修医の総合情報サイトで人気がある「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」（全国4都市で開催）に参加し、各労災病院個々の特色等についてPRを行い、優秀な研修医の確保に努めた。

初期臨床研修採用者数（各年度4月1日）

27年度 (26年10月 マッチング)	28年度 (27年10月 マッチング)	29年度 (28年10月 マッチング)	30年度 (29年10月 マッチング)
121名	120名	117名	133名

また、労災病院で初期臨床研修を修了した医師の中から、引き続き自院で勤務する医師を確保するなど、優秀な医師の確保に努めた。

初期臨床研修修了後、引き続き自院で勤務する医師数（各年度4月1日）

27年度 (26年度募集)	28年度 (27年度募集)	29年度 (28年度募集)	30年度 (29年度募集)
38名	42名	40名	33名

【平成29年度】

新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、7領域で14施設が基幹施設となり、専攻医募集の活動を行った結果、39名の専攻医を確保することが出来た。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

院内保育所の設置・利用状況等について毎月定期的に報告を受け、新設を希望する施設の個別の事情を踏まえつつ設置に向けた指示、調整を行うとともに。国立病院機構、地域医療機能推進機構等の

モチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。

団体の中で、当機構が唯一制度化している「育児のための医師短時間勤務制度」（小学校就学前の子の育児のための８時間勤務が困難な医師を対象とし、勤務時間を１日６時間以上とすることに加え、宿日直勤務、時間外勤務の免除を認める制度）を整備するなど、医師等の働きやすい環境の整備に努めた。

各年度における取組実績は以下のとおり。

・院内保育所数推移

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
19施設	21施設	21施設	22施設	23施設

・育児のための医師短時間勤務制度

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
６名	７名	９名	１０名	９名

【平成 26 年度】

平成 26 年度においては２施設新設され、計 21 労災病院にて運用されている。

また、育児のための医師短時間勤務制度の積極的活用を指導した結果、７名の女性医師が当該制度を利用した。

このほか、医師の負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進し、労災病院全体で 603 名を配置した。

上記等により、安心して働ける環境を整備するとともに、医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与した。

【平成 27 年度】

平成 27 年度末時点において 21 施設となっており、平成 28 年度に新たに 1 施設が開設できる見通しとなった。

また、「育児のための医師短時間勤務制度」の積極的活用を指導した結果、９名の女性医師が当該制度を利用しており、在職医師の安心感や女性医師の病院選択の一つの目安となった。

このほか、医師の負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進し、労災病院全体で 638 名を配置した。

これらの取組により医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与した。

【平成 28 年度】

平成 28 年度には新たに 1 施設が開設され、計 22 施設となった。

また、「育児のための医師短時間勤務制度」の積極的活用を指導した結果、10 名の女性医師が当該制度を利用しており、在職医師の安心感や女性医師の病院選択の一つの目安となった。

このほか、医師の負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進し、労災病院全体で 700 名を配置した。

これらの取組により医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与した。

【平成 29 年度】

平成 29 年度 11 月には新たに 1 施設で開設し、全体としては 23 施設に設置している。

また、「育児のための医師短時間勤務制度」の積極的活用を指導した結果、９名の女性医師が当該制度を利用しており、在職医師の安心感や女性医師の病院選択の一つの目安となっている。

このほか、医師の負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助

また、機構内の
人材交流のみなら
ず、他法人の事例
を参考にしながら、より一層の質
の高い医療を提供
するため、国病機
構との人材交流も
計画的に実施する
こと。

エ 人材交流の推進等

機構内の人材
の有効活用と職
員の能力向上を
図るため、施設間
の人事交流を推
進するとともに、
国病機構との人
材交流等につい
て計画的に実施
する。

オ 専門看護師・認定看護師等の育成
看護師につい
ては、患者・家族
に良質で効率的
な医療を提供す
るチーム医療の
中心的な役割を
果たすとともに、
医療の質の確保、
地域との切れ目
のないケアの推
進に向け活動す
る必要があるこ
とから、専門看護
師・認定看護師等
の育成に努める。

カ 各職種の研修

者の配置を推進し、労災病院全体で 693 名を配置した。
これらの取組により医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与している。

エ 人材交流の推進等

① 施設間の人事交流の推進等

【平成 26～29 年度】

柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成 17 年度に創設（平成 18 年度から実施）し、従前は対象となっていなかった管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図っている。

（参考） 中期目標期間における実績（H26-H29 累計）

- ・派遣交流制度新規適用者 83 人
- ・転任推進制度新規適用者 224 人

② 他法人の事例を参考とした取組等

【平成 26～29 年度】

国立病院機構との研修制度への相互参加については、以下のとおり相互に参加しており、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法人間での連携が強化された。

	26年度	27年度	28年度	29年度
当機構の研修	7	7	9	4
国病の参加者数	79	99	103	31
国病機構の研修	8	10	11	11
当機構の参加者数	30	41	51	27

オ 専門看護師・認定看護師等の育成

【平成26～29年度共通】

医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められている。

そこで、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の育成に努めた。

その結果、専門、認定看護師の有資格者数は年々増加傾向にある。

有資格者数の推移（各年度 4 月 1 日時点）（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度
専門看護師	8	14	16	19
認定看護師	264	297	314	324

（参考）特定行為研修修了者 7名（H28. 4. 1現在）→ 9名（H29. 4. 1現在）

カ 各職種の研修プログラムの検証

プログラムの検証
高度・専門医療
の提供と安定し
た運営基盤の構
築に必要な人材
を育成するため、
集合研修におい
ては、毎年度、各
職種の研修プロ
グラムを検証し、
勤労者医療に関
する研修内容を
はじめとする専
門研修内容を充
実させることに
より職員の資質
の向上を図る。

有益度調査の推移

26年度	27年度	28年度	29年度
88.3%	88.0%	88.8%	89.0%

伝達研修実施状況調における推移（実施人数／受講人数）

26年度	27年度	28年度	29年度
93.7%	93.8%	93.8%	93.9%

【平成26年度】

平成26年度の本部集合研修は、全26研修を実施し、1,219名が受講した。研修終了後のアンケート調査等を元に検証を行い、研修カリキュラムの見直しを図った結果、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画の80%を超える高い有益度（88.3%）となった。具体的には、役職階層別に病院の経営管理に必要な知識を習得させるために、採用後3年目事務職員研修では、「病院経営のしくみⅠ（経営指標の見方・読み方）」、中堅事務職員研修では、「病院経営のしくみⅡ（診療と収支・損益の流れと管理）」、医療職主任・事務職係長研修では、「病院経営のしくみⅢ（病院経営の読み方）」、事務局長研修では病院経営を担う事務局トップとしてのマネジメント能力の強化及び意識の向上を図るため、「診療報酬改定をふまえた病院経営」の研修を行なった。

また、管理職を対象にした研修では、現場で直面している問題等に対する実践的な研修を行うことで、労務管理の知識修得に努め離職防止、ひいては働きやすい職場環境整備により一層の医療の質の向上を図れるよう取り組んだ。さらに、ハラスメント防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応措置について説明した。

労災病院における患者満足度調査の結果を踏まえ、各労災病院では病院全職員を対象として接遇研修等を実施している。本部集合研修においては、接遇・マナー等をテーマにした講義を「新規採用事務職員研修」、「採用後3年目事務職員研修」等で実施し、研修カリキュラムに反映させている。その結果、有益度は、平成26年度の全ての研修の平均で88.3%（前年度86.9%）と数値目標の80%以上を達成した。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明し、88.3%（前年度86.4%）の理解度が得られた。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を記載するよう義務付けており、受講者のほとんどが1か月以内に伝達研修を実施することで、各施設における受講者以外の職員への波及効果が図られた。

さらに26年度は、専任教員と臨地実習指導者の役割を認識し、連携・協働を促進することを目的とした「専任教員・臨地実習指導担当者研修」や、医療職主任と事務職係長の役割を再認識し、業務に必要なリーダーシップ能力、コミュニケーション能力の向上を図るとともにマネジメント能力について学ぶことを目的とした「医療職主任・事務職係長5年目研修」を新設した。

「専任教員・臨地実習指導医担当者研修」は8月に開催し受講者は55名、「医療職主任・事務職係長5年目研修」は7月に開催し受講者は57名であった。

本部主催各種職員研修の実施状況（実施研修数：26研修、参加者数：1,219名）

職 種	実施研修数	研修名
医 師	2 研修	初期臨床研修医、臨床研修指導医
事務職	5 研修	新規採用、採用後3年目、中堅、事務局長他
看護職	7 研修	管理者研修、新人看護職教育担当者、看護倫理、認定看護師他
医療職	4 研修	中央放射線部長、臨床検査技師、理学療法士・作業療法士他
共 通	8 研修	新任管理職、安全対策、管理職2年目他

【平成27年度】

平成27年度の本部集合研修は、29研修を実施し、1,379名が受講した。毎年度、研修終了後のアン

ケート調査等を元に検証を行い、研修プログラムの見直しを図っており、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画（80％）を超える高い有益度（88.0％）となった。

具体的なプログラム見直しの内容としては、認定看護師研修のカリキュラムをグループディスカッション及び事例発表等を主とした内容への見直しを行うとともに、中央検査部長研修「超高齢社会における中央診療部門の医療経営戦略」のプログラムを新設した。また、医療メディエーション技法講習会では、患者と医療者との対話促進及び関係調整等に係る医療メディエーションマインドの浸透を図ることで病院機能を更に向上させるために、既に受講した上級者を対象として「フォローアップ」プログラムを作成し研修を行った。加えて、経営の観点から管理者研修Ⅲ「看護管理者のための病院経営」、事務局長研修では病院経営を担う事務局トップとしてのマネジメント能力の強化及び意識の向上を図るため「病院改革と事務局長の役割」のプログラムを新設した。

また、資質向上の観点から新規プログラムとしてコンプライアンス（法令等の遵守）を設け、機構の社会的使命を自覚して行動すべく研修を行った。さらに、新規採用職員に対しては、各施設に配付している「新規採用職員研修資料」にコンプライアンスを盛り込んだ。

管理職を対象にした研修では、グループワークにおいて現場で直面している問題等に対する実践的な研修を行うことで、労務管理の知識修得に努め離職防止、ひいては働きやすい職場環境整備により一層の医療の質の向上が図れるよう取り組んだ。また、26年度に引き続き、ハラスメント防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応措置について研修を行った。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明し、84.2％（前年度88.3％）の理解度が得られた。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を記載するよう義務付けており、各施設における受講者以外の職員への波及が図られた。

本部主催各種職員研修の実施状況（27年度4～3月）（実施研修数：29研修、参加者数：1,379名）

職 種	実施研修数	研修名
医 師	3 研修	臨床研修指導医（2回実施）、初期臨床研修医
事務職	5 研修	事務局長、新規採用、採用後3年目他
看護職	7 研修	管理者研修、継続教育指導者研修他
医療職	6 研修	診療放射線技師、中央放射線科部長、栄養管理室長他
共 通	8 研修	新任管理職、安全対策、管理職2年目他

【平成28年度】

平成28年度の本部集合研修は、28研修を実施し、統合した労働安全衛生総合研究所及び日本バ イオアッセイ研究センターの職員を含む1,607名が受講した。

毎年度、研修終了後のアンケート調査等を元に検証を行い、研修プログラムの見直しを図っており、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画（80％）を超える高い有益度（88.8％）となった。

・平成28年度は研修プログラムを見直し、次のとおり実施した。

（ア）各ブロック単位で行っていた中堅看護師研修を本部集合研修として実施し、カリキュラム等の研修内容を均一化したことにより研修効果を高めた。

（イ）管理者研修Ⅰのカリキュラムにおいてグループディスカッション及び事例発表等を主とした内容への見直しを行った。

（ウ）中央リハビリテーション部長研修においては、外部講師による「地域における病院の戦略に合わせたリハビリテーション体制」のプログラムを新設した。

（エ）医療メディエーション教育講習会においては、患者と医療者との対話促進及び関係調整等に係る医療メディエーションマインドの浸透を図ることで病院機能を更に向上させるために、既に受講した上級者を対象として「フォローアップ」プログラムを実施した。

(オ) 事務局長研修では、経営の観点からマネジメント能力の強化及び意識向上を図るため、「診療報酬改定における対応策等」について同規模病院ごとのグループワークを実施した。

(カ) 管理職を対象とした研修及び臨床検査技師研修では、資質向上の観点から、機構の社会的使命を自覚して行動すべく業務活動に関わる法令遵守(コンプライアンス)の強化をプログラムに盛り込んだ。

(キ) 管理職を対象とした研修では、グループワークにおいて現場で直面している問題等に対する実践的な研修を行うことで、労務管理の知識修得に努め、離職防止ひいては働きやすい職場環境整備により一層の医療の質の向上が図れるよう取り組んだ。

(ク) 管理職２年目研修においては、病院経営の観点から「選ばれる病院になるために」のプログラムを追加するとともに、ハラスメント防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応措置について研修を行った。

また、各研修における勤労者医療に関するプログラムに関しては、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明するとともに、管理職２年目研修では演習問題を取り入れたことにより、平成 28 年度では 84.7%(前年度 84.2%)の理解度が得られた。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を研修受講報告書に記載するよう義務付けており、受講者以外の施設職員への波及が図られた。

本部主催各種職員研修の実施状況（28年度）（実施研修数：28研修、参加者数：1,607名）

職 種	実施研修数	研修名
医 師	3 研修	臨床研修指導医（2 回実施）、初期臨床研修医
事務職	5 研修	事務局長、新規採用者、採用後 3 年目他
看護職	7 研修	管理者Ⅰ、中堅看護師（3 回実施）、専任教員・臨地実習担当者他
医療職	6 研修	中央リハビリテーション部長、臨床検査技師、栄養士他
共 通	7 研修	新任管理職、安全対策、管理職 2 年目他

【平成 29 年度】

平成 29 年度は、26 研修を実施し、1,451 名が受講した。

毎年度、研修終了後のアンケート調査等を基に検証を行い、研修プログラムの見直しを図っており、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画(85%)を超える高い有益度（89.0%）となっている。

・平成 29 年度は、研修プログラムを次のとおり実施した。

- (ア) 施設基準の認知症ケア加算の算定要件を満たす看護師を育成するために、認知症対応力向上研修を実施した。
- (イ) 看護職の管理者研修Ⅰ・Ⅱのカリキュラム「勤労者看護」において治療と就労の両立支援についてのグループディスカッションを新たに実施した。
- (ウ) 中央放射線部長研修においては、「部内職員の専門性をいかにして高めていくか」グループディスカッションを新たに実施するとともに、情報セキュリティ対策を新たに実施した。
- (エ) 医療メディエーション教育講習会においては、患者と医療者との対話促進及び関係調整等に係る医療メディエーションマインドの浸透を図ることで病院機能を更に向上させるために、既に受講した上級者を対象として「フォローアップ」プログラムを実施した。
- (オ) 事務局長研修では、コンプライアンス強化の一環として労務管理の更なる徹底によるリス

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上（※）とすること。

【※：平成22年度から平成26年度の全国平均90%】

キ 専門性を有する看護師の養成
勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する

ク回避を目的とし顧問弁護士による講義を新たに実施した。

（カ）管理職を対象とした研修及び中央放射線部長において、資質向上の観点から、機構の社会的使命を自覚して行動すべく業務活動に関わる法令遵守（コンプライアンス）の更なる強化を図るためプログラムを見直した。

（キ）管理職を対象とした研修では、グループワークにおいて現場で直面している問題等に対する実践的な研修を行うことで、労務管理の知識修得に努め、離職防止ひいては働きやすい職場環境整備により一層の医療の質の向上が図れるよう取り組んだ。

また、各研修における勤労者医療に関するプログラムに関しては、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明するとともに、管理職2年目研修では演習問題を実施したことにより、平成29年度は89.0%（前年度88.8%）の理解度が得られた。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を研修受講報告書に記載するよう義務付けており、受講者以外の施設職員への波及が図られている。

本部主催各種職員研修の実施状況（29年度）（実施研修数：26研修、参加者数：1,451名）

職 種	実施研修数	研修名
医 師	3研修	臨床研修指導医（2回実施）、初期臨床研修医
事務職	5研修	事務局長、新規採用者、採用後3年目他
看護職	8研修	管理者Ⅰ、中堅看護師（3回実施）、認知症対応力向上他
医療職	3研修	中央放射線部長、診療放射線技師研修、医療職中堅
共 通	7研修	新任管理職、安全対策、管理職2年目他

キ 勤労者医療の専門的知識を有する看護師の養成

【平成26～29年度共通】

労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。

労災看護専門学校生の看護師国家試験合格者の推移

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
労災看護学	99.4%	98.9%	98.0%	99.7%
全国平均※	90.0%	89.4%	88.5%	91.0%

（※出典：平成30年3月26日厚生労働省発表「国家試験合格発表」）

その上で、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。

（ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。

- ・勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業の実施。
- ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。
- ・治療と就労の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。

（イ）勤労者医療を実践している13の近接する労災病院の協力のもと、臨地実習を継続的に実施した。

〔参考〕平成26年度：延べ約17,700日 平成27年度：延べ約35,900日
平成28年度：延べ約33,000日 平成29年度：延べ約34,000日

優秀な看護師を
養成する。

また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結びつけて理解できるよう、以下のとおり、勤労者医療カリキュラムの充実を図った。

- ・ 勤労者看護ハンドブックの作成と運用
平成26年度に独自の教材として、勤労者看護ハンドブックを新たに作成し試験的に運用を開始した。
平成28年度に全校に配布し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。
- ・ 勤労者医療概論テキストの内容を刷新
平成28年度に勤労者医療概論テキストの内容を刷新し、平成29年4月から各校において新テキストによる授業を開始している。

ク 労災病院間における医師の派遣

【平成26～29年度共通】

労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、ブロック会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。

取組の結果、医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充など調整すべき問題があるものの、地方の医師不足が深刻な労災病院を支援することができた。

【平成 26 年度労災病院間医師派遣実績】

総合せき損センター→北海道中央労災病院せき損センター（整形外科）

横浜労災病院→青森労災病院（循環器内科）

横浜労災病院→鹿島労災病院（内科）

北海道中央労災病院→北海道中央労災病院せき損センター（内科）

東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科）

東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科）

中部労災病院→旭労災病院（麻酔科）

※派遣医師数計 21 名

【平成 27 年度労災病院間医師派遣実績】

関東労災病院→福島労災病院（内科）

関東労災病院→福島労災病院（整形外科）

横浜労災病院→鹿島労災病院（内科）

千葉労災病院→鹿島労災病院（内科）

東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科）

東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科）

中部労災病院→旭労災病院（麻酔科）

※派遣医師数計 39 名

【平成 28 年度労災病院間医師派遣実績】

東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科）

東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科）

関東労災病院→福島労災病院（整形外科）

関東労災病院→新潟労災病院（呼吸器内科）

横浜労災病院→鹿島労災病院（内科）

(4) 産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。 (5) 障害者雇用の	(4) 産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。 (5) 障害者雇用の着		横浜労災病院→福島労災病院（整形外科） 中部労災病院→旭労災病院（麻酔科） ※派遣医師数計 45 名 【平成 29 年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科） 千葉労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 千葉労災病院→鹿島労災病院（形成外科） 東京労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 関東労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 横浜労災病院→鹿島労災病院（内科） 横浜労災病院→鹿島労災病院（健康管理手帳健診） 横浜労災病院→鹿島労災病院（産業医） 横浜労災病院→鹿島労災病院（眼科） 中部労災病院→旭労災病院（麻酔科） ※派遣医師数計 29 名 (4) 産業医等の育成支援体制の充実 【平成26年度】 機構役員等が産業医科大学を訪問し、意見交換を実施するとともに卒業後、労災病院に就職した医師についての情報交換を行い、産業医科大学との連携強化に努めた。 また、同大学医学部卒業生への産業医活動2年間義務化に対応するため、労災病院において卒業生受入に係る産業医業務カリキュラムを作成するなどして体制整備を行い、産業医科大学における産業医育成支援体制に協力した。 【平成27～29年度共通】 産業医・産業保健活動の推進、医師の派遣、研究の推進等、産業医学と勤労者医療の連携について、それぞれを円滑に実施するため、「産業医学・勤労者医療推進協議会」を設置し、機構と産業医科大学の役員・学長で意見交換を開催したり、両組織の関係者で意見交換会を開催して課題整理を行うなど、臨床面及び研究面における連携強化に努めた。 また、産業医科大学医学部卒業生の産業医活動2年義務化に対応するため、引き続き、産業医業務カリキュラムを作成するなどして体制整備を行い、産業医科大学における産業医育成支援体制に協力した。 【平成 29 年度の取組】 産業医科大学医学部卒業生の産業医活動2年義務化に対応するため、同大学や関係機関と情報交換や打合せを行うとともに、機構内の各種全国会議などにおいて、制度や体制整備等に関する周知・注意喚起を行い、産業医育成体制の充実に努めた。 なお、2施設の勤労者医療総合センターにおいて、対象となる卒業生が同センターに配置され、産業医活動が行われた。 (5) 障害者雇用に係る取組			
---	--	--	--	--	--	--

着実な実施 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。	実な実施 ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集、採用から配置、定着に至るまでに実施するマニュアルを作成し、円滑な障害者雇用の促進、定着を図る。また、当該マニュアルについては障害者雇用の実情に応じた内容改訂を行うとともに、成果の普及を行う。	障害者雇用に係る対応については、理事長直轄の障害者雇用専門職の配置等による体制の整備に加え、「障害者雇用改革プロジェクトチーム」による「障害者雇用サポートマニュアル」の作成をはじめとした再発防止に向けた取組を進めた結果、平成26年度以降は常時、法定雇用率を達成している。各事業年度における取り組み状況は以下のとおり。 【平成26年度～27年度（参考）】 平成26年度～27年度においては、障害者雇用状況の虚偽報告に関する組織的な内部不正の再発防止のため、内部統制の充実・強化等の観点から取組を行い（取組内容については、後段「内部統制の充実・強化」に記載）平成28年度以降も事案を風化させず、今後も着実に取組んで行くため、中期目標及び中期計画期間の取組として定めることとし、継続して実施することとした。 【平成28年度】 ・本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者雇用の状況について理事会にて情報共有を図るとともに、障害者雇用に係る必要な指導、助言等に当たった。 ・平成29年3月1日現在の障害者雇用率は2.89%に達しており、法定雇用率（2.3%）を大きく上回る状況を継続した。 【平成29年度】 ・障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員による、障害者雇用の状況に関する情報共有や指導、助言等の継続的な取組を行った。 ・平成30年3月1日現在の障害者雇用率は2.92%と法定雇用率（2.3%）を上回る状況を継続しており、平成30年4月1日からの法定雇用率の引上げに向けて、引き続き障害者雇用の促進、職場定着に取り組むよう、会議等において指示した。 【平成28年度】 平成26年度に本部に設置した「障害者雇用改革プロジェクトチーム」からの最終報告を受けて、雇用する側、雇用される側双方が満足できる障害者雇用を目指し、障害者に係る募集、採用から配置、定着に至るまでに各施設が実施することについて、施設の好事例等も参考にして取りまとめた「障害者雇用サポートマニュアル」及び各施設が実際に職員や雇用された障害者向けに研修を行う際のシナリオを取りまとめた「障害者雇用研修ガイドブック」を作成し、平成28年9月に全施設へ配布するとともに、テレビ会議等を通じて周知徹底を図った。 また、各施設での円滑な研修実施に資するため、本部と施設が連携して「ガイドブック」に基づく研修をモデル的に実施し、その検証等を踏まえ、各施設での研修実施に向けて取り組んでいるところである。 【平成29年度】 ・「障害者雇用サポートマニュアル」や「障害者雇用研修ガイドブック」の内容を補完するとともに、最新の情報を提供するために、障害の種類と特性など障害者雇用に関して参考となる情報を「障害者雇用通信」として発行し、各施設の障害者雇用担当者等の障害者雇用に係る理解を深めることにより、障害者雇用の定着支援の一助としている。 ・管理職等を対象とした集合研修において、関係法令や障害者に対する合理的な配慮等に係る理解の向上を図った。また、機構本部の相談窓口において、各施設の担当者や障害者からの相談に対応し、			
--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 内部統制の充実・強化等

内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。

4 内部統制の充実・強化等

（1）内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図る。

また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に關して毎年度、施設に關しては原則3年に1度の監査を行

区 分	期首債権額	回収額	償却額	期末残債権額
正常債権	52	34	－	18
貸倒懸念債権	52	13	－	40
破産更生債権	255	4	44	207
合計	359	50	44	264

3 内部統制の充実・強化等

（1）内部統制の確立

【平成26～29年度】

内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について内部監査を実施し、内部監査結果報告書により理事長及び監事へ報告を行った。
(監査実施内訳)

施設	26年度	27年度	28年度	29年度
本部	1	1	1	1
労災病院	14	12	11	11
看護専門学校	3	3	3	3
治療就労両立支援センター	5	1	3	5
産業保健総合支援センター	11	13	16	13
労働安全衛生総合研究所				2
日本バイオアッセイ研究センター				1
合計	34	30	34	36

ア 業務の有効性及び効率性

【平成26～27年度】

機構本部において、「施設別病院協議（全病院長を対象とした病院ごとの協議）」を実施し、個別病院ごとの医療環境等を踏まえながら、勤労者医療及び地域医療における中核病院としての果たすべき役割等と経営基盤の確立に向けた方針や業務運営の取組について協議を実施した。

【平成28年度】

労災病院長会議等を年度早期に開催し、理事長等役員から病院幹部に対し、法人統合を踏まえた機構のミッションの実現、診療報酬改定への的確な対応等による経営基盤の確立等、労災病院を取り巻く現状・課題及び業務運営に係る方針の徹底等を図った。

業務の実施状況等については、理事会等において進捗管理を行うとともに、外部有識者により構成される業績評価委員会に諮っているところである。また、平成29年度に向けて、施設別病院協議（全病院長を対象とした病院ごとの協議）を実施し、個別病院ごとの医療環境等を踏まえながら、勤労者医療及び地域医療における中核的医療機関としての果たすべき役割、経営基盤の確立に向けた方針、業務運営の取組等について協議を行った。

【平成29年度】

業務の実施状況等については、理事会等において進捗管理を行うとともに、外部有識者により構成される業績評価委員会に諮っている。

平成29年に開催した内部統制委員会における審議結果に基づき、業務部門ごとの業務フローの

うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。

作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等について、他法人の先行例等を参考に作業を進め、研究会において取組結果をとりまとめた上でコンプライアンス委員会にて内容検討し、平成 29 年度の内部統制委員会に報告し、審議した。

イ 法令の遵守

【平成 26 年度】

- ① コンプライアンス委員会において、個人情報の取扱いやソーシャルメディアへの対応など、職員一人一人が意識して取り組む必要性の高い課題が多くなっており、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、平成 26 年度からコンプライアンス強化週間を実施することとし、各施設において研修会や講演会を行った。また、平成 26 年度に発生したリスクについて検討を行い、同様の事例が発生しないように、各施設に通知した。

コンプライアンスの推進については、各種会議、研修会等を通じて、把握したリスクについて同様の事例が発生しないように、周知・徹底を図るとともに、「ハラスメントの防止」や「SNS の私的利用」について、リーフレットを作成し、全職員へ配付した。

- ② 障害者雇用状況の虚偽報告に関する組織的な内部不正の再発防止策として、当機構と利害関係を有しない外部の弁護士から構成される第三者委員会による報告書の内容を踏まえ、以下に係る規程等の改正を行った。

- ・法令等に基づく報告の決裁について
- ・監事室及び内部監査室の体制強化について
- ・公益通報制度における書面報告制度の導入及び通報者の処分の減免並びに外部通報の受入れについて
- ・コンプライアンス推進委員会への外部専門家の出席について

また、障害者雇用に関する再発防止策として、上記第三者委員会による報告書の内容を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じるとともに、障害者の雇用にも着実に取り組み、平成 26 年 11 月 1 日の時点では、法定雇用率を達成した。

- ・平成 26 年 12 月から理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員（民間の障害者支援施設所属の方を非常勤で採用）を配置。障害者雇用専門員は平成 27 年 4 月から常勤化。
- ・職場の実態を調査把握し、障害者に対する募集・採用、配置・定着・職場指導、職業能力開発、その他雇用管理のあり方等を検討するための障害者雇用改革プロジェクトチームを設置し、中間報告書（平成 27 年 3 月）を理事長に提出

【平成 27 年度】

- ① 障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策として、平成 26 年度に改正した事項について、次のとおり、徹底を図った。

- ・法令に基づく重要な報告等について、理事長による決裁事項とするとともに、各施設からの報告に基づき集計し提出する報告については、各施設へのフィードバックの確実な実施に当たっている。上記理事長決裁事項に係る報告等については、その処理に関し、監事による確認を行うこととし、その徹底を図った。
- ・監事室、内部監査室の体制強化とともに、内部監査について、監査担当者の権限や被監査部門に勤務経験がある者による監査の回避に係る規定の明確化等により、一層の独立性、公平性の確保等を図った。また、本部の各部室についても平成 27 年 12 月から平成 28 年 2 月にか

けて法令に基づく届出や報告書の取扱い等をはじめとする業務の適正な実施について監査を行った。

- ・公益通報制度に関しては、書面報告制度の導入、法令違反等に関与した職員自らが通報を行った場合における処分減免について、職員用ホームページへの掲載等により、職員への周知徹底を図っている。また、上位者に対して書面で報告した場合における処分減免についても、職員用ホームページに掲載し、周知等を図った。
- ・外部通報制度に関しては、不正行為等の早期発見と是正を図るため、職員等以外の方からの通報について適正に対応することとし、機構ホームページにおいて、外部通報の趣旨・目的のほか、通報受付窓口や通報様式、留意事項等を掲載し、広くその周知等を図っている。コンプライアンス推進委員会（外部専門家委員として弁護士が参画）、内部統制委員会については、平成 27 年度の事案に関し、平成 28 年 6 月に開催。
- ・職員における法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性についての研修の実施等に取り組んだ。

② 障害者雇用に係る取組み

- ・理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者雇用状況を把握、理事会において共有を図るとともに、障害者雇用に係る技術的事項等に係る必要な指導助言等に当たった。

障害者雇用の促進等に努め、平成 28 年 3 月現在の障害者雇用率は 2.95%に達しており、法定雇用率（2.3%）を大きく上回る状況を継続した。

- ・本部に理事をリーダーとして、外部有識者を加えた「障害者雇用改革プロジェクトチーム」を設置し、各施設での職場実態を踏まえた障害者に係る募集・採用、配置・定着等を円滑に進めるため、実施の取組事例等に基づく「障害者雇用サポートマニュアル」のほか、雇用する側・雇用される側双方が満足できる障害者雇用を目指し、施設で実際に行う研修に係るシナリオ等をまとめた「障害者雇用研修ガイドブック」を、平成 28 年 3 月に最終報告として取り纏めた。

【平成 28 年度】

現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修に係る個人情報保護規程の改正を平成 28 年 4 月に行った。また、コンプライアンス推進委員会において、下部組織として設置した研究会（外部専門家（弁護士）も参画）で具体的な事例に即した法令遵守の重要性についての研究を行うとともに、委員会を開催し、平成 27 年度及び 28 年度のリスクの発現状況について審議した（その結果については、内部統制委員会に報告した（リスクへの対応等を検討した））。

さらに、職員における法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。

【平成 29 年度】

職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合会）等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。

			また、平成 26 年度から実施しているコンプライアンス強化週間においては、個人情報の取扱いやハラスメント防止等をテーマとして、各施設において研修会の実施等の取組を行うとともに、本部においても全役職員に対して関係規程や留意事項について改めて周知、徹底を図った。		
			ウ 資産の保全 【平成 26～29 年度】 固定資産等の適正な管理について、毎年度、以下の会議等において周知、徹底した。 ・全国労災病院会計・用度課長会議（平成 26 年 9 月、平成 27 年 9 月、平成 28 年 9 月、平成 29 年 9 月） ・全国労災病院事務局長会議（平成 29 年 10 月） ・全国労災病院会計担当者打合会（平成 26 年 9 月、平成 27 年 10 月、平成 28 年 10 月、平成 29 年 10 月） 平成 26 年度に、「契約及び管財業務マニュアル」を 10 月に更新し、各施設へ冊子を配付するとともに、当機構のグループウェアに固定資産等の報告様式も含めてマニュアルのデータを掲載した。 平成 27 年度からは、当該マニュアルに基づき業務指導を実施した。 ・経理部会計業務指導（平成 27 年 5 月～平成 27 年 12 月、平成 28 年 8 月～平成 29 年 1 月、平成 29 年 9 月～平成 29 年 12 月） また、平成 28 年度には、特許権等について、職務発明審査検討会において収入や実用化の有無を踏まえ、新規申請や権利の更新について検討し適切な管理を図っている。 平成 29 年度は、各施設に対して物品管理調査を実施した。 ・管理する物品の点検状況等に関する調査（平成 29 年 10～平成 29 年 11 月）		
			エ 財務報告等の信頼性 【平成 26～平成 29 年度】 財務諸表に対しては、監事及び会計監査人の監査を受けたうえで、その意見を付して記載内容が適正であることを確認している。		
	(2) 業績評価の実施		(2) 業績評価の実施 【平成26～29年度】 ア 各事業においてバランス・スコアカード（以下、「B S C」という。）を用いて、5つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から年度目標を定めるとともに、前年度B S C年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、P D C Aサイクルによる業務改善を図り、当該年度の業務に役立てた。また、当該年度上半期評価においては、計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた更なる業務改善を促した。 イ B S C制度の定着及び職員の理解度向上のため、新任管理職研修等においてB S Cの運用方法等についての講義を行った。 ウ 業績評価委員会の実施と評価結果等の公表 ①業績評価委員会の実施 【平成 26～29 年度】		
	外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごと				

に事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(3) 事業実績の公表等

毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高め

学識経験者4名、経営者団体代表者2名、労働者団体代表者2名からなる「業績評価委員会」を年2回開催し、外部有識者の意見・提言を踏まえ、業務運営に反映させた。

②業績評価委員会における意見・提言の業務への反映

各年度における主な意見及びその対応状況は以下のとおり。

【平成26年度】

- ・後継者育成の提言を踏まえ、後期研修医研修支援金貸与制度を設けた。
- ・13分野研究における共同研究の提言を踏まえ、国立病院機構、大学その他施設との連携を推進した。

【平成27年度】

- ・コンプライアンスの継続的な取組については、障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策として平成26年度に改正した事項の遵守、徹底及びこの取組を継続的なものとするため、本部等で行われる各種会議や集合研修等で引き続き周知を図るとともに、毎年6月第2週をコンプライアンス強化週間と定めて、全施設において毎年度計画的にコンプライアンスに関連する研修会や講演会等を行い、全職員のコンプライアンス意識の充実と向上を図る仕組みの一つとした。

【平成28年度】

- ・「労働者健康福祉機構と労働安全衛生研究所の統合について、研究所と臨床現場という異なる機能をもった統合前の旧法人職員間で意見交換する場を設けるべき。」との意見を踏まえ、労働安全衛生総合研究所と労災病院の研究者による相互理解を深めるべく、重点研究5分野の研究分野ごとに両法人研究者が会して研究者会議（テレビ会議含む。）を開催した。

【平成29年度】

- ・業績評価委員会における主な提言・意見については、「治療と就労の両立支援については社会的な急務であり、国を挙げた取組みとして注目されているところであるが、今後は労災病院、治療就労両立支援センターでカバーしきれない地域において民間、とりわけ医療従事者ではない事業者を中心に展開していくことを検討いただきたい。」との提言を受け、治療と就労の両立が当然との社会的機運を醸成するため、機構内部の連携はもとより、関係機関とも連携を図って事業者等に対する周知を行っていくとともに、平成29年度から両立支援コーディネーター養成研修の対象を他の医療機関や企業の関係者にも広げており、両立支援の取組の促進を図っている。

③業績評価委員会における評価結果等の公表

【平成26～29年度】

業績評価委員会による業績評価の結果及び上記含む委員会における提言のあった事項に係る改善策についてホームページで公表した。

(3) 事業実績の公表

【平成26～29年度】

各事業の業務実績をホームページで公表するとともに、当該サイト内の「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページにおいて、国民等から広く意見を聴取するよう取り組んでいる。

	るとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。 5 公正で適切な業務運営に向けた取組 諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。とりわけ、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	
5 決算検査報告指摘事項への対応	6 決算検査報告指摘事項への対応	
これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。	これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。	
		4 公正で的確な業務の運営 ○ 情報の公開 【平成 28～29 年度】 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。 ・平成 28 年度における情報公開開示請求は 4 件、平成 29 年度における情報公開開示請求は 47 件であった。 【平成 28 年～29 年度】 ○ 研究不正の防止 ・「研究活動における不正行為の取扱いに関する規程」及び「科研費補助金等取扱規程」等に基づき研究不正の防止に取り組んだ。 ○ 研究倫理審査 ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員及び内部委員からなる研究倫理審査委員会を開催し、研究計画について厳正な審査を行った。同委員会の議事要旨を、安衛研ホームページで公開した。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、利益相反審査・管理委員会において科学研究費及び厚労科研費などの外部資金による研究について審査を実施した。 ・公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団により「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」に適合していると認定されている動物実験委員会を開催し、厳正な審査を行った。 ・安衛研の研修担当者が文科省等の説明会に参加し、その内容をもとに、安衛研の各研究員を対象とした研修を平成 28 年度に実施した。 5 決算検査報告指摘事項への対応 ア 平成 24 年度決算検査報告における改善処置要求への対応 ○有効に利用されていない土地の利用計画等 【平成 26～29 年度】 平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された 7 労災病院の有効に利用されていない土地については、有効な活用方法について改めて検討した上で、具体的な利用計画又は処分計画を理事会で決定し、改善の処置状況について平成 26 年 6 月 30 日付けで会計検査院に報告し

た。

決定した具体的な計画に基づき、利用する土地については工事等を、処分する土地は測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、順次売却に係る作業を進めた。

【平成 27 年度】

和歌山労災病院移転後跡地について、敷地内を通る市道の建設計画が未確定であるため、和歌山市の計画確定後速やかに売却範囲を特定し、売却手続きを進めることとした。

【平成 28 年度】

北海道中央労災病院せき損センター土地の一部（旧看護学校跡地）、釧路労災病院入江町宿舎駐車場土地の一部及び大阪労災病院榎本町宿舎前空白地について、一般競争入札を公告したところ、不動産売買契約の締結に繋がった。

【平成 29 年度】

九州労災病院門司メディカルセンター駐車場敷地の一部について、一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を繰り返し行っている。

和歌山労災病院移転後跡地については、敷地内を通る市道の建設計画について和歌山市と協議を進め、速やかに売却範囲を特定し売却手続きを進める。

○土地の利用状況の把握と自主的な見直し体制

【平成 26 年度】

各労災病院の土地の利用状況等を把握するために、新に見直した保有資産利用実態調査書を用いて平成 26 年 5 月に調査を実施した。

また、各施設が保有する資産の利用状況を把握し、遊休資産か否かの判定を行うとともに、当該遊休資産の有効活用について審議することを目的とする「保有資産検討会議」を平成 26 年度に本部に新たに設置（原則として毎年度開催）することで、自主的な見直しを不断に行う体制を構築した。

【平成 27～29 年度】

保有資産利用実態調査により各労災病院の土地・建物等の利用状況等について把握した上で、処分可能な資産を選定し、売却に向け不動産鑑定評価の準備を実施した。

【平成 29 年度】

保有資産の見直しにおける処分の検討への積極的な取り組みについて、平成 29 年度は全国労災病院会計・用度・管理課長会議において周知した。

○資産処分収入

【平成 26 年度】

資産処分収入については、平成 26 年 6 月に「「遊休資産」とする判断基準及び処分方針」を新たに改正し、医療の提供を確実に実施するため、原則、労災病院の増改築費用等に充てることを明確にした。

【平成 27～28 年度】

不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、労災病院の増改築費用等へ充当した。

・（平成 27 年度）九州労災病院移転後跡地、千葉労災病院道路拡幅用地、北海道中央労災病院せき損センター道路拡幅用地の売却収入

6 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じること。 また、政府の方針（平成 27 年 7 月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切	7 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないよう、個人情報保護の重要性を周知徹底する等の対策を講じる。 また、政府の方針（平成 27 年 7 月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セ		・町立大淀病院労災委託病棟、北海道中央労災病院せき損センター土地の一部（旧看護学校跡地）、釧路労災病院入江町宿舍駐車場土地の一部、青森労災病院職員宿舍（姥畑及び堀ノ外）及び大阪労災病院榎元町宿舍前空白地の売却収入 【平成 29 年度】 不要財産以外の重要な財産の処分について、一般競争入札の実施等継続して売却に向けた取組を行った。 イ 施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理 【平成 27～29 年度】 平成 26 年度決算検査報告において不当事項とされた施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理については、各施設から入札に関する公告の官報掲載依頼を受けた場合に必ず当該調達の予算財源が確保されているかについて確認する等、再発防止のため、本部におけるチェック体制を強化した。 また、各種会議や研修において、適正な経理処理等について周知・徹底を行っている。 ウ 少額随意契約による契約手続 【平成 28～29 年度】 平成 27 年度決算検査報告において不当事項とされた分割して随意契約とした契約手続については、契約の決裁時に少額随意契約に係る自己点検を行うとともに、内部監査時にはその状況を確認するなど再発防止のための内部けん制体制を強化した。 また、各種会議等において適正な経理処理等について周知・徹底した。 6 適切な情報セキュリティ対策の推進 ア 個人情報保護の周知徹底 【平成 28～29 年度】 個人情報保護の重要性について、院長会議をはじめとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。また、平成 28 年 4 月に個人情報保護規程を改正し、総括保護管理者が保護管理者及び保護担当者に対し、拠点個人情報保護管理者を通じて部課等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施することを明記した。 イ 情報セキュリティポリシーの周知徹底及び適切な情報セキュリティ対策の推進 平成 29 年度までは、全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文書を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せ等においても、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。 また、所有する個人情報等について、外部に流出することがないよう、引き続き基幹システム等をインターネット環境から分離することを徹底した。 さらに、標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント対応訓練を本部において実施した。 なお、平成 30 年度においては情報取扱に係る各種手順書を作成することとしている。			
---	--	--	---	--	--	--

	な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。	セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。	※取組事項 【平成 27 年度】サイバーセキュリティインシデント対処手順書の作成 【平成 28 年度】情報セキュリティポリシー等関係規程の見直し			
	また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。	また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。				
7	既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	8 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。	ウ 情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策に関する指導を病院に対して実施するとともに、国等が実施する監査に準じたシステムの運用等に係る情報セキュリティ監査及び指導を施設に対して実施した。 また、これらの指導結果について、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。 上記の取組により、期間中は重大な情報セキュリティインシデントは発生していない。			

4. その他参考情報
特になし